大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第16集／1935年版

（覆刻版）

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがＡ５判に縮小した。)

日本労働年鑑

昭和拾年

緒言

昭和九年度大觀

昭和九年(一九三四年)における我國勞働者の狀態並に運動は、大體に昭和八年において顯現した基調の延長であり發展であると見られる。昭和八年における日本勞働者の狀態が、謂ゆる「躍進日本」の新情勢のもとにあつて、表面上明らかに好影響に立つが如く見えたるにも拘らず、その裏面においては、この新情勢が孕んだ幾多の矛盾と撞着とを甘受せざるを得なかつた事情については、前年度の本年鑑において聊か吾々の述べたところである。この發展と矛盾とは、昭和九年に入つて、いよいよ顯著なるものがあつたやうである。そして、この事態は、單に日本の政治經濟の獨自の發展に關はるにとゞまらず、深く、世界經濟そのものゝ發展過程に聯關するものゝ如くであつた。

一九三三年の夏、ロンドンに開かれた世界經濟會議の決裂を境として、世界の資本家諸國が、各國獨自の立場から意識的に恐慌克服に乘り出して來たことは事實であつた。そして、謂ゆる「恢復」の兆候は、景氣測定器の指針を力强く動かして來たのである。世界の生産、物價、利潤、就業、等々の指數は、かくて、流石に根深き恐慌も、いまや克服の過程に入つたことを物語るが如くであつた。だが、この發展のなかには、當初から一個の作爲があり無理がひそんでゐたらしい。と言ふのは、第一に各國それぞれの立場から遂行された恢復策は、一切の協定を無視し、あらゆる調和を無視し來つたのであるから、勢ひ諸國間の經濟的發展は不均衡を伴ひ、それは相互の衝突を激成せざるを得なかつ

た。何よりも、本位貨減價の政策をとつたスターリン・ブロックその他の諸國とフランスを先頭とする金本位ブロックとの間の發展の不均衡がある。そして、これらの兩群の間における世界市場裡の競爭は各々の別個の政策によつて國内市場の壓迫を齎した。さらに、本位貨減價國同志の間においてもその競爭は激甚化せざるを得ない。他方において、高度の農業關税を張りめぐらしたヨーロッパの工業國と世界の農業國との對立、それは同時に或る程度まで債權國と債務國の背反であり、また資本家國と植民地國の反目であるが、かゝる緊張はいよいよ世界經濟の前面に息づまる情景を押出して來た。かくてその全體の發展は、相互に調和ある機關を失つた。いまや一つの世界經濟があるのではなくして、分裂し解體した各國の經濟圈があるのみであつた。そこで、こゝにあらはれる「恢復」の指標は、つねに他方における「苦悶」の過重を意味するものであつた。

他方において、「恢復」の作爲は、さらにもう一つの重要な側面をもつてゐた。それは、各國が恢復策として採り上げた救農政策、救濟土木事業、殊に廣汎なる軍需工業、並に低爲替輸出策が、その裏面において大規模のインフレーションを伴ふたといふことであつた。それが、各國間における關税戰爭、貨幣戰爭、輸入防遏戰を導いたことは前に述べた如くであるが、それによつて鋭化された國際間の經濟的對立は、この底に大規模の軍需工業の進展を藏してゐるといふ事實からして、この國際對立の經濟的性質を政治的性質へと轉換して來たのである。恐慌は、いまやその本來の經濟的問題を政治的問題へと轉換し深化することによつて、そこに「克服」の道を見出さんとするが如くである。

そして、この對立の政治的性質への轉化は、遂に、各國における軍備擴大の必要を、さらに切迫せる問題として登場せしめざるを得ないことも、また見易い理であらう。かゝる情勢は、すでに一九三三年において吾々の觀取し得るところではあつたが、一九三四年はこの逃れ難い道をたゞ只管に前進するのほかはなかつたのである。かゝる空氣の中に、この夏ロンドンに開かれた海軍々縮豫備交渉が、何ら積極的の成果を收めずして、たゞ本會議開催の見透しを暗膽たるものに終らせたに過ぎなかつたことは、むしろ當然の成行であると言はねばならなかた。

かくの如き巨大なる矛盾をはらみつゝ世界が「恢復」に向つてゐるのだとすれば、日本はかゝる「恢復」を世界の何れの國よりも、最も先端に立つて代表したといはねばならぬ。日本は軍需インフレーションのトップを切つて進んでゐる。日本は貨幣戰爭の覇者たる地位にある。かくて日本は世界恐慌のこの「恢復」局面を遺憾なく代表した。昭和九年は、八年につゞいて依然として「躍進日本」の年であつた。貿易は海外諸國の防遏手段にもかゝはらず、相變らず膨脹して行つた。生産は更らに增大のテンポを早めたかの如くである。利潤も引つゞき上昇した。勞働者の就業もまた飛躍した。要するに、昭和九年においては、景氣指標の殆んどすべてが恐慌前の水準を拔いて上昇したのである。しかしながら、世界景氣がその中に包藏した自家撞着は、同時に日本景氣の矛盾であつた。否、日本の景氣が飛躍的であつたゞけ、それだけその內的矛盾は異常な深刻さをもつものであつた。蓋し、インフレーションによる軍需工業の繁榮は何ら實質的な富の蓄積を生むものでは

なかつた。軍需工業を中心とする利潤の増大は、實は他方における國債の増大であり、國家從つて國民大衆の負債の増大にほかならなかつた。銀行資産における國債の増加は、富の外觀においても、これと相似た一面の存することは、既に吾々が前年度版に指摘した如くであつて、それは原料を高價に輸入し製品を捨値をもつて輸出するにすぎず、この結果は、輸出數量が輸入數量をはるかに越えてゐるにもかゝはらず、この年もまた國際貸借は支拂勘定である。こゝでは、輸出關係産業の利益においては國民的資源と勞力との犠牲を累加して行つたものである。尤も、かゝる日本産業の繁榮が他方において産業の技術的進歩、近代的合理化の進展にもとづくところあることは之を否定し得ないであらう。しかしながら、問題はかゝる技術的進歩に伴ふ生産の増大にもかゝはらず、日本勞働者の賃銀と生活とが、歐米の先進資本主義國のそれの如く向上せしめられなかつたといふ點にある。賃銀の實質は勞働の生産力が低位にある植民地諸國のそれに近く、しかも彼等の勞働の生産力は高度資本主義國のそれに比肩するといふ矛盾こそ、謂ゆる日本における「技術」の飛躍がもつ秘密であつたのだ。

かゝる表裏相矛盾する發展は、すでに昭和八年度において充分に見られたし、豫見されもした。しかし、かゝる矛盾が漸く表面化せんとする勢を示したところに、およそ昭和九年の地位はあつたやうである。そのことは、生産と商品取引量との跛行、貸付貨幣資本の増大、それの生産資本化の停

滯傾向、等々、極めて複雜なる經路をへて生起しつゝある。だが、當面の問題としては、何よりも、勞働者の定額賃銀が依然として低落しつゞけ、他方に實收賃銀が微騰したといふ事實に見られる。これを大づかみに見れば、勞働力の價格は下落し、そしてそれが下落したが故に勞働者は從前にも增して辛い勞働をつゞけねばならなくなつたことを示したと言つてよい。更らに、昭和八年まで卸賣價格の騰勢に追隨し得なかつた小賣物價が、同樣に、貿易品價格に對する內需商品價格が、生產財價格に對する消費財價格が、前者の停滯をよそにそれぞれ昂騰し出し、勞働者および農民の消費を漸く壓迫し始めた。かくて、謂ゆる實質賃銀は、昭和九年に入つて可成りに低下し、漸くインフレーションにおける典型的な賃銀形態を出現するに至つたのである。就業は、その指數の示す通りだとは云へぬにしろ、引つゞき增加を來したことは前述の如くではあるが、その增加のなかには大量の臨時雇傭をふくむものゝ如くであつた。それは、從つて、低賃銀と常なる不安とを藏するところの膨脹であり、それ自身インフレーションによる生產活動が確乎たる基礎を缺くことを表示した。ソシアル・ダンピングの非難は、前年末から九年上半期にかけて最も喧噪を極め、九年末には早くも世人の話題から去りかけたが、ソシアル・ダンピングそのものは、國內のインフレーションの進展とともにますます覆ふべからざる事實として展開したのである。

他方において、インフレーションの進展は支配階級そのものゝうちにも、この發展に對する利害を異にする分野を明確に劃し、その對立を激成し來つた。產業資本の態度と金融資本の立場、軍部

當局の態度と財政當局の立場、等々、だがそれらは對立し抗爭しつゝも支配階級としては常に何らかの一致點を見出すのでなければならなかつた。殊に、わが金融資本は、それが現在の日本において完全なる獨裁權を把握してゐると云へないだけ、他の資本と勢力とを完全に包合すると云はんより、むしろその間何らかの齟齬と軋轢とをもつが故に、インフーレション政策の發展に對してはつねに和戰兩用の双刀を用意した。このことは、この年に至つて日本のインフレーション政策に多大の動搖を豫想せしめるに至つたのである。それは、延いて、勞働階級のこれに望む態度に影響し、勞働者をして一方にインフレーション一般に反對せしめつゝも、他方に當面のインフレーションの縮少と轉落の可能性に對して一つの莫然たる危惧を抱かしめた。勞働者階級のインフレ政策に對する態度は、こゝに反擊と執着との混亂を齎らさなかつたとは斷言できなかつたのである。そして、このことが、勞働者階級の一部のイデオロギーに、無意識ながらも非常時強權に對して何らか依倚せんとするところあらんとする傾向を生んだことも、むしろ當然であつたと考へられる。恐慌とインフレーションが、勞働階級に與へつゝある影響は、こゝにおいて愈々複雜化した。

かゝる情勢のなかに勞働者の組織および運動がその非常時色を濃化したことは云ふまでもなかつた。とは云へ、その動向は複雜であつて、必しも一樣に組合運合が反動化したことを意味するわけではないが、前年に引つゞく沈滯のなかにもその立場々々によつてそれぞれ微妙なる動きを示したことを觀取し得るのである。

経済闘争が前年につゞいて萎縮傾向を辿つたことは、何よりも運動一般がいまだ不振の域を脱しない證左であらう。總件數は昭和七年以來減少に轉じ來つてゐるが、本年もまたこの傾向を辿つたと見られる。なるほど調査數の上においては僅かの増加を示しはしたが、それは關西風水害といふ偶發事件によるものゝ増加に負ふものであつたから、本質的には依然減少と見るべきである。總件數に伴つて參加人員も低減と見られるし、繼續日數においても長期のものは激減した。

總じて、個々の規模も、全體の量も、爭議は矮小化した。のみならず、爭議の手段・戰術も一二の例外をのぞけは激烈なものがない。爭議は一般的に見れは、質においても、量においても、後退したと言つてよい。かゝる傾向が何にもとづいたかについては、本文中に一應の説明を與へたところであるから、詳しく繰返へさないが、要するに、右翼勞働組合の産業平和政策、勞資協調方針の強化、日本主義組合や會社組合の簇生、中間組合の右翼化、等々の一聯の傾向にその重要な一因があることは確かであり、さらに變態的活況が時間延長と勞働强化とによつてではあるが兎も角も一部勞働者に齎らした所得の増加は、燃え上らんとする爭議を壓し去るに有力な槓杆となり得たであらう。だが爭議性質の微温化については、左翼非合法組合の沈衰が闘爭激化主義をおよそ地上から一掃し去つたことに重要因を見得る。そして、これらの一切を通じて、非常時强權の强化がつねに爭議の發生と勝利とを壓服しつゝあることは言ふまでもあるまい。このことは特に本年度にあつては軍需工業における利潤の激増と勞働强化とは、勞働者

をして賃銀増額その他の要求に出でしめるに充分の理由を與へたにもかゝわらず、この種の爭議は、濃厚なる非常時的雰圍氣のなかでは、勞働者にとつて極めて不利の條件を構成してゐたのである。これ重工業領域における爭議が伸ぶべくして比較的に伸び得なかつた所以の一つであらう。しかも、一般に爭議原因について見るとき、前年にも増して勞働者の積極的能動的態度が前進してゐるのを發見する。注目すべきは、それにも拘らずこの抗爭力が充分に伸張し得なかつたことである。

かゝる諸要因の複合によつて特徴づけられつゝある最近兩三年の爭議傾向を見るとき、吾々はそこに、日本の政治經濟が國際的に占める危機情勢と、この危機の上に立つ日本の繁榮が、その根本的條件をなすことを、いまや明確に指摘し得るのである。

都市勞働者の經濟鬪爭から、眼を轉じて農村における農民の運動を見るとき、人々はその樣相の著しきコントラストに先づもつて駭きの聲を發せざるを得まい。勞働爭議が特殊なる環境の重壓のなかに伸ぶべくして萎縮を示したに對して、窮乏農民の小作爭議は本年度に入つて更に飛躍的の激増を示し、前年度が作つた最高記録を突破することまさに五割であつた。その増大の勢ひは停止するところを知らざるもの、如くである。こゝには、インフレーション政策が及ぼす作用の工業と農業における根本的の相違があるとは云へ、また日本の農業自身がもつ獨自の發展形態に基づくことを否定し得るものではない。恐慌と兇作との二重の壓力は、高い小作料と過小農

制の運命的な地盤の上にある日本の農民をヨリ以上の苦難の底に突き落したと見られる。繭價の慘落による養蠶收入の減少、凶作による尨大なる減收、凶作と米價高による飯米難は、官邊の報告によるも實に七十六萬戸にのぼる「要救濟農家」を生産したのである。小作爭議の激增、固よりその爲であつたと云はねばならぬ。そして、それは、地域的には、嘗て爭議を見ざる和平の農村にまで及び、その波及するところ全く全國的となり、その性質としては、依然として小作權をめぐる土地防衛の死鬪が支配的であり、しかもその鬪爭は決して小作人解放への光に面してゐない。このことは、近年の小作爭議の根本特徴であるが、本年度においてもこの傾向は進むとも退いてゐない。日本の農民は公的權力をもつて土地に緊縛されてはゐない。だが、日本の農村を圍へる資本主義は、彼等を社會的經濟的の楔をもつて猫額の土地に縛りつけてゐるのだ。小作爭議の發展的傾向は、この宿命的にも見える日本の小作農民が置かれた特殊なる地位と苦惱とを物語るが如くである。

從つて、かゝる窮地に立つ農民の政治運動も、勢ひ昂揚し來らざるを得なかつた。運動は、議會および組合運動を通じて、主として耕作權の確立を目標とするろ小作法制定と飯米獲得に集中された。しかしながら、本年度の農民組合運動もまだ年來の不振の域を全く脱したとは云へなかつた。相次ぐ彈壓がこれを阻止したと同時に、農民戰線の不統一がその責の一半を負ふべきものと見られた。だが、そのなかにも共同戰線の氣運はすでに動いてをり、そして、暗膽たる農村の希望はいまや一つにそこに連らなつてゐる。

經濟闘爭にあらはれたかゝる萎縮化の情勢は、勞働階級の組織・陣容に對して一般的にいつて好影響を與へてゐない。勞働組合の組織運動は、前年と同樣に、就業勞働者の數が增加したにもかゝはらず、いはゆる組織率は伸びず、却つて低下した。この組織率の停滯乃至は不振の狀態は今に始つたことではないが、我國の運動の示す一大缺點であり、猛省を要する重大問題である。組合運動の固定化、經營と內部政治への沒頭はいまやへと伸ぶべき組合運動本來の課題が沒却され勝ちである。運動を質的に見れば、そこにも非常時の波は高いやうである。その主たる動向の第一は、先づ、一昨年度において華々しく擡頭し昨年度において早くも龜裂を生じた國家社會主義的運動が、本年に入つて愈々混亂に陷り、殆んど解消といふも過言でない狀態に立到つたことであらう。たゞこのなかで注目されることは、日本勞働同盟を國家社會主義の主張をもつて貫かんとした一派が、遂に矢盡き刀折れて、勞働組合陣營の單一化といふ名目のもとに、東京方面は全國勞働組合と合同し、大阪方面は勞働總同盟と合同するに至り、各々それらが嘗つて飛び出して來た古巢に歸つたことである。この舊母體への歸還派の運動は、勞働運動におけるファッシズム的方向の矛盾に對する一個の反省を示すものゝ如くであり、當然の歸結とは云へ本年度の一收穫たるを失はない。だが、第二に、更に注目を要することは、日本主義乃至國家社會主義の運動がかゝる積極的な組合運動としては明かに失敗に歸したにもかゝはらず、引つゞく非常時情勢が各種の微溫的態度の組合をして、漸次に日本主義的乃至は階級闘爭否定的な謂はば御用

組合へと軟化せしめつゝある事實である。海軍勞働聯盟の綱領變更、遞信從業員聯盟の成立、等の如きはその表面化した一例であつた。それ故に、ファッシズム的組合の分裂・破綻をもつて直ちにファッシズムの後退と速斷することは許されない。國家主義的色調は、階級運動のあらゆる間隙を縫ふて、むしろ消極的な、潛在的な形で、勞働組合を內部的に浸透しつゝあると見られるのである。こゝに組合戰線に於ける一つの非常時的施回運動を見得るであらう。第三に、本年度の組合分野における今一つの特徴として擧げられるものは、まだ明白な形をとつて表現されてはゐないが、從來合法左翼と稱せられて來た一部隊の謂ゆる「左翼」的態度が漸次に緩和される傾きが見られたことである。日本勞働組合全國評議會の結成の如きも、かゝる獨特の左翼的色調の一部が清算されることなくしては不可能事ではなかつたらうか。東交の態度、東京市從の近況、すべて、この傾向を示すものゝ如くである。しかしながら、この傾向は前に擧げた組合運動の內部的ファッシズム化と同日に論ずべき問題ではあるまい。むしろ、最近の客觀情勢に對應するこれら組合の根本方針の一歩前進であらう。こゝにも異る意味で一の旋回運動を吾々は發見し得るやうであつた。こゝでは、ファッシズムの昂揚に對する勞働階級の集結的な力の必要が、漸く感得せられつゝあると見られるのである。

組合運動を動かした同じ情勢は、無產政黨に對しても異曲同調の動向を與へた。國家社會黨はその母體たる組合と運命を共にして既に前年來四花八裂の狀態に立到つてゐたが、本年に入つて

もその再生はおろか、むしろ壞滅に近づくのみであつた。他方において、今や唯一の無產政黨として愈々大をなしつゝある社會大衆黨は、その表向きの態度においては、黨內部の整備も一應完了し、その政策は益々建設的に展開されたやうである。とは言へ、こゝにもファッシズムの嵐は强く、それは巨木の根幹を全く震憾せしめなかつたとは云へなかつたのである。軍部內に發生した一個の社會觀とこれを奉ずる實勢力とに對して、黨內一部の人々が關心を持ち出だしたことは當然といへば當然であつたが、それは黨內の空氣に異常の影響を與へたことは否定し難い。とは言へ、黨そのものがこれによつて直ちに急角度の施廻をなすものと見ることはできないが、この黨の軍部批判にあらはれた態度のなかには、一方に日本のファッシズムの一特性と他方に日本の社會民主主義の個性とを感知せしめるものがないではない。それは、張目側耳に價する動きであつたと同時に、强ちに非難し回避すべき事態ではなく、むしろ最も愼重の考慮を迫る重大問題を提起したものと見るべきであらう。

かゝる無產政黨の動向と併せ考へられる今一つの動きは、昨年度に於いて日本共產黨獄中幹部から發生した「轉向」の一派が、その外廓分子を通して謂ゆる「一國社會主義」を標榜し、國際主義を排せんとする別個の運動に積極的に進まんとせることである。これは、轉向派のもつ一の必然ではあつたが、本年度に於いては未だ具體的な姿をとるには至らなかつた。

去り乍ら、かゝる一般的な情勢が、昨年以來、爲政當局の勞働對策並びに思想對策を聊か閑散に導

いたことは否み難い。蓋し、インフレーションのもつ錯覺的魅力と非常時の高唱は、一般大衆を急速度に愛國的雰圍氣に引込み、勞働統制と思想統制は客觀的事態そのものが有效に遂行しつゝあるからである。特に官營事業に於いては、このことはますます明白で、例へば勞働組合の操縦に於いてその意圖は充分に伸べられつゝある。總じて資本家の對策は、個々の資本家の個々の政策から、轉じて、資本家階級としての意識的な、統制的な、したがつてまた公然たる對策として表明されんとする傾向にあるが、本年度に於いて國際日本の問題として日程に上つたソシアル・ダンピング問題の如きに際しては、我が資本家は全く支配階級として露骨にもこの問題を自己にとつて極めて有利に、極めて自由に解決したやうである。そのことはこの問題を議題外の議題として上程すべく豫期せられたジュネーブの國際勞働會議に於ける一マヌーバーとしても表明せられたところである。資本の形態が獨占化され統制化が進むに從つて、勞資間の問題も公然たる姿に於いて表明され、その解決もまた甚だ露骨に、勞資相互の力關係のもとに公然と遂行されんとするのを見るのである。かゝる根本的な問題を別とすれば、本年度に於いては、軍需インフレーションの進展は他方にまた新たなる問題を提供した。即ち、臨時工問題、解雇手當問題、等々の登場がそれであり、これに對しては、第三者たる政府當局もこれが對策を進めんとするものゝ如くであつたが、本年中に於いてはまだ何ら具體化の運びには至らなかつた。

昭和九年の概觀を終るに當つて、最後に注目を要することとして、インフレーションの進展は謂

ゆる非常時の危機的性質を各方面に押し出しつゝあるが、そのことは國家統制の分野に於ける各勢力の消長にも動搖を呼び起し、對抗的要素を生み出した。しかもそのことは、勞働者及び農民の運動に對してもつねに動搖と混亂とを呼び起さゞるを得ない。勞働者及び農民の問題はかくして單純なる勞資問題を越えて益々國家機構の問題に喰ひ込み、そこに愈々複雜微妙の關係を展開するに至つた。この意味に於いて、インフレーション政策が早くも動搖を見んとし、しかもその禍根はすでに全生産機構の基柢へと伸びんとする兆候を示したこの一九三四年は、勞働者及び農民の政治と經濟とに對してもそれぞれの意味に於いて重大の問題を提起したと考へられるのである。

本年鑑はかゝる狀勢下の昭和九年における日本勞働者および農民の各方面に亘る狀態と運動とこれに對する施設對策の事實を可及的忠實に記錄せんとするものである。しかし乍ら、我等の努力及ばず、尙幾多の缺陷あらんことを保し難い。冀くば大方の叱正と助言とを惜まれざらんことを。終りに臨んで、本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して深厚なる謝意を表する。

昭和十年十一月

大原社會問題研究所

昭和九年重要日誌

一・一五　日本共産黨の對プロパカートル私刑事件暴露。社大黨全體會議、農村窮乏打破工作計畫審議

二・三　五・一五從犯橘等に第一審判決下る。

二・五　關直彥貴院で神鋼帝人株問題を糺彈

二・六　皇太子御誕生による治維法違反者を含めての特赦決定、紀元節に發令。

二・八　社大黨非常時大衆會議東京に開く。

二・一二　「尊氏問題」から中島商相遂に辭職。全農奈良縣聯近幾地方農民懇談會を提唱、（三月七日開催）

二・二四　日本國社黨第三回大會、愛國政治同盟と大日本國家社會黨とに分裂。

二・二六　愛知共産黨事件。プロキノ第五回大會地下に開催さる。

三・一　滿洲國帝制を實施。

三・六　日本國社學盟解消大日本國社協會創立。

三・一一　全國農民組合第五回全國大會（東京）

三・一六　治維法政正案衆議院にて可決（二十五日兩院協議會にて審議未了）

三・一八　全國勞働組合自由聯合會大會（東京）

四・一　農林省に米穀局設置さる。

四・二　第二次共産黨事件轉向派佐野、鍋山等控訴審で「一國社會主義」を表明

四・三　第一回日本勞働祭東京大阪等に擧行

四・一二　國際勞働事務局次長モーレット來朝

四・一三　コップ加盟十團體解散を聲明す。

四・一五　全國水平社第十二回大會（京都）。

四・一七　明倫會第一回大會（東京）。總聯合全國大會（大阪）モーレット臨席。

四・一八　新對支政策の「天羽聲明」發表。

四・二四　警視廳幹旋の勞資懇談會に全勞總同盟參加（二六日總聯合産業勞働クラブ等參加）。

四・二五　第三十回全國産業組合大會（鳥取）。

四・二八　大阪田中車輛會社臨時工三百名爭議

五・一　第十五回メーデー。貿易調節及通商擁護法實施。

五・七　政府左右翼運動婦滅社會不安解消のため思想對策委員會再開を決意。日本海員組合第十三回大會（神戸）。

五・八　社會大衆黨飯米要求闘爭に起つ。

五・一〇　第一回アジヤ勞働會議（於コロンボ）

五・一二　海軍聯盟國家主義新鋼領を決定。

五・一四　農林當局十二ヶ所に農民道場を設置

五・二〇　關消聯第十四回大會政治主義を清算

五・二二　青年將校の名で「軍民結束維新政權樹立」なる怪文書飛ぶ。

六・一　文部省に思想局設置さる。

六・四　第十八回國際勞働總會壽府に開催。

六・六　全協指導部に一齊檢擧行はる。

六・八　東京瓦斯勞働組合、組合會議を離脱。

六・九　日蘭會商開始。

六・一八　全國産業團體聯合會大會、日消聯第九回大會開會即時解散さる。

六・二八　全産聯勞資懇談會に組合會議系出席

七・三　齋藤内閣大藏省事件の責を負ひ總辭職（八日岡田内閣成る）。

七・八　共産黨中央奪還全代會議準備委員會多數派第一號を發刊。

七・一八　大阪機械工作所從業員一千四百名總同盟大阪金屬の指導下に爭議に入る

七・二〇　婦人參政同盟、社大婦人同盟等母子扶助法制定運動に起つ。

八・一七　北海道東北地方民代表窮乏農村救濟の臨時議會召集を政府に陳情。

八・二六　在滿機構改組で陸軍、拓務、外務鼎立「農民の飯米差押一ヶ年禁止法獲得」要求協議會農民生活權擁護聯盟結成

九・三一　米穀對策調査會制公布。

九・二　東京市電氣局更改給料による再採用、東交該案の撤回なる整理案を發表、東京市電從業員組合創立。

九・四　國際産業組合大會ロンドンに開かる

九・五　全農中央委員會當面の農村窮乏打破闘爭方針を新情勢に即して決定。

一〇・一　陸軍「國防國策強化」の小册子を配布

一〇・二　日本勞働組合會議第三回大會（東京）

一〇・三　日本共産黨多數派委員長宮内勇檢擧モーレット日本の輸出盛況は經營技術の合理化に原因すと報告。

一〇・六　全國産業團體聯合會大會（名古屋）。

一〇・八　全國方面委員大會（名古屋）。

一〇・一〇　少年教護法實施。

一〇・一七　在滿機構改組は政府案遂行。

一〇・二一　大阪市電從業員組合創立。

一〇・二五　日本農民組合臨時全國大會（東京）。

一〇・二六　海軍聯盟第十三回大會（横須賀）

一一・一　勞働同盟、總同盟全勞へ合同を聲明

一一・三　日本勞働總同盟全國大會（東京）。全國自聯政治的意見復活新テーゼ採用

一一・七　東北地方凶作地に五十萬圓御下賜。

一一・一二　産米收獲豫想三十年來の凶作。

一一・一八　全勞會總評等により日本勞働組合全國評議會結成さる。

一一・二〇　全國勞働組合同盟第五回大會（東京）

一一・二三　農民生活權擁護聯盟全代會議臨時議會へ飯米確保要求運動展開を決定。

一一・二四　日農總同盟第一回大會（川崎）

一二・二六　閣議にて臨時利得稅案正式決定。

一二・二七　藤井藏相辭職後任高橋是清、米差押禁止法獲得運動展開を決議。

一三・二八　全國水害東北凶作地對策臨時議會開院

一三・三　全農社大黨東交等東北飢饉地農民救援無産團體協議會東京に結成さる。

一三・一五　東京交通勞働組合年度大會。

一三・一七　農民生活權擁護聯盟第三回大會、飯米差押禁止法獲得運動展開を決議。

一三・一九　日本會議華府條約廢棄を滿場一致可決。（一九日米國政府へ通告）

一三・二三　全日本映畫演劇從業員組合結成。

一三・二五　第六七議會成立新議長政友濱田國松

凡例

一、本年鑑が掲げた記事は、主要なる新聞雜誌、各勞働者團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按配したるものと、本所が直接調査したるところに據るものとより成る。

一　本年鑑の編纂方針は大體前年度のそれを踏襲した。但し記述の精粗その他多少の變更は免れなかつた。尚今回初めて卷末に簡單なる索引を添えた。

一、本文の記述は原則として昭和九年中の事實に限つたが、資料の關係上、それ以前の事實をもつて記述した個所もあり、また極めて稀れであるが、昭和十年に入る事實にも言及せざるを得なかつた個所もある。從つて記述の中で「本年」とせるはみな昭和九年のことであり、九年以外の事實については一々そのことを附記した。

一、總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の扉(本文の細目次は表に、統計表あるものは裏)に載せてある。

日本勞働年鑑目次

緒言——昭和九年大觀
昭和九年重要日誌
凡例
目次
第一部　勞働者狀態……一
概說……一
第一篇　勞働者狀態一般……二
第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態……一四
第三篇　農業勞働者狀態……六〇
第四篇　其他の勞働者の狀態……九一

第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……九
第六篇　勞働移民狀態……一一七
勞働者狀態統計表——第一表乃至第二十三表……一二七

第二部　勞働者運動……二一五

概說……二一五
第一篇　勞働者爭議（並に小作爭議）……二一六
第二篇　勞働組合（並に農民組合）……二七三
第三篇　無產政黨……四三九
第四篇　消費組合運動……四六四
勞働者運動——統計表第一表乃至第六表……四七七

第三部　勞働施設及對策……四九七

概說……四九七
第一篇　雇主の施設及對策……四九八

第二篇　社會政策的施設……五一八
第三篇　勞働者運動對策……五七六
勞働施設及對策統計表——第一表乃至第八表……五八三
第四部　社會事業……六〇三
概說……六〇三
第一篇　社會事業行政……六〇四
第二篇　社會事業施設……六〇八
第三篇　兒童保護事業……六二七
第四篇　社會教化事業……六三四
社會事業統計表——第一表乃至第十表……六三七
第五部　思想團體及思想運動……六五七
概說……六五七
第一篇　社會主義的運動……六五八

目次

第二篇　國家主義的運動……六七
國家主義的及國粹團體一覽……六九
附錄　昭和九年中に制定せられたる社會問題關係法規……一
索引……卷末

完

第一部　勞働者狀態

概說……一
第一篇　勞働者狀態一般……二
第一章　職業別人口及び勞働者數……二
第二章　勞働生活……四
第三章　失業狀態……四
第一　賃銀……六
第二　生計狀態……七
第三章　物價……七
第一　家計……九
第二　生計費……九
貯蓄及金融……一三
第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態……一四
第一章　概況……一四
第一　勞働者數概況……一四
工場勞働者……一四
鑛山勞働者……一五
交通勞働者……一六
體性別勞働者數……一六
第二　工場勞働者……一六
鑛山勞働者……一七
交通勞働者……一七
年齡別勞働者數……一八
第三　工場勞働者……一八
鑛山勞働者……一九
教育程度……二〇
工場勞働者……二〇
鑛山勞働者……二一
臨時工……二一
第二章　勞働生活……二七
第一　勞働移動……二七
工場勞働者……二七
鑛山勞働者……二七
第二　職業別人口及び勞働者數……二八
第三　失業……二九
賃銀……三〇
工場勞働者……三〇
鑛山勞働者……三四
交通勞働者……三五
勞働時間……三七
工場……三七
鑛山……四〇
勞働災害及び死傷病者……四七
工場……四七
鑛山……四九
勞働衞生……五〇
生計狀態……五五
生計費……五五
職工及び鑛夫貯蓄……五八
第三章　農業勞働狀態……六〇
農業概況……六〇
耕地面積……六〇
農家……六一
農作狀況……六六
田畑賣買價格……七三
小作狀態……七五
農家經濟……七七
生產費調査……七七
農家經濟調査……八〇
農業勞働者……八九
第四篇　其他の勞働者の狀態……九一
第一章　林業勞働者狀態……九一
第二章　漁業勞働者狀態……九三
第三章　商業使用人狀態……九五
第四章　自由勞働者狀態……九六
第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……九九
第一章　中間階級者狀態……九九
第二　俸給生活者數……一〇〇
第三　俸給……一〇一
生計費……一〇一
失業狀況……一〇六
第二章　婦人勞働者及び職業婦人狀態……一〇七
第一　女工……一〇七
女工數……一〇七
賃銀……一〇九
勞働時間……一一〇
勞働災害……一一一
職業婦人……一一三
數……一一三
生活狀態……一一四
藝娼妓酌婦……一一四
少年勞働者狀態……一一五
第三章　勞働移民狀態……一一七
第一章　海外移民狀態……一一七
一般狀態……一一七
第二　北米合衆國及び加奈陀……一一八
第三　南米……一二〇
第四　其他……一二一
第二章　移入民狀態……一二三
第一　移入鮮人……一二三
移入鮮人數……一二三
移入鮮人生活狀態……一二三
移入鮮人に關する事件……一二五
移入鮮人の運動……一二六
第二　移入中華民國人……一二六

第一部　勞働者狀態（統計表）

第一表　各種勞働者數
其一　職業別人口
其二　工場鑛山其他勞働者數
第二表　工場勞働者數
其一　適用工場及職工業務別數
其二　規模別工場數
其三　規模別職工數
其四　寄宿職工數
其五　臨時工人夫數
第三表　鑛山勞働者數
其一　鑛夫數
其二　鑛山種別鑛夫數
第四表　交通通信勞働者數
其一　國有鐵道從業員數
其二　地方鐵道職員及從業員數
其三　軌道從業員數
其四　船員累年表
其五　海技免狀受有者數
其六　通信從業員累年表
第五表　工場勞働者年齡別
其一　體性及年齡別數
其二　適用工場職工年齡別數
其三　職工五人以上使用工場職工年齡別數
第六表　工夫年齡別數
第七表　工場勞働者異動
其一　異動月表
其二　解雇者歸趨月表
第八表　鑛夫異動
其一　異動月表
其二　解雇者歸趨月表
第九表　失業統計
其一　全國失業者概數
其二　推定失業者數
第十表　一般賃銀統計
其一　全國賃銀指數月表
其二　東京賃銀指數月表
其三　大阪賃銀月表
第十一表　工場鑛山其他勞働者賃銀統計
其一　賃銀指數月表
其二　一日平均實收賃銀月表
其三　勞働人員及賃銀指數月表
第十二表　家計調査
其一　俸給生活者家計
其二　勞働者家計
其三　農業者家計
第十三表　工場災害統計
其一　工場災害者數累年表
其二　業態別數
其三　工場災害原因調
第十四表　鑛山災害統計
其一　鑛山災害者數累年表
其二　鑛山種別數
其三　事由別死亡者數
第十五表　物價統計
其一　主要日用品卸賣物價
其二　東京物價十ヶ年對照表
其三　東京主要商品指數
其四　東京小賣物價指數
其五　大阪日用品小賣物價
其六　內外物價指數
第十六表　郵便貯金統計
第十七表　職工貯蓄
第十八表　農業統計
其一　耕地面積
其二　農家戶數
其三　耕地所有者戶數
第十九表　水產業者統計
其一　水產業者數
其二　遭難漁船
第二十表　林業勞働者統計
第二十一表　俸給生活者統計
其一　官吏數及平均俸給額
其二　公吏數及平均俸給額
其三　教員數
其四　小學校教員數
其五　中等學校教員數
其六　實業補習學校教員數
其七　其他學校教員數
其八　學校教員平均月俸額累年表
第二十二表　婦人勞働者及少年勞働者
其一　女職工數
其二　工場少年勞働者數
其三　女給藝妓酌婦娼妓等數
第二十三表　海外移民
其一　海外在留本邦內地人口表
其二　在留地別本邦內地人數
其三　職業別海外在留本邦人數
其四　海外在留朝鮮及灣臺人數

概　說

昭和六年末の滿洲事變並に金輸出禁止を轉機として生じた我が經濟界の基調の變化は、我が勞働界一般に對してもすでに顯著なる影響を示して來たところであるが、勞働者生活にあらはれたこの變化は特に昭和八年以來明確なる姿態をとつた。昭和九年は、この八年の情勢のそのまゝの發展といつていゝ。經濟情勢變化の基調は、云ふまでもなく軍需インフレーションと爲替安による輸出增進とであるが、それが今や我が産業界の可成りの範圍に亙つて多かれ少かれ好況を浸潤せしめたことは疑ひない。生産活動も引續き活潑であり會社利潤率も依然として高い。滿洲國の基礎も固まるにつけ、不安も去つて一般に空氣は資本にとつて明朗を加へた。この空氣が勞働生活に對して最も直截に反映したのは就業人員の增加であつた。日銀調によれば、昭和七年の勞働人員指數七四・七から八年度において八一・九へと增大したのが既に飛躍的であつたが、九年度は更に九一・三と大飛躍を示してゐる。工場および鑛山における雇人と解雇の開きを見ても、社會局調によれば、昭和八年とこれにつゞく九年とが、雇入の超過において最近年中劃期的な年であることを示してゐる。かゝる好轉は、これを充分に確認してよい。

しかし、この好轉がその裏面に孕んで來た矛盾も漸く頭をもたげかけた。就業人員增加といふ事實には多數の臨時工が吸收されてゐたのであり、この臨時工はインフレーション景氣の蜃氣樓的性質が曝露されるに從つて、勞働界の不安となり、重大なる社會問題となつた。この不安は、單に想像的なものではなくして、政府の財政々策の結果としてインフレーションが波狀をなし起伏を作つて進行することが豫想される現在としては、多分に現實的な重大性をもつてゐる。他方において、インフレーション自體の進行は、物價高＝賃銀安の矛盾を生んで行く。昭和九年においては卸賣物價の停滯に對して小賣物價の上昇が目立ち、しかも賃銀は總體として依然不騰と見られ、この矛盾の本格的な出現を想はしめるものがあつた。とは云へ、昭和九年においてもインフレーションはまだ發端の過程を脱したとは云へない。たゞそれが、勞資の間に齎らさんとする矛盾は昭和八年に比して明かに强化の過程を辿つたと見られるのである。

しかし乍ら、かゝる經濟情勢が我が農村に向つて加へた影響を考へるならば、都市勞働者のそれはむしろ良好であつたと答へねばなるまい。インフレーションが若し勞働生活を利する一面があつたとすれば、それはむろん主として工・鑛業勞働者に對してゞあつて、農民に對してゞはない。加之、昭和九年度の農村は、米高繭安の挾撃によつて窮乏化は一段と進められた上に、各種の災害による稀有の凶作が、異常なる苦難を農村に押しつけた。繭價の慘落による養蠶收入の減少、凶作による尨大なる減收、凶作と米價高による飯米難は、官廳の報告によるも七十六萬戸（總農家戸數の一四％）に達する「要救濟農家」を生産した。農村匡救は年來政府の重要政策として採られつゝあるところであるが、昭和九年の農村窮乏はこの匡救の手を待たず無遠慮に進展して行つた。

第一部は、かゝる勞働者および農民狀態の一般を、公私の統計を主たる資料として記述した。

第一篇　勞働者狀態一般

第一章　職業別人口及び勞働者數

1　職業別人口

職業別人口　「抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概觀」（昭和七年末發表）によれば、我國總人口六四、〇六七、〇五〇のうち有業者は二九、二二〇、五五〇であつて、その總人口中に占める割合即ち有業率は四五・六%に當る。これを男女各別に見れば次の如くである。

	總數	男	女
總人口	六四、〇六七、〇五〇	三二、二九四、八九〇	三二、七七三、一六〇
有業者	二九、二二〇、五五〇	一九、〇八九、五三〇	一〇、一三一、〇三〇
有業率	四五・六%	五九・一%	三一・九%

次に有業者二九、二二〇、五五〇を職業大分類によつて區分すれば、農業の一四、一五六、〇三〇最も多く、有業者の半數近く（四八・四%）を占めており、次いで工業、商業の順位で、鑛業が最も少く〇・八%に過ぎない。いま各職業における有業者の男女別數並びに總數に對する割合を見れば次の如くである。

職業	總數	男	女	人口千人中各業總數の割合
農業	一四、一五六、〇三〇	七、七九一、〇三〇	六、三六五、〇〇〇	四八四
水産業	五六八、〇四〇	五三一、〇四〇	四七、〇〇〇	一九
鑛業	二三六、一八〇	一九八、一八〇	三八、〇〇〇	八
工業	五、二九〇、五六〇	四、二八六、五六〇	一、〇〇四、〇〇〇	一八一
商業	四、四六三、一一〇	三、〇二六、一一〇	一、四三七、〇〇〇	一五三
交通業	一、一〇八、五六〇	一、〇二七、五六〇	八一、〇〇〇	三八
公務自由業	二、〇三一、〇七〇	一、六八五、〇六〇	三四六、〇一〇	七〇
家事使用人	八〇六、〇〇〇	八七、〇〇〇	七一九、〇〇〇	二八
その他の有業者	五六一、〇〇〇	四六六、九八〇	九四、〇二〇	一九

職業上の地位別有業者數　各業における有業者の産業上の地位を見るに（但し全部が使用人たる家事使用人を除く）、使用人の割合が最も多いことは各業共通であるが、雇主と單獨との割合においては獨り農業においてのみ單獨より雇主の割合が多く、他はいづれも雇主より單獨の割合が多い。そして、有業者總數の地位別割合と較べての相對的な意義において各業有業者のそれを觀察すれば、農業においてのみ雇主の割合が多く、單獨は水産業、工業、商業において、使用人は鑛業、工業、交通業及び公務自由業において比較的にその割合が多い。

	總數	雇主	單獨	使用人
總數	六四、〇六七、〇五〇	—	—	—
1 農業	一四、一五六、〇三〇	四、二八〇、〇八〇	七三五、〇四〇	九、一四〇、九一〇
2 水産業	五六八、〇四〇	一二三、〇〇〇	一二五、〇一〇	三四〇、〇三〇
3 鑛業	二三六、一八〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	二二三、一八〇

4 工業	五、二九〇、五六〇	六八六、〇一〇	九一五、〇三〇	三、六八九、五三〇
5 商業	四、四六三、一一〇	九三一、〇五〇	一、二六九、〇四〇	二、二六三、〇二〇
6 交通業	一、一〇八、五六〇	六九、〇一〇	一三四、〇〇〇	九一五、五五〇
7 公務自由業	二、〇三〇、〇七〇	五一、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一、七九六、〇七〇
8 家事使用人	八〇六、〇〇〇	—	—	八〇六、〇〇〇
9 その他の有業者	五六一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、〇〇〇	五二四、〇〇〇
1—9	二九、二三〇、五五〇	六、一三七、一五〇	三、三七五、一二〇	一九、七〇八、二八〇
無業	二四、八四六、五〇〇	—	—	—

各職業總計を一、〇〇〇とする地位別割合

産業上の地位	雇主	單獨	使用人
總數	二一〇	一二六	六七四
農業	三〇二	五二	六四六
水産業	一九九	二〇二	五九九
鑛業	二五	三〇	九四五
工業	一三〇	一七三	六九七
商業	二〇九	二八四	五〇七
交通業	六二	一一三	八二六
公務自由業	二五	九一	八八四
家事使用人	—	—	一、〇〇〇
その他の有業者	二	六四	九三四

2 職業別勞働者數

職業別勞働階級人口 上記抽出調査における各職業有業者中の

「使用人」の數は前掲の如くであり、これを直ちに各職業における勞働者と見做し得るかどうかは固より問題であるが、右の各數は大體に大正九年國勢調査報告における「本業者たる勞務者」の數に近い。いまこの抽出調査における各職業使用人數の各職業有業者總數に對する割合と大正九年國勢調査報告における「各職業の本業者總數に對する本業者たる勞務者の割合」を對比すれば次の如くである。（尙ほ前年版における左表の數字には多少の誤記があつた。玆に訂正す。）

	昭和五年 總數	昭和五年 使用人	昭和五年 各總數に對する使用人數の割合	大正九年 各職業の本業者總數百に對する勞務者の割合
總數	二九、二三〇、五五〇	一九、七〇八、二八〇	六七・四	五九・〇
農業	一四、一五六、〇三〇	九、一五〇、九一〇	六四・六	六三・四
水産業	五六八、〇四〇	三四〇、〇三〇	五九・九	六二・四
鑛業	三三六、一八〇	三三三、一八〇	九四・五	八八・四
工業	五、二九〇、五六〇	三、六八九、五二〇	六九・七	七〇・三
商業	四、四六三、一一〇	二、二六三、〇二〇	五〇・七	三四・七
交通業	一、一〇八、五六〇	九一五、五五〇	八二・六	六一・六
公務自由業	二、〇三一、〇七〇	一、七九六、〇七〇	八八・四	三四・一
家事使用人	八〇六、〇〇〇	八〇六、〇〇〇	一〇〇・〇	—
その他の有業者	五六一、〇〇〇	五二四、〇〇〇	九三・四	九五・四

職業別による各種勞働者の數は前表においてほゞ窺はれるところであるが、右は昭和五年十月一日現在の數であるのみならず、その範圍も單に「使用人」とあるに過ぎず、これを勞働者數として見る

のは勢ひ廣汎に過ぎる嫌ひがあらう。いま別個の調査をもつ工場、鑛山、林業、漁業、等について最近の數字を掲ぐれば次の如くである。

一、工場勞働者　二、五三九、三八四（昭和九年十二月末現在社會局調。）

二、鑛山勞働者　二四七、一八六（昭和九年十二月末現在社會局調。）

三、林業勞働者　一、六四一、五四六（山林局調。國有林は內地昭和八年度、北海道昭和七年度、公有林野官行造林は昭和八年度、民有林は昭和五年の數である。）

四、漁業勞働者　八五八、七二二（昭和七年末現在。農林省調、副業者等を含む「水產業被用者」の數。）

（尙ほ各種勞働者數の細別數字は第二篇以下各章並に第一部統計表參照。）

第二章　勞働生活

第一　失業狀態

失業は昭和七年度以來少くとも表面においては好轉しつゝある。昭和九年においても依然この趨勢を辿りつゞけてゐる。これが主として軍需インフレーションの進展に伴ふものであることは云ふまでもない。しかし、日銀調における「就業人員」の僅少の增加や社會局報告による推定失業者數の多少の減少が、全體に深まれる失業をどの程度緩和したかは、これらの指數から直接に見ることはできない。いま、大體の趨勢を（一）昭和五年國勢調査の抽出調査、（二）日銀調勞働人員指數、（三）內務省社會局の發表にかゝる失業狀況推定月報、等によつて窺ふことゝする。その產業部門別の詳細については更に後段（第二篇、第二章、第一、第二）に述べるであらう。

一、國勢調査抽出調査による失業者數　は二八六、〇〇〇人で、これを先に國勢調査による概數として發表された三二二、五二七人に比較すば可成りに少い。いまこれによつて失業者の產業別數を見るに、工業最も多く總數の半に近い四七・六%を占め、以下商業の一四・二%、公務自由業の一三・六%、交通業の九・八%、農業の六・六%の順序である。

	男	女	計	總數を一〇〇とする各產業の割合
總數	二六七、〇〇〇	一九、〇〇〇	二八六、〇〇〇	一〇〇・〇
農業	一八、〇〇〇	一、〇〇〇	一九、〇〇〇	六・六
水產業	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	〇・七
鑛業	八、〇〇〇	—	八、〇〇〇	二・八
工業	一三九、〇〇〇	七、〇〇〇	一三六、〇〇〇	四七・六
商業	三八、〇〇〇	三、〇〇〇	四一、〇〇〇	一四・二
交通業	二七、〇〇〇	一、〇〇〇	二八、〇〇〇	九・八
公務自由業	三五、〇〇〇	四、〇〇〇	三九、〇〇〇	一三・六
家事	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一一、〇〇〇	三・八
その他の產業	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	〇・七

次に右失業者を地方別に見てその主要なる地方を擧ぐれば次の如

くである。

地方別	失業者數
東京市及其附近	六一、〇二四
大阪市及其附近	三〇、四七三
横濱市及其附近	一三、六八三
神戸市及其附近	一〇、〇六八
名古屋市及其附近	八、八四九
京都市及其附近	五、六一四

尙ほ同じく右により失業者を年齢階級別に見れば次の如くであり、二五——二九歳が最も多く全體の約二割に達してゐる。これにつぐもの二〇——二四歳の一七%である。

年齢別	失業者	總數を一〇〇とする各年齢別の割合
總數	二八六、〇〇〇	一〇〇・〇
一四才未滿	一、〇〇〇	〇・三
一五——一九才	一九、〇〇〇	六・六
二〇——二四才	四九、〇〇〇	一七・一
二五——二九才	五六、〇〇〇	一九・六
三〇——三四才	三五、〇〇〇	一二・二
三五——三九才	三四、〇〇〇	一一・九
四〇——四四才	二三、〇〇〇	八・〇
四五——四九才	三〇、〇〇〇	一〇・〇
五〇——五四才	一六、〇〇〇	五・六
五五——五九才	九、〇〇〇	三・一
六〇——六四才	一〇、〇〇〇	三・五
六五——六九才	三、〇〇〇	一・〇
七〇才以上	一、〇〇〇	〇・三

二、日銀調による勞働人員指數 その月別移動を見れば次の如くである。この指數は累年減少の一途を辿つてゐたのであるが、昭和七年に入つて低下を停止し、八年、九年と引つゞき上昇を辿つてゐる。九年平均は九一・三で、これを前年の八一・九に比すれば可成りの好轉であることは確かである。なほこの總指數にあらはれた好轉がいかなる産業部門における變動を反映せるものなるかは後段（第二篇、第二章、第二）を參照されたい。

勞働人員指數（日本銀行調査）

大正十五年平均	一〇〇・〇	同	四月	九〇・五
昭和六年平均	七四・四	同	五月	九一・〇
昭和七年平均	七四・七	同	六月	九一・二
昭和八年平均	八一・九	同	七月	九一・六
昭和九年平均	九一・三	同	八月	九二・一
同 一月	八六・二	同	九月	九三・五
同 二月	八六・七	同	十月	九四・一
同 三月	八七・八	同	十一月	九四・九
		同	十二月	九五・五

三、內務省社會局の「失業狀況推定月報」 によつて見るに、失業者數は昭和七年七月以來大體に漸減の道を歩いてゐる。昭和九年初頭はその前年末の三七八、九二一（失業率五・一一）からやゝ反騰して三八二、三一五（失業率五・一六）に達したが、九年を通じては大體に低減、十二月には三六〇、七五〇（失業率四・八〇）に到つてゐる。

九年の一月と十二月とを比較すると失業者は五・六四%の減少である。しかしこれを八年度のこの期間の減少率一四・六六%に比すると、本年は減退の率が小さいことを見出す。

種別	勞働者 給料生活者	勞働者 日傭勞働者	勞働者 其他の勞働者	計
一月一日現在 調査人口	一、七一四、三五八	一、七六七、二四九	三、九〇九、一二六	七、四一〇、七三三
失業者	六八、五四六	一八五、一〇二	一三八、六六七	三八二、三一五
失業率	四・〇〇	一〇・三六	三・二九	五・一六
二月一日現在 調査人口	一、七三二、一九二	一、七九〇、二一三	三、九二八、一七九	七、四四〇、五八四
失業者	六九、四九八	一九〇、九九七	一二九、七四八	三九〇、二四三
失業率	四・〇四	一〇・六七	三・三〇	五・二四
三月一日現在 調査人口	一、七二五、〇二六	一、七九八、二三八	三、九二九、七三六	七、四五二、九九〇
失業者	六八、八五四	一九〇、五三五	一二五、九五四	三八五、三四三
失業率	三・九九	一〇・六〇	三・二一	五・一七
四月一日現在 調査人口	一、七一一、一四五	一、七八三、二三五	三、九二一、一八〇	七、四一五、五六〇
失業者	六八、六二六	一八八、一一五	一二四、三七三	二八一、一一四
失業率	四・〇一	一〇・五五	三・一七	五・一四
五月一日現在 調査人口	一、七二六、一五四	一、七七九、三二九	三、九五六、五五八	七、四六二、〇四一
失業者	六九、一九三	一八七、九一五	一二五、八六九	三八二、九七七
失業率	四・〇一	一〇・五六	三・一八	五・一三
六月一日現在 調査人口	一、七三一、九四七	一、七八六、六〇〇	三、九五二、六九八	七、四七一、二四五
失業者	六九、六三五	一八四、九五〇	一二三、四八〇	三七八、〇六五
失業率	四・〇二	一〇・三五	三・一二	五・〇六
七月一日現在 調査人口	一、七三一、一七八	一、七八〇、八〇二	三、九六九、〇六〇	七、四八一、〇四〇
失業者	六九、九六〇	一八三、五五六	一一九、五五四	三七二、〇七〇
失業率	三・九八	一〇・三一	三・〇一	四・九七
八月一日現在 調査人口	一、七三三、七二〇	一、七八〇、二〇二	三、九七五、四六三	七、四八九、三八五
失業者	六八、三四一	一八一、八四五	一一七、七六四	三六七、九五〇
失業率	三・九四	一〇・二一	二・九六	四・九一
九月一日現在 調査人口	一、七三五、三八九	一、七八四、八四二	三、九八七、〇二三	七、五〇七、二五四
失業者	六七、八七三	一八一、二五九	一一六、四六四	三六五、五九六
失業率	三・九一	一〇・一六	二・九二	四・八七
十月一日現在 調査人口	一、七三七、三六二	一、七八九、七八六	三、九八五、七一一	七、五一二、八五九
失業者	六八、〇一三	一八〇、四五七	一一六、八二一	三六五、二九一
失業率	三・九一	一〇・〇八	二・九三	四・八六
十一月一日現在 調査人口	一、七三九、五六一	一、七八七、〇八四	三、九八九、三三八	七、五一五、九八三
失業者	六七、四五五	一七七、七七二	一一四、八七七	三六〇、一〇四
失業率	三・八八	九・九五	二・八八	四・七九
十二月一日現在 調査人口	一、七三八、九三三	一、七八五、三六七	三、九二、八一八	七、五一七、一一八
失業者	六七、五五七	一七六、六四二	一一六、五五一	三六〇、七五〇
失業率	三・八八	九・八九	二・九二	四・八〇

第二　賃　銀

昭和九年における諸職業賃銀の大勢を商工省調査十三都市平均について見るに、八月までは前年度から引つゞく八二臺に終始してゐるが、九月以降八三臺にのぼり、十二月に入つて八四・三に到つてゐる。昨年に比し多少の上昇と見るべきであらう。そしてこれを東京と大阪とについて見るに、大阪の上昇が可成りに目立つてゐる。その月別移動は左の如し。

諸職業賃銀指數月別移動（商工省調）

	昭和九年 十三都市平均	東京	大阪
一月	八二・二	八八・一	八九・六
二月	八二・三	八七・七	九一・四
三月	八二・五	八九・九	九一・一

	十三都市平均	東京	大阪
昭和八年一月	八二・一	八九	九〇
二月	八二・三	九〇	九〇
三月	八二・五	八九・九	九〇・七
四月	八二・四	八八・四	九一・一
五月	八二・二	八九・四	九一・二
六月	八二・四	八六・八	九一・二
七月	八二・二	八九・〇	九〇・九
八月	八二・〇	八六・九	九一・二
九月	八二・六	八八・一	九一・七
十月	八二・〇	八八・四	九一・〇
十一月	八二・四	八九・四	九〇・六
十二月	八二・九	八九・三	九〇・九
十四月	八二・八	八八・九	九一・二
五月	八二・三	九〇・〇	九一・七
六月	八二・七	八九・九	九一・四
七月	八二・六	八九・四	九一・二
八月	八二・五	八九・二	九一・八
九月	八三・二	八九・八	九二・一
十月	八三・〇	八九・一	九二・二
十一月	八三・三	九〇・四	九三・一
十二月	八四・二	九一・二	九三・二

〔備考〕―大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀をもつて一〇〇とす。

第三章　生計狀態

第一　物　價

昭和七年以來上昇に轉じた物價は、八年に入つても大勢は上昇氣味であつたが、その上昇の氣勢はむしろ一頓挫の形を示した。九年に入つても同じやうな調子で、大勢上昇ではあるがその動きは極めて薄弱であると云へよう。たゞ注目に價するのは、かゝる大勢のうちに小賣物價が比較的に昂騰してゐることである。

なほ物價の各產業部門別、輸出入品と國內需要品、カルテル商品と非カルテル商品、等の別による趨勢については別に攻究を要するところであり、且つそれは昨年來の物價の動きとしては特に重要の契機を藏する問題であらう。が、こゝでは一般卸賣物價と小賣物價とにおける指數變動の大勢を見るにとゞめる。

卸賣物價　卸賣物價は商工省調卸賣物價統計と日銀調東京物價とではその示す趨勢に可成りの相違がみられる。商工省調は左表の如くであり、月別には一上一下の狀態であるが、これを年平均において見ると、八年度よりも僅かながら上昇せることが示されてゐる。

卸賣物價指數（商工省調）

	昭和九年	昭和八年
一月	七五・五	八七・四
七月	七六・六	八五・八

二月	七六・二	七六・〇	九月	七八・四	七七・一
三月	七六・〇	七四・九	十月	七九・二	七七・二
四月	七五・九	七四・〇	十一月	七八・〇	七六・五
五月	七六・〇	七四・六	十二月	七七・八	七五・三
六月	七五・八	七五・八	年平均	七六・八	七六・一
七月	七五・八	七六・〇			

〔備考〕―大正十年乃至十二年全三箇年平均價格を一〇〇とす。

次に日銀調東京物價の指數は左表の如くであり、昭和九年平均は却つて八年平均よりも低い。商工省調との相違にはむろん地方的差異が考慮さるべきものであらう。

東京物價（日銀調）

主要商品指數（東京）

	昭和八年平均	昭和九年平均	米	砂糖	生糸	綿糸	石灰	洋鐵
一月	一八五・〇	一七五・五	一九〇	二六七	七一	一九四	二八〇	一二一
二月	一七九・六	一七七・五	一九二	二七二	七九	一九五	二八〇	一一〇
三月	一七七・四	一七六・九	一九三	二七三	七〇	一九〇	二八二	一一一
四月	一七六・二	一七六・九	二〇〇	二五二	六六	一九三	二八二	一二〇
五月	一七六・八	一七六・二	二〇八	二四七	六四	二〇三	二八〇	一二三
六月	一七九・八	一七四・五	二一三	二四九	六〇	二二二	二八〇	一二二
七月	一八二・一	一七四・一	二一九	二六〇	五八	二二五	二八〇	一二五
八月	一八〇・〇	一七六・九	二二三	二六七	五七	二二七	二八〇	一二五
九月	一八二・四	一七九・二	二四二	二八〇	五七	二二一	二八三	一四八
十月	一八〇・四	一八一・八	二五七	二八〇	六三	二〇七	二八五	一四〇
十一月	一七八・七	一八一・一	二五三	二八二	六七	二〇一	二八五	一二八
十二月	一七五・五	一八一・一	二四六	二八九	七三	二〇四	二八八	一二四
年平均	一七九・五	一七七・六						

〔備考〕―明治三十三年十月を一〇〇とす。

小賣物價　小賣物價の上昇は卸賣物價のそれよりもやゝ著しいやうである。日銀調東京小賣物價によれば、年平均は昭和八年平均の一四七・三から九年は一四八・七に昇つてゐる。商工省調によるも大體同一歩調で特に前年の各月との比較において九年は前年に比して各月殆んど高いことが注目される。

尚ほ、日銀調によつて食料品、燃料燈火、服飾用品、その他の各別についてみれば、いづれも前年平均に比して殆んど同一歩調で上昇してゐる。

小賣物價指數

	東京小賣物價（日銀調） 昭和九年	昭和八年	小賣物價（商工省調） 昭和九年	昭和八年
一月	一四七・三	一四八・一	八七・九	八八・九
二月	一四八・〇	一四五・八	八八・二	八七・三
三月	一四九・〇	一四四・二	八八・六	八六・九
四月	一四九・二	一四三・六	八八・九	八六・五
五月	一四九・〇	一四三・四	八八・六	八六・一
六月	一四七・九	一四三・二	八六・一	八四・八
七月	一四七・三	一四三・二	八七・二	八五・二
八月	一四八・〇	一四四・四	八八・七	八五・六
九月	一四九・四	一四六・八	八九・一	八七・一

十月	一五〇・一	一四七・八	十月	九〇・九	八八・〇
十一月	一四九・三	一四九・二	十一月	八九・四	八八・四
十二月	一四九・九	一四八・七	十二月	八九・三	八七・五
年平均	一四八・七	一四五・六			

〔備考〕―日銀調は大正三年七月を一〇〇、商工省調は昭和四年十二月を一〇〇とす。

第二 家計

1 生計費

生計費に關しては昭和六年以降内閣統計局に於て米價統制の基本資料を供給する目的を以て累年家計調査を施行しその結果を發表してゐる。今回は昭和十年三月に發表せられたる家計調査報告（自昭和八年九月至同九年八月）によつて昭和八、九年に跨がる一ヶ年間の狀況並にその前年との比較について概要を記述することゝする。

（尙ほ本調査の大要は下の如くである。（一）調査の地域は東京市をふくめて全國十都市。（二）調査の客體は給料生活者（官公吏・銀行會社員・教職員）および勞働者（工場勞働者・交通勞働者）につき、平均月收五十圓以上百圓未滿の者一、六五三を採擇。一世帶平均人員は給料生活者は三・八〇人、勞働者は四・〇九人に當つてゐる。（三）調査の方法は各家計簿記入者の世帶に毎月家計簿を配付し之に記帳せしめたる上報告せしめた。尙ほこれら調査要綱については必ず原報告を參照され度い。）

いま右報告によつて勞働者および給料生活者につき左の實收入、實支出、總收入、總支出の概要を述べる。各々の職業分類によるヨリ詳細については夫々第二篇および第五篇の當該章節に述べてある。

實收入及び實支出　給料生活者及び勞働者の實收入並に實支出の實數と比率を示せば次の如くである。

	勞働者		給料生活者	
實收入（總額）	八六・五九円	一〇〇・〇〇%	九七・四八円	一〇〇・〇〇%
一、勤勞收入（總額）	八〇・五三	九三・〇〇	八七・七九	九〇・〇六
1 世帶主收入	七七・八六	八九・九二	八五・八四	八八・〇六
2 世帶主の配偶者收入	一・四五	一・六七	〇・八七	〇・八九
3 家族收入	一・三三	一・四一	一・〇八	一・一一
二、勤勞外收入（總額）	六・〇六	七・〇〇	九・六九	九・九四
1 財產收入	〇・二〇	〇・二三	〇・五一	〇・五二
2 受贈	五・三三	六・〇三	七・五一	七・七一
3 其の他	〇・六四	〇・七四	一・六七	一・七一
實支出（總額）	七五・〇五円	一〇〇・〇〇%	八六・二五円	一〇〇・〇〇%
一、飲食物費	二六・九四	三五・九〇	二六・九〇	三一・一九
二、住居費	一三・六〇	一六・七九	一五・九四	一八・四八
三、光熱費	三・五九	四・七八	四・三三	五・〇二
四、被服費	九・一五	一二・一九	一〇・八七	一二・六〇
五、其の他の諸費	三三・七七	三〇・三四	二八・二一	三二・七一

總收入及び總支出　同じく總收入及び總支出についてこれを見れば次の如くである。

	勞働者		給料生活者	
總收入(總額)	一五四・一一円	一〇〇・〇〇%	一六八・三六円	一〇〇・〇〇%
一、實收入(總額)	八六・五九	五六・一九	九七・四八	五七・九〇
二、實收入以外の收入(總額)	六七・五二	四三・八一	七〇・八八	四二・一〇
1 繰越	四三・三五	二八・一三	四二・一一	二五・〇一
2 貯金引出	六・九一	四・四八	一一・九九	七・一二
3 無盡取金	一・三一	〇・五八	〇・六四	〇・三八
4 保險金	〇・六二	〇・四〇	〇・三五	〇・二一
5 貸金受入	〇・九四	〇・六一	一・四四	〇・八六
6 質入	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇〇	〇・〇〇
7 負債	二・三四	一・五二	一・九一	一・一三
8 掛買	一一・七三	七・六一	一三・〇六	七・一六
9 其の他	〇・三〇	〇・二〇	〇・三八	〇・二三

	勞働者		給料生活者	
總支出(總額)	一五四・一一円	一〇〇・〇〇%	一六八・三六円	一〇〇・〇〇%
一、實支出(總額)	七五・〇五	四八・七〇	八六・二五	五一・二三
二、實支出以外の支出(總額)	七九・〇六	五一・三〇	八二・一一	四八・七七
1 繰越	四三・九一	二八・五〇	四二・二〇	二五・〇六
2 貯金	一三・五四	八・七九	一八・一八	一〇・八〇
3 無盡掛金	二・一六	一・四〇	一・一六	〇・六九
4 保險料	三・八五	二・五〇	四・〇四	二・四〇
5 貸金	一・二〇	〇・七八	一・〇三	一・〇三
6 質受金	〇・〇四	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇一
7 負債返還	二・三六	一・五三	一・八九	一・一三
8 掛買拂	一一・七〇	七・五九	一三・〇五	七・一六
9 其の他	〇・二八	〇・一八	〇・八四	〇・五〇

前回調査との比較(勞働者家計)　給料生活者については別項(第四篇)に記述されてあるので、こゝでは勞働者家計の總計について前回(昭和七・八年調)と比較を試みてみよう。尚勞働者職業別については第二篇に詳記してある。

一、實收入　實收入各項目の實收入中に占むる割合を昭和七・八年調査における勞働者世帶のそれと比較するに、先づ勤勞收入について昭和七・八年調査は世帶主の收入八九・三四%、世帶主の配偶者收入一・九一%、家族收入一・六八%を示し、世帶主の勤勞收入の割合稍々增大し、他の二者の割合稍々低下したことが判る。勤勞外收入について前回調査は受贈六・〇四%、財産收入〇・三〇%、其の他の收入〇・七三%を示し、其の他の收入を除き何れの項目も今次の調査において稍々低下した。

	前回の調査		今次の調査	
總額		一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇
勤勞收入				
全額		九二・九三		九三・〇〇
世帶主收入		八九・三四		八九・九二
世帶主の配偶者收入		一・九一		一・六七
家族收入		一・六八		一・四一
勤勞外收入				

全額	七・〇七	七・〇〇
財産収入	〇・三〇	〇・二三
受贈	六・〇四	六・〇三
其の他	〇・七三	〇・七四

二、實支出 實支出各項目の實支出中に占むる割合は昭和七・八年調査における勞働者世帶のそれに比し大なる相違は認められないが飲食物費、光熱費及其の他の諸費の實支出中に占むる割合は今次調査の方が僅かに高率を示し、住居費及被服費の割合は前回調査の方が僅かながら高率を示してゐる。

	前回の調査	今次の調査
總額	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
飲食物費	三五・五八	三五・九〇
住居費	一七・二三	一六・七九
光熱費	四・五三	四・七八
被服費	一二・三五	一二・一九
其の他の諸費	三〇・三三	三〇・三四

三、飲食物費の構成 試みに、米麥費、副食物費、嗜好品費及び出前外出先の食費の四者の實支出中に占むる割合並に飲食物費中に占むる割合を昭和七・八年調査における勞働者世帶のそれと比較すれば次表の通りである。

	實支出一〇〇につき 前回の調査	實支出一〇〇につき 今次の調査	飲食物費一〇〇につき 前回の調査	飲食物費一〇〇につき 今次の調査
飲食物費全額	三五・五八	三五・九〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
米麥費	一一・九〇	一一・一三	三三・三四	三六・五二
副食物費	一三・九九	一三・一三	三六・五六	三六・五六
嗜好品費	八・二一	七・九三	二三・〇九	二三・〇七
出前外出の食費	二・八七	二・九五	八・二〇	八・〇七

四、家計剩餘 勞働者世帶の家計剩餘額の給料生活者世帶のそれに比し多額なることは別項給料生活者に關する記述に見られる通りであるが、今この剩餘額の歸屬狀況を昭和七・八年調査における勞働者世帶のそれと比較するに、前回調査においては實收入の實支出に對する剩餘額十一圓六十一錢(實收入の一三・四七%)、剩餘額中財産の蓄積部分十圓七十二錢(實收入の一二・四四%)であつて、今次の調査においては剩餘額は前回よりも少したが、蓄積部分は反つて小額ながら增加した。△印は不足

	前回調査	今次調査
實收入の實支出に對する剩餘額	一一円・六一	一一円・五四
財産の蓄積部分 全額	一〇・七二	一〇・九七
貯金	六・一六	六・六三
無保險	一・一七	〇・八五
貸盡金	三・二四	三・二三
繰越金	〇・一五	〇・二六
實收入の實支出以外の項目に對する超過額	〇・六五	〇・五八
負債	〇・〇一	〇・〇二
質買債	△ 〇・〇二	〇・〇二
掛債	〇・二一	△ 〇・〇二
其の他	〇・〇四	△ 〇・〇二

2　貯蓄及び金融

郵便貯金　主として小額收入者、即ち中小農家、小商工業者、サラリーマン、勞働者等の小額の積立金と見得る郵便貯金は近年可成りの增加を示し來つてゐるが、昭和九年末における預金現在高は約二十九億九千二十六萬圓で、前年末に比し約一億四千百五十八萬圓の增加である。この增加は、前年における增加より更に著しい。預金者數も同樣に增加し約四千三百六十萬人に達し、昨年末に比し約二百萬人を增加してゐる。この人員の增加は昨年度において既に飛躍的の數に上つたが、本年は更にヨリ以上の激增を示してゐる。注目さるべきものである。

		昭和九年	前年に比し增加
預入	新規人員	六、五九六、九四九	三四四、三八六
	口數	一三五、五三四、八四〇	九、二五六、一一三
	金額	二、〇九〇、九〇三、二六五円	九八、一四三、四三〇円
拂戻	全拂人員	四、六〇八、八〇五	一三〇、六六八
	口數	四八、五一三、六五八	四、二〇六、八五三
	金額	一、九四九、三三一、四三三円	二八、四二七、九六一円
年末現在	人員	四三、五九七、七八六	一、九八八、一四四
	金額	二、九九〇、二五五、一二九円	一四一、五八一、八四三円
	一人當金額	六八・五八七円	〇・二五円

預入人員及び金額の職業別は昭和七年度については新たなる調査とは著しく異る點においてが發表せられたが、八年度については未だその發表に接しない。

郵便貯金現在預入人員及預金額職業別（昭和七年度）

職業別	人員	金額	預入一人當預金額
農業	六、六三八、三〇三人	四七一、八一三、六九四円	七一・〇七四円
水産業	二九〇、六〇六	一九、〇四九、三五九	六五・五五〇
鑛業	一二、〇六九	六、一八〇、〇二五	五五・六四一
工業	三、六四八、〇四八	二四、三一〇、〇八六	七二・四五二
商業	三、三四六、二八四	三五四、一九四、九二一	一〇五・八四七
交通業	一、一二七、九三八	八五、二九九、八五三	七五・六二五
公務自由業	二、三八五、二〇四	二七三、一四六、九八七	一一四・五一七
家事使用人	四五一、八八五	二四、八四五、七四四	五四・九八二
其の他の有業者	三六九、二一七	二八、七三〇、二三〇	七七・八一四
無業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五	一〇九・八四四
學生生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五三・七二三
社寺學校其他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三・七一六
不明	四、六四六、六五九	一二三、〇五二、九八四	二四・三三〇
計	三五、〇六〇、三五一	六七九、〇六五、七六〇	七六・五〇〇

右は大正七年以來發表せられて來た調査とは著しく異る點において注目されるのであるが、いまこの百分比を昭和五年發表の數字と比較してみよう。

職業別	昭和七年度 人員	昭和七年度 金額
農業	一八・九五	一七・六一
水産業	〇・八三	〇・七一

職業別	昭和五年度 人員	昭和五年度 金額
農業	三五・二七八	三二・五五七
漁獵及船夫業	一・六六六	二・三二〇

鑛業	〇・三二	〇・二三	工業	四・八四一	五・四八一	一組合平均	一人平均
工業	一〇・四二	九・八〇	商業	一〇・四三七	一四・七八六	七九、九七七円	二一〇円
商業	九・五六	一三・二三	官吏軍人	七・五〇二	九・〇五三	八三、三〇〇	二一六
交通業	三・二三	三・一八	諸職工及一般使役人	七・五三一	六・二五三	五、一二八、〇四四	二一六
公務自由業	六・八一	一〇・二〇	雜業	三・三六七	五・五四一	五、三七三、〇八四	八九、六八八	二二九
家事使用人	一・二九	〇・九三	無業	三・六〇八	四・八九六		
その他の有業者	一・〇五	一・〇七	學校生徒	一八・三三七	六・九一四		
無業	一七・六一	二五・二八	社寺團體	〇・八〇三	三・二五〇		
學生生徒	一五・六三	一〇・九八	不明	六・六三〇	八・九七六		
社寺學校其他團體	一・〇四	二・五〇	計	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇		
不明	一三・二七	四・三三					
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇					

〔備考〕―現在高は殖民地の分及罹災貯金を除く、但し樺太を含む。

次に右昭和七年度分について年齡階級別に貯金額を見れば次の如し。

年齡別	郵便貯金	年齡別	郵便貯金
一歲―九歲	七・四六	三五歲―三九歲	八・三三
一〇―一四	一三・八三	四〇―四四	五・八九
一五―一九	一三・四三	四五―四九	四・五一
二〇―二四	一三・三一	五〇―五四	四・三七
二五―二九	一三・一八	五五―五九	三・四九
三〇―三四	一〇・〇七	六〇以上	五・一三
計	一〇〇・〇〇〇	計	一〇〇・〇〇〇

産業組合貯金　産業組合組合員の貯金々額の趨勢を見れば次の如くである。

	金額	人員	一組合平均	一人平均
昭和七年	一、〇四三、一四三、九四三円	四、九七五、三一九人	七九、九七七円	二一〇円
昭和八年	一、一〇六、三三八、六六四	五、一二八、〇四四	八三、三〇〇	二一六
昭和九年	一、二三〇、一九五、三〇九	五、三七三、〇八四	八九、六八八	二二九

〔備考〕―農林省「産業組合現況」により計算。

貯蓄銀行預金　貯蓄銀行預金總額は大正十一年以來累年增加の一途を辿つてゐるが、昭和八年度においても依然たる趨勢を示してゐる。

	昭和八年	昭和七年
貯蓄預金	一、八三七、八六四千円	一、六九九、五〇三千円
定期預金	三、七七七	一六、〇二〇
當座預金	九〇	五三
特別當座預金	三三	一二
其他預金	四〇八	五五三
合計	一、八五一、一七二	一、七一六、一四〇

〔備考〕―「大藏省第五十九回年報」（昭和九年十二月）に據る。

無盡　昭和六年以降昭和八年までの全國無盡業者並にその資本額の趨勢は左の如くである。（「大藏省第五十九回年報」に據る。

	本店	支店	出張所	公稱資本金	拂込資本金	一業者當公稱資本金
昭和六年	二六七	一四九	四八〇	三六、四〇一千円	一七、七九一千円	一三六千円

昭和七年　二七四　一五八　五二三　三七、六六六　一八、二七二　一三七
昭和八年　二七六　一七四　五六四　三八、三二六　一八、五八一　一三九

尙ほ無盡口數並に給付金高を年次別に見るに次の如くである。

年次	口數	給付金契約高（單位圓） 給付濟高	給付未濟高	計
昭和四年	一、五一九、五〇六	四七一、〇六七、三三二	六一三、七九二、三五二	一、〇八三、八五九、六七四
昭和五年	一、六五九、〇一四	五三〇、九七一、七六五	六五八、二七二、八二七	一、一八九、二四四、五九二
昭和六年	一、六四九、二〇〇	五〇五、二三五、六一四	六七三、八二三、三五八	一、一七九、〇四八、九七二
昭和七年	一、七三七、四〇七	五三三、七三四、四三四	六七二、二九七、〇六九	一、二〇六、〇三一、五〇三
昭和八年	一、八三八、三二一	五四二、三三四、五五〇	六八三、五二五、〇三六	一、二三五、八五九、五八六
公益質屋	昭和六年四月末現在の狀況は左の如し。（內務省社會局調）			

營業主體	數	業務所數	貸付資金	貸付資金財源 預金部低利資金借入	簡易保險資金借入	基本財產その他
市	四	八一	二、九八七千円	七二〇千円	九九九千円	一、二六九千円
町	八五	八六	一、四一五	一、一五六	一三一	一三八
村	七四	七五	八三四	六四五	九五	九三
公益法人	一三	二一	四〇三	一五六	—	二四七
計	二一六	二六三	五、六三二	二、六七八	一、二一七	一、七一三

第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

第一章　概況

第一　勞働者數概況

昭和九年六月末現在における工場・鑛山・交通勞働者總數は內務省社會局の發表するところによれば左の如くである。

	男	女	計
工場勞働者	一、三六、九三一	一、〇三三、三四六	二、三四九、二七七
鑛山勞働者	二五、七六六	二五、五二一	二四一、二九七
運輸交通通信勞働者	四六二、七五五	五九、二三八	五二一、九八三

〔備考〕—十二月末數については第一部統計表其一參照。

1　工場勞働者

工場勞働者總數　昭九年六月末現在の工場勞働者數は社會局調によれば前掲の如く、二、三四九、二七七人にして、これを前年同月末の二、一四〇、六三五人に比較すれば二〇八、六四二人の增加を示してゐる。これを十二月末現在について見れば、九年度は前年度に比し三〇五、三五五人の增加を呈してゐる。尙參考のため、日銀調勞働人員指數について見れば、昭和八年十二月の八五・八からその後累增して九年十二月には九五・五に達してゐる。

右社會局調昭和九年六月の工場勞働者總數を官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

官公營		一五九、八三	
私營	工場法適用	一、七二八、一九一	七八・九三
	非適用	四六一、二六四	二一・〇七
計		二、一八九、四五五	一〇〇・〇〇

地方別工場勞働者數 同じく右社會局調による工場勞働者數を地方別にその大なる順序に見れば次の如くである。

		工場勞働者總數を一〇〇とする割合
東京府	三五九、八〇一	一五・三 %
大阪府	三〇六、四七〇	一三・〇
兵庫縣	一六六、六九四	七・一
愛知縣	一五三、一八〇	六・五
福岡縣	一〇一、一六一	四・三
京都府	八六、四二九	三・七

業態別職工數 商工省調（「工場統計表」）によつて昭和八年末現在の職工數並びに工場數を見るに次の如くである。

	工場數	%	職工數	%
紡織工業	三三、一八〇	三〇・八	九〇七、六三一	四七・八
金屬工業	五、五四二	七・七	一三五、六五二	六・六
機械器具工業	七、八五〇	一〇・九	二四九、三二三	一三・一
窯業	三、三五五	四・七	七一、一九五	三・八
化學工業	四、〇二三	五・六	一六三、七〇六	八・六
製材及木製品工業	五、九七三	八・三	六六、四三九	三・五
印刷及製本業	三、〇四九	四・二	五三、六七九	二・八
食料品工業	一三、八六八	一七・九	一四二、二三七	七・五
ガス及電氣業	五六	〇・八	八、三二〇	〇・四
其の他の工業	六、五四	九・一	一二、九〇九	五・九
計	七一、九四〇	一〇〇・〇	一、九〇一、〇九一	一〇〇・〇

2 鑛山勞働者

鑛山勞働者總數 昭和九年六月末における鑛山勞働者總數は前掲社會局調によれば二四一、二九七人にして前年同月末の一九四、七二八人に比すれば、四六、五六九（二三・九%）の著るしい增加で、注目すべきものである。蓋し、鑛山勞働者數は右社會局調によれば前年において三・四%の增加を示したとはいへ、その前年までは最近減少をつゞけてゐたからである。

地方別數 上の九年六月末の現狀を地方別に多數の鑛山勞働者を有する順序に見れば左の如くである。

	鑛山勞働者數 昭和九年	昭和八年	昭和九年	昭和八年	全國鑛山勞働者總數に對する割合 昭和九年	昭和八年
福岡縣	八七、三〇三	七〇、二〇五	二六・一 %	二六・〇 %		
北海道	二八、四六八	二三、五〇三	一一・八	一三・〇		
長崎縣	一八、九七四	一五、五七六	七・九	七・九		
山口縣	一四、三〇九	一〇、三五二	五・九	五・三		

福島縣　一三、八〇五　九、九七七　五・三　五・一

鑛山種別鑛夫數　昭和八年六月末現在における狀況を鑛山局調によつて見るに次の如し。

	鑛夫數	百分比 昭和八年度	百分比 昭和七年度
金屬山	四九、三〇九	二四・三七	二一・三六
石炭山	一四三、六〇二	七〇・九八	七四・二四
石油山	四、一〇五	二・〇三	二・二一
其他の非金屬山	五、三〇四	二・六二	二・一九
計	二〇二、三一〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

3　交通勞働者

交通勞働者總數　昭和九年六月末現在における運輸・交通・通信勞働者の總數は、社會局調にれば五二一、九八三人にして前年同月の五三八、〇五八人に比し一六、〇七五人の減少を示してゐる。

尙ほ昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見れば、交通業を職業とする者の總人口は一、一〇八、五六〇人であつて、このうちその大部分が勞働者と看做し得る「使用人」は九一五、五五〇人を數へてゐる。

種類別交通勞働者數　昭和五年國勢調査の抽出調査による結果は交通業を分類して「運輸に從事する者」と「通信に從事する者」とに分つてゐるが、いまこれらにおける「使用人」階級の數をかゝぐれば次の如し。

	使用人 男	使用人 女	使用人 計
運輸に從事する者	七一八、五三〇	二八、〇〇〇	七四六、五三〇
通信に從事する者	二八、〇二〇	五一、〇〇〇	一六九、〇二〇
計	八三六、五五〇	七九、〇〇〇	九一五、五五〇

第二　體性別勞働者數

1　工場勞働者

體性別總數　工場勞働者の男女別數並にその百分率の昭和九年六月末現在の狀況は左の如くである。（社會局調より計算）

		男	女	計	勞働者百人中女の占むる割合
官營		二五、二七八	三五、七六八	一四一、〇四六	一八・二七
公營		一六、八三四	一、九四二	一八、七七六	一〇・三四
民營	工場法適用	八五二、九四六	八七五、二四五	一、七二八、一九一	五〇・六五
	非適用	三三一、八七三	一三九、三九一	四六一、二六四	二八・〇五
	計	一、一八四、八一九	一、〇〇四、六三六	二、一八九、四五五	四五・八九
總計		一、三二六、九三二	一、〇三二、三四六	二、三四九、二七七	四三・九四

業態別による體性別數　昭和八年六月末現在の狀況は左の如し。（商工省「工場統計表」昭和八年度より計算）

	職工數 男	職工數 女	職工百人中女子
紡織工業	一七〇、五八一	七三七、〇五〇	八一・二
金屬工業	二五、六〇三	一〇、〇五〇	八・〇

機、械器具工業	二三八、五四〇	二〇、七八三	八・三		
窯業	五七、九三〇	一三、二六五	一六・六		
化學工業	一〇六、二七三	五七、四三四	三五・一		
製材及木製品工業	六〇、八一五	五、六三四	八・五		
印刷及製本業	四七、五三一	六、一四八	一二・五		
食料品工業	一一七、六三八	二四、五九九	一七・三		
ガス及電氣工業	八、二五七	六三	〇・八		
其他の工業	五四、四九三	五八、四一六	五一・七		
計	九六七、六五九	九三三、四三二	四八・一		

尚ほ昭和五年施行第三回「勞働統計實地調査」の結果による工場勞働者の體性別數は次項（第三の1）に年齢別數と共に記載してある。

2 鑛山勞働者

體性別總數 昭和九年六月末現在における鑛山勞働者の男女別數は社會局調によれば左の如くである。

	男	女	計
鑛山勞働者	二二五、七六六人	二五、五二一人	二四一、二九七人
右割合	八九・四	一〇・六	一〇〇・〇

これを前年同月末に比ずれば、男子は四〇、〇〇〇人、女子は六、五六九人のいづれも增加を示してゐる。

鑛山別男女數 鑛山局調に據り昭和八年六月末現在における各種鑛山別男女數を見れば次の如し。

【坑內鑛夫】

	鑛夫數 男	鑛夫數 女	百人中女子
金屬山	二四、九〇八	二一七	〇・八六
石炭山	九、四三六	六、五七三	六・二六
其他の非金屬山	二、一六九	六四	二・八七
計	二三五、五一三	六、八五四	五・一八

【坑外鑛夫】（製錬、精製を除く）

金屬山	一三、一六四	三、八七七	二二・七五
石炭山	二九、一五六	九、四三七	二四・四五
石油山	三、〇七六	一一八	三・六九
其他の非金屬山	一、八一三	三四五	一五・九九
計	四七、二〇八	一三、七七七	二二・五九

【製錬（或は精製）鑛夫】

金屬山	六、五七六	五六七	七・九四
石油山	八三一	八〇	八・七八
其他の非金屬山	八一二	一〇二	一一・一六
計	八、二一九	七四九	八・一五
總計	一八〇、九四〇	二一、三八〇	一〇・五七
製錬精製を含む坑外鑛夫	五五、四二七	一四、五二六	二〇・七七

3 交通勞働者

職別性總數 昭和九年六月末現在社會局調における運輸交通通信勞働者の男女別數並にその割合は次の如し。

男	四六二、七五五	八八・七%

女	五九、三八	二・三	
計	三二、九八三	一〇〇・〇	

尙ほ昭和五年第二回國勢調査の「抽出調査」による結果については、前項の3にその男女數を掲げてある。

第三　年齢別勞働者數

1　工場勞働者

工場勞働者年齢階級別數　昭和八年末現在における職工總數を商工省「工場統計表」によつて三階級の年齢別に見れば次の如くである。尙ほその割合を前年と比較すれば僅少ながら十六歳未滿が上昇し、五十歳以上が減少してゐる。

十六歳未滿	一八五、七三五人	九・八%	
十六歳以上五十歳未滿	一、六八〇、一四八	八八・四	
五十歳以上	三五、三一八	一・八	
計	一、九〇二、〇九一	一〇〇・〇	

尙ほ職態調査として第三回勞動統計實地調査（昭和五年）の報告によつて年齢別男女別勞働者數を見れば次の如くである。

	男	女	計
未成年勞働者	一〇五、八六七	四三五、四九五	五四一、三六二
一二―一三歳	二、五〇七	四五、七八九	四八、二九六
一四―一五歳	一八、四八三	一三一、〇五〇	一四九、五三三
一六―一七歳	三八、四六五	一四四、三九八	一八二、七六三
一八―一九歳	四六、四一三	一一四、二五八	一六〇、六七〇
成年勞働者	五二〇、四六九	二三八、〇三九	七五八、五〇八
二〇―二四歳	一二四、六六五	一三三、六四〇	二四七、三〇五
二五―二九歳	一三三、九三一	四〇、六四五	一六四、五七六
三〇―三四歳	九八、八九七	三二、四三〇	一三一、三二七
三五―三九歳	七一、六九八	一四、八七五	八六、五七三
四〇―四四歳	五〇、二九六	一一、〇九六	六一、三九二
四五―四九歳	三八、九二七	九、四七六	四八、四〇三
五〇―五四歳	一六、一四〇	四、二五六	二〇、三九〇
五五―五九歳	三、九二三	一、六七六	五、五九九
六〇歳以上	一、九九二		九四五	二、九三七
計	六二六、三三六	六七三、五三四	一、二九九、八七〇

業態別による年齢階級別數　上掲商工省調年齢別數を各業態に分つて詳細に見れば次の如し。

	職工數	十六歳未滿	十六―五十歳	五十歳以上
紡織工業	九〇七、六三一	一四九、七一六（一六・五%）	七四九、四八一（八二・六%）	八、四三四（〇・九%）
金屬工業	一三五、六五二	二、七八二（二・二）	一二九、七一八（九五・三）	三、一五二（二・五）
機械器具工業	二四九、三三三	九、五五九（三・八）	二三三、九五一（九三・九）	五、八一三（二・三）
窯業	七一、一九五	二、五五六（三・六）	六五、三七一（九一・八）	三、二六八（四・六）
化學工業	一六三、七〇六	七、二五九（四・四）	一五二、一八五（九三・〇）	四、二六二（二・六）
製材及木製品工業	六六、四三九	一、八三九（二・八）	六二、一四五（九三・五）	二、四五五（三・七）
印刷及製本業	五三、六七九	二、三八九（四・四）	五〇、一三八（九三・四）	一、一六二（二・二）
食料品工業	一四二、二三七	二、四二一（一・七）	一三五、八六八（九五・五）	三、九四八（二・八）
ガス及電氣業	八、三三〇	五（〇・一）	八、〇〇三（九六・二）	三二二（三・七）

其他の工業	一三、九〇九	七、一九九(六・四)	一〇三、二九八(九一・五)	二、四一二(二・一)
計	一、九〇一、〇九一	一八五、七三五(九・八)	一、六八〇、一四八(八八・四)	三五、三一八(一・八)

〔備考〕―括弧内は各業態勞働者百人に對する割合。

2 鑛山勞働者

年齢階級別鑛山勞働者數 昭和八年六月末現在における鑛夫總數を年齢階級別に見れば次の如くである。(鑛山局調により計算)。實數においては各階級とも前年同月末に比し增加しており割合では殆んど同じである。

	實數	
十六歳未滿	一、二八九	〇・六%
十六歳以上五十歳未滿	一九四、三七九	九六・一
五十歳以上	六、六七二	三・三
計	二〇二、三四〇	一〇〇・〇

男女別年齢階級別數 同じく鑛山局調にもとづき男女別にその比率を見れば次の如くである。

	男	女	各年齢階級における鑛夫百人中女子
十六歳未滿	〇・五	一・五	二六・三〇
十六歳以上五十歳未滿	九六・二	九五・二	一〇・四三
五十歳以上	三・三	三・三	一〇・五四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇・五七

尙ほ靜態調査として第三回勞働統計實地調査(昭和五年)の報告によつて年齢別男女別勞働者數を見れば次の如くである。

	男	女	計
未成年勞働者	三二、五七六	六、七九七	二九、三七三
一二―一三歳	一五二	一〇三	二五五
一四―一五歳	二、七一八	一、〇五六	三、七七四
一六―一七歳	八、三九九	二、六〇二	一一、〇〇一
一八―一九歳	一二、三〇七	三、〇三六	一四、三四三
成年勞働者	一六七、八〇〇	二九、七七八	一九七、五七八
二〇―二四歳	三〇、七三二	六、二八八	三七、〇二〇
二五―二九歳	三四、七九三	五、八一六	四〇、六〇九
三〇―三四歳	三一、九一五	五、九八四	三七、八九九
三五―三九歳	二六、六二八	四、七八七	三一、四一五
四〇―四四歳	二〇、一三三	三、三三七	二三、四六〇
四五―四九歳	一五、二八五	二、五四四	一七、八二九
五〇―五四歳	五、九五六	七八一	六、七三七
五五―五九歳	一、八三四	二〇〇	二、〇三四
六〇―六四歳	四一六	三二	四四八
六五―六九歳	八四	七	九一
七〇歳以上	三四	二	三六
計	一九〇、三七六	三六、五七五	二二六、九五一

坑內外別年齢別數 更に上掲鑛山局調によつて坑內外別にその比率を算出すれば次の如くである。

	男	女	各年齢階級における鑛夫百人中女子
坑內 十六歳未滿	〇・二	〇・六	一六・三
坑內 十六―五十歳	九七・二	九七・五	五・二

鑛夫	五十歳以上	二・六	一・九	三・九
計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	五・二
坑外鑛夫	十六歳未滿	一・四	二・二	三〇・九
	十六―五十歳	九三・七	九四・一	三三・七
	五十歳以上	四・九	三・七	一八・四
計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	二三・六
製錬鑛夫	十六歳未滿	一・〇	〇・三	二・四
	十六―五十歳	九三・六	九四・五	八・四
	五十歳以上	五・四	五・二	八・〇
計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	八・三

第四　教育程度

1　工場勞働者

第三回勞働統計實地調査（昭和五年）の報告によつて工場勞働者の教育程度を見るに左の如くである。

	男	女	計	%
總數	六二六、五九三	六七三、六七〇	一、三〇〇、二六三	一〇〇・〇
不就學	二〇、一〇八	二四、九四七	四五、〇五五	三・五
尋常小學中途退學程度	三六、二一九	四一、一七五	七七、三九四	六・〇
尋常小學卒業程度	二五九、五九六	四九一、五五六	七五一、一五二	五七・八
高等小學中途退學程度	四一、五六〇	三三、七六二	七四、三二二	五・七
高等小學卒業程度	二〇四、一二五	六三、一五九	二六七、二八四	二〇・五
實業補習學校中途退學程度	四、八二九	四、三〇九	九、一三八	〇・七
實業補習學校卒業程度	二〇、六五五	二二、二九二	三二、九四六	二・四
中等學校中途退學程度	一七、九六〇	一、六七九	一九、六三九	一・五
中等學校卒業程度	一八、一五二	二、五八〇	二〇、七三二	一・六
專門學校以上の教育程度	二、三三二	一七	二、三五〇	〇・二
不詳	一、〇五五	一九五	一、二五〇	〇・一

これを昭和二年、大正十三年の前二回の結果と比較するに、

	昭和五年	昭和二年	大正十三年
總數	一、三九九、〇一三	一、三七八、八六六	一、三一四、九九五
不就學の者	四五、〇五五	六三、九二七	七七、六四〇
尋常小學中途退學程度の者	七七、三九四	一四〇、七一六	一九七、四一二
尋常小學卒業程度の者	七五一、一五二	八〇一、七四二	七三一、七四三
高等小學修學程度の者	四三五、四一三	三七二、四八一	三二一、二〇〇

右の割合は次の如くであつて教育程度の向上を物語るものの如くである。

	昭和五年		昭和二年		大正十三年	
總數	一〇〇・〇		一〇〇・〇		一〇〇・〇	
不就學の者	三・五		四・六		五・九	
尋常小學中途退學程度の者	六・〇		一〇・二		一五・〇	
尋常小學卒業程度の者	五七・八		五八・二		五五・五	

高等小學修學程度の者	三・七	二七・〇
2 鑛山勞働者		三三・六

鑛山勞働者については前年度本年鑑に同じく第三回勞働統計實地調査の報告による記載あるをもつて重複をさけて玆に省略す。

第五 臨時工

臨時工の使傭はむろん今に始つたことではなく我國においては慣例的に早くから行はれてゐるところであるが、最近軍需インフレーションを中軸とする一部工業界の繁榮は、一般に使傭勞働者の增大を來すと同時に、この增加の中に謂ゆる臨時工を含む傾向が次第に顯著となつたと見られる。かくて、臨時工問題は、重大なる社會問題の一つとして漸く日程に上るに至つたのである、がその現狀を正確に知ることは可成り困難である。特に、臨時工の數、幾何の臨時工が現存するか、その最近の增加は幾何であるか、等々の實狀は、これを明確につかむ資料を缺いてゐる。

たゞ、臨時工が常傭工と異る種々の不利なる條件については大體明かである。社會局調の云ふところによれば、「臨時工の雇傭の形式は、勞力供給請負業者を通じ或ひは工業主直接期限を定め、又は日々雇入れをなす等、その數相當多數に上つてゐる。而も臨時職工に對しては一般常傭職工におけるが如く解雇退職手當制度その他福利施設の適用がないのみでなく、供給請負業者を通じて雇傭せられる者に在りては、中間において賃銀の一部を控除せられる所謂頭ハネの習慣ある等、勞働者保護上幾多考究を要するものがある」と。

いま臨時工及び人夫に關する最近の調査として、社會局の調査（「勞働時報」昭和十年號）になるものを左にかゝげる。たゞ左の調査は使用職工百人以上の工場にかぎられ、且つ官設工場を除いてゐる等の點で、全般的な臨時工の狀態としてはなほ缺ぐるところが多いことに留意する必要がある。調査は臨時職工と人夫とに別つて記述されてゐる。（尙ほこれら臨時工・人夫の待遇その他の條件について、他の章節で述べるのが當然であるが、便宜上こゝに一括しておく。尙ほ、最近の臨時工については全產聯「臨時工問題に關する參考資料」がある。

1 臨時職工

一、臨時職工の數的一般觀察

昭和九年十二月末現在に於ける使用職工百人以上を有する工場（官設工場を除く、以下同じ）中、臨時職工及び人夫名義の職工を使用するものは七百五十四工場に及び、全國此の種工場の約三〇パーセントに當る（昭和八年十月末現在數と對比）。而して其の使用する臨時職工及び人夫名義の職工數は八萬八十七人を算し、試みに前記七百五十四工場の平均を見れば一工場百六人に當つて居る。又百人以上の臨時職工及人夫名義職工を使用する工場は百五十二工場に上り、その內千人以上を使用するものは十一工場に及んで居る。

臨時職工使用工場數	七百五十四
常傭職工	三九八、三二二人

臨時職工	工業主の直接雇傭するもの　期限付期限定めなきもの又は一定作業完了を條件とするもの	三八、三九三
	日々雇入れらるるもの	二四、九二八
	其の他	一、三七八
	計	三、一八四
	人傭負雇の請じも給通るを供をす　雇入及賃銀等に關し工業主に於て特定するもの	六七、八八三
	工業主に於て特定せざるもの	七、〇六六
	計	五、一三八
合計		一三、二〇四
總計		八〇、〇八七
全職工に對する臨時職工數の百分率		四七八、四七九
人夫（工場法の職工に非ざるもの）　工業主の直接雇傭するもの		一六・七四
	供給請負人を通じ雇傭するもの	四、四五八
		二四、〇九六

（一）業種別

臨時職工及び人夫名義職工の使用狀況を業態別に見れば、絶對數に於ては機械器具工場の四萬八千四百八十三人が最も多く特別工場（電氣業、瓦斯業、金屬精製業等）の一萬二千七百三十人之に次ぎ、以下化學工場の一萬一千三百三人、染織工場の四千三百八十一人、飲食物工場の一千九百九人、雜工場の一千三百八十一人の順序を示して居る。而して相對數に於ては特別工場の三三パーセント並機械器具工場の二四・六パーセントが斷然頭角を顯し、化學工場の一二パーセント之に亞ぎ、染織工場の三・三パーセント以下急減して化學工場、飲食物工場、雜工場何れも〇・一パーセントに過ぎない。右の如く機械器具工場に於ける臨時職工數の壓倒的多數を占むるのは我國重工業の股賑狀態を物語るものと思はれる。試に之を東京の事例に付て見るも機械器具工場の臨時職工は八千六百四十三人で一工場當り百七人に當り臨時職工總數の八割を占むる狀況に在る。唯茲に注意すべきは特別工場に於ける臨時職工が絶對數、相對數共に極めて高位を占むるは其の使用工場僅かに二十二工場中に於て一製鐵所が一萬一千二百七十六人を使用することに因る事之である。

	臨時職工使用工場數	臨時職工數 男	臨時職工數 女	全職工數に對する臨時職工數の百分率 男	全職工數に對する臨時職工數の百分率 女	人夫 男	人夫 女
染織工場	三九	二、〇二三	二、二六九	七・六五	二・二六	二、〇〇七	三三五
機械器具工場	二八八	四四、三〇五	四、一七八	二四・五七	二・四九	一〇、三二八	七九〇
化學工場	二三三	八、六一四	二、六八九	一三・九六	九・七五	七、四二九	一、〇三〇
飲食物工場	三七	一、一六〇	七四九	一五・八七	二三・五〇	五三三	五四
雜工場	五五	八六二	五一九	八・〇二	一五・九九	二八四	—
特別工場	三三	二、九二四	八〇六	三四・一六	六一・四八	五、三四二	四三二
計		七五四	六八、八七七	二、二〇	二・一三	七・三五	二五、九一三	二、六四一

（二）性別

前項の數字を性別に觀察するに臨時職工の男は六萬八千八百七十七人で女の一萬一千二百十人に比し約其の六倍以上に達して居る。蓋し右は前述の如く近時重工業の股賑に伴ふこと勿論で機械器具工場、特別工場に於けるものを合すれば實に五萬六

千二百二十九人に及び全臨時工數の七〇パーセントに及んで居る。比較的女子臨時工の多いのは染織工場及化學工場の一部で此の兩者の臨時女工は四千九百五十八人で此處に於ける臨時男工の一萬六百二十六人に比し四六パーセントに當つて居る。

(三) 地方別

臨時職工の使用狀況を地方別に見れば勿論重工業工場の分布狀況に應じ東京百八十七工場一萬八百三十五人、大阪の百二十六工場一萬三千五百五十六人、兵庫の九十四工場八千四百八十人、愛知六十一工場四千七百三十六人、福岡四十二工場一萬五千七十六人、神奈川四十六工場七千四百六十九人等がその多きに屬してゐる。

二、臨時職工の雇傭形式

臨時職工及び人夫名義職工中には工業主に於て直接雇傭するもの及び供給請負人を通じて使用さるゝもの〻二種がある。而して工業主の直接雇傭するもの〻內に於ても日々雇入らるゝ所謂日傭工、一定の期間を定め使用する期限付職工、或は一定作業の完了を使傭關係の解除條件と爲すもの、或は全然期間の定めなく事業主の一方的意思表示によりて何時なりとも使傭關係を解除さるゝもの〻內には雇入及賃銀等に關し工業主に於て個々に臨時工たるべき職工を特定するもの又は然らざるものがあり、或は又工業に於ても全然雇傭の形式を採らず供給請負業をしてその責任に於て作業場及設備を供給して作業請負の形式を採る者等がある。之等は別表に示す處の如くであるが以下若干の說明を加へよう。

(一) 工業主の直接雇傭するもの

第一部第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

工業主の直接雇傭する臨時職工は六萬七千八百八十三人で臨時職工總數八萬八十七人の八四パーセントに當りその大部分を占めて居る。

而して內工業主が一定の期間を定めて雇傭するものは三萬八千三百九十三人で、工業主の直接雇傭する臨時職工の五六パーセントに當り臨時職工總數の四八パーセントに當る。期間の定めなきもの又は一定の作業の完了を條件とするものは二萬四千九百二十八人で工業主雇傭臨時職工に對し三六パーセント、臨時職工總數の三一パーセントである。日々雇入れらるゝものは千三百七十八人で工業主直接雇傭臨時工の二パーセント其の他のもの三千百八十四人で四パーセントとなつて居る。之に依て見れば事業の本體たる作業に從事する臨時職工で日々雇入のものは極めて少數なるを知るべく、何れも相當期間繼續使傭せらるゝ事を窺ひ知る事が出來る。

(二) 供給請負人を通じ雇傭さるゝもの

供給請負人を通じて雇傭さるゝ臨時職工は一萬二千二百四人で臨時職工總數の一五パーセントに當る。而してその內雇入及賃銀等に關し工業主に於て臨時職工を個々に特定するものは七千六十六人で供　請負人を通ずる臨時職工の五七パーセント强に當り、特定せられざるものは四二パーセントに當つて居る。即ち供給請負人を通じて供給せらるゝ臨時職工と雖もその大半は工業主より個々に特定せられ實質的には工業主より直接雇傭せらるゝ臨時職工と大差ないやうである。

茲に人夫と言ふのは各工場に於ける呼稱の人夫なることは勿論工場法上の職工に非ざるものを指稱するもので、即ち工場の目的とする作業の本體たる業務並直接にその業務を助成するため勞役に從事する者以外の者、例へば專ら作業場内外に於て運搬に從事する人夫、便所、寄宿舍の掃除夫等の如き者を言ふのである。

從つて之等の者の内或部分の者は勞働者災害扶助法の保護を受くるも他は何等法の保護を受くることがない。又勞役の種類により或は工業主の便宜上、工業主に於て直接雇傭するものと供給請負人を通じ雇傭するものゝ二種あるは臨時職工に於けると異る所がない。只人夫に在りては人夫供給請負人を通じて雇傭せらるゝ場合が多く、工場主に於て直接雇傭する場合の割合に少い事は臨時職工と異る主要なる點である。試みに數字について見るも、人夫供給請負人を通じて雇傭さるゝ臨時人夫は二萬四千九十六人で臨時人夫總數二萬八千五百五十四人に比し八四パーセントに達する。蓋し此の種人夫は單純なる勞働に從事せしむるものであるから工業主は必要に應じ取捨增減して臨機に使傭するを便宜とすると共に雇止の自由圓滑を期するに因るものと思はれる。

3　臨時職工及び人夫の待遇

工業主が臨時職工の制度を設くるは、一部常傭職工に引上ぐべく見習或ひは試傭の期間を臨時工として待遇するものもあるが、その大部分は近時工業界の活況に伴ひ職工增員の必要に迫まられたるもので即ち工業主は現下經濟乃至産業界の狀況に鑑み工業界殷賑の持續性に付見通しが付かず擴張部分の作業に對しては何時なりとも自由に縮少し得べき方策として此の制度を採用せるものゝやうである。臨時職工を使用する工場中には全職工の半數乃至大部分臨時職工を以て充つるものが相當あることは注意すべきである。

右の如き事情の下にある臨時職工の待遇は常傭職工に劣るを普通とするが以下その狀況に付述べよう。

一、常傭職工と臨時職工の待遇上の差別

臨時職工と常傭職工の間に待遇上何等の差別を設けないものも相當あるが、多くは常傭職工に比し總ての待遇劣惡なるを例とする。而して臨時職工の雇傭に當りて工業主は定賃銀以外何等の名義を以てするを問はず工場に對し要求せざる旨を記載する誓約書を職工又は供給請負人より徵する場合が多い。常傭職工と臨時職工との待遇上の差異の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

（一）　退職手當

工場法施行令第二十七條の二の規定する豫告手當以外工場の福利施設として退職或は解雇手當を支給しないものが極めて多い。之臨時職工と常傭職工との待遇上の實質的重要なる差異である。然し乍ら中には一定の勤續期間を設け之を超過した臨時職工には常傭職工に比し減額された或程度の退職手當を支給するもの、或は又受格期間は定めないが解雇の際常傭職工に支給する分の半額又は三分の二等の率を定めて支給するもの、又は退職手當として支給せず歸鄕旅費として若干の支給をなすもの等ある。

（二）　早出、殘業の割增金

早出、殘業の割增金は請負作業に於ては問題とならないが定時間作業のものに在りては誓約書に於て明かにして置くを例とする。而して定時間作業のものに在りても早出、殘業と全然割增金を付せざるものがあり、又常傭職工の例に準じ割增金を付するもの、或は常傭職工に比し減額支給するもの等がある。

（三）期末賞與

期末賞與は支給しないものが多く偶々支給するものでも常傭職工の半額内外に止まる。

（四）皆勤賞與

工業主直接雇傭の臨時工にして期限を定めず又は相當長期の期限を定めて使傭するものゝ中には皆勤賞與を支給するものがあるが供給請負人を通じ雇傭する者には此の制度なきものが多い。

（五）昇給

相當長期に亘り使傭せらるゝ臨時職工、又は實質的に常傭職工の性質を有する臨時職工に在りては昇給する場合があるが、其の他の臨時職工に在りては昇給することは極めて稀である。

（六）日給

臨時職工中には常傭職工より日給高き者あり又之と反對に低きものもある。前者は工業が臨時必要に迫られ雇傭する短期間の場合に多きが如く其の割合少く、大部分は常傭職工に比し低給なるを例とす。

（七）右の外常傭職工に比し待遇劣惡なるものに公休日を支給せざるもの、共濟組合に加入せしめざるもの、貯蓄金の積立を爲さしめざるもの、食事を支給せざるもの、微兵檢査、勤務演習等の際手當を支給せざるもの、健康保險の被保險者たる資格を與へざるもの、（一定期間經過後與ふるものあり）被服を支給せざるもの、金融制度の利用を認めざるもの、日用品の實費購買、家族の實費診療、定期券購入代金の貸付、慰安會の參加、洗場の利用等をなさしめざるもの等がある。

二、供給請負人を通ずる臨時職工及人夫の賃銀支拂方法

供給請負人を通じて使傭せらるゝ臨時職工及人夫の賃銀は月一回乃至二回工業主より支拂はるゝがその六五パーセント内外は供給請負人を通じて職工及人夫に支拂はれ殘り三五パーセント内外は工業主より直接に勞働者に支拂はれる。而して工業主より直接勞働者に支拂はるゝものに在りては供給請負人に對する報酬は毎月定額を定め或は勞働者一人に付單價を定めて之を勞働者の賃銀と別に支拂はるゝから賃銀支拂上に於ける弊害が少いが人夫供給請負人を通じて支拂はるゝものに在りては所謂頭ハネの弊害を當然發生せしむる。

因より頭ハネの制度は供給請負人介在を必要とする經濟上の關係より生じたる慣習で直ちに以て之を弊害なりと稱するを得ないが往々供給請負業者中に勞働者を犧牲にして不當の利益を貪る者あるは勞働者保護上考慮を要する所である。

所謂頭ハネは勞働者の性別、年齢別、作業の場所別、勞務の性質等により各々率を異にするもの或ひは又一率なるもの、賃

銀の一定比率に依るもの、一定額なるもの等がある。比率に依るものは労働者の日給の五パーセント乃至二十五パーセント、金額に依るものは五錢乃至五十錢であるが中には賃銀の半額を控除するものがあると言ふ。その低率のものに在りてはさした る弊害はないが高率のものに在りては労働者を悲惨なる狀態に置く場合が尠くない。

次に労働者に對し賃銀を均一に支拂ふや、或は労働者の年齢別、性別、其の他能力に應じて支拂はるゝやの點に付て見るに直接工業主に雇傭せらるゝ労働者は勿論個人別に賃銀額を決定さるゝ場合が多いが供給人を通ずるものに在りてはその六十五パーセントは均一支拂である。殊に賃銀が供給請負人を通じて支拂はるゝ場合に於ては大部分は均一賃銀で中には最高、中位最低の三階級に區別して支拂はるゝものがないではないが極めて稀である。唯實際賃銀が労働者の手に入る場合は供給請負人は年齢、性別、能力、作業場所、労務の性質等に應じて適宜個々の労働者に支拂ふ場合が多い。

臨時工と常傭工との差別事項別工場數

待遇上何等の差別を設けざるもの	一六一
日給以外何等支給せざるもの	二七
臨時職工の日給常傭工に比し高きもの	一七
臨時職工の日給常傭工に比し安きもの	六三
臨時雇職工の時間給低きもの	一
臨時工のみ昇給せしめざるもの	三一
臨時工の昇給率低く或は昇給を遲延せしむるもの	四一
臨時工の昇格をなさゞるもの	一九
退職手當を支給せざるもの	一一
退職手當及諸手當常傭工より少きもの	三〇
一定期間の經過を條件として割增金及諸手當を常傭工の半分支給するもの	一
期末賞與を支給せざるもの	一五
賞與率常傭工より低きもの	九
勤續手當、皆精勤賞、能率賞を支給せざるもの	一五六
同右手當少きもの	三
早出殘業の割增金を附せざるもの	一六
同右割增金を少くしたるもの	一
休日手當を支給せざるもの	三
演習中の手當を支給せざるもの	一
徵兵檢査當日手當なきもの	一
家族手當を支給せざるもの	二
晝食給與を爲さゞるもの	五
被服（作業服）を支給せざるもの	六
社宅を貸與せず又は住宅料を支給せざるもの	一
貯蓄金の積立をせしめざるもの	一
共濟組合購買組合に加入せしめざるもの	二
慶弔救濟規定の適用なきもの	六五
被保險者資格を與へず	五四
一定期間被保險者資格を與へず	九
公休日を與へず	一
就業時間を常傭工より長くするもの	三〇
	一

慰安會に臨時工のみ實費を徴收するもの　二
臨時工としての勤務期間を恩給年限に算入せざるもの　一
常傭工は月給臨時工は日給とするもの　四

第二章　勞働生活

第一　勞働移動

1　工場勞働者

解雇及び雇入　社會局調査に據り昭和九年中における工場勞働者の異動狀況を見るに、工場勞働者に在ては解雇五六八、五三五、雇入七二三、二九八であつて差引雇入超過五四、七六三を示して居る。之を前年に比すれば解雇において四三、五九八、雇入において一八九、〇四四の各增加である。尙ほ最近五箇年間における異動狀況を見るに昭和五年及六年を除き他は何れも雇入超過であつて殊に九年は前年の相當多數の雇入超過に引續き著しい增加を示してゐる。

昭和九年	解雇	雇入	月末現在
一月	四〇、四〇一	七七、七三一	一、一六八、一七四
二月	四七、四七八	六八、六八六	一、一九三、四一五
三月	四一、三〇三	七〇、五三六	一、二三〇、九一九
四月	四三、六〇九	一〇〇、七六三	一、二八三、五五八
五月	四三、四五〇	四八、一六六	一、二九二、九八二
六月	四〇、三四一	四六、九九一	一、三〇一、七七八
七月	三七、九三五	六三、〇五〇	一、三二八、六〇八
八月	四〇、一五七	四九、一四八	一、三三八、三八五
九月	四三、五八一	五九、三五七	一、三五九、五八九
十月	四一、二〇六	五〇、八三五	一、三六六、六三〇
十一月	三八、五一六	四六、九六八	一、三七五、五三二
十二月	一二三、五五九	四一、〇七七	一、二九九、七八三
累計	五六八、五三五	七二三、二九八	
月平均	四七、三七八	六〇、二七五	

2　鑛山勞働者

解雇及び雇入　同じく社會局調に基づいて鑛山勞働者の解雇雇入の狀況を見るに、昨年よりの雇入超過に引續き本年も雇入超過九、八一七を示してゐる。最近五ヶ年間における異動狀況を見るに、昨年および本年を除いて他は何れも解雇超過であつて、昭和五年を最高として逐年減少し八年に入つて始めてしかも著しき雇入超過を示し、九年もやはり雇入超過であるが、八年に比すればその超過率は可成り減少してゐる。

昭和九年	解雇	雇入	月末現在
一月	一三、〇六七	一四、三八五	二一〇、一一七
二月	一〇、一三三	一一、〇〇五	二一〇、八七一
三月	一三、一七六	一三、三九六	二一三、八三六
四月	一三、四三一	一三、六九八	二一三、四七五
五月	一三、〇四一	一三、七二三	二一三、〇三二
六月	一一、三四七	一一、三八三	二一三、五八九
七月	一一、二四四	一一、六九一	二一四、四二四

八月	一一、三七七	一一、五一五	二二四、七六六
九月	一三、八九四	一四、二〇六	二二六、二七六
十月	一三、八二六	一四、〇三三	二二七、四六三
十一月	一一、五一八	一三、四二一	二二八、六七九
十二月	一〇、五四三	一二、九五七	二三一、六六四
累計	一四二、五九六	一五二、四一三	
月平均	一一、八八三	一三、七〇一	

3 勞働者募集

勞働者移動の一側面として、昭和八年中における勞働者募集の狀況を「昭和八年勞働者募集年報概要」によつて記述する。

業態別應募者　昭和八年において勞働者募集取締令第四條により募集從業者たるの許可を受けたる者は四千九百七十人であつて前年に比し五百八十二人の增加であるが、前々年に較ぶれば三千五百七十六人の減少を示してゐる。當年中において募集從業者の募集した勞働者の總人員は二十四萬二千四百八十一人であつて、これを前年と比較するときは五千二百八十六人の增加となつてゐる。これら應募者の大部分は染織工場に屬するもので、その內でも製糸業最も多く十五萬八百九十六人であつて總數の六割餘を占め、次いで紡績業六萬五千七人（總數の二七%）、織物業一萬三千九百九十二人（六%）其の他工場七千四十四人（三%）であつて土木建築業には千六百三十三人（〇・七%）、鑛業及砂鑛業（殆んど石炭山）では三千六十七人であつて其の他の事業は極めて少數（二百九十二人）である。

業務別應募者數を示せば次表の如し。

	昭和八年 男	昭和八年 女	昭和八年 計	昭和七年計	百分率 昭和八年	百分率 昭和七年
工場 製糸業	九、五六七	一四一、三三九	一五〇、八九六	一六五、七〇七	六二・二三	六九・八六
工場 紡績業	一、八一九	六三、一八八	六五、〇〇七	五一、三〇一	二六・八一	二一・六三
工場 織物業	九五一	一三、〇四一	一三、〇四一	一三、九九二	五・七七	五・八二
工場 其の他の染織工場	五六四	一、一三三	一、六九七	六四五	〇・七〇	〇・二七
工場 染織工場以外の工場	二、一八八	三、一五九	五、三四七	二、六一五	二・二一	一・一〇
工場 小計	一五、〇八九	二三一、八五〇	二三九、九三九	二三四、〇六七	九七・七一	九八・六八
鑛業及砂鑛業 金屬山	九	—	九	—	—	—
鑛業及砂鑛業 石炭山	三、四三九	—	三、四三九	六一九	一・四二	〇・二六
鑛業及砂鑛業 石油山	—	—	—	—	—	—
鑛業及砂鑛業 其の他の非金屬山	一六九	—	一六九	—	〇・〇七	—
鑛業及砂鑛業 砂鑛業	—	—	—	—	—	—
鑛業及砂鑛業 小計	三、六一七	—	三、六一七	六一九	一・四九	〇・二六
土木建築業	一、六三三	—	一、六三三	二、四〇〇	〇・六七	一・〇一
其の他の事業	二七〇	三	二九二	一〇九	〇・一二	〇・〇五
合計	二〇、六〇九	二三二、八七二	二四二、四八一	二三七、一九五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

就業地別及び募集地別移動　について（鑛山及砂鑛業を除く）觀るに、前掲年報の報告する概要は左の如し。

應募人員二十三萬八千八百六十四人の中十二萬九千二百十一人（總數の五四%）は應募地府縣において就業し、十萬九千六百五十三人（四六%）は他府縣に出稼したものである。

應募地（出身地）別に見るに最も多いのは長野縣であつて四萬六千三百五十二人（總數の一九・四%）、次いで新潟縣の二萬七百十三人（八・七%）、山梨縣の一萬五千二百九十三人（六・四%）、岐阜縣の一萬四千百五十人（五・九%）、鹿兒島の一萬二千七百七十四人（五・三%）、群馬縣の一萬一千六十三人（四・六%）、愛知縣の一萬八十九人（四・二%）等の諸縣にして、これら應募者は前記の如く自府縣において就業する者と他府縣に出稼する者とがある。他府縣に出稼する者の最多數なのは新潟縣で一萬八千二百六十人、次いで山梨縣は一萬一千二百八人、鹿兒島縣は一萬一千三十五人、長野縣は一萬三十九人、岐阜縣は六千八百七十五人を算へ、更に宮崎、富山、靜岡、沖繩、廣島等の順序で何れも二千人以上である。

次に應募者の就業狀況を觀るに最も多いのは長野縣の四萬五千七百三十一人、次いで愛知縣の二萬四千二百六十三人、群馬縣の一萬七千八百八人、大阪府一萬四千五百三十二人、埼玉縣一萬二千六百二十七人、兵庫縣一萬二百七十八人等で更に岐阜、滋賀、東京、福島、三重、和歌山、京都等の順序であつて何れも五千人を超えてゐる。

尙ほ前表土木建築事業は北海道と東京府とで募集し北海道で就業したものである。

鑛山勞働者については前表に示せるが如く募集は大部分石炭山でその募集地並びに就業も主として福岡鑛山監督局管內である。

第二　失　業

昭和九年度における失業の狀況は一般的にいつて前年度より更に改善を見たものゝ如くである。この一般的趨勢については第一篇第一章において、また解雇及び雇傭者歸趨の大勢については前節「勞働移動」において之を述べた。いま日本銀行調査勞働人員指數について失業狀況を就業者率の側から見るに、昭和九年度平均の九一・二は八年度平均の八一・九に比して可成りの增加であるといはねばならぬが、それがなほ指數の基準年たる大正十五年の一〇〇にはなほ相當の距離あることは留意されねばならぬ。しかし、これを各事業別に見れば、この推移は事業の部門によつて著しい凸凹を作つてゐること又云ふまでもないことであり、且つ種別された事業十八種のうち八種はすでに基準率の平均を超えて上昇してゐる。その上昇の最も著しきものは機械製造業であり實に一六八・八に達してゐる。

昨年度との比較において就業人員指數の飛躍を見たるものは依然重工業が中心であり、即ち機械製造、船舶製造、車輛製造、器具製造、金屬製造、等であり、染織業方面は必しも良好でない。殊に製糸業は僅少ながらも減少を呈した唯一の部門である。一般に、基準年よりの上昇の程度の高き部門が、また前年度に比しても大幅の增大をなしてゐるといつた傾向が見られるやうである。してみると就業人員は各部門について一般的に增大してゐるとはいふものゝ、そのいはゆる跛行的狀態は依然として解消せずと見るが至當のやうである。

尙ほこの指數の動きについては前年版本節の記述をも併せ參照されたい。

勞働人員各業態年平均指數の推移（日銀調）

	昭和七年平均	同八年平均	同九年平均
總指數	七四・七	八一・九	九一・三
製糸業	六六・九	六一・八	六〇・二
紡績業	六三・二	六四・五	六九・四
織物業	六六・四	七三・〇	七五・九
染色整理業	八〇・七	八一・二	一〇四・七
組物編物業	七二・四	八一・二	八九・〇
機械製造業	一〇〇・七	一三三・六	一六八・八
船舶製造業	七三・九	八〇・五	一〇一・九
車輛製造業	七七・二	八五・二	一〇四・六
器具製造業	八八・七	一〇七・四	一三八・六
金屬品製造業	八九・八	一〇〇・五	一二七・四
窯業	六六・一	七二・四	八〇・七
製紙業	七一・九	七五・〇	八〇・二
製藥業	九一・六	一〇五・五	一三四・二
護謨製品業	一三三・四	一四六・七	一四八・五
人造肥料業	七二・五	七六・二	八三・四
飲食物工業	七九・三	八一・五	八四・五
印刷製本業	九一・三	九三・三	九五・四
製材家具工業	七三・一	七四・六	七五・九

次に之を主要事業のみにつき月別推移を見れば次の如し。

勞働人員月別推移（日銀調）

	勞働人員總指數	紡績業	機械製造業	金屬品製造業	印刷製本業
昭和九年平均	九一・三	六九・四	一六八・八	一一七・二	九五・四
同　一月	八六・二	六五・八	一五四・五	一〇九・八	九四・三
二月	八六・七	六五・九	一五六・九	一一〇・八	九四・六
三月	八七・八	六六・五	一六〇・三	一一二・〇	九四・五
四月	九〇・五	六九・五	一六五・二	一一三・六	九五・〇
五月	九一・〇	六九・九	一六五・五	一一四・七	九五・〇
六月	九一・二	六九・七	一六六・八	一一五・九	九五・一
七月	九一・六	六九・四	一六九・三	一一八・一	九四・九
八月	九二・一	六九・三	一七一・七	一一九・三	九五・二
九月	九三・五	七〇・八	一七五・二	一二〇・七	九五・八
十月	九四・一	七一・一	一七七・九	一二二・四	九六・二
十一月	九四・九	七一・九	一七九・八	一二三・九	九七・二
十二月	九五・五	七二・四	一八三・〇	一二四・九	九六・八

第三　賃　銀

1　工場勞働者

平均並に月別指數　各職業における賃銀指數については前掲（第一篇第二章第三）の商工省調に見られる通りであるが、右は各職業包括的であつて純粋に工場勞働者の賃銀指數とは言へない。いま日本銀行調査に據つて見るに、前年における傾向と同じく、定額賃銀においては低落し、實收賃銀においては騰貴を示してゐる。

次に、内閣統計局調賃銀指數を見るに、その職工賃銀指數は昭和

九年平均は八年平均と同様九七であり、職工賃銀は前年と同地位であること、且つ前々年（昭和七年）に比するとそれが僅かながら低落せることを示してゐる（七年の平均指數は九八）。尚ほこの内閣統計局調賃銀指數は賃銀・諸手當・賞與額であるから實收賃銀に近きものと見得るのであるが、日銀調實收賃銀が騰勢を示せるに對して右指數がこれに反する傾向を呈してゐるのは注目に價するものである。

日本銀行調勞働賃銀月別指數

	定額賃銀 昭和八年	定額賃銀 昭和九年	實收賃銀 昭和八年	實收賃銀 昭和九年
一月	八六・五	八四・一	八九・五	八七・八
二月	八六・三	八三・七	九一・〇	九二・九
三月	八六・〇	八三・五	九一・六	九四・〇
四月	八五・五	八三・〇	八八・五	九〇・七
五月	八五・二	八二・八	八八・一	九〇・七
六月	八五・一	八二・七	八八・四	九〇・五
七月	八五・〇	八二・八	八七・四	八九・六
八月	八四・九	八二・七	八七・〇	八九・七
九月	八四・七	八二・六	八八・六	九〇・〇
十月	八四・五	八二・六	八九・二	九一・一
十一月	八四・〇	八二・三	八九・五	九二・四
十二月	八三・九	八二・二	九一・六	九五・〇
平均	八五・一	八二・九	八九・二	九一・二

内閣統計局調職工賃銀月別指數

	昭和八年	昭和九年		昭和八年	昭和九年
一月	一〇二	九六	八月	九三	九四
二月	一〇二	一〇〇	九月	九四	九五
三月	一〇〇	一〇〇	十月	九五	九五
四月	九七	九六	十一月	九七	九七
五月	九六	九五	十二月	一〇〇	九九
六月	九七	九六	平均	九七	九七
七月	九四	九四			

業態別賃銀指數　昭和七年以來賃銀指數の推移は業態により著しい相違を示してゐること、恰も就業人員のそれと同樣である。そしてそれが最近の賃銀推移の一大特徴をなしてゐることは言ふまでもない。いま内閣統計局調（前掲）によつて見るに紡織工業は七年以來引つづき低落してをり、重工業部面においても、機械器具製造、造船業運搬用具製造、等の一二部門は九年平均が八年平均より低下を示し注目を惹いてゐる。

商工省調賃銀指數は最近業態別による年平均を掲げなくなつたので正確なる九年度平均を見るを得ないが、その月別推移を辿つてみると、主要産業部門のうち繊維工業が九年に入つて反騰を示してゐるのが前掲内閣統計局調と對比して特に目立つ。

因に、右商工省調は大體に「實質賃銀」ではあるが、「半期末、年末、盆、暮に支給せられる慰勞手當・休業又は傷病手當・退職手當・季節的又は臨時に雇主より支給せられる衣服身廻り品の類

又は之に代へて支給せられる金錢・雇主より支給せられる寄宿又は住込勞務者の生計費にして食事又は食費以外のもの等實質上賃銀の性質を有せずと認められるものは之を實收賃銀中に合算せず」とされてゐる。尚ほ詳細は商工省「賃銀統計月報」參照。

尚ほ業態別賃銀の詳細については第一部統計第十表を參照されたい。

内閣統計局調業態別賃銀指數（主要部門のみ）

	金屬工業	機械器具製造業	造船業運搬川具製造業	化學工業	紡織工業	飲食料品製造業
昭和七年平均	九九	一〇〇	九五	一〇一	七六	一〇〇
昭和八年平均	一〇三	九六	一〇〇	九六	七三	九七
昭和九年平均	一〇一	九二	九三	九六	七一	九七
昭和九年一月	一〇六	九三	一〇三	九六	七三	一〇二
二月	一〇五	九六	一〇一	九七	七四	九五
三月	一〇五	九六	一〇二	九六	七一	九七
四月	一〇五	九一	九九	九五	七〇	九九
五月	一〇三	九〇	九二	九五	七〇	九四
六月	一〇三	九一	九〇	九七	七一	九五
七月	一〇一	九〇	九〇	九三	七〇	九五
八月	一〇一	八九	九〇	九一	七〇	九四
九月	一〇二	九〇	八九	九五	七一	九六
十月	一〇四	九二	九一	九五	七一	九七
十一月	一〇六	九三	九一	九八	七一	九八
十二月	一〇八	九六	九三	九九	七二	一〇一

〔備考〕―昭和二年平均を一〇〇とす。

商工省調業態別賃銀指數（主要部門のみ）

	繊維工業	金屬機械器具工業	窯業	化學工業	飲食料品工業	印刷製本業
昭和七年平均	七六・三	八七・八	八一・二	八八・九	九四・八	九三・〇
昭和八年平均	七七・七	九二・〇	八二・二	八六・〇	九五・七	九二・〇
昭和九年一月	七八・四	九一・二	八三・〇	八五・九	九六・五	九三・〇
二月	七八・三	九一・六	八三・二	八五・六	九六・七	九四・五
三月	七八・三	九二・〇	八二・四	八五・六	九六・五	九三・五
四月	七九・四	九二・六	八一・四	八六・〇	九六・七	九四・〇
五月	七七・四	九二・八	八三・〇	八四・七	九六・二	九一・五
六月	七八・一	九三・四	八三・二	八五・七	九七・〇	九二・〇
七月	七八・〇	九三・二	八二・八	八五・三	八六・四	九二・〇
八月	七八・三	九一・六	八三・二	八六・一	九六・六	九〇・五
九月	七八・九	九三・二	八二・八	八六・〇	九七・六	九三・五
十月	七九・九	九二・六	八二・八	八六・〇	九一・五	九三・五
十一月	七九・九	九三・八	八二・六	八六・四	九三・〇	九四・〇
十二月	八〇・九	九四・四	八三・〇	八七・六	九五・三	九七・〇

（備考）大正十年乃至十二年平均賃銀をもつて一〇〇とす。

一日平均賃銀指數　内閣統計局調査に基づき昭和九年六月における工場勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額を見るに、總平均において一圓八十七錢二厘で前年同月の平均一圓八十七錢九厘に比し七厘の低下を示してゐる。男女別年齡別にこれを見れば、女子十六歳未滿において前年より僅か上昇せるだけで、他は何れも前年より低下してゐる。（前年度版參照）

	平均	十六歳未滿	十六歳以上
男子	二四三・一錢	五九・八錢	二四六・四錢
女子	七二・二	四七・四	七六・四
總平均	一八七・二	—	—

業態別一日賃銀額　同じく右（昭和九年六月における工場勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額）を業態別に主要部門について見れば次の如くである。

業態	總平均	男子平均	女子平均
窯業	一六九・九錢	一九八・七錢	七六・二錢
金屬工業	三〇一・二	三二一・三	一二三・六
機械器具製造業	二六一・一	二七六・三	一二四・〇
化學工業	一八四・七	二一〇・七	一〇四・七
纖維工業	七七・九	一三九・二	六三・二
食料品嗜好品製造業	一五六・八	二〇八・四	九四・七
紙工業、印刷業	一八〇・〇	二〇三・四	一〇五・五
ガス、電氣及天然力利用業	二四五・七	二四七・三	一三四・五

次に謂はゞ靜態調査に屬するものであるが、前年發表を見た昭和五年第三回「勞働統計實地調査」にもとづいて、業態別・男女別・一日賃銀を見るに次の如くである。

	平均	男	女
總數	一・三六円	二・〇五円	〇・七一円
窯業、石土業	一・六三	一・八〇	〇・七八
加工業	二・四〇	二・五一	一・〇三
金屬工業	二・二九	二・四一	一・一九
機械器具製造業	一・四一	一・六一	〇・八〇
造船業、運搬用具製造業	二・五四	二・五六	一・一四
精巧工業	二・一三	二・三三	〇・九五
化學工業	一・五七	一・八九	〇・九〇
紡織工業	〇・七九	一・三五	〇・六六
被服、身裝品製造業	一・一八	一・六三	〇・九一
紙工業、印刷業	一・七九	二・〇四	〇・九七
皮革、骨、羽毛品製造業	二・二一	二・五五	〇・八〇
木竹草蔓類に關する製造業	一・四六	一・六二	〇・七二
飲食料品製造業	一・五二	一・九五	一・〇九
土木建築に關する業	一・七六	一・七八	〇・七六
瓦斯、電氣、水道業	二・五五	二・五七	一・〇七
其の他の工業	一・五四	一・九四	〇・七六

年齡別一日平均賃銀　同じく右昭和五年「勞働統計實地調査」によつて年齡別・男女別・一日賃銀を見れば次の如くである。

	男	女
未成年勞働者	一・〇一円	〇・六四円
一二―一三歳	〇・四九	〇・四〇
一四―一五歳	〇・六四	〇・五五
一六―一七歳	〇・九二	〇・六八
一八―一九歳	一・二七	〇・七七
成年勞働者	二・二六	〇・八五
二〇―二九歳	一・九一	〇・八三

三〇—三九歳	二・四七	〇・九一	九二	九一	七六
四〇—四九歳	二・七三	〇・九三	九三	九一	八〇
五〇—五九歳	二・五六	〇・八三	九四	九二	八〇
六〇歳以上	一・八四	〇・六四	九四	九五	八三
九月			九二	九二	八三
十月			九三	九二	八二
十一月			九四	九二	八〇
十二月			九四	九二	八三

〔備考〕昭和二年を一〇〇とす。

2 鑛山勞働者

平均・月別・業態別・賃銀指數　内閣統計局調査による鑛山勞働者の賃銀（賃銀諸手當賞與額）は昭和九年平均は九二を示し、前年に引續き上昇を示してゐる。この上昇傾向は前年にはじまるものである。いまその鑛山種別指數の月別推移を示せば次の如くである。

	全體	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
昭和五年平均	九六	一〇〇	九五	九六	九二
昭和六年平均	八六	九一	八三	九三	八二
昭和七年平均	八二	八七	七九	八一	八〇
昭和八年平均	八七	九一	八五	九三	七九
昭和九年平均	九二	九二	九二	九三	八二
昭和九年一月	九二	九三	九二	九六	八二
二月	九三	九二	九二	九四	八一
三月	九二	九二	九二	九三	八〇
四月	九一	九三	九一	九二	八三
五月	九〇	九二	九〇	九九	八二
六月	九一	九二	九〇	九二	八四
七月	九一	九二	九二	九五	八二
八月	九二	九一	九二	九四	八三

尚ほ日本銀行調査によつて鑛山勞働者の一日當り賃銀額（定額賃銀並に實收賃銀）の月別推移を見れば次の如くである。これを前年度の推移と比較するに、男子においては定額實收ともに各月增大を示してゐるが、女子にあつては六月以降は前年より却つて下降を示してゐるのを見る（前年版參照）。

	一工當り（定額賃銀） 男	女	一人一日當り實收賃銀 男	女
	円	円	円	円
昭和九年一月	一・六〇三	〇・六八二	一・六八四	〇・七〇四
二月	一・六二一	〇・六八八	一・六八六	〇・七〇七
三月	一・一六四	〇・六九一	一・六八七	〇・七〇九
四月	一・五九六	〇・六八五	一・六七〇	〇・七〇〇
五月	一・五九八	〇・六七九	一・六七〇	〇・六九四
六月	一・五八八	〇・六七五	一・六六〇	〇・六九一
七月	一・五九二	〇・六七四	一・六六八	〇・六九一
八月	一・五九五	〇・六七三	一・六七三	〇・六九〇
九月	一・六〇六	〇・六七一	一・六八四	〇・六八八
十月	一・六二三	〇・六七八	一・七〇一	〇・六九四
十一月	一・六三〇	〇・六八四	一・七〇八	〇・七〇三

	十二月			
金屬鑛業	一・六三七	〇・六八三	一・七一六	〇・七〇七
石炭鑛業				
石油鑛業				
其他の鑛業				
全體				

一日平均賃銀額　日本銀行調査にかゝるものは右の月別推移表に掲げた通りである。次にこれを內閣統計局調にもとづき昭和九年六月の平均賃銀諸手當賞與額を見るに、總平均において一圓六十一錢五厘で、前年同月に比し九錢一厘の上昇を示してゐる。これを男女別に見れば次の如くである。

	平均	十六歲未滿	十六歲以上
男子	一六八・四錢	三六・五錢	一六九・二錢
女子	七〇・二	四九・六	七〇・七
總平均	一六二・五	—	—

業態別一日賃銀額　同じく右（昭和九年六月における鑛夫一日平均賃銀諸手當賞與額）を鑛山種別に見れば左の如し。これを前年同月に較ぶれば一樣に上昇となつてゐる。

	總平均	男子平均	女子平均
金屬鑛業	一六五・〇錢	一七二・七錢	六五・五錢
石炭鑛業	一六〇・二	一六七・三	七二・四
石油鑛業	一六〇・四	一六四・七	八三・三
其他の鑛業	一六五・九	一七四・九	六五・四
全體	一六二・五	一六八・四	七〇・二

尙ほ靜態調査に屬するものであるが、昭和五年の第三回「勞働統計實地調査」によつて、各業態の一日平均賃銀を見るに次の如くである。

	總平均	平均	男	女
金屬鑛業		一・六六	一・七六	〇・六九
石炭鑛業		一・五三	一・六二	一・〇五
石油鑛業		一・六七	一・四〇	〇・七二
其他の鑛業		一・七三	一・八二	〇・八一

年齡別一日平均賃銀　同じく右昭和五年「勞働統計實地調査」によつてこれを見るに次の如くである。

	男	女
未成年勞働者	一・二四円	〇・八七円
一四歲未滿	〇・七六	〇・六二
一四——一五歲	〇・八五	〇・七四
一六——一七歲	一・二五	〇・八五
一八——一九歲	一・四〇	〇・九四
成年勞働者	一・七〇	一・〇五
二〇——二九歲	一・六六	一・〇七
三〇——三九歲	一・七六	一・〇九
四〇——四九歲	一・七一	〇・九八
五〇——五九歲	一・五四	〇・八三
六〇歲以上	一・三五	〇・七二

3　交通勞働者

平均並に月別指數　內閣統計局調査による交通勞働者の賃銀諸手當賞與額の昭和九年平均指數は一一二で、前年の一一三に比し僅かながら低下してゐる。通信業と運輸業とに分つて見ても、いづれも僅かに低下を示してゐる。その月別推移は左の如し。

	平均	通信業	運輸業
昭和九年平均	一一三	一〇一	一一四
昭和九年一月	一一三	一〇〇	一一五
二月	一一四	一〇三	一一五
三月	一一三	一〇〇	一一五
四月	一一六	一〇一	一一八
五月	一一六	一〇〇	一一八
六月	一一五	一〇〇	一一七
七月	一一三	一〇〇	一一四
八月	一〇九	九九	一一二
九月	一〇九	九九	一一二
十月	一〇九	一〇〇	一一〇
十一月	一一〇	九九	一一二
十二月	一一〇	一一	一一二

（備考）一昭和二年を一〇〇とす。

一日平均並に業態別賃銀額　同じく右内閣統計局調により交通勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額を昭和九年六月中の平均について見れば次の如くである。

	總平均	男平均	女平均
總數	一九八・〇錢	二〇九・五錢	一〇五・五錢
一、通信業	一一九・〇	一四八・二	九四・九
1、郵便電信	一一九・〇	一四八・二	九四・九
電話業			
イ、事務員	一三四・六	一三八・八	一〇八・二
ロ、通信工員	一三九・八	一三九・八	—
ハ、電話事務員	九三・四	—	九三・四
ニ、電信工手及技工	一六〇・〇	一六〇・〇	—
ホ、集配送及郵便手	一六八・五	一六八・六	一一七・三
二、運搬業	二一〇・九	二一四・二	一二九・三
1、鐵道業	二〇六・一	二〇七・六	一三四・九
イ、乘務員	二三七・六	二三七・八	六二・〇
ロ、非乘務員	一九三・六	一九五・三	一三五・七
2、電車業	二四五・一	二四八・五	一二六・〇
イ、乘務員	二六一・八	二六四・〇	一一八・八
ロ、非乘務員	一九六・〇	二〇〇・八	一一三・六
3、乘合自動車業	二〇七・三	二七〇・六	一三八・三
イ、乘務員	二〇八・二	二八六・三	一三八・二
ロ、非乘務員	一九九・六	二〇二・〇	一三九・二
4、船舶運輸業	一八九・三	一八九・三	—
イ、遠洋航路	二一九・五	二一九・五	—
甲板部	二三七・九	二三七・九	—
機關部	二〇七・一	二〇七・一	—
ロ、近海航路	一七一・六	一七一・六	—
甲板部	一九一・八	一九一・八	—
機關部	一五八・三	一五八・三	—
ハ、沿海航路	一四五・三	一四五・三	—
甲板部	一四九・一	一四九・一	—
機關部	一四〇・七	一四〇・七	—

第四　勞働時間

1　工場

就業時間の趨勢　工場における勞働時間は昭和七年以來明かに見逃し難い異變に遭遇してゐると見られるが、その實狀は一般的な統計數字には必しも明瞭にあらはれ難いものゝ如くである。蓋し、工場監督年報（昭和八年度）も言ふが如く、一方には「注文殺到に依る業務繁忙のため就業時間を相當延長したるもの尠からず」と見られるにもかゝはらず、他方には「事業の種類規模の大小、資本關係地理的關係等により好況に均霑せざる事業にありては生産制限の必要に迫られ操短を繼續せるものもありて、我國工業界は相當複雜なる狀況にありたり」と見られるからである。即ち一方に法規一杯の時間延長、殘業居殘の强制があると同時に、他方に操業短縮による强制的な勞働時間の剝奪がある。從つて、勞働時間の趨勢は單なる平均數字から窺ひ得ないであらう。しかも勞働時間延長の事實は例へば、これに關する法規違反件數の激增からも窺ひ得るところである。昭和八年の概況について上記年報の報ずるところを見るに左の如くである。

「就業時間は例年に比し一般的には大差なきも時局對外爲替關係等に基因する軍需品工業及び輸出品工業において熟練工の不足を告げ業務繁忙のため就業時間を可なり延長したもの多く、織物、紡績等の染織工場、硝子を主とする窯業その他化學工場等において成年職工の就業時間延長に伴ひ保護職工に對しても法定限度の時間延長許可を受けたものが相當の數に上つてゐる、然し職工の補充、熟練工の養成等によつて緩和せられた方面も少なくない。一方これらの工業以外の工場では生産制限等のため就業時間はかへつて短縮せられたものがあつて一樣でないやうである。」

就業時間月別移動　いま内閣統計局調査にもとづき昭和九年における職工作業時間を月別に見れば次の如くである。

	作業時間	内休憩時間	作業日數
昭和七年平均	一〇時〇二分	〇時五五分	二六・五日
昭和八年平均	一〇・一〇	〇・五七	二六・九
昭和九年平均	一〇・一一	〇・五六	二六・九
昭和九年一月	一〇・〇五	〇・五六	二四・七
二月	一〇・〇七	〇・五六	二六・一
三月	一〇・〇九	〇・五六	二六・六
四月	一〇・一三	〇・五七	二七・一
五月	一〇・一〇	〇・五七	二七・四
六月	一〇・一三	〇・五七	二七・二
七月	一〇・一三	〇・五八	二七・三
八月	一〇・一一	〇・五七	二七・四
九月	一〇・一三	〇・五六	二七・一
十月	一〇・一四	〇・五六	二七・五
十一月	一〇・一四	〇・五七	二七・四
十二月	一〇・一三	〇・五七	二七・五

業態別就業時間　右の昭和九年平均を業態別に見れば次の如くである。

	作業時間	内休憩時間	作業日數
窯業、土石加工業	一〇時〇〇分	〇時〇五分	二七・二日
金屬工業	九・五七	〇・五一	二六・八
機械器具製造業	一〇・一三	〇・四五	二六・八
造船業、運搬用具製造業	九・三七	〇・四九	二五・九
精巧工業	九・四五	〇・五〇	二六・一
化學工業	一〇・〇七	〇・五六	二七・〇
紡織工業	一〇・二六	〇・五四	二七・一
被服、身裝品製造業	一〇・一三	一・〇七	二六・三
紙工業、印刷業	一〇・一八	〇・五五	二六・九
皮革、骨、羽毛品製造業	一〇・〇七	一・〇四	二六・七
木竹草蔓類に關する製造業	一〇・一六	一・〇七	二六・六
飲食料品製造業	一〇・一六	一・一八	二七・三
土木建築に關する業	—	—	—
瓦斯電氣水道業	九・五九	一・〇〇	二九・七

尙ほ第三回「勞働統計實地調査」(昭和五年)の報告によつて勞働時間の狀況を見るに、先づ

一日の所定勞働時間(休憩時間を含む、以下同じ)について見れば、調査工場七、五一四の一日平均所定勞働時間は十時間二十四分である。各産業中土木建築に關する業の十一時間十三分が最長であつて、紡織工業の十時間四十八分これに次ぎ、窯業土石加工業の十時間二十二分、木竹草蔓類に關する製造業の十時間二十分更にこれに次ぎ、最短は造船業運搬用具製造業の九時間三十一分である。

次に勞働時間を一時間毎に區分して六時間以内より十三時間を超ゆるものに至る九階級に分つて觀察するに、各所定勞働時間級中その割合の特に大なるは十一時間(十時間を超え十一時間以内のもの以下同じ)の二、九一〇工場(工場總數の三割九分)、十時間の二、七二四工場(三割六分)及十二時間の一、〇二三工場(一割四分)であつて、その他は併せて一割一分に過ぎない。即ち左表の如くである。

	平均所定勞働時間	平均所定休憩時間	平均所定休業日數
窯業、土石加工業	一〇時〇三分	一時〇一分	二・四七日
金屬工業	九・五六	〇・五〇	三・一四
機械器具製造業	九・四四	〇・四四	三・二一
造船業、運搬用具製造業	九・三一	〇・四七	二・九八
精巧工業	九・四〇	〇・五三	三・五三
化學工業	一〇・〇五	一・〇三	二・七一
紡織工業	一〇・四八	一・〇九	二・三〇
被服、身裝品製造業	一〇・一三	一・〇八	二・四五
紙工業、印刷業	一〇・〇三	〇・五〇	二・九四
皮革、骨、羽毛品類製造業	一〇・一三	一・〇一	二・九四
木竹草蔓類に關する製造業	一〇・二〇	一・〇六	二・五七
飲食料品製造業	一〇・一三	一・一三	二・四六

土木建築に關する業	一一・一三	一・一八	一・八〇
瓦斯電氣水道業	一〇・〇九	〇・五九	一・九六
其の他の工業	九・五五	〇・五九	三・〇七

休憩時間　昭和九年度における各種工場の平均休憩時間は前掲の內閣統計局調（「就業時間」の項參照）によれば平均五十六分で前年に比し一分の減少となつてゐる。最近の休憩時間の狀況について昭和八年度工場監督年報の報ずるところ大要左の如くである。

「休憩時間の配置は前年と大差なく午前九時前後及午後三時前後に各十五分位と正午頃に三十分乃至一時間位の休憩時間を與ふるもの、又は正午頃に一回一時間內外の休憩時間を與へその時間中に晝食を喫せしむるを通例とす。又一晝夜二交替制又は三交替制のものにありては一日に一回三十分位の休憩をなさしむるを通例とす。」

尙ほ第三回勞働統計實地調査の結果は、前項「就業時間」の項に業態別の數字を揭げたが同調査報告の記述するところは大要次の如くである。

一日の所定休憩時間を三十分每に區分して觀察するに、そのうち最も普通なるは一時間（三十分を超え一時間以內のもの、以下これに同じ）の五、二〇三工場（總數の六割九分）であつて三十分の一、〇八〇工場（一割四分）、一時間三十分の八九五工場（一割二分）、二時間の二八六工場（四分）順序これに次いである。

休業日數　昭和九年度における各種工場の月平均作業日數は前揭の內閣統計局調査「（就業時間）の項參照）によれば二六・九であり前年と同じであるが、前々年度の二六・五に比し增加であつて、休業日數はそれだけ縮少せるものと見なければならぬ。

尙ほ昭和八年度工場監督年報が最近の工場休日の趨勢について語るところによれば、「休日もまた前年と同樣月二回一日、十五日、又は第一第三日曜日をもつてこれに充て更に大祭日、年末年始、盂蘭盆等舊慣により與ふるもの多し。近時每月第一、第三日曜日を休日とするもの漸增の傾向にあり、地方によりては電力供給を一日十五日又は第一第三日曜日に休む地方あり。電動機を用ふる工場においては已むなくその日を休日となせるもの少なからず。」と。

第三回勞働統計實地調査の結果については前項「就業時間」において業態別數字を揭げた。右調査によれば、

調査工場七、五一四の一箇月平均所定休業日數は二・六日であつて最長は造船業運搬用具製造業の四日、最短は土木建築に關する業の一・八日である。これを日數別に見るに、その最も普通なるは二日休業の五、二五〇工場（工場總數の七割）であつて、四日休業の一、〇九一工場（一割五分）これに次ぎ、三日休業の四四七工場（六分）、五日休業の四四二工場（六分）更にこれに次ぎ、以下六日休業は八四工場（一分）、一日休業は七五工場（一分）、七日休業及び八日を超ゆるものは各一六工場、八日休業は一二工場であつて全然休業を與へざる工場六六、休業日數不定の工場一五を示してゐる。

勞働時間に關する法規違反　最近におけるこの種の法規違反の趨勢を見るに、全體に昭和八年度は七年度に比して增加してをり、殊に保護職工に對する法定時間以上の就業を行はしめた件の如きは殆ん

ど倍加してゐる。そして右の違反は例年の如く染織工場において最も多數に上ることが報告せられてゐる。尙ほ、勞働時間に關する法規違反は、全法規違反數の大部分を占め、戒告において約八割、處罰において約九割を占めてゐることは注目を要するところである。工場監督年報は一般に法規違反の激增について次の如く述べてゐる。

「こは前述の如く軍需品製造工場の活況に依り今日まで不況の重壓に辟易し來つた惡性なる事業主が目前の利慾に汲々として法規違反を敢行するもの漸く多きを見たるに基因するものにして之等の惡性なる事業主の違反は主として就業時間の無許可延長扶助の不履行等の實質的違反にして」云々と。

なほ次表は上記年度より適宜項目を拔萃して計算せるものである

違反事項

	昭和七年 戒告	昭和七年 處罰	昭和八年 戒告	昭和八年 處罰
一、保護職工を間を超えて就業せしむ	一、九二六	一六三	三、二五四	三四五
二、保護職工をして法定時に就かしむ	四四	六	六一	一七
三、保護職工に法定の休憩休日を與へず	一〇一	一	一六七	六
四、法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し又は屆出を怠る	六三九	二〇	三六九	四
五、妊産婦に法定の休業を與へず	二	—	一七	—
合計	二、七一〇	一八九	三、八六八	三七二

作業時間（時分）九・五三　内休憩時間（時分）一・〇〇　休業日數（日）二五・七

昭和六年平均　九・五三　一・〇一　二六・〇
昭和七年平均　九・五三　〇・五九　二六・四
昭和八年平均　九・五二　〇・五九　二六・三
昭和九年平均　九・四八　一・〇〇　二五・七
昭和九年一月　九・四五　〇・五八　二四・五
二月　九・四六　〇・五九　二七・三
三月　九・四九　一・〇〇　二五・九
四月　九・五一　〇・五九　二六・七
五月　九・五三　〇・五九　二六・二
六月　九・五一　〇・五九　二六・四
七月　九・五〇　一・〇〇　二五・九
八月　九・四九　〇・五九　二六・一
九月　九・四九　〇・五九　二七・二
十月　九・四六　〇・五九　二六・五
十一月　九・四四　〇・五九　二六・九
十二月　九・四二

同じく右昭和九年中平均を業態別に見れば次の如くである。

	作業時間（時分）	内休憩時間（時分）	作業日數（日）
金屬鑛山	九・〇七	〇・五五	二七・二
石炭鑛山	一〇・〇八	一・〇一	二五・四

作業日數）の昭和九年平均並びに月別變動を見れば次の如くである。九年平均は前年及び前々年度と殆んど大差がない。

石油鑛山	九・五九	一・〇四	二七・九	一五、二三九
其他の鑛山	九・三五	〇・九三	二八・〇	一六七

次に昭和五年「勞働統計實地調査報告」によつて、昭和五年における狀況を見るに、

一、坑內勞働 の一日平均所定勞働時間は九時間三十四分であるが、これを產業別に見れば、石炭鑛業は九時間五十三分、金屬鑛業は八時間三十五分、その他の鑛業は九時間三分であつて、前回調査（昭和二年）に比し總平均において八分、石炭鑛業において十九分、金屬鑛業において一分、その他の鑛業において九分それ〴〵短縮を示してゐる。

坑內平均就業時間

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
平均勞働時間	九時分・三四	八時分・三五	九時分・五三	九時分・〇三

就業時間別坑內作業場數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
七時間以內	一	一	一	一
八時間以內	三八	二七	八	三
九時間以內	六五	四三	二〇	二
十時間以內	九六	三	八一	三
十一時間以內	九三	一	九一	一
十二時間以內	三	一	三	一
總數	二九六	八三	二〇二	九

就業時間別坑內勞働者數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
七時間以內	一五、二三九	一七、四三七	一三七、一二九	六六一
八時間以內	一六七	一	一六七	一
九時間以內	七、四五二	六、六六四	六〇五	一八三
十時間以內	三、三七一	八、二三五	三、九一三	二三三
十一時間以內	二八、五六六	二、一七八	二六、二八〇	一〇八
十二時間以內	一〇五、〇四六	三七二	一〇四、五三七	一三七
總數	一、六三七	一	一、六三七	一

二、坑外勞働 の一日平均所定勞働時間は坑內作業場に比し各產業ともに長時間である。即ちその一日平均所定勞働時間は十時間十六分であつて、坑內作業場所定勞働時間に比し四十二分の超過を示しこれを產業別に見るも、石炭鑛業は十時間三十五分、石油鑛業は十時間二分、金屬鑛業は九時間三十六分、その他の鑛業は九時間五十七分であつて、坑內作業場に比し金屬鑛業は一時間一分、石炭鑛業は四十二分、その他の鑛業は五十四分の夫々超過を示してゐる。以上の結果を前回調査の結果と比較すれば、石炭鑛業において十一分の延長を示せる外、石油鑛業において二十二分、金屬鑛業において十二分、その他の鑛業において九分のそれ〴〵短縮を示してゐる。

坑外平均就業時間

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
平均勞働時間	一〇時分・二六	九時分・三六	一〇時分・三五	一〇時分・〇二	九時分・五七

就業時間別坑外作業場數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
七時間以內	三一六	八六	二〇四	一五	二
八時間以內	四	三	一	—	—
九時間以內	四〇	二七	八	三	二
十時間以內	一三	四三	六八	六	五
十一時間以內	一〇四	一	八七	四	二
十二時間以內	四七	三	四〇	二	二

就業時間別坑外勞働者數

總數	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
七時間以內	七一、七八六	一七、五九七	四九、四一七	三、一三六	一、六三六
八時間以內	—	—	—	—	—
九時間以內	八、八五六	八、一八八	一九一	三八二	九五
十時間以內	一四、八四六	六、三二一	六、四〇二	一、三八八	七四五
十一時間以內	一六、七七四	二、五四二	三、九二四	七七五	五三三
十二時間以內	二、一〇二	三五二	一九、八九六	五九一	二六三

三、前回（昭和二年）との比較　今次の調査の結果を前回の調査の結果と比較するに、平均所定勞働時間は坑內作業場において前回の九時間四十二分より九時間三十四分に減じてゐるが、坑外作業場においては前回の十時間十二分より十時間十六分に增加してゐる。次に坑內及坑外各作業場につき九時間以內のものと九時間を超ゆるものとに二大別して前回調査に比すれば、坑內においては九時間以內のもの前回の三七%に對し今回は三五%、九時間を超ゆるもの前回の六三%に對し今回は六五%を示し、坑外においては九時間以內のもの前回の一一%に對し今回は一四%、九時間を超ゆるもの前回の八九%に對して今回は八六%を示してゐる、勞働者については坑內において九時間以內の者前回の一四%に對し今回は一三%、九時間を超ゆる者前回の八六%に對し今回は八七%を示し、坑外においては前回と殆んど同樣である。更に所定勞働時間を各一時間每に區分して兩回調査の結果を比率において比較すれば次表の如くである。

	昭和五年 坑內 作業場	昭和五年 坑內 勞働者	昭和五年 坑外 作業場	昭和五年 坑外 勞働者	昭和二年 坑內 作業場	昭和二年 坑內 勞働者	昭和二年 坑外 作業場	昭和二年 坑外 勞働者
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
七時間以內	〇・三	〇・一	—	—	一・〇	〇・五	—	—
八時間以內	三・九	四・八	一・三	〇・三	三・九	五・六	一・三	二・九
九時間以內	二二・〇	八・〇	二・六	三・三	二三・一	七・五	九・六	一〇・三
十時間以內	三三・四	一八・四	三八・二	二〇・七	三三・七	二七・五	四三・〇	二三・二
十一時間以內	三一・四	六七・七	三三・九	三七・三	一六・三	二一・九	二八・五	三八・一
十二時間以內	一・〇	一・〇	一四・九	二九・四	一四・〇	三七・〇	一七・六	二五・一

休憩時間　昭和九年における各種鑛山の休憩時間については、前項に內閣統計局調査の平均並に年別推移表をかゝげた。次に上揭「勞働統計實地調査報告」（昭和五年）により、昭和五年の狀況を見るに次の如くである。

一、坑内勞働 の一日平均所定休憩時間は一時間五分であつて、これを産業別に見れば石炭鑛業一時間十一分、金屬鑛業五十二分、その他の鑛業一時間四分である。以上の結果を前回調査の結果と對比するに、總平均において一分の短縮を示してゐるが、石炭鑛業において五分の延長、金屬鑛業において二分、その他の鑛業において二十分のそれ〴〵短縮を示してゐる。

坑内平均所定休憩時間

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
平均所定休憩時間	一・〇五時分	〇・五二時分	一・一時分	一・〇四時分

所定休憩時間別坑内作業場數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	二九六	八三	二〇四	九
三十分以内	四六	二	二三	二
一時間以内	一六八	五六	一〇七	五
一時間三十分以内	三九	六	三三	一
二時間以内	三三	—	三三	—
二時間三十分以内	四	—	四	—
三時間以内	三	—	五	—
三時間を超ゆるもの	一	—	一	—
不定	三	—	三	—

所定休憩時間別坑内勞働者數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	一五五、二三九	一七、四三九	一三七、一三九	六六一
三十分以内	二六、八一〇	三三、六〇八	六、〇〇五	一九七
一時間以内	九一、三〇七	八〇、七八四	一〇、一三六	三八七
一時間三十分以内	一四、一三二	一三、八〇八	一、二九八	二六
二時間以内	九、七一四	九、六六三	—	五一
二時間三十分以内	一、三一九	一、三一九	—	—
三時間以内	七八二	七八二	—	—
三時間を超ゆるもの	八七	八七	—	—
不定	九、〇八八	九、〇八八	—	—

二、坑外勞働 の一日平均所定休憩時間は一時間四分であつて坑内作業場平均所定休憩時間に比し一分の減を示し、これを産業別に見れば石炭鑛業は一時間四分、金屬鑛業は一時間、その他の鑛業は一時間十三分であつて、坑内作業に比し石炭鑛業は六分の減、金屬鑛業は八分、その他の鑛業は九分の各超過を示してゐる。以上の結果を前回調査の結果と對比するに總平均において二分の短縮、金屬鑛業において六分、石炭鑛業に於て一分、石油鑛業において二分の各短縮、その他の鑛業において一分の延長を示してゐる。

坑外平均所定休憩時間

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
平均所定休憩時間	一・〇四時分	一・〇〇時分	一・〇五時分	一・〇四時分	一・一三時分

所定休憩時間別坑外作業場數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
總數	三六	八六	二〇四	一五	一一

三十分以内	一九	一〇	九	—
一時間以内	二三	五	一三八	一三
一時間三十分以内	六三	二〇	三八	二
二時間以内	一八	一	一五	一
二時間三十分以内	三	—	三	—
三時間以内	—	—	—	—
三時間を超ゆるもの	—	—	—	—
不定	一	—	一	—

所定休憩時間別坑外勞働者數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
總數	七二、七八六	一七、五九七	四九、四一七	三、一三六	一、六三六
三十分以内	五、八八六	二、九四九	二、九三七	—	—
一時間以内	五三、〇八六	九、四九三	三九、五二五	二、七一七	一、三五一
一時間三十分以内	二一、〇七八	五、一三一	五、四〇八	四一九	一三〇
二時間以内	一、〇六五	三四	八七六	—	一五
二時間三十分以内	七	—	七	—	—
三時間以内	—	—	—	—	—
三時間を超ゆるもの	—	—	—	—	—
不定	五四	—	五九四	五九四	—

三、前回（昭和二年）との比較　今次の調査の結果を前回調査の結果と比較するに、平均所定休憩時間は坑内作業場にあつては前回の一時間六分より一時間五分に、坑外作業場にあつては前回の一時間六分より一時間四分に、それ〴〵短縮せられてゐることは前述の通りである。次に坑内、坑外作業場及び勞働者を一時間以内のものと一時間を超ゆるものとに二大別して前回調査の結果と比較するに、先づ作業場については坑内において一時間以内のもの前回の七五%に對し今回は七二%、一時間を超ゆるもの前回の二三%に對し今回は二四%となり、坑外においても一時間以内のもの前回の七四%に對し今回は七三%、一時間を超ゆるもの前回二六%に對し今回は二七%を示してゐる。勞働者にあつては坑内において一時間以内のもの前回の七四%に對し今回は七七%、一時間を超ゆるもの前回の二四%に對し今回は一七%となり、坑外においては一時間以内のもの前回の八六%に對し今回は八二%一時間を超ゆるもの前回の一四%に對し今回は一七%を示してゐる。即ち次表の如くである。

	昭和五年 坑内 作業場	昭和五年 坑内 勞働者	昭和五年 坑外 作業場	昭和五年 坑外 勞働者	昭和二年 坑内 作業場	昭和二年 坑内 勞働者	昭和二年 坑外 作業場	昭和二年 坑外 勞働者
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
無休憩	—	—	—	—	三・四	二・三	〇・三	〇・〇
三十分以内	一五・五	一八・六	六・〇	八・二	一四・六	一三・五	五・八	七・〇
一時間以内	五六・八	五八・八	六七・一	七四・〇	六〇・二	六〇・七	六八・〇	七八・六
一時間三十分以内	一三・二	九・一	一九・九	一五・四	一〇・五	七・四	一九・二	一一・五
二時間以内	七・八	六・三	五・七	一・五	九・二	一一・六	五・八	二・三
二時間三十分以内	一・四	〇・八	一・〇	〇・一	〇・七	二・九	〇・六	〇・三
三時間以内	一・〇	〇・五	—	—	〇・七	〇・六	〇・三	〇・三

三時間を超ゆるもの	〇・三	〇・一	—	—	〇・七	一・〇	—	—	—
不定	四・〇	五・八	〇・三	〇・八	—	—	—	—	—

休業日數 その昭和九年における狀況は一ヶ月作業日數として內閣統計局調査を上に揭げた。いま昭和五年「勞働統計實地調査報告」によつて見れば次の如くである。

一、坑內勞働 の一箇月平均所定休業日數は三・八三日であるが、これを產業別に見れば石炭鑛業は四・三八日、金屬鑛業は二・六三日、その他の鑛業は二・三三日である。これを前回調査の結果と對比するに總平均において〇・五一日、石炭鑛業において〇・五七日、金屬鑛業において〇・三九日、その他の鑛業において〇・三三日の各延長を示してゐる。

坑內平均所定休業日數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
平均所定休業日數	三・八三日	二・六三日	四・三八日	二・三三日

所定休業日數別坑內作業場

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	二九六	八三	二〇四	—
一日	三	三	—	—
二日	六五	四七	一	七
三日	二四	二〇	三	一
四日	一四〇	八	一三一	一
五日	三三	四	二九	—
六日	二	一	一	—
七日	七	七	—	—
八日	三	三	—	—

所定休業日數別坑內勞働者數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	一五、三二一	九七、四三九	一三七、一三九	六六一
一日	一九一	一九一	—	—
二日	九、九四九	八、六〇三	九一八	四二八
三日	六、四〇八	五、一三四	一、二四七	二七
四日	九九、九七〇	二、八四四	九六、九二〇	二〇六
五日	二、〇四二	四九〇	二〇、五五二	—
六日	九、四五八	一七七	九、二八一	—
七日	七、〇八八	—	七、〇八八	—
八日	一、一三三	—	一、一三三	—

二、坑外勞働 の一箇月平均所定休業日數は三・六九日であつて、坑內作業場平均所定休業日數に比し〇・一四日少い。これを產業別に見るも、各產業共に坑內に比し稍少く、石炭鑛業は四・三三日、金屬鑛業は二・六二日、その他の鑛業は二・二五日を示し、石油鑛業は二・一三日である。この結果を前回調査の結果と比較すれば、總平均において〇・四七日、石炭鑛業において〇・五八日、金屬鑛業において〇・三六日、その他の鑛業において〇・二五日の各延長、石油鑛業において〇・一八日の短縮である。

坑外平均所定休業日數

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
七日	一、三〇六	—	—	—	一、三〇六
八日	一、〇七一	—	—	—	一、〇七一

三、前回調査（昭和二年）との比較　今次の調査の結果を前回調査の結果と比較するに、平均所定休業日數は坑内作業場にあつては前回の三・三二日より三・八三日に、坑外作業場にあつては前回の三・二二日より三・六九日にそれ〴〵增加してゐる。次に坑内、坑外作業場及勞働者を日數別に見れば、作業場にあつては坑内、坑外共に二日休業、三日休業及四日休業の割合減少し、一日休業、五日休業及び六日以上八日以内休業の割合增加を示してゐる。次に勞働者にあつては坑外において二日休業の者の割合稍增加したのを除けば、坑内坑外共に四日以内の各休業日數の者の割合減少し、五日以上の休業日數の者の割合激增を示してゐる。即ち左表の通りである。

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
平均所定休業日數	三・六六日	二・六二日	四・三三日	二・一三日	二・二五日
所定休業日數別坑外作業場數					
總數	三一六	八六	二〇四	一五	二
一日	三	三	—	—	—
二日	八	四八	一六	一五	九
三日	三三	二	一	—	一
四日	一三七	九	一三七	—	一
五日	三三	四	二九	—	—
六日	三	一	二	—	—
七日	六	—	六	—	—
八日	四	—	四	—	—
所定休業日數別勞働者數					
總數	七一、七八六	一七、五九七	四九、四一七	三、一三六	一、六三六
一日	二〇二	二〇二	—	—	—
二日	一三、六五八	七、四一九	九〇四	三、一三六	一、一九九
三日	七、二五五	六、八六七	三三六	—	五二
四日	三七、四九一	二、五八九	三四、五一七	—	三八五
五日	七、六〇七	四二五	七、一八二	—	—
六日	四、一九六	九五	四、一〇一	—	—

	昭和五年				昭和二年			
	坑內		坑外		坑內		坑外	
	作業場	勞働者	作業場	勞働者	作業場	勞働者	作業場	勞働者
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一日	一・〇	〇・一	〇・九	〇・三	〇・七	〇・五	〇・六	三・四
二日	三三・〇	六・四	二七・九	一七・六	三〇・六	六・九	三三・七	一七・三
三日	八・一	四・一	七・二	一〇・一	九・九	四・六	一三・一	一四・〇
四日	四七・三	六四・四	四三・四	五二・二	五五・一	八四・八	四九・四	六二・八
五日	一一・一	一三・六	一〇・四	一〇・六	三・〇	三・〇	二・六	二・四
六日以上八日以內	一〇・五	一一・四	一〇・一	九・二	〇・七	〇・七	〇・六	〇・一

第五　勞働災害及び死傷病者

1　工　場

工場災害總數　昭和五年以降八年に至る工場法適用工場（官營工場及び工場法第二十七條の適用工場を除く）における負傷數および死亡數の趨勢を見るに次の如くである。「昭和八年工場監督年報」により推算。序ながら、前年版には五、六年の死亡數の割合に誤記があつた、右表によつて訂正しておく。）

	負傷數	職工千人に對する割合	死亡數	職工千人に對る割合
昭和五年	四三、〇二七	二五・二八	二四三	〇・一四二
昭和六年	三四、九二三	二〇・七二	二八四	〇・一七五
昭和七年	三三、九八三	二一・二四	二五〇	〇・一五六
昭和八年	四一、六〇九	二三・八六	二五四	〇・二〇三

昭和八年度法適用工場數六四、七〇五、その職工數は一、七四三、六八九人であり、右の職工死傷總數の千人當り割合は二四・〇七人となる。いまこのうちから重傷、死亡を分つて前年度と比較すれば次の如くである。

職工死傷總數	實數 昭和八年	實數 昭和七年	職工千人につき 昭和八年	職工千人につき 昭和七年
重傷數	四一、九六三	三四、二三三	二四・〇七	二一・四〇
死亡數	九、六〇一	八、三三九	五・五一	五・二一
	三五四	二五〇	〇・二〇三	〇・一五六

即ち死傷總數において七、七三〇人（二二三%）、重傷者數において一、二六二人（一五%）、死亡數において一〇四人（四二%）の激增、何れも「改正工場法の實施（昭和二年）以後において曾て見ざる處」であり、工場監督年報もまた「工場監督史上の恨事とすべし」と書いてゐる。更に同年報の述べるところを記せば、「安全法規の徹底と安全思想の普及とは、職工死傷數の發生を漸次遞減傾向に導き來りたるに拘らずかく急激なる逆行をなしたるは、主として本邦の占む る國際的地位に急激なる變動を生じたる影響と見らる。即ち、滿洲事變の勃發を一轉機として、本質的に災害率高き重工業の躍進顯著なるものあり、又輕工業においては爲替安の好影響を受けて織物業、紡績業、染色整理加工業等の輸出産業振ひたるも、災害少なき製絲業は米國の不況を反映して却つて轉落し、ために本邦産業の構成内容に注目すべき變移を生ずると同時に、職工の死傷者數も累加するの止むを得ざるに至れるものとす」と。

業態別災害者　上掲昭和八年における死傷數を各業態別に見れば次の如くである。

	死亡者	%	負傷者	%
染織工場	三七	一〇・四	五、三三四	一三・八
機械器具工場	一三七	三五・九	二三、二五〇	五五・九
化學工場	八五	二四・〇	七、一〇九	一七・一
飲食物工場	三	六・五	九二八	二・二
雜工場	三七	一六・一	三、九一六	九・四
特別工場	三五	七・一	一、〇七二	二・六
計	三五四	一〇〇・〇	四一、六〇九	一〇〇・〇

第一に機械器具工場が死亡及び負傷の絶對數においても率におい

ても最も高く、且つ前年度に比しても最も増大してゐる。化學工業もこれに次で絶對數において高度の災害率を示してゐる。これは、この種部門の活況が「勞働强化、勞働時間延長、不熟練工の增加」（上掲監督年報）を惹起した結果によることは明かであるが、また他面において、この種部門の勞働者數が昭和八年を境として激增し同時に他部門の勞働者數が相對的に減少することによつて我が産業における勞働者數の構成内容を變化せしめた結果にもよると推定されてゐる。（上掲年報參照）

重大災害及びその原因　休業二週間以上を要する負傷および死亡を重大災害として計上すれば、昭和八年中においては九、六〇一件にのぼり、前年の八、三三九件に比し一、二六二件（一五%）の增加を示して注目すべき狀態を呈してゐることは前述の如くであるがこの重大災害を原因・業態・男女等について見るに左の如くである。（昭和八年「工場監督年報參照」）

一、原因別重大災害數　重大災害の原因を機械に因るものと非機械によるものとに大別しこれを前年との比較において見れば左の如くである。

	昭和八年	昭和七年	增加件數	增加率
機械に因るもの	四、二五二	三、三七〇	八八二	二六・二〇
非機械に因るもの	五、三四八	四、九六九	三七九	七・六三
計	九、六〇一	八、三三九	一、二六二	一五・一三

右の機械および非機械に因る災害を更にその主なる原因に細別すれば次の如くである。

〔機械によるもの〕

動力傳導裝置	三五〇	動力を用ひざる運搬機吊揚機又は之に依り取扱中の物體	四四七				
車軸	二六五	機械を用ひざる運搬又は取扱中の物體	一、四九九				
齒輪類	三七六	工具又は之に依り加工中の物體	六四〇				
轉子又はこれに類するもの	四三〇	高所より墜落	五九五				
鋸機	五三	物體の落下顚倒又は飛來	五九二				
壓機又は壓穿機	二八七	高熱物體	四四四				
揚重機	三八九	爆發性發火性又は引火性料品	二八〇				

〔備考〕――本表は同一の原因で多數に上るものゝみをかゝげ全部を包括してゐない。

二、業態別重大災害數

	昭和八年 死傷者	昭和八年 %	昭和七年 死傷者	昭和七年 %
染織工場	一、三九九	一四・五七	一、三七七	一六・五一
機械器具工場	四、七八一	四九・八〇	三、六六六	四三・九六
化學工場	一、六〇八	一六・七五	一、四九三	一七・九〇
飲食物工場	二七〇	二・八一	二三八	二・八六
雜工場	一、三〇一	一三・五五	一、二七九	一五・三四
特別工場	二四三	二・五三	二八六	三・四三
計	九、六〇一	一〇〇・〇〇	八、三三九	一〇〇・〇〇

右重大災害の職工千人に對する割合は次の如くである。

職工千人に對する重大災害の割合

	昭和八年	昭和七年	昭和六年
染織工場	一・六一	一・六〇	一・五六

機械器具工場	一三・九六	一三・七二	一三・五二			
化學工場	六・八八	七・五五	七・七六			
飲食物工場	三・二三	三・〇〇	四・〇八			
雜工場	六・八四	七・四五	六・九九			
特別工場	一〇・〇〇	一一・七六	一〇・九七			
平均	五・五一	五・二一	四・九六			

三、男女別重大災害數　その大要は左表の如くであるが、この内訳は男三三四人、女二〇人である。

うち死亡者は	昭和八年	%	昭和七年	%
男	八、七八三	九一・四八	七、六三一	九一・五一
女	八一八	八・五二	七〇八	八・四九
計	九、六〇一	一〇〇・〇〇	八、三三九	一〇〇・〇〇

2　鑛　山

災害死傷數　昭和八年における鑛山變災事故回數は鑛山局調によれば六六、九二九件で、前年に比し一、二〇五件の增加を見てゐる。この增加は、近年引つゞき減少の傾向にある場合として特に注目に値するものである。尚ほ死亡數においても一六〇人の增加を來たしてゐる。昭和元年以來の趨勢を見れば次の如くである。

鑛山災害死傷數

	變災事故回數	大正七年を一〇〇%として	死亡者數		負傷人員數	
昭和元年	一五八、三三二	九二	八〇一(二・七一)		一五八、四七六(五三八・一)	
昭和二年	一六三、一〇八	九五	一、〇〇二(三・三八)		一六三、五九三(五五三・四)	
昭和三年	一四二、〇五五	八二	八九一(三・〇三)		一四一、九七三(四八三・一)	
昭和四年	一三九、六五四	七五	一、〇〇四(三・四二)		一三九、三七九(四三五・三)	
昭和五年	一〇七、三四六	六二	八九五(三・四六)		一〇七、三七七(四一四・七)	
昭和六年	七八、三一〇	四五	七一六(三・五四)		七八、三五三(三八七・二)	
昭和七年	六五、七二四	三八	七一七(三・八六)		六五、六九八(三五三・五)	
昭和八年	六六、九二九	三九	八七七(四・三三)		六六、七一三(三三九・七)	

〔備考〕――括弧内は鑛夫千人に對する割合。帝國統計年鑑及び鑛山局調より計算。尚ほ昭和五年以降は職員をふくむ。

鑛山種別災害死傷數　同じく鑛山局調によれば昭和八年の狀況は左の如くである。

	死亡		重傷		輕傷	
金屬山	八三(一・六八)		二、〇〇八(四〇・七六)		五、六五六(一一四・七一)	
石炭山	七四〇(五・一五)		一七、六五〇(一三三・九一)		四〇、一三八(二七九・四四)	
石油山	四(〇・九七)		九三(二三・六六)		一五〇(三六・五四)	
其他の非金屬山	六(一・一三)		二一九(四一・二九)		四三六(八二・二〇)	
計	八三三(四・一三)		一九、九七〇(九八・七一)		四六、三七〇(二三九・一九)	

〔備考〕――重傷は休業二週間以上の負傷、輕傷は休業三日以上の負傷を指す。但し職員を含まず。括弧内は昭和八年六月末現在の當該種鑛山鑛夫人員千人に對する割合である。

更に各種鑛山を通じて坑内外別に見れば左の如し。

	死亡	割合	重傷	割合	輕傷	割合
坑内	七七八	五・八八	一七、六二六	一三三・一六	四〇、五五七	三〇六・四〇

坑外	五五	七・八六	二、三四四	三三・五一	五、八一三	八三・一〇
計	八三三	四・一三	一九、九七〇	九八・七一	四六、三七〇	二三九・一九

〔備考〕――同右。

災害原因　上の事故回數及び死亡者數を原因別に見れば次の如し。

事由	災害回數 回數	災害回數 總回數に對する割合	死亡者數 死亡者數	死亡者數 總死者に對する割合
落盤	二四、七六五	三・七〇	四五五	五・〇七
坑内坑車	七、二三三	一・〇八	七七	〇・八八
機械のため	一、六五〇	〇・二五	二三	〇・二六
瓦斯炭塵爆發破又は爆發のため	二八	―	一一〇	一・二五
鑛車又は架空索道のため	二二五	〇・〇三	二六	〇・三〇

鑛夫總死傷病者　昭和八年中において、その業務上たると否とを問はず、鑛夫の死亡せるもの、負傷又は疾病のために解雇せられたるもの、並に二週間以上休業して醫療を受け治療したる重傷病者の數を、最近四年來の數と比較すれば左表の如くである。

鑛夫總死傷病者

	死亡者	解雇者	治療重傷病者
昭和四年	一、九八三	二、一六四	二九、六六五
昭和五年	一、七七二	三、〇六八	六三、二三三
昭和六年	一、二七四	二、五四四	五九、八八八
昭和七年	一、一八五	一、七七〇	四七、二七七
昭和八年	一、二三三	一、四〇六	四九、〇五二

右昭和八年各實數の同年六月末現在鑛夫數に對する割合を前年のそれと比較すれば次の如し。

	昭和八年	昭和七年	對七年增減
死亡者	六・〇九	六・三八	增　四・〇五
解雇者	六・九五	九・五二	減　二〇・五六
治療重傷病者	二四二・四五	二五四・四〇	減　三・七五

〔備考〕――割合は千人に對するもの

第六　勞働衛生

工場衛生一般　工場の衛生設備は大體に改善に進みつゝあるものと見るの外ないが、その改善進歩は極めて遲々たるものゝ如くである。この點について「工場監督年報」（昭和八年度）自身が極めて遺憾の意を表白せるは注目に價する。曰く、「進んで適切なる施設を講ずるやう常に督勵しつゝありと雖も、設備の改善には多額の費用を要すると、衛生監督職員の甚だしき不足との爲に、その績を擧げ能はざる憾あり。……作業場及寄宿舍の改善件數の甚だ尠きは之を裏書きするものなり」と。尙ほ同年報は特に昭和七、八年において監督官の減少を歎き、且つそのために「法の施行も益々困難の度を加ふるに至つた」ことを訴へてゐる。

次に、同年報の報ずるところによつて、作業場の設備狀況、職業性疾患、結核等について昭和八年の狀態を見よう。なほ、本年鑑第三部第二篇第一章第三節には勞働衛生に關する政府の對策を記述せるをもつてその節をも併せ參照せられ度い。

業場及びその附屬設備の狀況　「作業場の衛生設備にして本

年度において改善せられたるもの少く、北海道、秋田、千葉、宮崎の各地方において多少の改善を見たるに過ぎず。北海道においては工場照明に注意し、その不良なるものには窓の増加又は位置の變更を命じ、あるいは天窓を設けしめ、電燈設置を命じたるものあり。又危害豫防および衞生規則第二十九條に關する工場にして洗面所、食事場の不良なものは改善せしめ、鑄物工場、鐵工場、木工場等には職工少數なりと雖も、食事場、更衣場の設備を命じたり。浴場についても男工の外女工專用のものを新設せしめたるものあり。秋田縣においては製材工場の床下照明不充分なるものおよび釀造業の土藏建築にして照明不充分なるものには採光窓の新設および人工照明設備を設けしめたり。宮崎縣においては市内所在工場の著しき改善を見たるが各地製材組合は宮崎市内製材工場の設備を視察し改善に着手しつゝあり。……」

職業性疾患　この種の工場疾患は昭和八年度においては增加したと報告されてゐる。曰く「本年は例年に比しその發生件數の增加を示すと共に、ヴイスコース法による人造絹絲業中紡絲作業における二硫化炭素中毒及耐火煉瓦製造業における硅肺の發生を明かにするを得たり。……」と。尙ほ諸種の職業性疾患についてはこゝに詳記することはできない。いま上掲年報に據り職業病發生表を揭ぐれば左の如くである。

職業病發生表（全國）

病名	工業又は作業名	職名	患者數	患者死亡總數
水銀中毒	檢溫器製造	銀詰	二	—
鉛中毒	精錬	詰替	三	—
同	同	配合	一	—
同	白鉛	雜役	五	—
同	蓄電池	糊塗	三	—
同	製粉	粉	一	—
同	印刷	鉛版	一	—
砒化水素中毒	製錬	燒鑛	一	—
同	硫酸	硫酸	七	—
同	硫酸亞鉛	操爐	一	—
一酸化炭素中毒	船舶	船具製函	一	—
同	製罐	製罐	一	—
同	電機運轉	型鋼	一	—
熱中症	鋼管	型鐵	二	—
同	同	同	一	—
X線に因る皮膚癌	機械工記錄（醫務部X線作業）	檢査	一	—
腱鞘炎	鑄物	硝子吹	一	—
白内障	硝子	鍛工	一	—
電光性眼炎	造船	銅工	一	—
同	同	取付鐵工	一	—
同	同	製罐	四	—
同	電機	熔接	一	—

災害性中毒發生表							
同	船舶修理大工	一	兵庫縣	硅肺	耐火煉瓦	爐材	一	福岡縣
同	造船電氣	一	廣島縣	同	同	同	一	同
鹽酸に因る濕疹	捺染捺染	三	京都府	セメントに因る濕疹	セメント	倉庫	一	山口縣
同	同調液	三	同	同	同	石揚仲仕	一	同
同	同水洗	一	同	ペンキに因る濕疹	ゴム	タイヤペンキ塗	一	兵庫縣
石灰に因る濕疹	鋼線索製線	一	福岡縣	石炭窒素に因る皮膚炎	石灰窒素	運搬	一	新潟縣
同	同延線	一	兵庫縣	職業性皮膚炎	紙器	仕上(女)	一	山口縣
亞硫酸瓦斯中毒	硫酸及過燐酸製造	二	警視廳	漆瘡	製罐	雜役(女)	四	警視廳
鹽素中毒	化學工業	一	同	同	同	塗工	一	同
硝氣中毒	火藥火藥	一	同	同	顯微鏡	塗工	二	同
アンモニア中毒	硝子曹達製造	一	福岡縣	同	樂器	ピアノ塗(女)	二	靜岡縣
同	タイヤ糊塗	一	同	同	同	ピアノ鑄研	二	同
二硫化炭素中毒	人造絹絲原液	一〇	京都府	炭疽病	製革	水戻	一	警視廳
同	同硫化	八	同					
同	同溶解	三	同					
同	同熟成	一五	同					
同	同紡絲	一三	同					
同	同紡絲準備	九	同					
同	同水洗	四	同					
同	セロハン硫化	二	愛知縣					
同	捺染調液	一	京都府					
アニリン中毒	染色調合	一	大阪府					
同	造船塗工	二	山口縣					
塗料瓦斯中毒	ベンヂン中毒	機械變壓	一	兵庫縣				

病名	工業又は作業名	職名	患者死亡者	患者總數
一酸化炭素中毒	精錬	機械	一	一
同	造船		一	一
一酸化炭素中毒兼酸素缺乏	同	塡隙工	三	一
鹽素中毒	水道	修繕工	二	一
同	製藥	製藥	一	一
亞硫酸瓦斯中毒	火藥	硫酸處理	一	一
アンモニア中毒	製氷	製氷	一	一

同	同	同	三一三	重縣
同	同	原動組長	一一	大阪府
二硫化炭酸中毒兼亜硫酸瓦斯中毒	二硫化炭素	粗製工	一一	廣島縣
瓦斯中毒（炭酸瓦斯？）	紡	織修繕工	二一	警視廳
熱中症	船舶修理	仕上	一一	神奈川縣

結核　工場勞働者の結核については全國的に集計した統計を缺ぎ、その罹病率を示し得ないのであるが、いま上掲年報により「寄宿工又は一般職工の健康診斷の際發見したる結核患者を健康診斷成績報告中より抽出し、檢査人員に對する割合をとるときは左表の如く、地方別に著しき差あるも、自他共に健康者となして就業しつゝある職工中に、甚だしきは山口縣の男工の如く〇・六％に及ぶ結核性患者の發見せられたるは注意すべきことゝす。

健康診斷の際發見したる結核患者の被檢査者に對する割合

縣名	性別	肺結核	其他の結核
		%	
長野縣	男	〇・〇三	—
	女	〇・一八	〇・二
三重縣	女	〇・〇一	—
	女寄宿	〇・一〇	—
山口縣	男	〇・六四	—
	女	〇・〇五	—

昭和六年中工場において發病したる結核性患者の病症につきて目下尙ほ觀察中なるも一部集計したる處によれば、纖維工業の女工においては製絲業において肺結核發病者中短期勤續者著しく多く、入場後半年以内にして發病の者は全肺結核發病者の三三・五％を占め一年以内は五一・三％なり。紡績業においては半年以内一九・二六％、一年以内二八・六一％にして、二年以上三年以内のもの二一・一八％なり。織物業においては斯かる傾向著しからず。」

寄宿舍施設　工場における寄宿舍施設は、昭和五年七月一日より寄宿舍規則全條の實施を見て以來漸次改善を見つゝあるものゝ如くである。工場監督年報にもとづいて昭和八年における寄宿舍施設ある工場數及び寄宿職工數を見るに、寄宿舍施設ある工場數は十月一日現在一五、八二四にして前年より七二〇を增加し、その寄宿職工數は五四七、五七七人にしてこれまた前年に比し一六、九四八人の增加を示してゐる、

寄宿舍施設工場及び寄宿職工數（業態別）

	寄宿舍の設ある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
染織工場	六、八五四	四三、一〇六	四三〇、六〇三	四七三、七〇九
機械器具工場	三、八四五	一五、四三七	八七	一五、五二四
化學工場	九二七	八、二八七	一一、〇五九	一九、三四六
飲食物工場	一、八〇〇	二六、八七九	四四四	二七、三二三
雜工場	二、〇三六	八、六〇八	一、三九三	一〇、〇〇一
特別工場	三三六	九一〇	二	九一二
小計	一五、七九八	一〇三、三二七	四四三、五八八	五四六、八一五
官營工場	二六	六九七	六五	七六二

寄宿舎施設工場數並に寄宿職工數（民營工場）

	寄宿舎の設ある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
合計	一五、八二四	一〇三、九二四	四四三、六五三	五四七、五七七
昭和三年	一四、〇八四	一二六、三五六	四九八、一〇二	六二四、三五八
昭和四年	一五、〇五七	一二九、一九二	五三一、七四四	六五〇、九六五
昭和五年	一五、四九三	一二三、八二〇	四五八、一三五	五七〇、九四五
昭和六年	一五、五〇七	一〇四、六七二	四六九、五三二	五七四、一九四
昭和七年	一五、〇六六	九六、一五〇	四三三、七五八	五二九、九〇八
昭和八年	一五、七九八	一〇三、三三七	四四三、五八八	五四六、八二五
同上（官營工場）				
昭和三年	三二	九五七	八二	一、〇三九
昭和四年	二九	一、〇二三	六五	一、〇八八
昭和五年	三〇	八二四	四六	八七〇
昭和六年	二八	八五四	三七	八九一
昭和七年	二八	六九一	三〇	九二一
昭和八年	二六	六九七	六五	七六二

尙ほ工場監督年報は昭和八年度の狀況について左の如く報告してゐる。

「工場附屬寄宿舍の衞生狀態は一般に良好となりつゝあるも、その改善は尙ほ遲々たるものあり。寄宿舍の狀況はその規模によりて著しく異り、概して不良なるは釀造工場にして、靑森、秋田、宮城、福岡の各縣においては目下その改善に努力しつゝあり、寄宿舍規則による天井の取付その他の設備にして經費を要するものは製絲工場等において未だ實行せられざるものあり（岩手縣）又寢室の保溫不完全なるため冬季二人一床の弊風尙ほ行はるゝものなきにあらず（岩手縣）。本年中改善を促したるは山形縣において、製絲工場の職工の健康狀態不良、就中結核性疾患比較的多き事實あるをもつて工場に指示して寄宿舍の改善方を促したるもの一、北海道において食料品工場に對し調査の上改善を促したるもの三五、警視廳においては寄宿舍の一般的施設に關し指示したるもの四、二六三件、別に押入又は戸棚の設備不良なるものに對し改善を指示したるもの三三七工場あり。靜岡縣においても本年中注意改善せしめたるもの三七件に及べり。」

診療及び救急施設　この種施設に關する新しい總括的な報告がない。工場勞働者の一般診療は健康保險法によつて行はれてゐるが、工場專屬の醫師をおき醫局を設くる等の施設は大工場にかぎられるものゝ如くである。また救急施設として「救急用具の備付は督勵中なるも未だ完備せざるものあり」と報告されてゐる。

尙ほ左に摘記する長野縣の事例は工場診療施設の現狀をうかゞう一資料たり得るであらう。

長野縣における調査によるに、調査工場七三二のうち、囑託醫なき工場はその三一・六%に當る。いま上掲年報の報告によれば、「工場囑託醫にして年手當を受くる者は年々減少し一九一名なり、年手當額も亦年々減少し年額十圓乃至二十圓程度のもの最も多く百圓以上のものは數名に過ぎず。製絲工場に於て專任工場醫を置

くは、数年に亘る財界の不況、冬季一定期間休業する等の事情より比較的困難なるも、工場醫をして診療に從事せしむるときは健康保險よりの收入により工場醫設置の可能性あり、本縣において專任工場醫を置けるは、片倉製絲紡績株式會社松本製絲所、同武井製絶所（上伊那郡伊那富村）にして、孰れも附屬病院を所有し主として工場從業員の診療に從事し、從業員家族及一般患者をも診療し、併せて工場衞生に參與するものなり。前者は女醫一名、年俸千二百圓、後者に在りては二名の醫師を置き、年俸各々三千圓及千八百圓にして、内一名は自宅において夜間開業す、被保險者數は前者は約一、二五〇名後者は約九五〇名にして、兩者共に健康保險よりの收入をもつて病院費用並に人件費に當て工業主負擔額は極めて僅少なり。次に工場附屬病院と認め得べきものは、松本片倉病院、上伊那郡伊那富村私立武井病院及諏訪郡私立川岸片倉病院なり。前二者に在りては診療所は工場の一部に附屬して醫師は前述の如く工場醫の形態を採れるも諏訪郡私立川岸片倉病院に在りては獨立の病院の形態をとるものなり。」

第三章　生計狀態

第一　生計費

勞働者の一般的生計狀態については概略これを第一篇第三章に記述した。いま同じく内閣統計局調による昭和八年九月より九年八月に至る家計調査報告に據つて、工場勞働者および交通勞働者の二部門について家計狀態を摘記する。

（注意―調査方法その他については前掲第一篇第三章の參照をゑはねばならぬが、たゞ一言注意しておくことは、調査對象として採用された家計がはじめから平均五十圓以上百圓未滿の月收ある世帶であるから、本調査の結果として現はれてゐる一ヶ月收入の平均額は元よりかゝる調査範圍に入る家計の平均であつて、一般的に勞働階級家計の平均を云爲しうるものでないといふことである。なほ採用された世帶數は工場勞働者は九一一世帶、交通勞働者は一七二世帶である。また、家族人員は工場勞働者の場合は四・一一人であり、交通勞働者の場合は三・九九人である。

1　工場勞働者

一、實收入　工場勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は八十六圓六十錢であつて、内勤勞收入八十圓六十二錢（實收入の九三・〇九）%、勤勞外收入五圓九十八錢（六・九一%）である。勤勞收入中世帶主の收入は七十七圓七十錢（實收の八九・七二%）、世帶主の配偶者收入は一圓六十二錢（一・八七%）、家族收入は一圓三十錢（一・五%）であつて、勤勞外收入の中では受贈の五圓十四錢（實收入の五・九四%）最も多く、財産收入は二十錢（〇・二三%）其の他は六十四錢（〇・七四%）である。

二、收支過不足　次に收支の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係においては五圓八十三錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合七・二三%）實收入對實支出の關係においては十一圓八十一錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一三・六四%）で

ある。

三、實支出　工場勞働者の一世帶一箇月平均實支出は七十四圓七十九錢であつて實收入の八六・三六%に當り、交通勞働者世帶のそれに比し稍々低率の支出である。

實支出七十四圓七十九錢中飲食物費は二十九圓十六錢（實支出の三六・〇五%）、住居費は十二圓四十三錢（一六・六二%）、光熱費は三圓五十三錢（四・七二%）、被服費は九圓二十一錢（一二・三一%）、其の他の諸費は二十二圓六十六錢（三〇・三〇%）である。

以上五大費目中飲食物費に在ては副食物費の九圓八十九錢（實支出の一三・二二%）最も多く、米麥費の九圓三錢（一二・〇八%）嗜好品費五圓九十一錢（七・九〇%）、出前外出先の食費二圓十三錢（二・八五%）を示してゐる。又住居費に在ては家賃の九圓六十四錢（實支出の一二・八九%）その大部分を占め、被服費に在ては衣服費六圓八十一錢（實支出の九・一〇%）、身の廻り品費二圓四十錢（三・二一%）である。其の他の諸費にあつては文化費十一圓四錢（實支出の一四・七六%）、社會生活費九圓九錢（一二・一六%）、其の他二圓三十四錢（三・一三%）である。

次に收入階級別に五大費目の狀況を見るに次の如し。

收入階級	平均	壹圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
總額	七四・七九	四三・六六	五三・七五	五九・六〇	六六・七四	七三・一三	八一・六三	九三・八三
飲食物費	二六・九六	二〇・四五	二三・三一	二三・五四	二五・〇三	二七・三〇	二八・七三	三〇・六七
住居費	一二・四三	六・九一	九・三一	一〇・五四	一一・三〇	一二・一六	一三・八八	一四・七三
光熱費	三・五三	三・二〇	三・一八	三・二五	三・三九	三・四五	三・六五	三・九一
被服費	九・二一	三・六七	六・一四	六・二三	七・九五	九・九一	一〇・三八	一二・三七
其の他の諸費	三・六六	九・四三	一二・八一	一六・〇四	一九・〇七	二一・〇三	二四・九八	三二・一五

四、總收入及び總支出　工場勞働者の世帶における總收入百五十三圓六十九錢中實收入は八十六圓六十錢（總收入の五六・三五%）、實收入以外の收入は六十七圓九錢（四三・六五%）であつて後者の中前月よりの繰越の四十三圓三十四錢、掛買の十一圓四十七錢を主なるものとし、貯金引出の六圓五十八錢、負債の二圓四十五錢、無盡取金の一圓四十錢これにつぎ、以下貸金受入八十六錢、保險金七十錢、質入二錢、其の他二十七錢である。

總支出中實支出は七十四圓七十九錢（總支出の四八・六六%）、實支出以外の支出は七十八圓九十錢（五一・三四%）であつて、後者の中翌日への繰越の四十四圓一錢、貯金の十三圓三十八錢、掛買拂の十一圓四十四錢を主なるものとし、降つて保險料の三圓九十五錢、負債返還の二圓四十四錢、無盡掛金の二圓二十一錢、これにつぎ外に貸金一圓十錢、質受金に五錢、其の他に三十二錢を算する。

次に實支出に對する實收入の剩餘額十一圓八十一錢（實收入の一三・六四%）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に六圓八十錢、保險に三圓二十五錢、無盡に八十一錢、貸金に二十四錢の夫々支出超過を來してゐるのであるが、この總額十一圓十錢（實收入の一二・八二%）が蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に六十七錢、質に三錢、其の他に五錢の支出超過及掛買に三錢、負債に一錢の收入超過となつて表はれてゐる。

2 交通勞働者

一、實收入　交通勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は八十六圓五十五錢であつて、內勤勞收入八十圓三錢（實收入の九二・四七%）、勤勞外收入六圓五十二錢（七・五三%）である。勤勞收入は更に世帶主の收入七十八圓七十一錢（實收入の九〇・九五%）、家族收入七十九錢（〇・九一%）、世帶主の配偶者收入五十三錢（〇・六一%）に分れ、勤勞外收入に在ては受贈の五圓六十七錢（實收入の六・五五%）最も多く、財產收入二十錢（〇・二三%）、其の他の六十五錢（〇・七五%）である。

二、收支過不足　次に收支の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係に在ては三圓六十一錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合四・五一%）、實收入對實支出の關係に在つては十圓十三錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一一・七〇%）であつて工場勞働者に比し何れも剩餘額及その割合とも小である。

三、實支出　交通勞働者の一世帶一箇月の平均實支出は七十六圓四十二錢であつて實收入の八八・三〇%に當る。

實支出總額七十六圓四十二錢中飲食物費は二十六圓八十三錢（實支出の三五・一一%）、住居費は十三圓五十二錢（一七・六九%）、光熱費は三圓八十五錢（五・〇四%）、被服費は八圓八十五錢（一一・五八%）、其の他の諸費は二十三圓三十七錢（三〇・五八%）である。即ち交通勞働者世帶の飲食物費及被服費の實支出中に占むる割合は工場勞働者世帶のそれに比し稍々低く、住居費、光熱費及其の他の諸費の割合は稍々高い。

五大費目中飲食物費にあつては副食物費九圓六十五錢（實支出の一二・六三%）、米麥費八圓三十四錢（一〇・九一%）、嗜好品費六圓十八錢（八・〇九%）であつて、出前外出先の食費は僅かに二圓六十六錢（三・四八%）である。住居費にあつては家賃の十圓六十一錢（實支出の一三・八八%）、被服費にあつては衣服費の六圓二十七錢（實支出の八・二〇%）がそれ〴〵その大部分を占め、其の他の諸費にあつては文化費の十二圓十八錢（實支出の一五・九四%）、社會生活費の八圓八十四錢（一一・五七%）が主なる支出である。

次に收入階級別に五大費目を見るに次の如し。

	平均	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓以上
總額	七六・四二	四九・〇二	五八・二七	六四・五三	七六・七九	八七・四八
飲食物費	二六・八三	二〇・〇〇	二二・一九	二三・〇五	二六・二六	二二・四三
住居費	一三・五二	一〇・一八	一〇・二七	一一・一六	一三・八一	一五・九八
光熱費	三・八五	二・八一	三・六四	三・六四	四・三四	三・九九
被服費	八・八五	四・八六	六・五二	七・四三	八・一一	一〇・六三
其の他の諸費	二三・三七	一一・一七	一五・六五	一九・二五	二四・二七	二五・二一

四、總收入及び總支出　交通勞働者の世帶における總收入百五十六圓三十六錢中實收入は八十六圓五十五錢（總收入の五五・三五%）、實收入以外の收入は六十九圓八十一錢（四四・六五%）であつて、後者の中前月よりの繰越の四十三圓三十八錢首位を占め、掛買の十三圓八錢、貯金引出の八圓六十七錢これにつぎ、降つて負債一圓八十一錢、貸金受入一圓三十八錢、無盡取金八十六錢、

保險金二十錢、其の他四十三錢である。

總支出中實支出は七十六圓四十二錢（總支出の四八・八七%）、實支出以外の支出は七十九圓九十四錢（五一・一三%）であつて、後者の中翌月への繰越の四十三圓五十二錢を主なるものとし、貯金の十四圓三十七錢、掛買拂の十三圓十錢これにつぎ、遙かに降つて保險料三圓三十二錢、負債返還一圓九十二錢、無盡掛金一圓八十八錢、貸金一圓七十七錢、質受金二錢、其の他四錢を示してゐる。

次に實支出に對する實收入の剩餘額十圓十三錢（實收入の一一・七〇%）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に五圓七十錢、保險に三圓十二錢、無盡に一圓二錢、貸金に三十九錢の夫々支出超過を示し、この總額十圓二十三錢（實收入の一一・八二%）が蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に十四錢、負債に十一錢、質及掛買に各二錢の夫々支出超過及其の他に三十九錢の收入超過となつて現はれてゐる。而して新蓄積部分となるべき金額（十圓二十錢）が實收入の實支出に對する剩餘額（十圓十三錢）より超過を示せるは今次調査の特有現象である。

第二　職工及び鑛夫貯蓄

本項に述べるところは工場主又は鑛山主の管理のもとに行はれる職工貯蓄金は、昭和八年十月一日現在において總額五千九百三十萬九千六百四十圓（內、官設工場におけるもの千五十八萬七千七百四十六圓）、これが職工數五十七萬千七百六十一人（內、官設工場におけるもの六萬千二十四人）であつて、職工一人當り平均貯蓄金額は百三圓七十三錢である。これを前年に比較すれば職工數において七千八百四人、貯蓄金において五百四十三萬二千三百三十五圓を增加し、一人當り平均額においても前年の九十五圓五十六錢に比し八圓十七錢の增加を示してゐる。これを累年の趨勢に比較すれば左の如くである。

職工貯蓄累年比較

	貯金工場數	貯金職工數	貯金額	一人平均
		人	円	円
昭和二年十一月一日現在	五、八四四	七九九、五三七	五五、二一五、九三四	六九・〇六
昭和三年十一月一日現在	五、五三九	七九〇、五二一	六一、四七四、六七八	七七・七六
昭和四年十一月一日現在	五、八九三	七九〇、二五九	六七、八九四、七一六	八五・九一
昭和五年十月一日現在	五、五七九	七〇八、七一二	六五、五四四、三七七	九二・四八
昭和六年十月一日現在	五、四九一	六四〇、七二四	五八、九三九、三八一	九一・九九
昭和七年十月一日現在	五、一七五	五六三、九五七	五三、八七七、三〇五	九五・五三
昭和八年十月一日現在	五、三四三	五七一、七六一	五九、三〇九、六四〇	一〇三・七三

〔備考〕右は官設工場を含む。

管理方法別職工貯蓄　右昭和八年の狀況を管理方法別に見ると工場貯金が最も多く貯蓄金總額の約七二%に當る。しかし、これは前年度の八一%に比すれば可成りの減少である。

郵便貯金	二、三〇三、八〇〇円	一八・八九%

1　工場勞働者

銀行預金	四、八三三、四三九	八・一三	
工場貯金	四三、五〇六、一八〇	七二・六七	
其の他	七五六、二三一	一・三一	
計	五九、三〇九、六四〇	一〇〇・〇〇	

〔備考〕―官設工場をも含む。

尚ほこれについて工場監督年報の報告するところを見るに、

「郵便貯金、銀行預金は工業主が通帳を保管するによるものなるが故に別に問題を生ずることなきも、工場貯金は工業主が現金を預り主として工業主の流動資本に利用せらるゝ關係上、近時不景氣に基く工場經營の不振はやゝもすればこれら職工貯蓄金の返還に支障を生ぜしむるに至り、昨年度においては關係各府縣はこの點に鑑み、新に工場貯金管理の認可を與ふるに當りてはたとへば資本金一千萬圓以上といふが如き基礎確實なるものに限り、その他についてはこれが認可を與へず、又既に認可を與へたるものについては確實なる物的又人的保證をなさしめ、その管理方法不適當なるときあるひはその變更を命じあるひは認可を取消す等の方針を採りて貯蓄金返還の確實を期したるが、本年度も引續きこれが取締に努めたるにかゝはらず經濟界の不況はなほ相當返還不能件數を見たり。なほ工場貯金の利子は郵便貯金、銀行預金の利子よりも高きを一般となすも本年においては不況の影響をうけ利率の引下げをなすもの多數に上れり、しかして各府縣においては利率引下げの認可を與ふるに當りては金融界の狀況により引上を命ずることあるべき條件の下に認可を與へる等適當の處置を講じたり。」と。

業態別職工貯蓄　同じく右を業態別に見れば次の如し。

	工場數	職工數	貯金額	一人平均
染織工場	一、七〇二	三三、六一三人	一七、〇〇五、三三七円	五〇・二三
機械器具工場	七〇二	六、四二〇	一三、一七四、九三五	一九二・五六
化學工場	五七〇	六、一四六	八、八六五、六四六	一三四・〇三
飲食物工場	三一八	二、七八九	三、二四七、四三九	二五三・九二
雜工場	五四六	一四、二〇六	九四五、〇〇〇	六六・五二
特別工場	一、一三三	一〇、五六三	五、四八三、五〇七	五一九・一三
計	四、九七一	五一〇、七二七	四八、七二一、八九四	九五・四〇
官設工場	三七二	六一、〇二四	一〇、五八七、七四六	一七三・五〇
總計	五、三四三	五七一、七六一	五九、三〇九、六四〇	一〇三・七三

2　鑛山勞働者

昭和八年末における鑛夫の貯蓄金及び積立金は八百四十二萬三千五百八十九圓、その貯蓄人員は十一萬四千二百五十九人にして、これを前年に比すれば金額において八十萬八千四百三十圓を減少し、人員において一萬二千三百七十九人を增加してゐる。なほ一人當貯蓄金は約七十四圓にして前年に比し十二圓の減少である。いまこれを各監督局別に見れば次の如くである。（「昭和八年鑛山監督狀況概要」昭和九年十二月勞働時報による）

鑛山別鑛夫貯蓄金

	人員	金額	一人平均
札幌	一七、二一九人	六二一、五九八・一八円	三五・五二
仙臺	一七、六三三	一、二三五、五九四・七八	六三・八八

東京	一三、二一三	二、一七二、〇三八・八一	一六四・三九
大阪	八、三五四	九五八、八〇五・七六	一二四・七八
福岡	五七、八五一	三、五五五、五六一・八九	六一・四六
計	一二四、二五九	八、四二三、五八九・四二	七三・七二

第三篇　農業勞働狀態

第一章　農業概況

第一　耕地面積

內地耕地面積（昭和八年末現在）（第十次農林省統計表）

		前年に比し
總數	六、〇二八、七六四・四町	三六、七二八・〇（〇・六%）增
田	三、三三五、六二八・三（五四・〇%）	五、六九二・九（〇・二）增
畑	二、八〇三、一三六・一（四六・〇）	三一、〇三五・一（一・一）增

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに、田は年々規則正しく增加の傾向を示してゐるが、畑は昭和四年迄漸減し以後漸增の傾向にある。昭和九年末現在（昭和十年五月、農林大臣官房　統計課發表）は左の如し。

		前年に比し
總面積	六、〇三七、六四五・四町	八、八八一・〇（〇・一%）增
田	三、二一八、四四〇・三（五三・三%）	七、一八八・〇（〇・二）減
畑	二、八一九、二〇五・一（四七・七）	一六、〇六九、〇（〇・六）增

耕地の擴張、潰廢狀況（昭和九年中に於ける）

		前年に比し
擴張の部		
開墾	四二、〇五二・五町	九、二〇八・一町 減
荒地復舊	三、三六七・八	九五一・七 減
地目變換	二、三四五・二	二六四・六 減
埋立及干拓	六三九・九	四〇二・四 減
計	四九、四〇五・四	一〇、八二六・八 減
潰廢ノ部		
荒地	一四、五〇二・八町	一〇、二五四・五町 增
地類及地目變換	一一、八九七・二	二五〇・八 減
道路、鐵道、軌道河川及水路敷地	七、四五二・三	一、二七一・五 減
宅地並工場及建物敷地	五、一四一・五	八九五・六 增
計	三八、九九三・八	九、六二七・八 增

蓋し昭和九年は北陸地方に水害あり、近畿、中國の一部地方に風水害ありたる結果、鳥取、石川、兵庫、岡山、富山等に荒地の增加を見たので右の如く前年に比し潰廢面積の著しき增加を示すに至つたのである。

自作地、小作地別耕地面積（昭和八年末現在）（第十次農林省統計表）

		前年に比し
自作地	三、一八五、六八二・一町（五二・九%）	二、五二八・〇（〇・七%）增
小作地	二、八二七、九〇一・六（四七・一）	一五、二〇〇・〇（〇・五）增

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに、自作地は年々漸增の傾向にあつた

が昭和四年以來著しく減少し以後再び漸增の傾向を示し、小作地は年々減少の傾向にあつたが昭和三年以後漸增の傾向に轉じた。

之を田畑別に觀れば

	自作地		小作地	
田	一、五〇八、八三五・〇町	(四七・〇%)	一、七一六、七九三・三町	(五三・〇%)
畑	一、六七六、八七四・一	(六〇・〇)	一、二二一、二八九・〇	(四〇・〇)

田は小作地面積稍々大なるに反し、畑は自作地面積遙に大である。

第二　農　家

農家戸數（以下數字の出所は特に斷りなきもの以外は第十次農林省統計表―昭和八年末現在に據る）

		前年に比し
總　數	五、六三一、五三五戸	(總戸數の四四・七六%)
		三〇、九七四戸 (〇・〇五%)

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに農家戸數の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にあるも、絶對的には僅かながらも增加の傾向にあることは注目すべき現象であらう。

更に農家戸數の總戸數に對する割合を地方的にみれば、沖繩の八七%最も高く、東山區の六五%之に次ぎ、近畿區の二八%が最も低い。

農家戸數を專業、兼業別にみれば

		前年に比し
專　業	四、一三六、〇五二戸 (七三・四)	九、三七四 (〇・二%) 增
兼　業	一、四九五、四八三 (二六・六)	三〇、三四八 (二・〇) 減

最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於いて專業戸數は漸增し、兼業戸數は漸減の傾向にあるが、なほ三割に近い兼業農家の存在は注目すべきであらう。

農家戸數を自作、小作別に觀れば、

自　作　農	一、七四五、八四七戸	(三一・〇六%)
小　作　農	一、四九九、八五五	(二六・六八)
自作兼小作農	二、三七五、八三三	(四二・二六)

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに大體に於て自作農及自作兼小作農は漸增の傾向を示し、小作農は昭和四年迄漸減し以後漸增の傾向を示してゐる。

耕作耕地配分狀態

五段未滿	一、九二〇、六四三戸	(三四・二%)
五段以上一町未滿	一、九二七、六六〇	(三四・三)
一町以上二町未滿	一、二四七、五一七	(二二・二)
二町以上三町未滿	三一九、三五一	(五・七)
三町以上五町未滿	一二九、五二九	(二・三)
五町以上	七六、八三五	(一・三)
計	五、六二一、五三五	(一〇〇・〇)

經營全體の九割に當る部分が二町未滿の土地を耕作して居り、更にその中の四分の三以上が一町に足りぬ土地を耕作してゐる。かくて本邦農業經營の零細性は最早充分明らかであると云ひ得やう。

尙、參考の爲めに農家一戸當り平均耕作耕地面積をみるに、（昭和八年農事統計表）

	町
田	〇・五七
畑	〇・五〇
計	一・〇七

備考―北海道を除けばこの經營の零細性は更に一層强化されることは注意すべきである。

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに、大體に於て二町未滿のものは漸增の傾向あるに反し、二町以上のものは年々減少の傾向を示してをり、而かも二町未滿のものゝ中で五段未滿のものが減少して、五段以上二町未滿のものが增加してゐることは注目すべき現象であらう。

之を地方的にみれば耕作規模三町以上のものは、茨城、栃木、新潟以北の東北地方に大であり、一町以下の零細耕作農家戸數は近畿、中國區に大である。

所有耕地配分狀態

總數	戸	戸	%	前年に比し	戸	%
	五、二九、九三六	四〇三	(〇・〇一)	減	二、五五〇、四三七	(四九・八)
五段未滿					一、二八四、〇七六	(二五・〇)
五段以上一町未滿					八九九、五〇六	(一七・六)
一町以上三町未滿					二三二、七七九	(四・四)
三町以上五町未滿					一一三・一〇四	(二・二)
五町以上十町未滿					四〇〇	(〇・九)
十町以上五十町未滿					三、六四四	(〇・一)
五十町以上					五、二九、九三六	(一〇〇・〇)
計						

耕地所有者戸數中約半ばに達するものは各自所有耕地五段未滿の零細的土地所有者に屬してゐる。次の五段以上一町未滿の耕地所有者戸數は二割五分であつて、これと前者とを合計すれば實に七割五分に近い。之に反して所有耕地五十町歩以上の「大地主」の比率は僅かに一分、これに十町以上五十町未滿の耕地所有者の比率九分を加へて漸く一割となるに過ぎない。かくて本邦農家中の壓倒的多數が極端なる零細的耕地所有者なることは明かであらう。而して上述の零細的經營はこの零細的土地所有に照應するものに外ならない。

尚、參考の爲めに耕地所有者一戸當り平均所有地をみるに、(昭和八年、農事統計表)

	町
田	〇・六三
畑	〇・五五
計	一・一八

備考―こゝに於ても北海道を除けば零細的土地所有の傾向が强化されることは注意すべきである。

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに、所有者總數は漸增の傾向を示し、所有耕地廣狹別に於ては一町未滿就中五段未滿の土地所有者は漸增の傾向あるに反し、三町以上のものは大體に於て漸減の傾向を示してゐる。

之を地方的にみれば總數に於ては鹿兒島の二〇〇、一二五戸首位

を占め新潟の一九〇、一二五戸之に次ぎ其の他長野、愛知、兵庫、廣島、北海道、静岡、岡山の順位である。

更に五段未滿の零細地主に於ては兵庫の一〇七、七四五戸最高にあり、新潟、鹿兒島、廣島、静岡、愛知、岡山の諸地方之に次ぎ、五十町以上の大地主に於ては北海道の一、六三二戸は之を便宜上除外すれば、新潟の二三二戸最高にして、其他秋田、宮城、茨城、山形の順位である。

更に右の耕地所有者總戸數のうち、耕作に從事せざる耕地所有者戸數「不耕地主」は九九八、二五六戸にして、所有者總戸數の一割九分五厘に當る。之を前年に比すれば二一、八三一戸（二分五厘）の增加を示してゐる。

所有と經營の分離

資本主義的生産方法は、生産條件としての土地を土地所有者から分離せしめるものであると云はれる。すなはち、經營のみの小作農と所有のみの「不耕地主」の存在はこれを證明するものであらう。だが、一方、自作農においてもこの分離の過程が進行してゐるのを觀取しうるであらう。すなはち、彼等は自己の資金が不足した場合には土地を擔保とする信用に賴らなければならないのであるが、この場合土地を抵當に入れた瞬間より彼等はこの土地の所有からは分離されてをり、彼等に殘されたものは生産條件としての土地の使用のみである。而してこの抵當による借金（貸付金額）が增大してゆくことは、とりもなほさず土地が農民から分離しつゝあることを示すものに外ならないであらう。

土地を擔保とする負債

	貸付金額 千圓	同上指數
明治三十三年	二〇一、七一六	一〇〇
同三十七年五ヶ年平均	三六九、七四六	一八三
大正元年	三四四、〇六八	一七一
同五年	九〇六、五三六	四四九
同十年	一、二一四、一三六	六〇二
昭和元年	一、二三〇、〇一四	六〇四
同二年	一、三五六、二四二	六七二
同三年	一、二〇〇、四〇八	五九五
同四年	九五三、二七三	四七三
同五年	八四一、六七五	四一七
同六年	七〇〇、八六〇	三四七
同七年		

（本邦農業要覽―昭和九年版）

備考―昭和四年以後は漸減の傾向にあるが、これは農民の信用喪失による土地抵當の手控へによるものであらう。しかしながら、これと共に、土地の强制處分による抵當施設（銀行）への土地所有增大の過程が進行してゐるのであつて、この點については次表「銀行所有土地面積調査」参照。

なほ土地抵當に際しては、期間内に貸付金またはその利子が支拂はれない場合は、土地は形式的にも抵當施設の所有に移るのであるから、抵當施設の土地所有增大の傾向も亦生産條件としての土地の土地所有者からの分離の過程を示すものであらう。

銀行所有土地面積調査

	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
田 反別	一四九二、一〇〇反	一六九九、七〇七反	一八三三、〇一三反	二四八四、四二五反	三〇二九、一〇〇反
指數	一〇〇	一一四	一二三	一六七	二〇三
畑 反別	一八五九、五〇六	一九三三、八二六	二一〇一、二二四	二六七六、六二五	三三〇二、〇一五
指數	一〇〇	一〇四	一一三	一四四	一七二
山林 反別	三八二一、一〇一	四三九七、一二六	四九六八、八二〇	五二七二、五二九	一五九七〇、七〇
指數	一〇〇	一二五	一三〇	一三八	四一八
原野 反別	一八一九、二〇四	一八七〇、〇一六	一七一九、二〇一	一八五一、三一〇	二〇八五、八〇〇
指數	一〇〇	一〇三	九五	一〇二	一一五
宅地 反別	七〇三、九〇五	六八七、四一六	八〇一、七〇一	九二三、三二一	一一三三、一〇三
指數	一〇〇	九八	一一四	一三一	一六一
合計 反別	九六九五、八一六	一〇五八七、三〇一	一二四二三、〇二八	一三一〇八、三三〇	二五四二〇、七二〇
指數	一〇〇	一〇九	一一八	一三六	二六二

（長野縣農會「農村經濟資料」―昭和十年五月）

右は地方的なものでこれを以て直ちに全般を推察することは出來ないであらうが、併し地方的とは云へ銀行土地所有面積が昭和九年には昭和五年に比較して、二倍半以上になつてゐることよりして或る程度まで一般的傾向は窺知され得るであらう。すなはち、農業の社會化の諸條件の一つである農業からの土地所有の分離の傾向は我國に於ても疑ひなきところである。

畜力及び農業用機械の利用

我國に於ては牛、馬は役畜として就中耕作用のために飼養されるものが壓倒的に大である。卽ち、牛馬總頭數と耕作用牛馬頭數との割合をみるに左の如し。

	總頭數	耕作用頭數	同上割合
總數	三、〇一六、六二〇頭	二、三三六、四七六頭	七七・四五%
牛	一、五五九、一四九	一、二二一、四〇三	七七・七〇
馬	一、四五七、四七一	一、一三五、〇七三	七七・一九

（昭和八年、農事統計表）

次に耕作用牛馬飼養總農家戶數の中、牛馬幾頭を飼養する農家が最も大なる割合を占めるかをみるに、いまこれを示す正確な資料を缺くのであるが、左の非耕作用牛馬をも含めた牛馬總頭數に關する頭數別飼養戶數の總飼養戶數に對する比率を示す數字は、やゝ右の割合を明らかにするに役立ちうるであらう。けだし牛馬總頭數の中、耕作用牛馬頭數はその八割近くを占めてゐるからである。

	牛		馬	
總飼養戶數	一、三五〇、一〇八戶	(一〇〇・〇%)	一、一三四、三三四戶	(一〇〇・〇%)
一頭飼養戶數	一、〇八一、二九四	(八六・五)	九五三、二七四	(八四・〇)
二頭飼養戶數	二四、三〇四	(九・九)	一三六、三五八	(一一・一)

（第十次農林省統計表より作成）

備考―右の統計はまた上述の如く我國において牛馬が殆んど專ら耕作用に飼養されてゐることをも亦表はしてゐる。

すなはち、右の數字から、耕作用牛馬飼養總農家戶數の中では僅か一頭乃至二頭を飼養する農家が絕對多數を占めてゐることを窺ひ得やう。しかしこの耕作用牛馬僅か一頭乃至二頭飼養農家戶數は農家戶數全體のうちでは極めて僅かの比率を占めてゐることは、農家一戶當耕作用牛馬頭數―牛、〇・二二頭、馬、〇・二〇頭、計、〇・

四二頭（農事統計表）によつても明らかである。すなはち、この計算によれば總農家戸數の約二割が漸く僅か牛馬各一頭宛を飼養するにすぎない。

次に經營規模別に牛馬飼養頭數をみるに、次表の如く牛馬頭數は經營規模の大小に比例してをり、經營全體の一割にも足りない「大經營」は牛馬合計三・六頭を飼養するが、「中經營」は合計漸く一・二頭、「小經營」は合計一頭にも足りない。而してこゝに「小經營」とは耕地面積一六・二反のものを云ふのであるが、いま耕地面積の大小が資力の大小を云ひ表すものとすれば、經營全體の七割を占める一町歩未滿耕作の零細經營に至つては殆んど役畜を有しないのである。零細經營は云はゞ無畜經營である。

	耕地面積	役畜頭數 馬	役畜頭數 牛	役畜頭數 計	耕地一〇反當役畜數
大經營	一八五・五反	二・四	一・二	三・六	〇・二
中經營	三〇・三	〇・五	〇・七	一・二	〇・四
小經營	一六・二	〇・二	〇・六	〇・八	〇・五

（帝國農會、昭和六年度「農業經營調査書」より作成）

更に右表により大經營および小經營の耕地一〇反歩當役畜數をみるに、小經營は大經營の二・五倍の役畜數をもつてゐる。このことは、一見小經營が大經營よりも技術的に優位にあるが如くであるが、こゝに必要なのは、種々なる大さの經營における役畜の數ではなくてその質であるから、役畜の質の問題を措いて右數字から直ちに小經營の優越性を結論することは出來ないであらう。

次に農業用機械の利用狀況を觀るに、我國農業の過少農制はこゝでも農業の機械化に對して一大障壁を築いてをり、從つて機械力の利用は極めて拙き狀態である。しかしこの事實は機械の使用は農業に於ても亦急激に增大し、そして農業に對して強大な變革的影響を及ぼしつゝあることを決して否定するものではない。即ち農業用動力機は次の如く增加してゐるのである。

	石油發動機	電動機	合計
大正九年	一、七九五臺	六八二臺	二、四七七臺
同十二年	九、二六五	二、〇二三	二、二八八
同十四年	二四、八五一	四、六九〇	三九、五四一
昭和二年	三六、三三五	一〇、四二九	四八、六五四
同六年	三、四七七	二六、三〇七	九一、七六四

（昭和二年までは協調會農村課編「吾國過少農問題と共同經營」、昭和六年は「本邦農業要覽」に據る。）

しかしながら、本邦農業要覽によれば動力機一臺當りの平均馬力數は僅かに二・八三馬力に過ぎず（昭和六年度）以つてこの動力機に連絡する各種作業機の規模の小なるを窺知しうる。即ち、籾摺機、脫穀機、精米機等の小規模なる米麥調整加工用機等がその主なるものであり、農業生產の中樞をなす耕耘用機などは極めて僅かである。次表を見よ。

農業用動力作業機普及臺數（昭和八年十一月末日現在）

脊穀機	六七、二五九臺
籾摺機	九四、四八二
麥摺機	一三、二七二

米麥調整加工用機	精米機	四一、三二九
	精麥用機	二一、八六八
	製粉機	七、三三九
	製麺機	一、〇九一
藁加工用機		二〇、五〇七
耕耘用機		一三三
園藝用機		五三三
肥料用機		六、八四〇
揚排水用機		三、七〇〇
穀物火力乾燥機		一、三一四

（農務時報第七十六號「日本農業の概要」）

要するに、農業用機械はその規模に於いては未だ小なるものとは云へ、兎も角も農業において機械が使用されてをり、しかもそれは急激に增加しつゝあるのである、而して機械の利用は經營規模の大小によつて自ら差異あることは云ふまでもなく、從つて機械利用の激增が農村における階級分化の進行にとつて最有力な拍車となることも亦疑ひなきところである。機械の使用はそれに與かる經營を一層有利なものとし、それに與かりえない經營を一層不利なものとして、その間の開きを大きくするのである。そして發展がこの方向に進むにつれて、農業においても結局生産の社會化に近づくことになるであらう。

第三　農作狀況

米　昭和九年に於ける米作付段別、收穫高及び價額次の如し。

		前年に比し
作付段別	三、一七三、八七三・九町	三九二・七町（〇・〇%）減
收穫高	五一、八四〇、一八二石	一八、九八八、九三五石（二六・八）減
前五ヶ年平均收穫高に比し		一〇、七三三、三六〇石（一七・三）減
價額	一、三八四、六三一、九二八円	四八、九六八、四九一円（三・六）減

蓋し本年の稻作は東北方面に於ては氣候冷涼の爲め生育著しく阻害せられたるものあり、又九州四國方面に於ては降雨極めて少く、旱害發生するに至り、九月二十日現在に於ける第一回豫想は五七、〇二六、七八〇石と豫想せられた。而して右第一回豫想直後暴風雨の大被害あり、其の後の氣候も概して低溫寡照にして適期を缺きたる爲登熟阻害せられたるものありて、十月末日現在に於ける第二回豫想に於ては第一回豫想に比し六、二八〇、六四〇石（一割一分）の減少を示した。併しながら其の後の天候概して順調なりしと被害の見積稍々大なるものありしとに因り實收高に於ては第二回豫想に比し一、〇九三、四八九石（二分二厘）の增加を示した。

尙參考の爲め最近五ヶ年間に於ける作付段別收穫高及び價額を掲ぐれば左の如し。

	（作付段別）	（收穫高）	（價額）
昭和四年	三、二一〇、六〇四・一町	五九、五五七、六九四石	一、五八四、七二九、八四八円
同五年	三、二三九、三二一・六	六六、八七五、五三五	一、一一七、九五一、五四八
同六年	三、二四八、七一九・五	五五、二一五、二六三	九一三、一八一、五六七

同七年	三、二五七、〇〇九・四	六〇、三九〇、〇九八	一、二三五、〇三三、九九七	
同八年	三、一七三、二〇三・三	七〇、八二九、一一七	一、四三三、五九〇、四一九	
自同四年至同八年	三、二三五、七七一・六	六二、五七三、五四二	一、二五六、八九五、四九六	
同九年	三、一七二、八七三・九	五一、八四〇、一八二	一、三八四、六二一、九二八	

〔備考〕―本年作付段別に於て曩に發表したものと相違あるは今回沖縄縣の第二期作分を加へたると其の後訂正報告の地方ありたるに由る。

（農務時報第七十七號所載「昭和九年米收穫高表（第三次最終公表全國の分）」及び「昭和九年、米統計表」に依る。）

次に之を地方的に觀れば、作付段別の最大なるは北海道の十九萬四千町歩であるが、之に次ぐは新潟の十七萬八千町歩、茨城の十二萬三千町歩千葉の十萬八千町歩、秋田、福岡の各十萬六千町歩、兵庫福島の各十萬一千町歩等である。其の最少なるは沖縄の七千町歩であつて東京の一萬三千町歩、山梨の一萬八千町歩等之に次ぐ。又收穫高の分布狀況を觀るに最高は新潟の二百七十八萬石、福岡の二百十二萬石、兵庫の二百九萬石にして他はいづれも二百萬石未滿である。而して沖縄の十一萬石、東京の十八萬石、山梨の三十八萬石、神奈川、德島の各四十三萬石を除いては五十萬石を降る道府縣なし。

尚最近五ヶ年間に於ける米一段歩當收穫高（全國總平均）は次の如し。

（昭和九年、米統計表）

		明治十五年基準指數
昭和四年	一、八五五石	一五六
同五年	二、〇六四	一七三

同六年　一、七〇〇　一四三
同七年　一、八五四　一五六
同八年　二、二三二　一八八
同九年　一、六三四　一三七

麥　昭和九年に於ける麥作付段別及收穫高は次の如し。（第十次農林省統計表）

（作付段別）

		前年に比し
大麥	三三二、七四五・一町	一五、五四九・六（四・五%）減
稞麥	四二四、三八五・〇	一三、二七四・四（三・〇）減
小麥	六四八、四九七・五	三、〇三一・一（〇・五）増

（收穫高）

		前年に比し
大麥	六、七九六、三八八石	三〇、三一一（一・七%）減
稞麥	六、一六〇、四〇九	八二、八七七（一五・二）増
小麥	九、四五〇、七五四	一、四三七、七一三（一八・〇）増

最近十ヶ年間に於ける趨勢は、大麥は大體に於て作付段別、收穫高共に遞減の傾向にあり、稞麥は作付段別は漸減の傾向にあるが收穫高共に漸增の傾向にある。

大麥は增減常なく、小麥は作付段別、收穫高を地方的に觀れば、作付段別に於ては茨城の三一、三四六・二町首位を占め、埼玉、千葉、栃木、岩手、群馬の諸地方順次之に次ぎ、收穫高に於ては茨城の七九九、七五一石首位を占め、埼玉、栃木、群馬、宮城の諸地方順次之に次ぐ。一段歩收穫高は二・〇四九石であつて、之を地方別に觀れば埼玉の三・一〇一石を最高とし茨城、栃木、神奈川、東京

の諸地方之に次ぎ沖縄の〇・六二七石を最低とする。

稞麥を地方別に觀れば作付段別に於ては熊本の四六、〇三〇・九町首位を占め、愛媛、長崎、廣島、大分、鹿兒島、兵庫の諸地方之に次ぎ、收穫高に於ては熊本の五八四、一二四石を最高とし、愛媛、廣島、香川、長崎、德島、兵庫の諸地方之に次ぐ。一段歩收穫高は一・四五二石であつて、之を地方的に觀れば埼玉の二・四八一石を最高とし、香川、群馬、長野、茨城、德島の諸地方之に次ぎ沖縄の〇、一九石を最低とする。

小麥を地方別に觀るに作付段別に於ては茨城の四七、一五九・六町首位を占め、福岡、栃木、熊本、群馬、岡山等之に次ぎ、收穫高に於ては茨城の七七六、七一七石首位を占め、福岡、埼玉、群馬、栃木、岡山の諸地方之に次ぐ。一段歩收穫高は一・四五七石であつて之を地方別に觀れば埼玉の二・〇八一石を最高とし、和歌山、香川、群馬、廣島、東京の諸地方之に次ぎ沖縄の〇・五八七石最低である。

養蠶　昭和九年に於ける養蠶戸數は

實數戸數　一、九九五、四九二戸　前年に比し　六、七〇四戸（五分）減

之を春蠶、夏秋蠶別に觀れば

春　蠶　一、八六六、五三二戸　前年に比し　五一、七三三戸（三分）減

夏秋蠶　一、八一〇、六七戸（内春蠶をも飼養したるもの一、六一、八四七戸）　一七〇、七三五戸（九分）減

而して最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て漸增の傾向にありしも昭和五年より漸減の傾向に轉じ昭和八年は幾分增加を示せるも本年は再び減少を示した。

蠶種掃立數量は

總　數　一六〇、九一四、八六六グラム　前年に比し　三〇、六四四、四九グラム（一割一分）減

之を春蠶夏秋蠶別に觀れば

春　蠶　七七、四六三、〇七〇グラム　前年に比し　三、七三五、三六一グラム（五分）減

夏　秋　蠶　八三、四五一、七四六　一六、五四九、一〇九（一割二分）減

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに昭和四年迄は概して漸增の傾向を示し昭和五年以降漸減の傾向に轉じ昭和八年は增加を見たが本年は再び減少を示した。

繭産額

總　數　八七、一三一、三四八貫　前年に比し　一四、一二五、六三三貫（一割四分）減
二〇三、八四九、一七八圓　二九六、七六四、〇九〇圓（五割九分）減

之を春蠶、夏秋蠶別に觀れば

春　蠶　四八、三九〇、四六五貫　前年に比し　一、七一三、〇三七貫（三分）減
二一七、三四〇、三七八圓　一八一、五四七、七六三圓（六割一分）減

夏　蠶　三八、七四〇、八八三貫　一三、四〇三、六五六貫（三割二分）減
八六、五〇八、八〇〇圓　一二五、二二六、三三七圓（六分）減

尚最近十ヶ年間に於ける繭産額の趨勢を觀るに大正十三年以來逐年漸增の傾向を辿つたが昭和六年よりは漸減の傾向に轉じ昭和八年

は增加を示したが本年は春蠶、夏秋蠶共に掃立數量を減少したのと夏秋蠶期に於ける氣候概して不順にして蠶兒の發育良好ならざりしものありしのみならず九月二十一日の颱風による桑樹被害の爲飼育中の蠶兒を投棄したるものありしとに因り減少を示した。又之を地方別に觀れば長野の九四〇餘萬貫首位にあり之に次ぐものは群馬、埼玉、愛知、山梨、茨城、岐阜、福島、三重であつて何れも三〇〇餘萬貫以上を產し上記の諸縣に於て既に總數量の約五割一分を占めてゐる。

（昭和九年「繭統計表」及び農務時報第七七號所載！「昭和九年繭產額表」）

食用農產物　昭和八年に於ける食用農產物は次の如し。（第十次農林省統計表）

總作付段別	一、一三六、九〇三・八町	四、一五二・七町（〇・二%）	減
總價格	一七三、一六二、八〇九円	一六、四八、一三九円（九・七%）	增

之を種類別に觀るに作付段別の最も大なるものは大豆の三十三萬町であつて甘藷の二十七萬町、馬鈴薯の十三萬町、小豆の十一萬町蕎麥の十萬町之に次ぎ、價額の最も大なるものは甘藷の七〇、四五八、六五六圓であつて總價額の四割一分を占め、之に次ぐものは大豆の三四、五八三、七四二圓、馬鈴薯の二九、四七六、四九四圓、大豆の一三、五五四、六四四圓であつて他はいづれも一千萬圓以下である。

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに作付段別に於ては逐年減少の傾向を示してゐたが昭和五年より漸增の傾向に轉じ、價額に於ては大體に於て漸減の傾向を示してゐたが昭和七年以後漸增の傾向を示してゐる。

園藝農產物　昭和八年に於ける園藝用農產物は次の如し。（第十次農林省統計表）

（イ）果實

總價額	七四、三九一、七一七円	一〇、〇四七、三三八円（一六・〇%）	增

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに昭和三年を最高として昭和六年迄漸減し爾後漸增の傾向を示してゐる。

（ロ）蔬菜及花卉

總作付段別	五九一、九八九・四町	二〇、八〇〇・一町（三・六%）	增
總價格	一九九、一三七、四一七円	二六、九五六、八三九円（一・七）	增

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに總作付段別に於ては大正十二年より漸減の傾向を辿つたが昭和二年より漸增の傾向に轉じた。總價額に於ては年々減少の傾向にあつたが昭和七年より漸增を示してゐる。

天災による農作物被害狀況

本年は春以來東北、北陸、山陰各地の雪害を始めとし、北陸地方の大水害、九州、四國の大旱害、關西を中心とする大風水害、更に東北地方の大冷害等各種の災害相踵いで各地方に頻出し、その範圍殆んど全國に及び被害程度又甚大である。

今、各種の災害に因る被害見込額を見るに次の如くである。

雪害に因る被害總額	二三、八八二、〇七六円
水害に因る被害總額	三四、九八〇、七三九
旱害に因る被害總額	一〇七、〇七六、〇九九
風水害に因る被害總額	一三一、四二九、四八八
冷害に因る被害總額	二〇八、五三三、一五六
合計	四九五、九〇〇、五五八

即ち右の如く本年の各種災害による農業上の被害は莫大なる額が豫想せられてゐる。

この豫想被害額は主として稻作について見積られた傾向があり、畑作其の他については見積られざる府縣多き爲め、從つてこの豫想被害額は一層增加するものと考へられる。尙、右被害額中には實際に被害を受けてゐて、未だ調査不備其の他の事情の爲め加算されざるもの之又相當ある。だから前記の豫想被害額についてもこの邊の事情を承知して置く必要がある。（農業年鑑、昭和十年版）

尙以上に本年春繭の昨年に比しての損失一億八千萬圓夏秋繭の損失見込一億圓（九月十日、農林省調査）を加ふる時は本年の農村の被害並に損失額は實に八億に達し、さらでだに疲弊し盡してゐる農村はいよ〳〵悲慘なる狀況に置かれてゐる譯である。

主要作物別被害狀況（各縣廳調査）

	水稻	麥類	粟	稗	馬鈴薯	大小豆	果物	其他	合計
青森	一三、一九〇、〇〇〇円	七九、七四一円	八六、九四四円	八二、五七五円	八三三、二九九円	一、一三、八六三〇円	一、六〇七、二〇〇円	八九一、九五九	一七、九〇〇、三四八
岩手	一五、八六三、四八〇	一、六四五、六九五	二二三、八三三	七五四、二一四	三五二、一四〇	一、九六〇、八五二	—	一、五三三、五〇五	二三、三三三、七二〇
宮城	二三、六九八、〇三六	一、三二七、九七四	五、三一四	—	三三五、六八六	四〇七、九五〇	九八、八九六	一、二三二、七三六	二五、九九六、五九二

東北地方凶作狀況　尙本年度に於て朝野の最大關心を惹いた東北地方の大凶作の概況を、帝國農會「東北地方農村に關する調査、凶作篇」より摘錄すれば次の如し。

（イ）被害の概況

昭和九年の稀有なる惡氣象に依る雪害、水害、冷害と相次ぐ農業生產への災害の集積は、稻作のみに限らず穀菽、蔬菜、果樹、桑樹等總ての作物に甚大なる被害を與へ、その被害金額は各縣の調査に依れば總計、實に一億二千三百九十六萬餘圓の巨額に達し、さなきだに打續く農業恐慌に依り疲弊し切つてゐた同地方の農村を、極度の窮迫と不安の中に陷らしめた。

而もこの被害金額、一億二千三百九十六萬餘圓は、主要なる作物に就てのみの調査であり、雪害、風害、水害、冷害等に依る山林、耕地、畜產、養蠶等の蒙りたる被害を合すれば、更に彡大なる被害金額が算定せらるゝ譯である。

作物別被害狀況の詳細は之を略すが、今被害金額のみを見るに、（主要作物別被害狀況參照）水稻被害最も大にして、一億四百十八萬五千四百圓、總被害金額の八四％を占め、爾餘の作物に於ては、大小豆の四百五十九萬餘圓、麥類の三百十七萬餘圓、果樹の二百八十五萬圓がその主なるものである。

秋田	一三、七〇一、五七〇	一八、〇四三	—	—	六七、九五三	一九四、〇三六	二九一、八九六
山形	二〇、九〇五、〇三五	九八、八一三	—	—	一三九、二八八	四一〇、三八七	五五一、二四五
福島	一八、八二七、二八九	—	—	—	二四七、一八九	四九二、一三八	三〇〇、八三〇
計	一〇四、一八五、四〇〇	三、一七〇、二六五	三〇六、〇九一	八三六、七八九	一、八五五、五五五	四、五九三、九九四	二、八五〇、〇六七

(ロ) 凶作の地域的分布

凶作事情は地域的に極めて明瞭なる差異を示し、一般に日本海岸よりは太平洋岸に、平坦部よりは山間部に於て被害の程度深刻にして斯かる地帯に於ては既に幾多の社會問題が平年に比し遙かに數も多く、性質も深刻に顯現しつゝある。而も之等地帯に屬する町村は平年に於ても尙爾餘の地帯に於ける町村に比して生産條件が惠まれず農家の經濟狀態もより下位に在り、その生活程度もより低く、從つて窮乏がもたらす農村社會問題をより多く提供して居る。

今次の凶作は斯かる地帯の農村にとつてはく致命全的な影響を與へて居り、報導機關が傳へたる哀話の多くも亦之等町村に見らるゝ所である。

今水稻についてやゝ詳細に凶作の地域的分布を見れば次の如し。

即ち、青森縣舊南部地方より岩手、宮城兩縣へかけての太平洋沿岸地方に於ては平野地帯山間高原地帯の區別無く激甚にして、內陸地方に於ては山間高原地帯に甚しく平坦部に輕微となり、更に秋田山形の日本海沿岸の平野地帯に於ては平年の作柄に近き收穫を擧げ得て居る。

(八) 水稻被害狀況

凶作の概況に於て既に述べたる如く。被害作物の主位を占めるものは水稻である。而してこのことは從來の東北地方の自然的社會的經濟的諸條件が東北の農業をして特に稻作を主體とする經營に傾けしめてゐたことを知り得るであらう。

全般的に見て水稻の減收は、平年收量に對して減收數量四〇五萬石、その割合四〇%と算せられてゐる。

これを縣別に表示すれば次の如くである。

水稻減收狀況表（各縣廳調査）

	平年收量	減收數量	平年作に對する減收率	備考
青森	一、一三三、二三五石	五二七、六〇〇石	四七%	十月五日現在
岩手	一、一三一、九〇八	六六〇、九九五	五八	九月三十日現在
宮城	一、八四八、三六九	八四〇、六六八	四六	九月二十五日現在
秋田	二、〇四二、二五九	四九〇、五一五	二四	十月十日現在
山形	二、〇八四、六〇六	八三六、二〇一	四〇	十月十五日現在
福島	一、八八七、六〇二	六九七、三〇七	三七	十一月十日現在
計	一〇、一一七、九七九	四、〇五三、二八六註	四〇	

即ち岩手の五八%を最高とし、青森の四七%、宮城の四六%之に次ぎ、山形の四〇%、福島の三七%、最低は秋田の二四%、である。

右の數字によれば一般に東北地方の東半岩手、青森、宮城の如く太平洋に面せる諸縣は被害大きく、西半日本海に臨む秋田山形最南

端に位する福島等の諸縣は比較的輕微である事が示されて居る。

次に被害總面積並に被害程度別面積に就て見る。

水稻被害面積表（實數及割合）

	作付面積	被害面積	攻穫皆無面積	七割以上被害面積	五割以上被害面積	三割以上被害面積	三割未滿被害面積
青森	六九、五〇六、〇町（一〇〇%）	六九、五〇六、〇町（一〇〇）	四、二〇〇、〇町（六）	一六、七二五、〇町（二四）	一〇、〇三七、〇町（一四）	二〇、三七〇、〇町（二九）	一八、一七四、〇町（二七）
岩手	六〇、四一八、八（一〇〇%）	六〇、四一八、八（一〇〇）	八、三九六、九（一四）	一三、六八一、八（二三）	一四、四八八、〇（二四）	一六、四九九、四（二七）	七、三五二、七（一二）
宮城	九五、七九六、〇（一〇〇%）	九五、七九六、〇（一〇〇）	四、九九八、〇（四）	一〇、五六三、〇（一一）	二〇、六六〇、〇（二三）	三七、一一〇、〇（三九）	三、四七四、〇（二）
秋田	一〇六、一三一、二（一〇〇%）	九四、〇九九、〇（八八）	一、七八〇、三（二）	三、五九三、九（三）	八、八九二、六（八）	一六、九六一、七（一六）	六二、八七〇、〇（五九）
山形	九五、九三〇、〇（一〇〇%）	九三、三一九、〇（九七）	五、〇九八、〇（五）	一三、一五二、〇（一四）	一六、九八七、〇（一八）	三三、一七七、〇（二四）	三四、九〇五、〇（三六）
福島	九九、七九九、六（一〇〇%）	九〇、七七六、〇（九一）	三、九〇二、九（四）	七、九九一、〇（八）	一七、四六八、八（一八）	二四、五一七、四（二五）	三六、八九五、九（三六）
計	五二七、五五一、六（一〇〇%）	五〇三、九一四、八（九六）	二八、三七六、一（五）	六五、七〇六、七（一三）	八八、五二一、四（一七）	一三八、六三五、五（二六）	一八一、六七一、六（三六）

即ち全般的に見て水稻總被害面積は作付面積五十二萬七千五百五十一町四反歩の中五十萬三千九百十四町八反歩にして作付總面積の九六%を占め、内收穫皆無面積は五%、七割以上減收面積一二%、五割以上一七%、三割以上二六%、三割未滿被害面積は三六%である。

これを各縣別に見る時は、それ〴〵事情を異にし、青森、岩手、宮城の三縣に於ける被害面積は、總作付面積の全部即ち一〇〇%にして、爾餘の縣に於ては山形縣九七%、福島縣九一%秋田縣八八%である。

被害程度別面積に就て見るに收穫皆無面積の最高は岩手縣にして總作付面積の一四%即ち八千三百九十六町九反歩に及び、青森の六%即ち四千二百町歩がこれに次ぎ、最小は秋田の二%即ち一千七百八十町三反歩である。

七割以上減收面積の割合の最も大なるは、岩手、青森にして、五

割以上七割未滿減收面積に於ては、岩手、宮城の二縣がその割合最大である。三割以上減收面積割合は、宮城、青森、岩手等の諸縣が大にして、三割以下の被害割合は秋田、山形、福島の諸縣に於て大である。

即ち概括的に見て被害激甚を物語る三分作以下の作柄の面積的に大であるのは岩手、青森にして、三分作から五分作程度に於ても、岩手、青森、その面積大きく宮城縣がこれに次ぐ。山形、福島、秋田の諸縣に於ては、三割未滿の減收面積が比較的大きく、これは前記岩手、青森、宮城に比較して被害輕微を示すものにして、就中秋田に於ては七分作以上の作柄が面積的に大きい。

（註）右によりて算出せる水稻實收豫想高と、農林省發表の水稻實收高（昭和九年、米統計表）との比較次の如し。

	實收豫想高	實收高	增減
青森	五九五、六三五石	五九八、三六六石	（＋）二、七三一
岩手	四七〇、九一三	五一四、二五九	（＋）四三、三四六
宮城	一、〇〇七、七〇一	一、一四二、二四九	（＋）一三四、五四八
秋田	一、五五一、七四四	一、五二一、八八二	（－）二九、八六二
山形	一、二四八、四〇五	一、一二六、七六〇	（－）一二一、六四五
福島	一、一九〇、二九五	一、二五五、七五六	（＋）六五、四六一
計	六、〇六四、六九三	六、一五九、二七二	（＋）九四、五七九

すなはち實收の結果は豫想よりも約九萬五千石の增加で、水稻の被害額は豫想されたよりもやゝ輕微であつたことを示す。

第四　田畑賣買價格

昭和九年三月現在に於ける田畑賣買價格に關し日本勸業銀行調査課の發表にかゝる「昭和九年度田畑賣買價格及小作料調」より摘錄すれば次の如し。

（イ）**概要**　田畑の賣買價格は昭和元年以來落調を持續したるが昭和八年に入るや漸く保合の情勢に轉じ、更に本年度に至りては各品等共に稍々昂騰を演じたり。即ち之を普通品等のものに就きて觀察するに、田は三九八圓にして前年度に比較し一一圓（二分八厘）を、畑は二四〇圓にして六圓（二分六厘）を夫々騰貴したり。

全國平均賣買價格（反當）

		昭和九年	昭和八年	實數	騰落比較 割合
田	上ノ中	五三四円	五二五円	九	一・七分
	普通	三九八	三九五	二	二・八
	下ノ中	二六五	二五七	八	三・一
畑	上ノ中	二四四	二二七	七	二・一
	普通	二四〇	二二四	六	二・六
	下ノ中	一四四	一四〇	四	二・九

斯くの如く本年度に於ける田畑の賣買價格が稍々强調を示せるは主として米穀統制法の發動に因り米價が漸騰するに至りたること、金融緩慢、金利低下の趨勢が地方に浸潤して田畑に對する需要が增加したること、農業土木事業其の他の農村經濟更生に關する諸般の對策が徐々に其の效果を擧げたること等に因るべしと雖も、事業界好況の影響を享けて副業其の他の收入增加し農家經濟に幾分の潤ひを見ることせたも亦與つて力ありと謂ふを得べし。

（ロ）地方別狀況　耕地價格の高低は、土地生産力の大小、人口の疎密、産業發達の程度、耕地の位置並に廣狹等に支配せられ、又其の驕落は農家購買力の增減と農産物價格の騰落とに甚大の關係を有するのみならず、地方金融の情勢及小作爭議の消長等に因り支配せらるるものなれば、其の高低騰落の如きも各地方に依り著しき逕庭あるを免れ難し。今其の狀況を觀るに本年度に於ける普通田の賣買價格は前年度と同樣近畿區の五四〇圓最も高く、東海區、四國區、東山區、中國區、九州區の各四〇〇圓以上順次之に次げり。其の他の諸區にありては總て全國平均價格の三九八圓以下にして、最も低きは北海道の八八圓とし沖繩の一〇〇圓之に次げり。又普通田にありては東海區の三五九圓を最高とし、近畿區の三一七圓之に次ぎ、東山、關東、四國等の諸區も稍々高位にあれども、其の他は孰れも平均價格たる二四〇圓以下にして、北海道の如きは四三圓に過ぎず。

而して本年度の田畑賣買價格を前年度と比較するに田に於て下落したるは、北海道、關東區の二地方に過ぎずして其の他の地方は悉く騰貴し、畑に於ても東山、四國、中國、關東等の諸區以外は一齊に昂騰したり。

（ハ）累年狀況　次に普通品等の田畑に就きて大正二年以降に於ける賣買價格の推移を示せば左表の如し。

	普通田 賣買價格	同上指數	普通畑 賣買價格	同上指數
大正二年	三〇一円	一〇九	一六三円	一一〇
同三年	二七七	一〇〇	一四六	一〇〇
同四年	二五四	九二	一三八	九三
同五年	二七一	九八	一五〇	一〇一
同六年	三一九	一二五	一八〇	一二三
同七年	四三三	一五六	二四七	一六七
同八年	七〇六	二五五	四二一	二八四
同九年	五九四	二一四	三二九	二二三
同十年	五九五	二一五	三四七	二三四
同十一年	六二〇	二二四	三六四	二四六
同十二年	五八三	二一〇	三四三	二三三
同十三年	五六九	二〇五	三四一	二三〇
同十四年	五六〇	二〇二	三三八	二二八
昭和元年	五七一	二〇六	三五〇	二三六
同二年	五六四	一九七	三三三	二二五
同三年	五三八	一九四	三三〇	二二三
同四年	五三三	一八九	三二〇	二一六
同五年	四九〇	一七七	三〇一	二〇三
同六年	四二一	一四八	二五三	一七一
同七年	三八六	一三九	二三四	一五八
同八年	三八七	一四〇	二三四	一五八
同九年	三九八	一四四	二四〇	一六二

〔備考〕本表の指數は大正三年の價格を一〇〇とす。

右表に依れば、田畑の賣買價格は大正四年以來歐洲大戰に因る好景氣に惠まれて逐年浽騰の趨勢を辿り、大正八年に於て普通田は七〇六圓、普通畑は四二一圓に達せるも、翌年一般財界が恐慌に襲はるゝや、其の影響を蒙りて田畑共に各一〇〇圓方轉落せり、爾來田

畑の賣買價格は年に依り多少の恢復を爲せることありしも、農産物價格の低落、農家負擔の過重、金融の梗塞及小作爭議の頻發等に因り概して漸落の傾向を示したり。殊に昭和五年以降に於ける世界的不況と米、繭價の激落とは田畑價格の落勢に拍車を加へ、遂に昭和七年に於て田は三八六圓、畑は二三四圓の安値を示すに至れり。年併最近に於ける田畑の賣買價格は米價の强調、一般財界の活況及金利の普遍化等に刺戟せられて些少乍ら好轉の氣配を見せたり。

第二章　小作狀態

小作料

小作料の類種　田小作料は內地全體を通じて殆んど米を以て小作料として居るが、稀に粃又は麥を以て小作料となすものあり、尙特例としては全國を通じ金錢を以て小作料となすものあり、畑に於ては其の地方の耕地（田畑）の多少、栽培作物の如何に依つて異つて居るけれ共、內地全體を通じて米を以て小作料となすもの最も多く、麥、大豆、金錢等之に次ぎ、尙之等二種類以上を以て小作料となすものも少くない。而して田、畑共に近時金錢を以て之を支拂ふものが增加の傾向にある。（農務時報、第七十六號所載「日本農業の概要」）

田畑小作料額　（以下、日本勸業銀行調査課の發表にかゝる「昭和九年度田畑賣買價格及小作料調」より摘錄。但しこゝに昭和九年度とは昭和八年四月より同九年三月までを云ふ。）

（イ）概要　昭和九年度に於ける田畑の實收小作料は前年度に比較して騰貴した。今之を普通田及普通畑の全國平均小作料に就きて觀察するに、夫々一・〇四石及十一圓二十錢にして、田は〇・〇二石畑は二十八錢を騰貴した。

全國平均實收小作料（反當）

		昭和九年	昭和八年	騰落比較 實數	騰落比較 割合
田	上ノ中	一・二七石	一・二五石	〇・〇二石	一・六分
田	普通	一・〇四	一・〇二	〇・〇二	二・〇
田	下ノ中	〇・七六	〇・七四	〇・〇二	二・七
畑	上ノ中	一五・六〇円	一五・二一円	〇・三九円	二・六分
畑	普通	一一・二〇	一〇・九二	〇・二八	二・六
畑	下ノ中	七・〇九	六・九二	〇・一七	二・五

〔備考〕田小作料は玄米を以て表はし、畑小作料は玄米雜穀等を金納に換算した。

以下の諸表に於ても亦同じ。

右の如く田畑の小作料が共に騰貴したのは、米穀が稀有の大豐作なりしに加へ、畑作物の實收高も概ね良好なりしことに基因するのであるが、農業土木事業其の他に依り巨額の資金が地方に撒布せられ、農家經濟に好影響を齎したることも亦看過し得ざる所である。

（ロ）地方別狀況　田畑の小作料は田畑價格と等しく各地方に於ける自然的條件、經濟的環境及永年の慣習等に基き、其の高低騰落に相當の懸隔がある。今本年度に於ける普通品等の田畑小作料に就きて之を見るに、卽ち本年度に於ける普通田の實收小作料は四國區

の一・二九石を最高とし、中國、近畿、九州等の諸區順次之に次ぐ。北海道及沖繩の小作料は極めて安く夫々〇・三九石及〇・五三石にして、關東、東北、東海の諸區も亦比較的安き地方である。而して田小作料を前年度と比較するに、九州區及關東區が保合なりし外、全國各地方共一齊に騰貴した。次に本年度に於ける普通畑小作料にありては東海區の十五圓十六錢を最高とし、東山、四國、近畿等の諸區順次之に次ぐ。北海道の畑小作料は僅かに二圓六十三錢にして最も低く、之に次ぐものは東北區、北陸區、沖繩等の地方である。

本年度の畑小作料を前年度と比較するに、四國區、北陸區、北海道、關東區等は僅少乍ら下落せるも、其の他の地方は孰れも騰貴し、全國平均に於ては、二十八錢（二分六厘）の昂騰を示してゐる。

（八）累年狀況　次に普通品等の田畑實收小作料に就きて大正十年以降に於ける騰落の狀況を示せば左表の如く、昭和七年頃迄は概ね落調を持續したが、爾後漸く落勢を停止し最近に至りては稍騰貴の傾向を示すに至つた。

	普通田		普通畑	
	實數	同上指數	實數	同上指數
	石		円	
大正十年	一・一七	一〇〇	一八・七五	一〇〇
同十一年	一・一四	九七	一九・五五	一〇四
同十二年	一・一三	九七	一九・九六	一〇六
同十三年	一・〇九	九三	一九・九六	一〇六
同十四年	一・〇八	九二	一九・一六	一〇三
昭和元年	一・〇七	九一	一八・九九	一〇一
同二年	一・〇三	八七	一八・七八	一〇〇
同三年	一・〇四	八九	一八・五〇	九九
同四年	一・〇三	八八	一七・二三	九二
同五年	一・〇三	八八	一五・九八	八五
同六年	一・〇三	八七	一三・七四	七三
同七年	一・〇一	八六	一一・二一	六〇
同八年	一・〇三	八七	一〇・九二	五八
同九年	一・〇四	八九	一一・二〇	六〇

（備考）本表の指數は大正十年の價格を一〇〇とす。

實收小作料・收獲高に對する割合（前掲農務時報第七十六號）

（山小作料）

耕地の種類　小作料の種類　實收小作料の收穫高に對する割合　普通　割高　割低

米	米	五・一〇	五・三三	四・六九
一毛作	米	五・五〇	五・七四	五・二九
二毛作				

（畑小作料）

小作料の種類　實收小作料見積金額の收穫高見積金額に對する割合

米	四・〇〇
大豆	三・五〇
稞麥	二・六〇

なほ我國における特殊小作慣行としての刈分小作について、本年三月、農林省農務局から「本邦に於ける刈分小作」なる詳細な調査が發表されたことを附記しておかねばならない。こゝでは都合によつてその内容を摘記することをしないが、いまその項目だけをみれ

ば次の如くである。すなはち第一編を總說とし、刈分小作の特質、分布、地方的名稱、今日まで行はるゝ原因、契約の態樣、小作料、小作人の勞務提供、利弊、最近の趨勢等を述べ、次いで第二編を地方事情に充て、舊南部領、長野縣、岐阜縣、高知縣、長崎縣、熊本縣、大分縣等における刈分小作慣行の概況が述べられてゐる。更に附錄として農商務省編「農務彙纂第四十四小作慣行に關する調査資料」、農林省編「大正十年小作慣行調査」、朝鮮總督府編「朝鮮に於ける小作慣行」及び臺灣總督府殖產局編「臺灣に於ける小作問題に關する資料」中より刈分小作に關する部分を抄錄摘記してある。

要するに右一本邦に於ける刈分小作」は今日においては最も詳細なる刈分小作慣行についての調査であつて、刈分小作慣行研究上正に必讀の書であると云はねばならない。

第三章　農家經濟

第一　生產費調査

1　米生產費

（A）帝國農會調査

帝國農會では昭和九年度米生產費につき、全國八百八戶について調査した結果、自作農玄米一石當生產費（副收入を差引たるもの）二十八圓九錢と決定し、本年十二月廿日發表した。これを昨年度に比すれば四圓九十九錢の二割一分六厘の昂騰を示すもので、反當り生產費は六十四圓九十三錢となり、昨年に比し一圓三十六錢の二分一厘の增加である。かゝる結果は反當り收量が昨年より三斗八升四合の一割五分一厘の減收した爲である。尙先に農林省が米穀新公定價格決定の基準とした生產費二十七圓五十三錢に比すれば五十六錢高となる。

右詳細次の如し。

（イ）調査要旨

本調査は大正十一年より開始せる米生產費調査の昭和九年に於ける成績である。

調査農家は篤農家又は經營規模の過大、過小のものは之を避け、經營規模其他中庸を得たる自作農家にして正確に調査し得るを主要條件とし、且つ米作が農業總收入の半ば以上たることを目標として選定せしものである。然れども實際に於ては平均狀態よりは稍々經營規模も大きく、栽培技術其他に於ても優秀なるものが選ばれてゐるやうである。

調査戶數は道府縣（沖繩を除く）を通じ少くとも小郡市に於ては一戶以上、產米額十萬石以上の郡市に於ては二戶以上を指定し、本會所定の帳簿により記帳せしめたものである。

集計に際しては調査の結果例外と見做すべきものは除外した。尙北海道は特殊的事情あるを以て平均より除外した。

昭和九年は北陸地方の雪害を始めとし、九州、四國地方の旱魃、關西地方の風水害、東北地方の冷害等各地に自然的災害相次ぎ、收穫皆無若くは極端に收量少きものありたる爲め、これ等は平均より除外することにした。

以下調査上主なる項目に就ての說明省略。

（ロ）全國平均玄米一石當生産費（自作者、副收入を差引きたるもの）

	九年度	八年度	八年度に對し九年度の增減	同上增減割合
玄米收量	二、一六二石	二、五四六石	△ 〇、三八四石	一五、一%
金額 玄米	五九、二六円	五三、八一円	六、四五円	一二、二
金額 副收入	五、七九	五、〇八	〇、七一	一三、八
金額 計	六五、〇五	五七、八九	七、一六	一二、四

（ハ）全國平均反當生産額

	九年度	八年度	八年度に對し九年度の增減	同上增減割合
玄米收量	二、一六二石	二、五四六石	△ 〇、三八四石	一五、一%
金額 玄米	五九、二六円	五三、八一円	六、四五円	一二、二
金額 副收入	五、七九	五、〇八	〇、七一	一三、八
金額 計	六五、〇五	五七、八九	七、一六	一二、四

（ニ）全國平均反當生産費

直接生産費				
種子	量	〇、五三円	〇、五一円	〇、〇二円
	給入	四、一四	四、六九	△ 〇、五五
肥料費 自購	計	五、六〇	五、三八	〇、二二
肥料費 小作	計	九、七四	一〇、〇七	△ 〇、三三
勞賃 家族	人	一六、九五	一六、〇一	〇、九四
勞賃 雇小	人	二、五一	二、九五	△ 〇、四四
勞賃 計		一九、四六	一八、九六	〇、五〇
畜力費		二、二六	二、二六	—
諸材料費		一、三八	一、四二	△ 〇、〇四
計		三三、三七	三三、三三	〇、一五

間接生産費				
土地改良設備費		〇、一三円	〇、〇七円	〇、〇五円
農具費		一、六九	一、七一	△ 〇、〇二
建物費		一、五一	一、四七	〇、〇四
租稅諸負擔		七、三五	七、〇三	〇、三三
土地資本利子（四分）		二〇、八九	二〇、〇七	〇、八二
計		三一、五六	三〇、三五	一、二一
合計		六四、九三	六三、五七	一、三六
（ホ）參考資料				
種子	量	三合	三合	—
勞働日數 家族	人	一七・八日	一七・八日	—
勞働日數 雇人	人	二・八	三・四	△ 〇・六日
勞働日數 計		二〇・六	二一・二	△ 〇・六
畜力日數		一・五	一・五	—
臨時雇賃錢（一日當）		〇・九六円	〇・九一円	〇・〇五円
田地價格		五〇〇・〇〇	四九〇・〇〇	一〇・〇〇
		〇・〇二	〇・〇三	〇・〇五

（帝國農會「昭和九年米生産費調査資料」―帝國農會報、第二十五卷、第三號所載）

自作農の全國平均反當生産費は右の如くであるが、こゝに注目すべきは「間接生産費」の中で土地資本利子（地價の四分とす）が六六%）と租稅諸負擔（一三%）が、その九割を占めてをり、而かもなほこれ等は總生産費中においても四割以上を占めてゐることである。すなはち、かくの如く土地に關する負擔の大なることは過少農制の特質を示すものに外ならないのである。（租稅諸負擔はその全部

ではないが大部分が地租關係の地方税なること後述の如し。）

なほこの場合、獨立生産者としての農民の企業家利得といつたやうなものは過少農制においては始めから担否されてゐるのであつて、剰餘勞働はそれが實現される範圍において悉くこれら負擔部分の支辨に充てられなければならない。而かもなほ、農産物價格が直接間接の全生産費を覆ひえなかつたやうな場合には、さし當り先づ、自己の勞賃部分が蠶食されることになるわけである。この點に關して昭和四年並に翌五年の農業恐慌以來最近までの反當生産額と反當生産費とを對照してみれば次の如くである。

	生産額（反當）	生産費（反當）	差引
	円	円	円
昭和四年	八一・七五	七九・七〇	二・〇五
昭和五年	五三・〇九	七七・八三（一）	二四・七四
昭和六年	四二・四四	五八・九五（一）	一六・五一
昭和七年	五一・七二	五八・四〇（一）	六・六八
昭和八年	五七・八九	六三・五七（一）	五・六八
昭和九年	六五・〇五	六四・九三	〇・一二

（B）農林省調査

次に農林省調査の米生産費をみるに、昭和九年度は前述の如く二十七圓五十三錢と發表されたが、これが費目別調査の資料無き爲め以下に於ては昭和八年度の農林省發表費目別米穀生産費を見るに左の如し。なほ、參考迄に本年三月議會に於て拓務省の發表せる昭和八年度朝鮮及臺灣の米穀生産費をも併記した。

内外地米穀生産費（昭和八年度）

	内地 玄米石當	内地 反當	朝鮮 玄米石當	朝鮮 反當	臺灣 玄米石當	臺灣 反當
	円	円	円	円	円	円
種籾代	〇・二七	〇・六八	〇・三三	〇・三二	〇・二四	〇・四五
勞賃	七・六五	一九・一九	—	—	四・二五	七・八八
畜力費	〇・八六	二・一六	—	—	〇・六八	一・二八
（勞賃畜力費）	—	—	七・一五	一二・三四	—	—
肥料代	四・一三	一〇・三六	三・二五	五・一五	四・一〇	七・五九
諸材料費其他	〇・六七	一・六七	〇・七七	一・二三	〇・九二	一・七一
農舍費	〇・四四	一・一〇	一・〇一	一・六〇	〇・二六	〇・四八
農具費	〇・六二	一・五五	〇・四四	〇・七〇	〇・三四	〇・六三
租税其他の公課	一・三六	三・一三	一・六五	二・六二	〇・六八	一・二五
部落協議費又は之に準ずるもの	—	〇・二八	—	—	—	—
米穀檢査手數料	〇・一六	〇・四〇	—	—	〇・三三	〇・六一
土地資本利子又は小作料	七・八八	一九・七六	七・一三	一二・三一	五・九五	一一・〇〇
製玄費	—	—	〇・五〇	〇・七九	〇・四九	〇・九一
費用合計	二四・〇四	六〇・二九	二三・二三	三五・二五	一八・二四	三三・七九
副收入	一・八七	四・六九	一・二五	一・九八	〇・九八	一・八二
生産費	三二・一七	五五・六〇	二〇・九八	三三・二七	一七・二六	三一・九七
反當收量（石）	—	二・五〇八	—	一・五八五八	—	一・八五二五
運賃諸掛	一・一七	—	〇・七三	—	〇・五五	—
合計	三三・三四	—	二一・七〇	—	一七・八一	—

〔參考〕

調査農家水田經營面積　朝鮮　一・五四六町　臺灣　二・七四七町

〔備考〕

一、本調査は朝鮮に於ては昭和八年産米、臺灣に於ては昭和八年第二期作蓬萊米の生産費なりとす。

二、製玄費は朝鮮においては玄米調製費及び檢査手數料の合計額より籾すりの際生ずる副收入（くづ米、籾がら等）の金額を控除したるもの、臺灣においては玄米調製費及び包裝費の合計金額とす。

右諸費用は內地に於ては勞賃農具費、檢査手數料その他の項目中にそれ〴〵計上せらる。

三、運賃諸がかりは朝鮮にありては農家の庭先より、臺灣にありては產地の米穀檢査所より移出港迄の運賃とす。

四、調査農家戸數は朝鮮にありては一〇八戸、臺灣にありては蓬萊米に關するもの四三戸にして生產費はいづれも調査農家の總平均なり。

	朝鮮		臺灣	
勞賃	一四・六七	三四・五	一八・四二	三九・九
畜力費	〇・〇八	〇・二	〇・〇四	〇・一
蠶室費	〇・九二	二・二	一・三三	二・九
蠶具費	一・五二	三・六	二・二三	四・八
租稅諸負擔	二・〇〇	四・七	一・三五	二・九
其他	三・〇八	七・一	二・六七	五・七
合計	四二・五六	一〇〇・〇	四六・一四	一〇〇・〇
副收入	五・六八	—	五・六一	—
差引生產費	三六・八八	—	四〇・五三	—

（昭和十年版、農事年鑑）

2　繭生產費

帝國農會の調査による昭和八年度繭生產費は次の如し。

上繭一〇貫當生產費內譯

	春蠶		秋夏蠶	
繭代	二・〇七円	四・九%	二・七一円	五・九%
桑葉費	一八・三三	四二・八	一七・三九	三七・七

生產費中最も大なる割合を占めるものは春蠶、夏秋蠶ともに桑葉費と勞賃である。卽ち春蠶にありては勞賃は三四・五%、桑葉費は四二・八%にして兩者のみにて既に春蠶上繭生產費の七七・三%を占めてゐる。夏秋蠶にあつては勞賃は三九・九%、葉費は三七・七%にして夏秋蠶に於ても其の生產費の七七・六%は勞賃と桑葉費である。從つて餘の費目はこの兩者に比べれば著しく少額であり、繭生產費の增減に特に深い關聯を持つものは勞賃と桑葉費であると云ひ得るであらう。

第二　農家經濟調査

農林省は大正十年以來道府縣農會に委囑し、農家をして其の收支の實情を記帳せしめ、每年其の成績を發表し來つたが、今左に摘記するのはその（昭和七年三月一日より昭和八年二月末日に至る滿一

ケ年間）成績の概要である。

但し豫め注意すべきは、調査農家は當該市村町の農家平均一戸當耕作面積の十五割未滿の耕作地（田畑）を耕作する者の中より之を選定したものであり、從つてその耕作耕地面積は自作農一・二九町、自小作農一・二五町、小作農一・二二町であつて、いづれも平均耕作耕地面積一・〇七町より大であること、換言すれば中位的な農家以上の農家が調査の客體として選ばれてゐるといふことである。

尚こゝに於ては、耕作地の八割以上を所有する者は自作農とされ其の八割以上を借入るゝ者は小作農、其の他は自小作農とされてゐる。

（イ）調査農家戸數

昭和七年度に於て調査を開始せる農家は三四二戸であつたが、記帳中止或は記帳不備等の事由に因り取纒不能に陷れるもの九戸あり又記帳不良なるも兼業所得相當多額にして而もその兼業が永續的に營まるゝものと認められ、調査農家としては不適當なるの事由に依り特殊農家として取扱ひ平均外に置けるもの四〇戸あつて、こゝに平均に採用せる農家戸數は、自作農九六戸、自小作農九六戸、小作農九〇戸計二八二戸（北海道及沖縄を除く）である。

（ロ）農業用土地面積

農業用土地（農業經營に使用せらるゝ年度始現在の一切の土地を謂ひ、同一土地にして農業と農業以外とに併用せられる場合は其の使用程度に依り按分し其の所屬を定めた）の調査農家一戸當り面積及各種類間の割合を示せば左の如し。

耕作地	自作農	田 畝歩	八六・一八	畑 畝歩	四二・一七	計 畝歩	一二九・〇五	農業用土地面積に對する割合	耕作地以外の土地	宅地 畝歩	三・三
	自小作農		八八・一一		三六・一六		一二四・二七			山林 畝歩	三九・一七
	小作農		九〇・〇八		三二・〇二		一二二・一〇			原野其の他 畝歩	四・一八
農耕作地以外の土地						計 畝歩	四七・二七				四・二五
						合計 畝歩	一七七・〇二				三・三八
同右割合							一四六・一九	耕作地に對する割合	田		八・二
							一二四・一七		畑		〇・二八

	耕作地	耕作地以外の土地	田	畑
自作農	七二・九四%	二七・〇六%	六六・七八%	三三・二二%
自小作農	八五・一七	一四・八三	七〇・九〇	二九・一〇
小作農	九〇・九一	九・〇九	七三・七七	二六・二三

（八）農業用財産

農業用　産とは農業經營に使用せらるゝ土地、土地改良設備、建物、農具、動物、植物及現物にして農家の所有に屬するものを云ふ。但し土地、土地改良設備、建物、農具、動物及植物に付ては便宜借入も之を示した。

之等の財産にして農業と農業以外とに併用せらるゝ場合は其の使

用程度に依り按分し其の所屬を決定した。

正確には現金及之に準ずるものも農業用財産に含ましむべきものなれども之等は農業用財産なりや否やを決定すること困難なるもの多きを以て便宜之を除外した。

農業用財産の調査農家平均一戸當り價額左の如し。

		自作農	自小作農	小作農
土地	所有	六、一五五・一四円	六、〇一九・六一円	五、三七六・九七円
	借入	五、八三六・五九	三、〇六七・〇九	四一七・三〇
土地改良設備		三一八・五五	二、九六五・七三	四、九七三・三六
建物		四・三二	一・二八	―
農具		六七五・一四	五一五・一四	四〇四・三四
動物		一九四・一一	一八二・八七	一四〇・六二
植物		八九・七五	七二・三〇	六二・二四
現物		二七二・〇二	一五七・五六	一三四・七三
土地以外		三〇一・六九	二三七・三七	一七九・九一
借入財産		〇・九四	一三・二一	一三・六九
計		七、六九三・一〇	七、一九九・三四	六、三一二・五〇
内譯	所有	七、三七三・六一	四、二三三・六一	一、三三六・一四
	借入	三一九・四九	二、九六五・七三	四、九七三・三六

土地財産が極めて壓倒的な地位を占めてゐること、（自作農―八〇・〇%、自小作農　八三・六%、小作農　八五・一%）すなはち極めて多額の支出が土地に固定されてゐること、また固定されねばならぬことは過少農制の本質であつて頗る注目に値する。けだし、このことはたゞに自己の利用しうるところの生産的資本の範圍をそれだけ制限して農業生産力の發展を阻止せしめるばかりでなく高利貸附業と租税制度とをして徹底的に誅求を行はしむる根據を與へるものである。（小作農の場合における土地財産とは借入土地の價格を表はす。故にその土地財産の殆んど全部が借入土地財産になつてゐるのである。これに對應するものがすなはちその「利子」としての高率なる小作料であつて、この場合は地主への貢納が强制されるのである。）

（二）農業總收入

農業總收入とは一ヶ年間の農業經營に因りて得たる一切の收入を謂ひ、當該年度の耕種、養畜、養蠶及之等の生産物の加工に因る收入の外、自家生産物の加工に當り其の不足を補ふ爲他より原料を得て爲す程度の加工、又は農業財産の一時的農業以外利用に因る收入（例へば牛、馬、農具等の賃貸料の如し）の如き農業經營に附隨的に營まるゝ業務の收入も之を含むものとする。但し土地、建物の如き農産物に非ざる物の賣却に因る收入は夫が農業用財産なる場合と雖も之を含まず。

農業總收入の調査農家平均一戸當金額を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農
米	四六三・八二円	四八一・八二円	四九〇・九八円
麥	四七・四三	五四・六六	四八・一二
蔬菜	五八・八三	八五・一七	七四、四四
果實	一六・五五	一八・八八	六・八九
牛	九・一五	一・四五	五・七五

馬	〇・三一	四・七〇	二・九七
豚	三・五〇	六・一一	三・六九
雞及雞卵	一七・一一	二〇・五九	二六・五四
藁細工	八・六三	一二・六八	九・六〇
蔬菜果實加工	〇・七四	六・〇七	六・四八
林産物	一六・〇五	七・五四	六・五二
其の他	六七・三一	六〇・四三	七二・一二
現物增減價額	二・四三	三・〇〇	八・〇五
動植物增減價額	一・七七	三・一九	七・七六
計	八五一・二五	八六九・九七	八四九・五八

(ホ) 農業經營費

農業經營費とは右の農業總收入を擧ぐるに要したる費用を謂ふ。農業經營費の調査農家平均一戸當り金額を示せば左の如し。

	自作農 円	自小作農 円	小作農 円
土地費	—	—	—
土地改良設備費	〇、四八	〇、五九	〇、五三
建物費	一七、九七	一五、三三	一三、六七
農具費	二一、三五	二〇、四二	一八、六〇
種苗費	五、〇七	五、二五	五、三四
植物減價額	一、四〇	〇、六五	〇、二〇
種種費	六、〇四	四、八二	四、一七
家畜費	八、〇八	五、〇九	六、六三
動物減價額	二、七三	一、五二	二、四二
飼料費	二三、九一	二五、三三	三四、五〇
肥料費	八〇、八三	八二、四八	七三、八八
光熱動力費	四、三四	二、六四	三、六二
藥劑費	一、八九	二、八二	一、七九
加工原料費	〇、九六	一、三一	一、三五
勞賃	一八、四四	一四、一七	一二、六六
負債利子	一六、五三	一四、一三	一〇、二七
諸負擔	六九、〇六	三五、三〇	二一、八四
小作料	一七、六五	一三七、三一	二四二、〇三
賃借料	一、三八	一、七六	一、五六
販賣費	二、〇八	四、二〇	四、三三
其の他	六、八四	五、八三	四、九一
計	三〇七、〇三	三六〇、八四	四五二、〇九

こゝには前述の農業財産中に占める土地財産の比重の壓倒的優位に照應するところの負債利子、諸負擔、小作料部分の大なる割合がある。(それが土地そのものに關する限りにおいて) 次の數字は大體にゝてこの割合を示してゐる。(負債利子及び諸負擔はその大部分が土地に關するものではあるが、全部が全部土地に關するものではないから、精確に右の割合を示すものとは云ひ難い。)

	自作農 %	自小作農 %	小作農 %
負債利子	五・三八	三・七一	二・二七
諸負擔	三三・四九	九・二七	二・六二
小作料	五・七五	三六・〇五	五三・五四
計	三三・六二	四九・〇三	五八・四三

なほこゝに勞賃といふのは雇傭勞働力に對する勞賃であつて、自

家勞賃は經營費目中に擧げられてゐない。すなはち計算は逆に行はれてゐるのであつて、農業總收入から農業經營費を差引いた殘額が所謂企業家利潤と自家勞賃とに充てられるべきわけである。(しかし實際にはこの殘額は企業家利潤はおろか自家勞賃さへも覆ひえないこと後述の如し。)

次に肥料費の農業經營費中に占める割合をみるに左の如し。

		自作農	自小作農	小作農
肥料費	實數	八〇・八三円	八二・四八円	七三・八八円
	割合	二六・三三%	二一・六六	一六・三四%

右の如くであるから、全國農家の費消する肥料總額は莫大なる額に達し、昭和八年度の推算に於ても販賣肥料二億二千三百萬圓、自給肥料二億九千八百萬圓、合計五億二千百萬圓に達し、我國農業生産に於ても工業關係に於ても重大なる地位を占めて居るのである。(前出「日本農業の概要」より再錄。)

尙、參考迄に農業經營費中の現金及び現物の金額、割合をみるに左の如し。

		自作農		自小作農		小作農	
現金		二五一、一九円	八一・八一%	三〇、九四円	五八・〇一%	二〇二、一三円	四四・七一%
現物	(小作料其他)	二四、九三	八・一三	一三四、八一	三五・四〇	三八、三〇	五〇・五七
	減價(土地改良設備及建物農具、其他)	三〇、九一	一〇・〇七	二五、〇九	六・五九	二、三六	四・七二
計		三〇七、〇三	一〇〇、〇〇	三八〇・八四	一〇〇、〇〇	四五二、〇九	一〇〇・〇〇

(一) 家計費(生計費)

家計費とは本來の農業に於ける農業經營費以外の一切の費用にして農家の家計に要したる費用である。

家計費の調査農家平均一戸當金額を示せば左の如し。

		自作農	自小作農	小作農
第一生活費	住居費	二七、六三円	一七・四〇円	一七、一五円
	飲食費	二七〇・一七	一五五、八六	二四二、五一
	光熱動力費	三四、〇三	三一、九〇	二八、九八
	被服費	五三、四七	四六、八五	三四、一八
	家具什器費	一六、二九	一五、五七	一三、三三
計		四〇一、五八(六三・五九%)	三六七、五八(六五・八七%)	三三六・〇四(六九・〇五%)
第二生活費	教育費	一一、〇五	一三、二九	五、六〇
	修養費	九、七四	五、八八	三、八五
	交際費	五九、三一	四五、〇七	三四、九五
	嗜好費	三一、七二	二六、二九	二三、八七
	其他	二八、一六	九九、九一	八三、三六
計		三九、九八(三六・四一%)	一九〇、四四(三四・一三%)	一五〇、六三(三〇・九五%)
合計		六三一、五六(一〇〇・〇〇)	五五八、〇三(一〇〇・〇〇)	四八六、六七(一〇〇・〇〇)

これに依れば、「第一生活費」にしろ、「第二生活費」にしろその低廉なること誠に驚くべきものがある。而して自作農、自小作農、小作農を通じていづれも「第一生活費」が六五%以上を占めてゐる事實は其の生活が非常に切りつめられてゐることを示してゐる。今試みに農民一人當りの一ヶ月の生活費を見るに、自作農八圓十七錢、自小作農七圓三十七錢、小作農六圓四十四錢となり、その內第一生

活費中の食費だけをとつてみれば、一日當り自作農十一錢六厘、自小作農十一錢一厘、小作農に至つては實に十錢六厘の飯を食つてゐるのである！更に「第二生活費」中の教育費の僅少なることも注目すべきである。而かもこれは前述の如く標準以上の農家についての數字である。普通乃至普通以下の農家の場合に至つては思ひ半ばにすぎるものがあらう。（平均家族員數は、「農家經濟調査」により、自作農、六・四四人、自小作農、六・三一人、小作農、六・三〇人として計算。）

而かもかくの如きむしろ動物的生活水準を漸く可能ならしめてゐる極めて僅かの生活費（最低賃銀と見做して差支へない）でさへ本來の農業の經營からはその全部は賄はれてゐないのである。いま農業總收入と農業經營費との差額（農業所得）と家計費（生計費）とを比較してみればこのことは明らかである。

	自作農	自小作農	小作農
農業總收入	八五一・二五円	八六九・九七円	八四九・五八円
農業經營費	三〇七・〇三	三八〇・八四	四五三・〇九
差引過不足（農業所得）	（＋）五四四・二二	（＋）四八九・一三	（＋）三九七・四九
家計費（生計費）	六三一・五六	五六八・〇二	四八六・六七
差引過不足	（－）八七・三四	（－）六八・八九	（－）八八・一八

すなはち農民は獨立生産者であるにも拘はらず、所謂企業家利得を何等擧げえないばかりでなく（或ひはむしろ企業家利得は始めから拒否されてゐるとも云へやう）更に最低賃銀部分までも喰ひ込まれてゐるのである。これは一方では農業總收入が少額であるからであり、他方では農業經營費、就中土地に關する諸經費（負債利子、諸負擔、小作料）が高額であり且つ固定的であることによるのである。事態は正に右の如くであつて、要するに本來の農業の經營より生ずる收入のみを以つてしては到底農家の維持は不可能なのである。

尙、參考迄に家計費に於ける現金關係を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農
現金	三五五・四三円（五六・二八%）	二九六・三〇円（五三・一〇%）	二五六・六三円（五二・七三%）
現物	二六一・四三（四一・三九）	二五一・〇〇（四四・九八）	二三〇・六九（四五・三五）
減價額	一四・七〇（二・三三）	一〇・七三（一・九二）	九・三五（一・九二）
合計	六三一・五六（一〇〇・〇〇）	五五八・〇二（一〇〇・〇〇）	四八六・六七（一〇〇・〇〇）

右の數字と、上掲經營費に於ける現金關係の數字とよりして、農家經濟に於ける現金關係を知り得るであらう。即ち大體に於て農家の支出の半分以上は現金支出である。而してこれは他面農業の商品化の傾向と相對應してゐるのである。

（ト）農家の收支

上述の如く、本來の農業よりしては農家の維持は不可能であるがこの農家の破綻を救ふものは所謂農業外收入であつて、これは兼業總收入（主として「俸給勞賃收入」すなはち家族出稼による勞働報酬部分より成る）から兼業費を控除した兼業所得と、家事收入との合計よりなる即ち左の如し。

	自作農	自小作農	小作農
兼業總收入	一三八・四三円	一三〇・四九円	一三三・〇三
兼業費	九・七〇	一三・〇〇	一〇・五〇
差引過不足（兼業所得）	（＋）一二八・七三	（＋）一〇八・四九	（＋）一二一・五三
家事收入	三九・八四	三四・一四	二八・八五

差引過不足	(+)一五八・五七	(+)一四二・六三

すなはち所謂農業外收入の壓倒的部分は兼業總收入より得られたものであるから、農業外收入はその主要部分が家族の勞働報酬より成るものであることが分る。

次に農家一年の總決算として、農家の總收入と總經費、或ひは同じことであるが、農家の總所得と家計費とを比較するに次の如し。

	自作農	自小作農	小作農
農業に於ける過不足	(−)八七・三四円	(−)六八・八九円	(−)八八・一八円
農業外に於ける過不足	(+)一五八・五七	(+)一四二・六三	(+)一四〇・三七
差引過不足	(+)七一・三三	(+)七三・七四	(+)六二・一九

これに依れば、自作農、自小作農、小作農を通じて各々若干の「剰餘」を生じてゐるが、これはとりもなほさず農業外收入が、最低賃銀部分たる生計費の不足を覆ひうる以上の收入を擧げ得たからである。しかし乍ら、他方においてかくの如く農業外收入が農家の經濟にとつて恒常的且つ不可缺的な要素になつてゐると云ふことは、我國農業再生産の基礎の動搖を意味するものに外ならないと思はれる。

× × ×

之を要するに、我國の農家は本來の農業の經營よりしてはその維持は不可能なのであり、漸く農業外收入の存在によつて殘喘を保つてゐる有樣であるが、このことは負債利子、公租公課、小作料等の土地に關する諸負擔が極めて高額であり且つ固定的であることによるのであつて、要するに過少農制の必然的歸結に外ならなかつたのである。けだし、過少農制にとつては土地は生活手段として絶對的に必要であり、正にこの故に土地に關する諸負擔は益々大となりうる可能性を有し、而してこれは現實の勢力關係において右「農家經濟調査」にみた如く實現されてゐるわけであつて、農民は正に土地の重壓の下に苦悶してゐるのである。(而かもこの土地の重壓は經營規模の大さに逆比例してゐる點に注意。)まことに土地は農民にとつて正に「必要惡」ともいふべきものであらう。

しかしながら、かゝる土地の重い負擔に對して農民と雖も沈默を守つて來たわけではない。最近數年來急激に增加した小作地返還爭議はこの負擔輕減運動の表はれであり、農民のこの反撥は必然爭議の深刻化をもたらしたのである。

さて、以下においては、農家の負債、諸負擔及び小作料の項目の下に、かゝる土地の重壓の樣相をやゝ詳細にみやう。

(チ) 農家の負債

農家の收支において「剰餘」が生じない場合にはそれだけ農家の負債となるのであるが、現在農家の負債總額は昭和七年農林省農務局の調査によれば四十七億一千七百萬圓に達し、農家一戸當平均約八三七圓となる。(註)(負債總額は五十億或ひは六十億とも云はれてをり、農家一戸當平均も約千圓を下らないものと推定されてゐる。)而かも年々の利子加算及び新負債の增加額は約百圓と推定されてゐるが、昭和五年來の農業恐慌はその增加に加速度的拍車をかけてゐるものと想像される。

是等の農家負債の利率別見込割合並に金額左の如し。

利率	負債額	百分比
七分未滿	四六三百万円	九・八%
一割未滿	一、五六二	三三・二

一割二分未滿	一、三五〇	二八・七	
一割五分未滿	一、〇四八	三・二	
一割五分以上	二九三	六・二	
	四、七一六	一〇〇・〇	

これによつてみれば一割程度の利率が多數を占め如何に農村の負債が高率な利子を支拂はされてゐるかと云ふことを窺ふことが出來る。斯る高率は農村負債を加速度的に累加せしめる結果となることは云ふまでもない。

尙以上負債の中擔保の有無別農家負債關係を見るに、有擔保（主として土地擔保）負債見込額は五三％强、無擔保負債見込額は四七％になつてゐる。

農家負債の原因は頗る多面に亘り且つ多樣に及んでゐる。即ち農業經營費、農家災害、農産物價格の下落、生活費補塡、臨時支出、舊債償還等がその主たるものである。（農務時報第七十六號）しかしながら根本的には土地の重壓がその主要な原因であることは云ふまでもないであらう。

尙右農家負債狀況に關して、昭和八年二月、農林省經濟更生部、「農家負債整理の概況」中より摘錄すれば次の如くである。

調査農家總戸數は九、九六二戸にしてその內負債を有する農家戸數は七、七五戸、即ち七七・八％であつて、之を自小作別に見れば小作農最も多くして七九・三％、次は自小作農の七八・五％、自作農の七四・八％の順序となつてゐる。

而して一農家當りの負債額は自作農最高にして一、一五八圓、次は自小作農の九八七圓、小作農の四〇三圓の順序となり、平均一農家當りの負債額は八一三圓にして自小作農家の負債額に近似する。（註）

次に負債農家を借入先別に見れば信用組合より借入れたるもの最も多く總負債戸數（延戸數に非ずして實戸數）に對する割合は七三・三％を占め以下賴母子講六七・六％、個人貸借四三・三％、商店、金貸業者四一・八％、特殊銀行二七・一％、道府縣一四・三％、普通銀行一二・七％の順序にして普通銀行最も少し。

尙各種金融機關よりの負債戸數の合計（延戸數）は負債農家實戸數の約三倍に當るを以て農家は平均三種類位の金融機關を利用し居れることを知る。

（註）農家一戸當りの負債額は「農家經濟調査」（昭和七年度）に依れば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農
用負債	三三一・三五円（四四・〇〇％）	三六五・八〇円（四九・七七％）	二四・七八円（四一・七五）
兼業用負債	七・〇九	六・五二	一・〇六
	（〇・九四）	（〇・八九）	（〇・二一）
家事用負債	四一四・六一	三六二・五七	二九八・五三
	（五五・〇六）	（四九・三四）	（五八・〇四）
計	七五三・〇五	七三四・八九	五一四・三七
	（一〇〇・〇〇）	（一〇〇・〇〇）	（一〇〇・〇〇）

（リ）諸負擔

諸負擔は金錢又は物品を以て支拂ひ又は支拂ふべき負擔にして、租稅の外農會其の他産業團體の負擔其の他一切の公共的事業の負擔を含む。但し間接稅（兼業等の爲納稅したるものを除く）、登錄稅、

不動産取得税、相續税、手數料に相當するもの、組合出資金の類及神社佛閣への献納、喜捨其の他任意寄附金の類は之を含まず。

今、農業、兼業、家事諸負擔を合計せる諸負擔總額次の如し。

		自作農		自小作農		小作農	
國税	田租	九・三一円		二・三一円		〇・〇三円	
	畑租	二・二九		〇・四四		〇・〇二	
	宅地租	一・二三		〇・九二		〇・六四	
	其他の地租	〇・二九		〇・〇八		〇・〇二	
	其の他	—		—		—	
	小計	一三・一二	(一七・九四%)	三・七七	(九・九三%)	〇・七一	(四・二九%)
道府縣税	地租附加税	一九・〇一		八・七九		一・六四	
	家屋税	四・四七		三・〇三		二・〇五	
	其の他	三・八六		三・三七		三・二六	
	小計	二七・三四	(三七・四〇)	一五・一九	(四〇・〇二)	六・九五	(四一・九四)
市町村税	地租附加税	一一・五〇		五・五〇		一・〇〇	
	家屋附加税	二・一六		一・四六		一・〇一	
	戸數割	一六・一八		九・七二		四・五〇	
	其の他	二・八一		二・三二		二・四〇	
	小計	三三・六五	(四四・六六)	一九・〇〇	(五〇・〇五)	八・九一	(五三・七七)
租税總額		七三・一一	(一〇〇・〇〇)	三七・九六	(一〇〇・〇〇)	一六・五七	(一〇〇・〇〇)
其の他の負擔	農會費	三・二三		一・六〇		〇・三五	
	其の他産業團體の負擔	五・六五		二・三九		〇・八六	
	其の他	六・一四		四・七〇		一・七六	
	小計	一五・〇二		八・六九		二・九七	

諸負擔總額　八八・一三　四六・六五　一九、五四

内譯

農業諸負擔　六九・〇六円（三三・四九%）三五・三〇円（九・二七%）二一・八四円（二・六二%）

兼業諸負擔　四・八八（一・六四）一・六四（　）一・一三（　）

家事諸負擔　一四・一九（二・二五）九・七一（一・七四）六・五七（一・三五）

〔備考〕―括弧内は農業經營費、家計費をいづれも一〇〇、〇〇とせる各諸負擔の割合。

これに依ると諸負擔とは殆んど租税のことであるから、いま租税についてみれば課税主體から云ふと道府縣並に市町村による道府縣税、市町村税、即ち所謂地方税が重要であり、而して税の種類から云へば、地租關係の租税及び戸數割、家屋税が重要であることを知る。即ち地租及び戸數割、家屋税關係の地方税の重壓が農民の負擔を重からしめてゐるのである。而してこの事實は農民の租税の重壓の固定性を意味するものである。

尚、右の直接税の外に、消費税、關税等の所謂間接税が眼に見えぬ力を以て農民を收奪してゐる事實を忘れてはならないのである。

更に右表より明らかであるが、諸負擔特に租税負擔は自作農に重く小作農に輕いのである。これは彼等の所謂階級的地位よりして當然のことであつて、それを埋合せるために小作農には小作料といふ更に重い負擔があるのである。

なほ參考のため納税成績をみるに左の如し。（昭和十年六月、長野縣農會、農村負擔調査（昭和九年度）に據る。）

		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
國税	調定額	七、八三二円	七、八六二円	六、九〇〇円	六、一一六円	六、一二九円	六、二二六円
	滯納額						
	同上割合	〇・一%七	〇・七%五	六・五%四	一四・六%八	四・〇%二	三・五%三
縣税	調定額	一八、一六四円	一六、四七七円	一五、四三六円	一四、六〇九円	一四、四六八円	一四、七五〇円
	滯納額	一四〇	一、二三八	一、九七一	三、二六九	二、〇五八	二、一八五
	同上割合	〇・八%一	七・五%一	一三・八%	二三・四%	一四・二%	一四・八%
村税	調定額	三一、八九三円	二三、四〇二円	一八、三一九円	一八、七一三円	一四、九一六円	二一、五七五円
	滯納額	四四八	二、〇二三	三、一四〇	三、七八六	一、五九一	四、二〇八
	同上割合	一・四%一	八・六%	一七・一%	二〇・二%	一〇・六%	一九・四%
合計	調定額	五七、八八八円	四七、七四一円	四〇、六五五円	三九、四三九円	三五、五一三円	四二、五五三円
	滯納額	五九五	三、三一七	五、五五六	七、九五一	三、八九八	六、六一四
	同上割合	一・〇%	六・九%	一三・六%	二〇・二%	一〇・〇%	一五・五%

なほ滯納の增加せるものは縣税の地租附加税、特別地税、村税の地租附加税、家屋税附加税、特別地税附加税、雜種税附加税及戸數割等にして戸數割の滯納額は最も著しいものがある。

〔備考〕—本調査は農林省の委囑により小縣、上伊那、下高井三郡下の中位の農村三ヶ村に付き負擔額並に三月末現在の納税狀況を昭和四年以來繼續調査せる成績の三ヶ村平均の概要であつて、資料が地方的なものであることは豫め考慮しなければならない。

(又) 小作料

次は小作料をみるべき順序であるが、これは本篇第二章小作狀態において述べたからこゝでは割愛することゝする。

第三 農業勞働者

(イ) 農業勞働者數

最近の農業勞働者數は不明であるが大正八年に於ける全國農業勞働者總數は三百十一萬人であつて、内純勞働者數三十七萬人、即ち農業勞働者總數の一割二分に當り兼業勞働者數は二百七十四萬人即ち農業勞働者總數の八割八分に當る。

更に之等農業勞働者を雇傭契約の種類から分類するときは日傭勞働者數は百八十一萬人、季節傭は九十二萬人、定傭は三十八萬人であつて、農業勞働者總數に對し夫々五割八分、三割、一割二分となる。(本邦農業要覽)

(ロ) 農業勞賃

これ等勞働者の賃銀に就いて觀るに昭和九年に於ける農作年傭は一日平均男四十四錢、女三十錢、季節傭は男八十八錢、女六十九錢日傭は季節傭に比し十錢方低位に在る。

また養蠶傭賃銀は農作傭賃銀に比して稍々高位にある。

最近における農業勞賃の趨勢をみるに左の如し。

(一) 農作傭賃銀 (農林省、農作傭賃銀統計表)

年		昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
傭	男	〇・六六円	〇・六六円	〇・五七円	〇・四四円	〇・四二円	〇・四四円	〇・四四円
	女	〇・四六	〇・四六	〇・四一	〇・三三	〇・二九	〇・三三	〇・三〇

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
日傭 男	一・四四	一・三五	一・一四	〇・八六	〇・七七	〇・七九	〇・七九
日傭 女	一・二八	一・〇三	〇・八七	〇・六四	〇・五五	〇・五七	〇・六一
季節傭 男	一・四三	一・四五	一・二五	〇・九五	〇・八五	〇・八九	〇・八八
季節傭 女	一・一三	一・〇八	〇・九六	〇・七二	〇・六六	〇・六九	〇・六九

(二) 養蠶傭賃銀（農林省、製絲職工及養蠶傭賃銀統計表）

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
年(一日)傭 男	〇・九九円	〇・九四円	〇・七三円	〇・五九円	〇・五三円	〇・五六円	〇・五七円
年(一日)傭 女	〇・七三	〇・七二	〇・五一	〇・三八	〇・三七	〇・四一	〇・四一
季節傭 男	一・二六	一・三三	一・〇五	〇・八九	〇・八一	〇・八六	〇・八四
季節傭 女	〇・九三	一・〇一	〇・八四	〇・六七	〇・六二	〇・六五	〇・六六
日傭 男	一・五〇	一・五二	一・〇九	〇・九三	〇・八六	〇・八九	〇・八八
日傭 女	一・一七	一・二一	〇・八五	〇・七三	〇・六七	〇・六九	〇・七〇

すなはち、農業賃銀は農作傭賃銀においても養蠶傭賃銀においてもいづれも昭和五年農業恐慌以來著しく低落の傾向を辿つて來たが昭和八年度は稍々上騰に轉じ、本年度は大體において保合を示してゐる。

なほ參考までに長野縣の農業勞働賃銀をみるに左の如し。（長野縣農會、農村經濟資料（昭和十年五月））

一、養蠶雇賃銀

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
春蠶 男	一、五一	一、五一	九五	七六	七四	七六	七三
春蠶 女	一、三四	一、一三	七三	六一	六〇	六一	五九
秋蠶 男	一、三五	一、三〇	八八	七〇	六七	六九	六七
秋蠶 女	一、一一	一、〇〇	六九	五七	五五	五五	五三
晩秋蠶 男	一、四六	一、四四	九八	七五	七三	七四	七三
晩秋蠶 女	一、一九	一、〇〇	七八	六〇	五八	五九	五七
平均 男	一〇〇%	九九%	六七%	五一%	四九%	五一%	四八%
平均 女	一〇〇	九二	六六	五〇	四九	五〇	四八

二、農作雇賃銀

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
男	一・五円	一・五円	一・三円	〇・八円	〇・七円	〇・六円	〇・六円
女	一・二七	一・二三	一・〇〇	〇・七六	〇・六四	〇・五九	〇・五四
男	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	七五%	六四%	五九%	五四%
女	一〇〇	九七	七九	五三	四六	四四	四二

昭和三年に對する指數

〔備考〕

一、養蠶雇賃銀は各郡市に於ける蠶期別普通勞賃の平均である。

一、農作雇賃銀は各郡市に於ける毎年普通勞賃の平均である

次に農業勞働賃銀を他の一般勞働賃銀と比較するに農業勞働は稍々低廉である。左の如し。（本邦農業要覽）

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
農業勞賃（農作傭）	九四・〇	九〇・〇	七七・〇	五九・〇	五四・〇

〔備考〕

右は大正十年より同十二年に至る三ヶ年平均賃銀を一〇〇とする指數である。

一般勞賃とは、纖維工業七種平均、金屬機械器具工業五種平均、窯業五種平均、化學工業七種平均、飲食料器工業六種平均、被服及身廻品製造業三種平均、土木建築業六種平均等々の總平均勞賃である。

第四篇　其他の勞働者の狀態

第一章　林業勞働者狀態

林業勞働者數　我が林業勞働者數の調査としては國勢調査によるものと山林局調査によるものとがある。

一、國勢調査による數。昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに、林業に從事するもの丶數は總數一七三、〇〇〇人で、これは總人口の〇・五九%に當る。このうちその産業上の地位が「使用人」たる部類に屬するもの、從つて大ざつぱに林業勞働者と目し得るものは一一〇、〇一〇で林業に從事するもの丶六三・六%である。

この林業勞働者とも目し得べきもの丶うち男子は八三、〇一〇で林業勞働者の約七五・五%に當る。いま林業從事者を産業上の地位別、男女別に示せば次の如し。

産業上の地位	雇主	單獨	使用人	總數
男	三一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	八三、〇一〇	一四、〇一〇
女	—	三、〇〇〇	二七、〇〇〇	二九、〇〇〇
計	三一、〇〇〇	三三、〇〇〇	一一〇、〇一〇	一七三、〇一〇

以上は謂はゞ正業として林業に從事するもの丶數であるが、副業としては林業に從事するものは總數二一四、〇二〇人で、うち男子一七八、〇二〇人、女子三六、〇〇〇人である。有副業者總數七、六〇五、一一〇に對し副業として林業を營むもの丶割合は二・八%に達するわけである。

二、山林局調による數。「山林要覽」(第六次、昭和十年三月發行)による最近の林業勞働者總數は次の如く一、六四一、五四六人で、うち男子は一、三一〇、七二〇人で總數の七九・八%に當り、又總數を年齡別にみれば十六歳以上六十歳未滿は一、四六四、一七〇人で總數の八九・二%に當る。但し總數は林野別に調査年度を異にしてゐると次表に記入せる通りであつて、これを明確に昭和七年現在とも昭和八年現在とも確定するわけにはゆかない。從つて林業勞働者總數の趨勢を適確に指示することは困難であるが、參考までに附記するならば、昭和五年度の總數は一、五〇二、一六二人であつた。(昭和八年度本年鑑參照)

林業勞働者數（山林局調）

〔內地〕	林野別	男	女	總數
御料	林(昭和七年度)	—	—	—

國有林（昭和八年度）	三二三、四一一	八三、〇八五	四〇六、四九六
公有林野官行造林（昭和八年度）	一三八、六七四	四二、七五五	一七一、四二九
民有林（昭和五年度）	七五一、三〇二	一八六、一七一	九三七、四七三
計	一、二〇三、三八七	三二三、〇二一	一、五一五、三九八
〔北海道〕			
御料林（昭和七年度）	—	—	—
國有林（昭和七年度）	三七、二四四	三、三二三	四〇、五六六
民有林（昭和五年度）	七〇、〇八九	一五、四九三	八五、五八二
計	一〇七、三二三	一八、八一五	一二六、一四八
〔全國計〕			
御料林	—	—	—
國有林	三六〇、六五五	八六、四〇七	四四七、〇六二
公有林野官行造林	一二八、六七四	四二、七五五	一七一、四二九
民有林	八二一、三九一	二〇一、六六四	一、〇二三、〇五五
計	一、三一〇、七二〇	三三〇、八二六	一、六四一、五四六
右割合	七九・八	二〇・二	一〇〇・〇

右の總數を年齢別に見れば次の如し。

林野別	十六歳以上六十歳未滿	十六歳未滿六十歳以上	總數
御料林	—	—	—
國有林	四三四、一四九	一三、九一三	四四七、〇六二
公有林野官行造林	八六四、二三二	一五八、八二三	一、〇二三、〇五五
民有林	一、四六四、一七〇	一七七、三七六	一、六四一、五四六
計			

右割合　八九・二　一〇・八　一〇〇・〇

同じく右山林局調により林業勞働者の府縣別分布を見るに、五萬人以上を擁する縣は左の如し。

北海道	一三六、一四八人
青森	七三、三六九
岩手	八六、六六四
宮城	五三、三七〇
秋田	九七、四七九
岐阜	五一、五三七
高知	五一、三三一
長崎	五三、一九〇

勞働條件　林業勞働者の勞働條件乃至生活狀態の一般的調査は之を缺く。こゝでは前掲「山林要覽」によつて、國有林並に公有林野官行造林事業に從事する勞働者の男女別平均賃銀をみることゝする。

	國有林事業	公有林野官行造林事業
昭和六年 男	一、〇六円	〇、八五円
昭和六年 女	〇、五一	〇、五三
昭和七年 男	〇、九六	〇、七七
昭和七年 女	〇、四八	〇、四八
昭和八年 男	一、〇〇	〇、七九
昭和八年 女	〇、四九	〇、四九

〔備考〕―平均賃銀は賃銀總額を總延人員を以て除し算出せるものとす。

第二章　漁業勞働者狀態

漁業勞働者數　昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに「漁業に從事するもの」の總數は五六八、〇四〇人で、このうち勞働者に該當する「使用人」は三四〇、〇三〇人で總數の約六〇%に當る。その男女別數は左表の如し。

	男	女	計
總數	五三一、〇四〇	四七、〇〇〇	五六八、〇四〇
雇主	一一一、〇〇〇	二、〇〇〇	一一三、〇〇〇
單獨	一二三、〇一〇	三、〇〇〇	一二五、〇一〇
使用人	二九八、〇三〇	四二、〇〇〇	三四〇、〇三〇

次に、農林省調査（第十次農林省統計表）によれば、昭和八年末現在における水産業者の總數は、一、四九九、一七五人にして前年に比し一三五人の增加を示してゐる。男女別にみれば男子は一、二一六、四三四人にして總數の八一、一%に當る。總數中被傭者數は八六三、三二六人で總數の五七・六%に當り、前年に比して絶對數並に比率いづれも多少の增加を示してゐる。而してこの被傭者の增加は男女いづれにも之を見られる。

次に本業としての水産業業についてみるに、總數において七八七、一〇一人にして漸增の傾向にあり、この内業主は二六四、三七五人で、これは昭和六年まで漸減の傾向にあつたが以後やゝ增加の傾向にある。被傭者は五二二、七二六人で總數の六六、四二%に當り絶對數、比率とも依然として漸增の傾向にある。

更に副業としての水産業者についてみるに、被傭者は男女ともいづれも昭和六年以來漸增の傾向にある。

業主		被用者	計
本業	漁撈	二三二、六八一	四二一、二三四
	養殖	七、九二一	一七、四八六
	製造	二三、七七三	九四、一一六
	計	二六四、三七五	五三三、七三六
	百分率	三三・五八	六六・四二
副業	漁撈	二五一、四〇九	二〇三、〇四〇
	養殖	八〇、八七七	三八、三七一
	製造	三九、一八八	一〇〇、一八九
	計	三七一、四七四	三四〇、六〇〇
	百分率	五二・一七	四七・八三
本業、副業合計		六三五、八四九	八六三、三二六
			一、四九九、一七五
			一〇〇・〇〇

尙ほこの水産業者總數の地理的分布を見れば、北海道の一九〇、三二九人が首位を占め、これに次いで長野縣の八〇、四〇六人、千葉縣の七〇、九二二人の順序で、以下五萬人を超えるものは靜岡縣、三重縣である。

漁船　漁船總數は昭和三年來極めて僅かの增加を示してゐるのみであるが、動力を有する漁船、すなはち出漁乃至トロール用の大型蒸氣機關漁船や沖合漁撈用の發動機漁船は急テンポで（約二倍）增加してゐる。而かもこの增加率は大型蒸氣機關漁船に大である。從つて漁船總數の極めて緩慢なる增加は、内地沿岸漁撈用の動力を有せざる小型漁船の減少によつてもたらされたものに外ならない。かゝ

る傾向は漁撈の中心が次第に遠洋漁場に移つてゆくことの現はれであると共に、經營の資本主義化を意味するものであらう。それは水産業被傭者の傾向からも窺はれるところである。すなはち、總じて業主の増加に比して被傭者の増加が大である。これは漁村における階級分化の進行とも稱すべきであらう。

	動力を有するもの			
	蒸氣機關を有するもの	發動機を有するもの	總數	
昭和三年	一〇九	二五、三三六	三六〇、一二六	動力を有せざるもの
同　四年	一六八	三〇、九三五	三五九、九六一	三三四、六八一
同　五年	一五九	三五、九〇八	三五九、二九五	三三八、八五八
同　六年	一八五	四二、〇六二	三六〇、六九〇	三一八、四四三
同　七年	二四四	四五、三三五	三六〇、六八六	三一五、二一七
同　八年	二五〇	四八、七八九	三六三、四七三	三一四、四三四

遭難漁船及び乘組員數　昭和八年中の遭難漁船數は一三、五二七隻で前年に比し約四・五倍と云ふ極めて大なる増加を見せてをり正に未曾有の増加である。遭難船を種類別にみれば、動力を有せざる漁船一二、〇八三隻（八九・三%）で動力を有する漁船は一、四四四隻（一〇・七%）である。動力を有せざる漁船のうちでは依然五噸（五十石）未滿の小型船が大部分（九〇%餘）を占め一一、九七八隻に達してゐる。

次に遭難者數五、八二九人を遭難種類別によつてみれば、その乘組員數の最き多きものは破壞の二、七五二人（遭難乘組員總數の四七・二%）で、これに次いで行衛不明の一、四一一人（二四・二%）、沈没の四〇〇人（六・八%）、坐礁又は坐洲の三二一人（五・五%）で、其の他は九四四人（一六・二%）である。

	遭難漁船數	乘組員數	死亡又は行衛不明者數
昭和三年	二、一三七	三、三二一	四七三
同　四年	一、五〇三	三、一九三	四一九
同　五年	三、一九七	三、三五〇	四七九
同　六年	一、五八六	四、〇一四	一、一七四
同　七年	三、〇〇九	二、三二一	五六九
同　八年	一三、五二七	五、八二九	七一四

生活狀態　漁業勞働者の生活狀態については一般的な調査を缺く。こゝでは、協調會「島と漁民――漁村社會經濟調査」（昭和九年四月發行）中より漁家の經濟調査を再錄することゝする。なほ右調査は山形縣下の唯一の島、唯一の純漁村として知られてゐる飽海郡飛鳥村に關するものであるが、同村は酒田市を距る海上十里、日本海に置き忘れられたやうな小島村であるから漁村は漁村でも種々變つたところが甚だ多い。村には牛や馬は勿論鷄一羽も居ない。水田が僅か一町七反歩で碌々米が出來ないから、昔から本土との間に漁獲物と飯米との物々交換が行はれてゐて今でも猶ほ續いてゐる。かくの如く本村は餘りにも特異的なため、之によつて一般漁村の事情を察知しやうとすれば必ず大きな誤謬を犯すことゝなるであらうことは豫め注意しなければならない。

収入の部		支出の部	
鱈漁	三六〇円	小型發動機船修理代	一〇〇円
さいなが	一五	道具代(鱈漁用)	一五〇
夏いか	一〇〇	糯米(一石)	三〇
えご草	一〇〇	外米(五俵)	三五
和布		砂糖(三十斤)	六
荒布	一八	醤油(二樽)	九
のり		鹽(二十俵)	三四
麥	三	酒(三斗)	三四
大豆	一八	煙草、菓子	三
大根	五	被服	二四
菜	五	家屋修繕	三〇
二度いも	七	賣藥代	一〇
		生命保險料	三
		石油(五罐、内三罐鱈漁用)	一二
		諸無盡掛金	三五
		諸負擔(内船税三六圓)	八〇
商業收入	五〇	負債利子	七
無盡落札金	一六〇		
郵便貯金利子	六	計	四
計	七九一	收支差引(剩餘金)	六六三

此等畑作物も自家消費なる爲め計算より省く

上計算より省くものは、荒布等は物々交換で外米(飯米)十八俵と交換し、自家消費する故、便宜

和布、荒布等は物々交換で外米(飯米)十八俵と交換し、自家消費する故、便宜上計算より省くものがある。家族は男六人、女二人の八人世帶で田は無く畑は一反半程である。生活は裕かな方であるが、剩餘金の百二十何圓は無盡の落札百六十圓があつたればこその剩餘金である事に特に注意せねばならない。商業收入の五十圓は兼業としてやつてゐる小商賣(煙草、其他雜貨)の收入であり特別の收入である。漁業收入の中えご草の百圓も昨年特に多く採集したもので、主人の言葉を藉りて云へば之があつたので赤字も出さずに濟んだのださうである。兎に角鱈漁業を大きくやつてゐる物持ちの舊家が、兼業の小商賣や無盡の落札金で漸く生活のバランスを取つてゐるのだから考へさせられる。……

つてゐる。それだけでも島としては上の部の漁家であつて、又道具代の點からみても鱈漁業の納屋らしい物持ちの舊家を思はせるものがある。家族は男六人、女二人の八人世帶で田は無く畑は一反半程である。生活は裕かな方であるが、剩餘金の百二十何圓は無盡の落札百六十圓があつたればこその剩餘金である事に特に注意せねばならない。商業收入の五十圓は兼業としてやつてゐる小商賣(煙草、其他雜貨)の收入であり特別の收入である。漁業收入の中えご草の百圓も昨年特に多く採集したもので、主人の言葉を藉りて云へば之があつたので赤字も出さずに濟んだのださうである。兎に角鱈漁業を大きくやつてゐる物持ちの舊家が、兼業の小商賣や無盡の落札金で漸く生活のバランスを取つてゐるのだから考へさせられる。……

第三章　商業使用人狀態

商業使用人數　昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに商業における「使用人」の數は二、二六三、〇二〇人出であり、このうち男子は一、三二〇、〇二〇人で使用人數の五八・三%に當る。いまこれを商業における雇主および單獨に對比するに次の如し。

	男	女	計	同上割合
總數	三、〇三六、一一〇	一、四三七、〇〇〇	四、四六三、一一〇	一〇〇・〇%
雇主	八三三、〇五〇	一〇八、〇〇〇	九三一、〇五〇	二〇・九
單獨	八八三、〇四〇	三八六、〇〇〇	一、二六九、〇四〇	二八・四

使用人	一、三三〇、〇三〇	九四三、〇〇〇	二、二六三、〇三〇	五〇・七

次に同じく右調査の中分類により商業を三つの部分に分つて使用人數の割合を見れば次の如し。

	使用人數	同上割合
商業的職業	一、四五七、〇三〇人	六四・四%
金融保險に從事する者	四一、〇〇〇	一・八
接客業に從事する者	七六四、九九〇	三三・八
計	二、二六三、〇三〇	一〇〇・〇

勞働條件　商業使用人の勞働條件についても一般的調査を缺く次第であるが、こゝでは給料に關して、中央職業紹介事務局「昭和七年職業紹介年報」附表「就職者職業別給料調(男)」より摘錄することゝする。

日給者數	店員	小店員	商店雜役	飲食店雇人
一圓未滿	五三一	七〇〇	二、六〇三	二四二
二圓未滿	一三九	八	一、七六五	二〇一
三圓未滿	一	—	一六	一
五圓未滿	—	—	—	—
五圓以上	—	—	—	—
計	六五一	七〇八	四、三八四	四四四
五圓未滿住込	六三三	七、一四八	五七七	五六七
五圓以上住込	五、四四六	九、〇八一	四、三三一	五、二四〇
五圓以上通勤	一六	五九	二五	三

月給者數			
一〇圓以上	住込	六、三七三	一、一四〇	四、八六〇	五、四六七
	通勤	一〇四	一三五	一三〇	二五
二〇圓以上	住込	七五〇	二一	四一八	四五四
	通勤	二八七	二〇	一〇八	三六
三〇圓以上	住込	六三	—	一八	二六
	通勤	一五二	—	五三	四六
四〇圓以上	住込	七	—	—	三
	通勤	一六	—	一五	四
五〇圓以上通勤		六	—	一	一
七〇圓以上通勤		三	—	—	—
計	住込	一三、二六二	一七、三九〇	一〇、二〇四	一一、七五七
	通勤	五九四	二一四	三三	一三四
日給者月合計		一四、五〇七	一八、三二三	一四、九一〇	一三、三五

第四章　自由勞働者狀態

日傭勞働者數　自由勞働者といつた名目に該當する勞働者の數は判然しない。日傭業者といふものも所謂自由勞働者とは異るであらう。第一回國勢調査（大正九年）の結果によれば「日傭業」を本業とする者の數は四四一、四四八人（內、女子は三七・二%を含む）であるが、第二回國勢調査の抽出調査にはこの項目があらはれてゐない。

社會局調によれば、日傭勞働者の數は昭和九年六月末現在において二、三三六、二四一人、その男女別並に前年との比較を示せば次の

如し。

	男	女	計
昭和八年六月末	一、五三四、六九六	四七三、八四二	二、〇〇八、五三八
昭和九年六月末	一、八六六、一九一	四七〇、〇五〇	二、三三六、二四一
右比率	七九・九	二〇・一	一〇〇・〇

失業狀態 日傭勞働者の失業狀態については適確なる資料を缺くのであるが、社會局發表の「失業狀況推定月報概要」によれば、最近の失業者數および失業率は左の如し。（中央職業紹介事務局、「職業紹介公報」）

	失業者數 昭和九年	失業者數 八年	失業率 九年	失業率 八年
一月	一八五、一〇三	一八八、〇八六	一〇・三六	一〇・五三
二月	一九〇、九九七	一八四、九一〇	一〇・六七	一〇・三八
三月	一九〇、五三五	一八一、一三一	一〇・六〇	一〇・一七
四月	一八八、一一五	一八三、二〇三	一〇・五五	一〇・二九
五月	一八七、九一五	二〇一、四八八	一〇・五六	一一・三六

事業都市及業種別勞働賃銀（單位圓、日給）

	一般事業		官公營		民營	
大阪市	一・七〇	一・五〇	二・一〇	二・〇〇	一・八〇	二・四〇
東京都市	一・七〇	一・三〇	二・五〇	二・一〇	一・五〇	二・三〇
神戸市	一・七〇	一・三〇	二・五〇	二・一〇	一・五〇	二・一〇

	一般事業		官公營		民營	
大阪市	一九九、五七七	一〇・三五	一八四、九五〇	一一・二五	一九七、七八八	一〇・三一
東京都市	一九一、〇一五	一〇・一六	一八一、二五九	一〇・七四	一九五、九〇五	一〇・三一
神戸市	一八八、六〇五	一〇・〇八	一八〇・四五七	一〇・五六	一八四、二四四	九・九五
大阪市	一八四、二四四	九・九五	一七七、七七二	一〇・三〇	一八三、三五一	九・八九
東京都市	一八三、三五一	九・八九	一七六、六四三	一〇・二四		

勞働條件 その全般的な狀態は知り難い。いま地方的な一例として、大阪地方職業紹介事務局、「日傭勞働者勞働賃銀並勞働時間」（昭和九年九月刊行）によつてその概要を窺ふことゝする。なほ右調査は昭和九年七月現在のもので、大工以下三十種の日傭勞働者中代表的と認められる業種につき、大阪、京都、神戸三市九ヶ所の勞働紹介所の調査せるものを大阪地方職業紹介事務局が取纒めたものである。

右により事業都市及業種別勞働賃銀並に勞働時間をみるに左の如し。

事業都市及業種別勞働時間（單位時間）

	一般事業		官公營		民營	
大阪市	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
東京都市	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
神戸市	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
大阪市	八・〇	八・〇	九・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
東京都市	八・〇	八・〇	九・〇	一〇・〇		
神戸市	八・〇	八・〇	九・〇	一〇・〇		

石工	1.90	1.70	2.40	2.00	2.00	3.00	2.30	2.00	—	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	9.0	10.2	—
瓦葺工	—	—	—	—	—	—	1.70	2.00	—	—	—	—	—	—	—	8.5	10.0	—
煉瓦積工	—	—	1.80	2.00	—	2.30	2.20	2.00	—	—	—	8.0	8.0	—	8.0	9.0	1.00	—
ペンキ塗工	1.85	—	—	2.00	—	—	—	2.00	—	8.0	—	—	8.0	—	—	—	1.00	—
コンクリート工	1.45	1.20	2.50	1.40	1.30	—	1.50	1.50	2.50	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	—	8.5	10.0	9.0
ブリキ職	—	—	—	2.00	—	—	2.40	—	—	—	—	—	8.0	—	—	8.0	—	—
鐵筋工	1.70	1.40	1.80	2.20	—	1.80	—	1.70	1.80	8.0	8.0	8.0	8.0	—	8.0	—	9.0	9.0
鳶職	1.70	—	—	2.30	—	1.80	2.00	—	2.00	8.0	—	—	8.0	—	8.0	8.5	—	9.0
鐵工	2.25	—	1.50	2.00	—	2.50	1.70	—	—	8.0	—	8.0	8.0	—	8.0	8.0	—	—
電工	2.15	—	—	—	—	1.70	1.70	2.00	—	8.0	—	—	—	—	8.0	8.0	9.0	—
機械工	1.80	—	—	—	—	—	1.70	2.00	—	8.0	—	—	—	—	—	8.0	9.0	—
鍛冶工	—	1.70	2.00	—	—	2.00	1.70	2.00	—	—	8.0	8.0	—	—	8.0	8.0	10.0	—
管工	—	1.20	—	—	—	—	1.70	1.40	—	—	8.0	—	—	—	—	8.0	10.0	—
毀工	—	—	—	—	—	1.80	—	1.30	2.00	—	—	—	—	—	8.0	—	10.0	9.0
アスファルト工	—	—	2.00	1.30	—	2.00	—	1.50	2.50	—	—	8.0	8.0	—	8.0	—	10.0	9.5
土工	1.10	1.00	1.25	1.40	1.20	1.50	1.50	1.30	1.70	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.5	11.0	9.5
仲仕	—	—	—	—	—	1.60	2.00	—	2.00	—	—	—	—	—	8.0	8.5	—	9.5
馬力	—	2.20	*4.00	—	2.20	—	—	2.20	*5.00	—	8.0	8.0	—	8.0	—	—	11.0	9.5
トラック助手	—	1.50	—	—	—	—	2.00	1.80	—	—	8.0	—	—	—	—	8.5	10.0	—
運搬夫	—	1.00	—	—	—	1.35	1.50	1.30	1.50	—	8.0	—	—	—	8.0	8.0	10.0	9.5
諸手傳	—	1.00	1.25	—	1.20	1.50	1.50	1.20	1.60	—	8.0	8.0	—	8.0	8.0	8.0	10.0	9.5
工場雜役	—	—	—	1.30	—	1.50	1.50	1.10	1.50	—	—	—	8.0	—	8.0	8.0	10.0	8.0
諸雜役	1.10	0.90	—	1.30	—	1.30	1.50	1.00	1.50	8.0	8.0	—	8.0	—	8.0	8.0	10.0	8.0
撒水夫	—	—	—	—	—	1.30	1.45	1.30	1.50	—	—	—	—	—	9.0	8.5	10.0	9.5

掃除夫		一	一・〇〇	一	一・二〇	一	一・四五	一・五〇	一	一・五〇	一	八・〇	一	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	一
杭打人夫(男)		一・一〇	一	一	一・四〇	一	一・一〇	二・〇〇	一	一・一〇	一	八・〇	一	八・〇	一	八・〇	八・〇	九・〇	九・〇	一	九・〇	九・〇	九・〇	一	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	一	九・〇	九・〇	九・〇	一
杭打人夫(女)		〇・九五	一	一	一・〇〇	一	一・〇〇	一・〇〇	一	一・〇〇	一	八・五	一	八・五	一	八・五	八・五	八・五	八・五	一	八・五	八・五	八・五	一	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五	一	八・五	八・五	八・五	一
女雑役		〇・八〇	一	〇・八〇	〇・八〇	一	〇・八五	一・〇〇	〇・九〇	一	八・〇	一	八・〇	一	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	一	八・〇	八・〇	八・〇	一
同二年												一〇一・五		一〇三・二		一〇〇・九				九六・八															
同三年												一〇三・一		一〇三・四		一〇一・三				九五・三															
同四年												一〇一・四		一〇三・一		九八・二				九六・一															
同五年												九四・四		九七・四		八五・六				九一・九															
同六年												八五・九		九一・三		八一・三				八六・六															
同七年												八二・六		八九・〇		七八・〇				八三・二															
同八年												八二・三		九〇・七		七八・一				八三・〇															

〔備考〕―労働賃銀は實收賃銀に依らず求人申込の定額賃銀に依り、其の業種賃銀中「普通賃銀」と認めたるものを記載。從つて歩増若は時間短縮等に基く増收額及び減收額に依らず。但し請負制度に依るものは實收額に依り日給に換算したるものとす。

勞働時間は求人申込の「實勞働時間」を記載。「實勞働時間」は時間外勤務等を含まざるものとす。

事業別中「失業者使用事業」とは失業應急事業及其の他特に失業要救濟登錄勞働者を使用すべき各種事業を謂ひ、「一般事業」とは其の他の諸事業を謂ふ。

〔備考〕―大正十年乃至十二年の三ヶ年平均賃銀を一〇〇とす。

なほ參考までに大正十年以降の賃銀指數によつてその増減傾向をみるに左の如し。

總平均指數（調査勞務者五十二種）

	全國（十三都市）	大阪市	京都市	神戸市
大正十年	九六・三	九五・一	九五・一	九六・九
同十一年	一〇三・三	一〇三・五	一〇四・九	一〇三・八
同十二年	一〇一・八	一〇一・五	一〇〇・二	一〇〇・四
同十三年	一〇四・一	一〇五・〇	一〇一・五	一〇三・九
同十四年	一〇三・九	一〇六・三	一〇一・二	一〇一・二
昭和元年	一〇三・七	一〇三・四	一〇〇・七	一〇〇・五

第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態

第一章　中間階級者狀態

中間階級者が如何なる範圍を指すかを明確にすることは困難である。假にこれを筋肉勞働以外のものでその生活の根底が自己の勞務に依存せるものと規定すれば、具體的には俸給生活者（勞働者以外

の使用人階級）の大部分、自由職業者、小中商工業の大部分、自作農、恩給生活者等を指すことが出來よう。これを單に收入額から規定すれば、現在では大約月收六十圓以上三百圓以下のものを包括すると見て、常識的にさしたる不都合はあるまい。（例へば大正十年東京府の中間階級生計費調査は大體この見解をとつてゐる）

中間階級者の數は從つてこれを完全に捕捉することは困難で、たゞ種々の觀點から一面的に捉へた數字をもつて參考に資し得るに止る。いまその二三を試みれば左の如くである。

昭和五年の國勢調査の結果によれば、無職業を除き各職業を通じての有業者二九、二二〇、五五〇人中雇主たるもの六、一三七、一五〇人、單獨三、三七五、一二〇人、使用人一九、七〇八、二八〇人となつてゐる。この單獨の大部分は中産階級の主たる構成の一つと見ることが出來よう。

所得稅表（主稅局第六十回統計年報書）に依れば、昭和八年度において年收三千圓乃至千二百圓の第三種所得稅納稅者は五三七、二〇八人である。勿論中間階級者たる觀念に適合するものは、寧ろ免稅點以下において莫大な數字にのぼるであらう、尙營業稅表（上揭年報書）に依れば、昭和八年度の各營業者を通じて納稅額二百圓未滿の個人は六九三、七八一人である。

以下中産階級者の一典型として俸給生活者狀態につき記述する。

第一　俸給生活者數

俸給生活者は中間階級者の主要なる部分をなすが、その總數幾何に達するやは明確に知り難い。こゝでは俸給生活者中特に官公吏教員について述べる。

一　官公吏數

國庫金を以て俸給を支給する官吏は昭和八年に於いては五四〇、七〇八人、府縣吏員及市町村吏員は昭和七年末現在一一二、九七〇人である。之を種類別に見れば次の如くである。（內譯は第一部統計第二十表參照）

官吏（昭和八年）

文官	武官	宮內官	計
四九三、一六二	四、〇二一	四、五六六	五四〇、七〇八

公吏（昭和七年末）

府縣吏員	市吏員	町村吏員	計
一三、八七五	三七、三三	六二、八六三	一一三、九七〇

〔備考〕—第五十三回帝國統計年鑑に據る。武官中には陸軍準士官、下士官は含まず。

二、教員數

昭和七年度に於ける官公立學校教員數は總數三四五、一九一人にて前年度に比し六、四〇〇人の增加を示してゐる。その主なる內譯を示せば左の如くである。

（括弧內數字は昭和六年度との比較）

幼稚園	五、三三三（三二增）
小學校	二三八、五一五（四、六五三增）
實業補習學校	二〇、九三二（五八一增）
高等女學校	一五、〇八九（一六八減）
中學校及師範學校	一五、九八二（七一七減）

實業學校（甲乙種）	一五、六一〇（四〇三增）	
高等學校	一、四一五（二六減）	
高師・教員養成所	五一六（一一九減）	
各種專門學校	七、四三二（三〇一增）	
大學	六、一八五（二〇一增）	
其他各種學校	一八、一八二（一、〇五一增）	
合計	三四五、一九一（六、四〇〇增）	

（昭和九年「文部時報」に據り計算）

第二　俸給

官公吏　昭和八年における官公吏の平均俸給額は左の如し。（一人一年平均の俸給額）

官吏（昭和八年）

文官	武官	宮內官
一、二〇〇円	一、七九円	九三円

公吏（昭和七年末）

府縣吏員	市吏員	町村吏員
五六円	八六円	四三円

〔備考〕！第五十三回帝國統計年鑑により計算。文官は勅任、奏任、判任官、武官は陸軍武官（準士官、下士官を含まず）。

教員　平均月俸額左の如し。

	昭和七年	昭和六年
小學校本科正教員	六〇・二六円	六一・〇九円
第一部第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態		
中等教員（第一部統計表第二十一表其八參照）	一〇〇・二五	一一七・二五

學校卒業生初任給　中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」（昭和七年五月一日現在）に據れば、全國に於ける資本金一千萬圓以上の會社銀行四三五（採用ありたる所一九七）の被採用者三三八二人の學歷別による初任給並に手當の月平均額は次の如くであつて、前年に比し約二％の低下にて連年低下の傾向にある。

		大學出	專門學校出	中等學校出	平均
昭和七年	初任給並	六・〇七	五三・六〇	三三・〇三	四八・九〇
	手當合計	七四・三四	五四・八二	三五・四一	五四・八五
同　六年	事務者	六三・八二	五二・九五	三五・五六	五〇・七八
	技術者	七六・三一	五九・九六	三六・六	五・五八

第三　生計費

昭和十年二月內閣統計局の發表せる昭和八年九月一日より昭和九年八月三十一日に至る滿一ヶ年の家計調査報告に據れば、同期間に於ける給料生活者（官公吏銀行會社員教職員）五七〇世帶（調査地域―札幌市及其の附近、仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島、德島、八幡、長崎の十都市）の生計費は次の如くである。（內閣統計局「家計調査報告」）

1　實收入

給料生活者五七〇世帶（その總人員二、二二二、二六人、一世帶

平均三・九〇人）の一世帶平均實收入は九七圓四八錢にて、うち勤勞收入は八七圓七九錢（實收入の九〇・〇六％）、勤勞外收入は九圓六九錢（九・九四％）である。この勤勞收入割合は昭和七・八兩年調査の八九・七五％に比すれば今次のものは稍々增加を示してゐる。上記二收入の細別並にその各項目が實收入中占める割合を前調査のそれと比較すれば次の如くである。

	今次の調査	昭和七・八年調査	今次の調査	昭和七・八年調査
世帶總數	五七〇	五三八	—	—
總額	九七・四八円	九三・五九円	一〇〇・〇〇％	一〇〇・〇〇％
一、勤勞收入（全額）	八七・七九	八四・〇〇	九〇・〇六	八九・七五
實收入（總額）	六〇圓未滿	六〇圓未滿	六〇圓未滿	六〇圓未滿
一、勤勞收入（全額）	五八・〇三	五三・三三	六五・九〇	六〇・七六
1 世帶主收入	四九・五〇	四九・五〇	六〇・六九	六〇・〇七
2 世帶主の配偶者收入	一・六〇	一・六〇	〇・〇七	〇・〇七
3 家族收入	二・二三	—	—	—
二、勤勞外收入（全額）	四・六九	四・六九	五・一四	五・一四
1 財產收入	〇・九五	〇・九五	〇・二五	〇・二五
2 受贈	三・三〇	三・三〇	四・五九	四・五九
3 其の他	〇・四四	〇・四四	〇・三〇	〇・三〇
2 實支出				
給料年活者の一世帶一箇月平均實支出は八六圓二五錢であつて、				
1 世帶主收入	八五・八四	八八・〇六	八七・九五	一〇二
2 世帶主の配偶者收入	〇・八七	〇・八九	〇・八三	
3 家族收入	一・〇八	〇・九一	〇・九七	
二、勤勞外收入（全額）	九・六九	九・五九	九・九四	一〇・二五
1 財產收入	〇・五一	〇・五二	〇・五二	〇・五六
2 受贈	七・五一	七・三八	七・七一	七・八八
3 其の他	一・六七	一・六九	一・七一	一・八一

次に實收入を收入階級別に見れば、左表の如く六〇圓未滿級の五八圓〇二錢より一階級を昇る毎に平均一一圓九四錢を遞增して一〇〇圓以上級の一一七圓七二錢に及んでゐる。

	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
實收入（總額）	五八・〇三	七五・一三	八五・一三	九四・七三	一一七・七二	八八・〇六
一、勤勞收入（全額）	五三・三三	六九・五六	七七・六九	八六・八一	一〇四・〇八	七九・七九
1 世帶主收入	四九・五〇	六六・六〇	七六・四三	八三・八六	一〇一・六二	八五・八四
2 世帶主の配偶者收入	一・六〇	〇・三二	〇・七四	一・五一	一・〇二	〇・八七
3 家族收入	二・二三	〇・七五	〇・五三	一・四四	一・四四	一・〇八
二、勤勞外收入（全額）	四・六九	五・五六	七・四四	七・九一	一三・六四	九・六九
1 財產收入	〇・九五	〇・一八	〇・三一	〇・三三	〇・八四	〇・五一
2 受贈	三・三〇	四・一五	六・一五	六・四六	一〇・二五	七・五一
3 其の他	〇・四四	一・三三	・九八	一・三三	二・五五	一・六七

實收入の八八・四八％に該る。實支出中飲食物費は二六圓九〇錢（實支出の三一・一九％）、住居費は一五圓九四錢（一八・四八％）

光熱費は四圓三三錢（五・〇二%）、被服費は一〇圓八七錢（一二・六〇%）であつて、その他諸費は合計二八圓二一錢（三二・七一%）に上つてゐる。之を前調査（昭和七・八年調査）のそれと比較すれば、前調査に於ては支出各項目の實支出中に占める割合は、飲食物費三二・〇三%、住居費一九・一八%、光熱費四・八五%、被服費一二・八四%、その他の諸費三一・一〇%にて今回の調査の割合と殆んど大差はない。詳細は左表の如くである。

	今次調査	昭和七、八年調査	今次調査	昭和七、八年調査
總額	八六・二五円	八三・〇三円	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
一、飲食物費	二六・九〇	二六・五九	三一・一九	三・〇三
二、住居費	一五・九二	一八・四八	一〇・八七	一〇・六六
三、光熱費	四・三三	四・〇三	四・三三	五・〇二
四、被服費	四・八五	一〇・六六	一三・六〇	一三・八四
五、其の他の諸費	一三・六〇	二八・二一	二五・八二	

次に實支出費額及五大費目別支出を收入階級別を見るに、左表に示す如く實支出總額は收入階級の上進に伴ひ一階級毎に平均九圓三四錢を遞增して六〇圓未滿級の五五圓二四錢より一〇〇圓以上級の一〇一圓九三錢に昇つてゐる。而して一〇〇圓未滿級の實支出八三圓三二錢が調査給料生活者世帶の實支出を代表するものとして最も平均額に近い。

	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
實支出（總額）	五五・二四	六三・四七	六八・三〇	七七・三三	八三・三三	一〇一・九三	八六・二五
一、飲食物費	二三・二一	二三・五五	二三・三三	二四・三五	二七・一三	二九・九八	二六・九〇
二、住居費	九・四三	一三・一四	一三・四一	四・四六	一五・一六	一八・三八	一五・九四
三、光熱費	四・二五	四・〇四	三・八一	三・八三	四・二八	四・七九	四・三三
四、被服費	四・八二	六・八〇	八・一四	九・四三	一〇・五五	一三・三七	一〇・八七
五、其の他の諸費	一四・五三	一六・九四	一九・六一	二五・二五	二六・二〇	三五・四一	二八・二一

3　收支過不足

次に勤勞收入對實支出及び實收入對實支出の關係について收支過不足の狀況を見れば、勤勞收入八七圓七九錢は實支出に對し一圓五四錢の剩餘（一・七五%）であり、實收入總額九七圓四八錢は實支出に對し一一圓二三錢の剩餘（一一・五二%）である。之を前調査のそれと比較すれば、前回調査に於ては前者の關係では九八錢の剩餘（一・一七%）、後者の關係では一〇圓五七錢（一一・二九%）の剩餘であつて、剩餘額もその割合も共に今年度のものが僅少乍ら增加を示してゐる。

	今次の調査	昭和七、八年調査	平均	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
實收入 總額	九七・四八	九三・五九	九六・四八	五八・〇二	六五・九〇	七五・一三	八五・一三	九四・七二	一二七・七二
實收入 內勤勞收入	八七・七九	八四・〇〇	八七・七九	五三・三三	六〇・七六	六九・五六	七七・六九	八六・八一	一〇四・〇八
實支出	八六・二五	八三・〇二	八六・二五	五五・二四	六三・四七	六八・三〇	七七・三三	八三・三三	一〇一・九三
勤勞實收支 過不足	一・五四	〇・九八	一・五四	—	—	一・二六	〇・三七	三・四九	二・一五
實收支 過不足	二・二三	一〇・五七	二・二三	一・九一	二・七一	—	—	—	—
勤勞實收支 過不足	—	—	—	—	—	—	—	二・四〇	一五・七九
實收支 過不足（實收入一〇〇に付）	—	一・一七	一・七五	二・七八	二・四三	六・八三	七・八一	一一・四〇	二・〇七
勤勞實收支 過不足（勤勞收入一〇〇に付）	—	—	—	三・五八	四・四六	—	—	—	—

次に收支過不足狀態を收入階級別に見れば、勤勞收入對實支出の關係に於ては六〇圓未滿級は一圓九一錢の不足（三・五八%）、七〇圓未滿級は二圓七一錢の不足（四・四六%）であるが、その他の階級は何れも剩餘を示してゐる。剩餘額最低は九〇圓未滿級の三七錢（〇・四八%）、最高は一〇〇圓未滿級の三圓四九錢（四・〇二%）である。實收入と實支出の關係に於ては何れの收入階級も剩餘を生じ、其の額は六〇圓未滿級二圓七八錢（四・七九%）、七〇圓未滿級二圓四三錢（三・六九%）にて、之より收入階級の上進に伴ひ漸次增加して一〇〇圓以上級の一五圓七九錢（一三・四一%）に及んでゐる。その狀況詳細は次表の通りである。

實收入	過	二・五二	四・七九	三・六九	九・〇八	九・一七	一三・〇四	一三・四一			
對實收支出	不足	—	—	—	—	—	—	—			

4 總收入及び總支出

總收入 給料生活者の一世帶一箇月平均總收入は一六三圓三六錢であつて、內實收入は九七圓四八錢（總收入の五七・九〇%）、實收入以外の收入は七〇圓八八錢（四二・一〇%）である。實收入以外の收入中前月よりの繰越の四二圓一錢（總收入の二五・〇一%）最の多く、掛買の一二圓六錢（七・一六%）、貯金引出の一一圓九九錢（七・一二%）これにつぎ、遙かに下つて負債に一圓九一錢、貸金受入に一圓四四錢、無盡取金に六四錢、保險金に三五錢、其の他に三八錢を示してゐる。

收入階級別に總收入を示せば左表の通りである。

總收入（總額）	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
一、實收入（全額）	一〇一・五四	一三三・八九	一三〇・九九	一四八・九二	一六四・六一	二〇〇・〇九	一六七・三六
二、實收入以外の收入（全額）	五八・〇三	六五・九〇	七五・二三	八五・二三	九四・七二	一一七・七二	九七・四八
1 繰越	四三・五二	五七・九九	五五・八七	六三・七九	六九・八九	八二・三七	七〇・八八
2 貯金引出	二五・〇六	三二・〇一	三四・〇五	三九・〇七	四四・五六	四七・三七	四二・一二
3 無盡取金	三・七二	九・三八	七・五七	九・三八	九・六四	一六・一九	一一・九九
4 保險金	〇・一七	〇・一三	〇・三六	〇・八〇	〇・二七	〇・八九	〇・六四
5 貸金受入	—	〇・〇四	〇・一一	〇・三五	〇・〇八	〇・六〇	〇・三五
6 買入	〇・二五	四・七〇	〇・五七	〇・五九	〇・四三	二・〇一	一・四四
7 負債	—	—	—	—	〇・〇三	—	〇・〇〇
8 掛買	三・〇四	一・一八	一・四四	一・八一	一・五六	二・三四	一・九一
9 其の他	一一・二六	一〇・四九	一一・四六	一一・四九	一三、六五	一三・五七	一三・〇六
	〇・〇三	〇・〇六	〇・三一	〇・三〇	〇・六七	〇・四〇	〇・六八

總支出 一世帶一箇月の平均總支出は總收入と同額の一六八圓三六錢であつて、內實支出は八六圓二五錢（總支出の五一・二三%）實支出以外の支出は八二圓一一錢（四八・七七%）である。實支出以外の支出中翌月への繰越の四二圓二〇錢（總支出の二五・〇六%）

最も多く、貯金の一八圓一八錢（一・〇八〇%）掛買拂の一二圓五錢（七・一六%）これにつぎ、遙かに下つて保險料四圓四錢、負債返還に一圓八九錢、貸金に一圓七三錢、無盡掛金に一圓一六錢、質受金に二錢其の他に八四錢を示してゐる。

	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上	平均
總支出（總額）	一〇一・五四	一二三・八九	一三〇・九九	一四八・九二	一六四・六一	二〇〇・〇九	一六八・三六
一、實支出（全額）	五五・二四	六三・四七	六七・三〇八	七七・三二	八三・三二	一〇一・九三	八六・二五
二、實支出以外の支出（全額）	四六・三〇	六〇・四二	六二・六九	七一・六〇	八一・二九	九八・一六	八二・一一
1 繰越	二四・四五	三一・六四	三四・三五	三九・一三	四四・三八	四七・五九	四二・二〇
2 貯金	二・七九	一〇・一四	一〇・七三	一三・五七	一六・六七	二五・四五	一八・一八
3 無盡掛金	一・〇七	〇・八五	〇・九三	〇・八八	〇・八四	一・五四	一・一六
4 保險料	一・五五	二・二六	二・八九	三・九二	三・八〇	四・九三	四・〇四
5 貸金	〇・三一	四・一三	〇・六三	〇・七四	〇・五七	二・六六	一・七三
6 質受金	〇・〇七	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇六	〇・〇二	〇・〇二
7 負債返還	四・〇八	〇・六七	一・四五	二・〇五	一・四九	二・二六	一・八九
8 掛買拂	一一・九八	一〇・三〇	一一・二八	一一・七一	一三・八五	一三・四四	一三・〇五
9 其の他	—	〇・四一	〇・四三	〇・五九	〇・六三	一・二七	〇・八四

第四　失業狀況

俸給生活者の失業は恐慌の深化につれて連年增大しつゝあつたが、昨年來圓安による輸出の激增、軍需工業の好況等の影響によつてこの方面に於ける俸給生活者の失業は稍緩和されるに至つた。もとよりそれは極く限られた一部の現象であり、またその正確なる數字を得る事は困難であるが、社會局調（「失業狀況推定月報」）によれば今年に於ける給料生活者の月別失業狀態は左の如くである。即ち今年九月の失業率を前年同期のそれと比較して見るに約一%弱の減少を示してゐるのである。

	調査人口	失業者推定數	失業率
昭和八年九月	一、七〇九、八一九	六八、六〇七	四・〇一
昭和九年一月	一、七一四、三五八	六八、五四六	四・〇〇
二月	一、七二二、一九二	六九、四九八	四・〇四
三月	一、七二五、〇二六	六八、八五四	三・九九
四月	一、七二一、一四五	六八、六二六	四・〇一

	大學 本年 實數	大學 本年 百分比	大學 前年 實數	大學 前年 百分比	專門學校 本年 實數	專門學校 本年 百分比	專門學校 前年 實數	專門學校 前年 百分比	甲種實業學校 本年 實數	甲種實業學校 本年 百分比	甲種實業學校 前年 實數	甲種實業學校 前年 百分比
五月	一、七二六、一五四	六九、一九三	四・〇一	二〇、五六八	一〇〇	一九、四九六	一〇〇	二一・九五三	一〇〇	二〇、九九一	一〇〇
六月	一、七三一、九四七	六九、六三五	四・〇三	七、五四八	三六・七	六、五一三	三三・四	九、〇一四	四一・一	七、四〇四	三五・三
七月	一、七三一、一七八	六九、九六〇	三・九八	二、〇六五	一〇・〇	二、一一九	一〇・九	一、四八五	六・八	一、七九一	八・五
八月	一、七三三、七三〇	六八、三四一	三・九四	九、六一三	四六・七	八、六三三	四四・三	一〇、四九九	四七・九	九、一九五	四三・八
九月	一、七三五、三八九	六七、八七三	三・九一	一、六七二	八・一	一、一八九	六・一	六、〇〇八	二七・三	五、九六五	二八・四
十月	一、七三七、三六二	六八、〇一三	三・九一	一、九五七	九・五	一、七五六	九・〇	一、九三九	八・八	一、九七四	九・四
十一月	一、七三九、五六一	六七、四五五	三・八八	九、三三六	三五・七	七、九一九	四〇・六	三、五〇七	一六・〇	三、八五七	一八・四
十二月	一、七三八、九三三	六七、五五七	三・八八								

次に給料生活者の失業狀況を裏面より語る一資料として學校卒業生就職の趨勢を見るに、中央職業紹介所の調査「大學專門學校及甲種實業學校卒業生就職狀況調」(昭和九年)に據れば左表の如くであつて、就職者、(自營を含む)割合は前年に比し大學卒業生に於て二・〇、專門學校卒業生四・四、甲種實業學校卒業生三・二の何れも增大を示してゐる。

即ち昭和七年迄連續低下を示してゐた學校卒業生就職率は昨年末一轉上昇の一路を辿るに至つたのである。

	實數	百分比
卒業生總數	三、九一三	一〇〇
就職決定數 自校紹介	四、〇六七	三一・五
就職決定數 其他の紹介	一、三六八	一〇・六
就職決定數 計	五、四三五	四二・一
自營	五三九	四・二
上級學校入學	一、六四八	一三・八
未就職 其他	五、二九一	四〇・九

第二章　婦人勞働者及び職業婦人狀態

第一　女工

1　女工數

女工總數　社會局調に依る昭和九年末における工場・鑛山・交通・日傭・其他の勞働に從事せる女子勞働者の數は合計一、六九七、九五五人にして、前年同期に比すれば一六四、一三五人の增加である。昭和五、六兩年減少を續けたが、七年以來每年增加を示してゐる。

而してこの女工總數の勞働者總數に對する割合は二九・四六%で、前年同期より稍々減少してゐる。これを各種の勞働別に見れば次の如くである。

	女工數	男女工中女工の占むる割合	同上昭和八年	女工百人中	同上昭和八年	男女工百人中女工の占むる割合
工場勞働者	一、一〇〇、四〇一	四三%	四四%	六五	六四	七九・〇%
鑛山勞働者	二七、一〇二	一	一	一	一	一・一
運輸・交通・通信勞働者	六六、五八〇	三	二	四	四	二・二
日傭勞働者	五〇三、八七二	二	三	三〇	三〇	八・〇
其の他の勞働者	一、六九七、九五五	二九	三〇	一〇〇	一〇〇	一八・六
合計						八一・二

工場女工數　工場勞働に從事せる女工の數は同じく右社會局調査によれば一、一〇〇、四〇一人で昭和八年同期のものに比し一一四、〇一六人增加してゐる。その男女工總數中に占むる割合は四三・三%で前年より約一%の減少となつてゐる。

これを官・公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場に分類すれば次の如くである。

		女工數	同上昭和八年	男女工中女工の占むる割合	同上昭和八年
官公營		二七・七三六	二九、三八一	一七・五%	一九・一%
私營	工場法適用	九四四、七〇六	八三三、九三三	四九・〇	五二・四
	非適用	一三七、九六九	一三三、一八二	二八・三	三一・一
	合計	一・〇七二、六七五	九五七、一〇四	四三・二	四八・三

業態別工場女工數　昭和八年末現在における各種工場における女工數及びその割合は左の如くである。(昭和八年「工場統計表」により計算)

	女工數	女工總數に對する割合	男女工百人中女工の占むる割合
紡織工業	七三七、〇五〇	一・一	八・〇
金屬工業	一〇、〇五〇	二・二	八・三
機械器具工業	二〇、七八三	一・四	一八・六
窯業	一三、二六五	六・一	三五・一
化學工業	五七、四二四	〇・六	八・五
製材及木製品工業	五、六二四	〇・七	一一・五
印刷及製本業	六、一四八	二・六	一七・三
食料品工業	二四、五九九	〇・〇	〇・八
瓦斯及電氣業	六三		
其の他の工業	五八、四一六	六・三	四一・七
計	九三三、四三三	一〇〇・〇	四九・一

年齡別工場女工數　同じく工場統計表によつて昭和八年における工場女工の年齡別數並にその割合を算出すれば次の如くである。

	十六歲未滿	十六歲以上五十歲未滿	五十歲以上	計
總數	一五九、三一九	七六四、四六八	九、六四五	九三三、四三三
右割合	一七・一	八一・九	一・〇	一〇〇・〇

(これを主要工業部門について見れば)

紡織工業	一四二、〇三八	五八九、六六七	五、三四五	七三七、〇五〇
化學工業	六、三四三	四九、九一三	一、一七八	五七、四二四
食料品工業	一、二四五	三三、六五八	六九六	二四、五九九
雜工業	四、九六五	五一、三七三	一、〇七八	五八、四一六

鑛山女子勞働者數　昭和八年六月末現在における女鑛夫の鑛山別數並に年齢別、坑内外別によるその割合は第二篇第一章第二並に第三に之を記述した。茲には女鑛夫の年齢別並に鑛山種別實數のみを掲げて置く。

	金屬山	石炭山	石油山	其の他の非金屬山	計
十六歲未滿	一三人	二〇三人	一人	四人	三九人
十六歲以上五十歲未滿	四、二七三	一五、四二一	一七三	四九一	二〇、三五八
五十歲以上	二五六	三八六	二五	一六	六三
合計	四、六六一	一六、〇一一	一九八	五二	二一、三八〇

2　賃銀

工場女工賃銀　工場女工の一日平均賃銀額並にその各種業態別に關する數字は第二篇第三賃銀の項に記述した。茲には女工の大部分を占むる纖維工業につき内閣統計局調に據り昭和九年六月における女工實收賃銀を掲げるに止める。

同上賃銀を年齢別に見れば次の如くであつて、前年同月に比し約二%强の低落であり、前々年に比すれば實に七・七%の低落を示してゐる。

	平均	十六歲未滿	十六歲以上
纖維工業女工賃銀	六三・二錢	四五・八錢	六九・二錢
同　昭和八年六月	六四・七	四五・六	七〇・九

これを地方別平均賃銀についてみれば

	北海道地方	東北地方	關東地方	北陸地方	東近畿地方	中國地方	四國地方	九州地方
昭和九年六月	八〇・一錢	五〇・〇錢	八六・六錢	五九・一錢	六六・七錢	六六・一錢	七三・七錢	
同　八年六月	八〇・七	五一・四	八六・四	六〇・九	七九・七	七九・六	八〇・九	

女鑛夫賃銀　内閣統計局調によつて昭和九年六月における女鑛夫賃銀と前年同期のそれとを比較するに、三・五%の上昇を示してゐる。

女鑛夫賃銀累年表（勞働統計要覽及賃銀物價統計月報による）

	總平均	金屬山	石炭山	石油山	其の他
昭和四年上半期	一一九・六	七三・五	一三七・五	八二・八	九三・八
同　五年六月	一〇四・八	七〇・五	一二三・一	八二・五	九三・五
同　六年六月	七六・五	六七・八	七九・四	八二・四	七七・二
同　七年六月	六八・二	六二・八	六九・九	八一・六	六六・二
同　八年六月	六七・八	六三・九	六九・二	八二・二	六四・四
同　九年六月	七〇・二	六七・五	七一・四	八三・三	六五・四

女鑛夫一日平均實收賃銀を鑛山別、年齢別に見れば次の如くである。（内閣統計局調）

鑛山種別、年齢別鑛夫賃銀（昭和九年六月）

	平均	十六歲未滿	十六歲以上
總數	七〇・二錢	四九・六錢	七〇・七錢
金屬山	六五・五	四四・六	六六・三
石炭山	七一・四	五三・四	七一・七
石油山	八三・三	六〇・〇	八三・五
其他の鑛山	六五・四	四六・五	六七・四

3 勞働時間

就業時間・休憩時間・休日　については第二篇第二章第四に勞働者の一般的狀態として記述した。

こゝには女子勞働者がその大部分を占むる紡績工業における勞働時間を内閣統計局調によつて見る。

	工場數	作業時間	内休憩時間	作業日數
昭和九年一月	二六四	一〇・二四時	〇・五三時	二五・三日
二月	二六八	一〇・二四	〇・五三	二五・六
三月	二七〇	一〇・二五	〇・五三	二六・七
四月	二七二	一〇・二七	〇・五三	二七・五
五月	二七三	一〇・二四	〇・五三	二七・三
六月	二七三	一〇・二五	〇・五三	二七・〇
七月	二七四	一〇・二七	〇・五五	二七・四
八月	二七二	一〇・二六	〇・五五	二七・五
九月	二七一	一〇・二七	〇・五三	二七・四
十月	二八九	一〇・三〇	〇・五四	二七・八
十一月	二九〇	一〇・二九	〇・五四	二七・八
十二月	二八七	一〇・二六	〇・五三	二七・八
昭和九年平均	二七五	一〇・二六	〇・五四	二七・一
昭和八年平均	二七〇	一〇・二七	〇・五四	二六・八
昭和七年平均	一九一	一〇・一九	〇・五二	二六・五
昭和六年平均	一九二	一〇・二一	〇・五二	二六・六
昭和五年平均	二〇〇	一〇・二七	〇・五五	二六・七
昭和四年平均	二〇三	一〇・四八	〇・五六	二七・一

紡績工業に於ける平均作業時間は深夜業の廢止せられた昭和四年に著しく低減して以來昭和七年迄引續き僅少ではあつたが短縮の傾向を辿つて行つた。然るに昨年我國輸出貿易振興の影響は此種工業の上にも及び、その結果昨年初めて八分の延長を見るに至つた。本年は昨年のそれに比し一分の短縮となつてゐる。休憩時間は從來作業時間の短縮に正比例して年々減少しつゝあつたが、本年は作業時間に於ては一分の短縮を見てゐるが、休憩時間は昨年と同樣五四分となつてゐる。

就業時間延長　就業時間制限の例外に關する許可認可屆出の總件數は事業界好轉の結果本年は一九、三七一件にて前年に比し約七、三〇〇件增加してゐる。その詳細は次の如くである。（昭和八年「工場監督年報」）

▲工場法第四條但書に依る（許可保護職工をして午後十一時迄就業せしむるもの）は、本年中八百七十二件にして前年より二百六十件增加してゐる。例年の通り染織工場に於て最も多く八百三十八件（九六%强）を占め、内織物業六百六十二件（七六%）、紡績業百三十八件（一六%）、を算へ、其の他は窯業（一七件）、人造絹絲（七件）、金屬品製造業（五件）等二三を算ふるに過ぎない。

▲工場法第七條第三項に依る許可。夏季に於て一時間を超ゆる休憩時間を設くる場合にその超ゆる時間以内一時間を超えざる限度に於て就業時間を延長する事の申請に對し許可を與へたものは本年中一千六百九十五件で、前年の九百六十三件に比し七百三十二件の增加である。本年も亦製絲業（七一三件）、織物業（八五七件）、

撚絲業（五九件）等の染織工場に於て九七%を占め、其の他の業種に於ては窯業（五八件）、雜工業（三件）等に少數を算ふるのみである。

▲工場法第八條第二項に依る許可。避くべからざる事由に因り臨時必要ある場合に於て申請に依り期間を限り保護職工の就業時間を延長し、又は休日を廢止し得ることの許可をなしたものは本年中に於て百十一件あり、前年の十件に比し百一件增加してゐる。而して內百六件は織物業であるがその大部分は大阪府に於て注文主の急需（軍需品）に因るものである。

▲工場法第八條第三項に依る屆出。臨時の必要により一ヶ月七日以內の期間保護職工の就業時間を二時間以內延長すべく本項に依り屆出たものは本年中一萬四千三百五件あり、前年より五千六百五十四件增加してゐる。これもまたその大部分は染織工場にして一萬一千百七十四件（七八%）を算へ、その內織物業は九百五十五件（六七%）を占め、其の他の業種に於ては雜工業（一、二〇三件、內印刷製本業七六六件）、機械器具工場（九七二件）、化學工場（八四二件）、飲食物工場（一一四件）の順序となつてゐる。その理由は軍需品工業、輸出向工業等に於ける注文の殺到を理由とするもの、船舶出帆等に際して製品積出のため急を要するもの等が大部分を占めてをる。

▲工場法第八條第四項に依る認可。季節に依り繁忙なる事業にしてその期間中一定期間を限り、一年につき百二十日の割合を超えざる範圍內に於て保護職工の就業時間を一時間以內延長の認可をなしたものは本年中二千二百十二件あり、前年に比し八百六十七件增加してゐる。その中二千百四十五件（九七%）は染織工場にして內一千九百六十六件（六〇%）は織物業である。

4 勞働災害

工場勞働者乃至一般勞働者の勞働災害については之を第二篇第三章第六に述べた。茲には特に女工に關する工場災害の趨勢を略記する。

昭和七年並に昭和八年に於ける工場法適用工場（官營を除く）において發生したる女工の死亡、重傷、輕傷の數は次の如くである。

（「工場監督年報」に據る）

	昭和七年			昭和八年		
死亡	八			二〇		
重傷	七〇〇			七九八		
輕傷	二、五三四			二、六四六		

右昭和八年の狀況を業態別に見れば次の如くである。

	死亡	重傷	輕傷
染織工場	六	五六一	二、〇四八
機械及器具工場	二	七三	一八八
化學工場	七	七三	二一七
飲食物工場		二三	八七
雜工場	五	六七	一〇一
特別工場		三	五
計	二〇	七九八	二、六四六
官設工場		一八	九〇

合計	二〇	八一六	二、七三六

第二　職業婦人

1　數

昭和五年國勢調査の結果によれば、我國女子有業者の總數は一〇、一三一、〇三〇人であり、このうち雇主三五三、〇〇〇人、單獨八二〇、〇〇〇人、使用人八、九五八、〇三〇人となつてゐる。所謂職業婦人と稱せられるものが、そのうち幾何を占むるやは判然しない。たゞその輪廓を知り得る一助として、此種婦人の大部分を占めると思はれる商業、交通業及び公務自由業における單獨及使用人の數を掲げて置く。

全國女子有業者（昭和五年十月一日現在）

	女子有業者數	女百に付男	職業別割合
總數	一〇、一三一、〇三〇	一八八・四三	一〇〇・〇
農業	六、三六五、〇〇〇	一三三・四〇	六三・八
水産業	四七、〇〇〇	一、一〇八・六〇	〇・五
鑛業	三八、〇〇〇	五三一・五三	〇・四
工業	一、〇〇四、〇〇〇	四三六・九五	九・九
商業	一、四三七、〇〇〇	二一〇・五九	一四・二
交通業	八一、〇〇〇	一、二六八・五九	〇・八
公務自由業	三四六、〇一〇	四七八・〇〇	三・四
家事使用人	七一九、〇〇〇	一三・一〇	七・一
其の他の有業者	九四、〇二〇	四九六・六八	〇・九
商業、交通業及公務自由業に於ける女子有業者の職業上の地位			

	總數	雇主	單獨	使用人
商業	一、三四七、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	三八六、〇〇〇	九四三、〇〇〇
交通業	八一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七九、〇〇〇
公務自由業	三四六、〇一〇	八、〇〇〇	五四、〇〇〇	二八四、〇一〇
計	一、八六四、〇一〇	一一七、〇〇〇	四四一、〇〇〇	一、三〇六、〇一〇

更に近年職業婦人が急速に增大しつゝある事は明であるが、その明確なる數字を知る事は出來ない。僅かに左の數種の職業についてその數の近年に於ける消長を窺ひ得るのみである。

	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
一、醫、藥劑師	三、〇七三	三、五二九	三、九八六	四、七七〇	五、六七〇
二、産婆、看護婦 鍼灸、按摩師	一三五、七四九	一三八、七三四	一五四、一五三	一六三、二八四	一七一、七五四
三、學校教員	八八、五二一	一〇一、〇一八	九九、六二一	一〇三、〇三四	二〇四、一三六
四、藝娼妓、酌婦	二〇七、七二七	二一〇、四三四	二一三、五〇七	二〇九、〇九二	―
五、カフエー、バー女給	五一、五五九	六六、八四〇	七七、三八一	八九、五四九	九九、三一三

〔備考〕一、二は昭和八年衞生局年報、三は文部時報、六、七は

第十回警察統計報告に據る。

尙昭和八年大阪市社會部勞働課の調査にかゝる「職業婦人の社會的進出について」に據つて大阪市に於ける最近四ヶ年の職業婦人數の增加狀況を見るに、大阪市内の主なる銀行、會社、百貨店、官公署及び病院等一三〇ヶ所に雇傭されてゐる職業婦人の數は昭和五年末一〇、六二〇人、同六年末一〇、八二四人、同七年末一一、二四四人、

同八年八月末一二、〇一七人であつて、四ヶ年間に一、三九七人の増加を示してゐる。年次的には六年末は前年度末より二〇四人、七年末は前年度末より四二〇人、八年八月末は七年度末より七七三人の増加であり、使用人總數中職業婦人が占むる割合は、五年末二二・三%、六年末二二・五%、七年末二二・八%、八年八月末二三・四%と何れも規則正しく増加してゐる。職業婦人の増加の狀況を採用主體別並に職業別に見れば左表の如くである。

	昭和五年末現在數				昭和六年末現在數				昭和七年末現在數				昭和八年末現在數			
	使用人總數	女子	女子總數に對する百分比		使用人總數	女子	女子總數に對する百分比		使用人總數	女子	女子總數に對する百分比		使用人總數	女子	女子總數に對する百分比	
官公署	五、六三三人	二〇、〇四一人	二八・一%		五、六三三人	一九、九五六人	二八・三%		五、七九五人	二〇、五九六人	二八・一%		五、八三一人	二一、一三人	二七・六%	
金融會社	八六五	七、〇六四	一三・二		九一四	七、〇六一	一三・九		一、〇五三	七、二〇七	一四・六		一、一九七	七、四二八	一六・一	
保險會社	五七二	二、三九八	二三・九		六〇五	二、五九六	二三・三		六五四	二、八〇八	二三・三		六七二	三、〇四三	二三・三	
運輸倉庫會社	二五四	一、七二五	一四・七		二四〇	一、六五八	一四・五		二六二	一、六五〇	一五・九		二八五	一、六六八	一七・一	
新聞通信社	八二	一、八八三	四・四		八五	一、九二三	四・四		八四	一、九四七	四・三		八四	一、九七一	四・三	
百貨店	一、二三六	四、〇五九	三〇・五		一、二六七	四、一二六	三〇・八		一、二一七	四、〇五三	三〇・〇		一、二五五	四、四六九	三四・八	
商事會社	一九九	一、〇五八	一八・八		二〇六	一、〇六二	一九・四		二一九	一、一〇五	一九・八		二六七	一、二二一	二二・〇	
製造會社	一八五	二、〇五二	九・〇		一七二	二、〇七九	八・三		一七四	二、〇五七	八・五		二〇三	二、一六〇	九・四	
問屋	一三〇	一、九一三	六・七		一三六	一、九九九	六・八		一四一	一、九六三	七・二		一七九	二、二二三	八・一	
取引所證券業	八二	六二三	一三・二		八四	六二六	一三・四		一〇〇	六八二	一四・七		一二二	七三四	一五・三	
土地及土木建築會社	五七	六六四	八・六		七二	七六三	九・四		七二	六八二	一〇・六		七一	五九七	一一・九	
團體	八三	四三八	一九・〇		八八	四七六	一八・五		一〇九	五二八	二〇・六		一三八	六〇三	二一・二	
病院	一、一三五	二、三七九	四五・八		一、一九六	二、四四〇	四五・〇		一、三八	二、七六八	四四・三		一、二九八	二、八八八	四三・八	

其他	一三六	一、三三九	九・四	一三七	一、三六五	九・三
計	一〇、六二〇	四七、六三七	三三・三	一〇、八二四	四八、一二〇	三三・五

2 生活狀態

職業婦人の生活狀態に關しては昭和七、八年版本年鑑に昭和六年東京市統計課調査にかゝる東京市内に於ける職業婦人の給料、總收入、支出、就業時間等に關する統計を掲げ、昭和九年版には大阪市社會部勞働課調査に據り大阪市に於ける職業婦人の地位を掲げて置いた。本年は職業婦人の生活狀態に關する適當なる資料を見出し得ないので、前年版の參照を乞ふことゝし、茲には京都府保安課の調査にかゝる京都市並に郡部におけるカフエー女給の生活事情大略を掲げるに止める。

京都府保安課の本年一月の調査によれば京都府に於けるカフエー總數七三二（内、市内五七八）にて、女給總數は郡部五一三名、市内二、四四八名、合計二、九六一名となつてゐる。之等女給の收入、教育程度、配偶關係等は大略左の如くである。

一、收入　月給は最高十六圓、最低五圓、チップは一ヶ月最低五圓から普通が五十圓、例外として最高百八十圓といふのがある。

二、教育程度　二千九百六十一名中未就學で文字を解さないのが三二、その他の未就學一〇一、小學中退四八八、小學卒一、〇〇八、高小中退九三八、高小卒五六、女學校中退一六九、女學校出が一七〇名である。

三、前身　直接家庭よりといふのが二、〇二二名で最も多く次は女中から轉向した五〇八名、酌婦百名、藝妓三三名、娼妓一一、店員、事務員一七七、女工四〇、看護婦三一、電話交換手二、女優一三、仲居二、その間元學校教員二名といふのがある。

四、配偶關係　配偶有るもの三七五名、未婚二二、九〇名、離婚二三九、死別五七。

五、女給になれる動機　家庭のために働くもの一、七四二名、自己のため八六六名、虚榮のために働くもの一八二名、愛人のためといふのが三四名、子供のためが一三〇名、誘惑されてなつたのが七名となつてゐる。

第三 藝娼妓酌婦

一、藝妓

藝妓數及藝妓置屋數藝（第十回警察統計報告に據る）

	藝妓置屋數	藝妓數
昭和五年末	二、五三〇	八〇、〇七五
昭和六年末	二、三四三	七七、三五一
昭和七年末	二、〇四〇	七四、九九九
昭和八年末	二〇、九四九	七四、二〇〇

藝妓數は昭和四年以降漸減の傾向にあり、昭和八年も此傾向を辿り前年より七九九人の減少となつてゐる。

藝妓年齡（第十回警察統計報告に據る）

	一四歳未滿	一四―一七歳	一七―二〇歳	二〇―二五歳	二五―三〇歳	三〇歳以上	計
昭和八年末	一、五七四	二、九四五	一八、四三一	二〇、八三五	二、七六七	九、六四八	七四、二〇〇

藝妓百人中の割合	三・一	一六・一	二四・八	二八・一	一五・九	一三・〇	一〇〇・〇
同前年の割合	一・九	一六・〇	二五・四	二八・四	一五・五	一三・八	一〇〇・〇

二、娼妓

娼妓、貸座敷營業者及び遊客數

（第十回警察統計報告、但し一日平均人員は第四十六回内務省統計報告に據る）

	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數	娼妓一日平均人員
昭和四年末	一一、〇八一	四九、四七七	三三、三六〇、一七〇	四八、一八〇
昭和五年末	一〇、八六一	五二、一一七	三一、八二七、七三〇	四八、八九五
昭和六年末	九、七九九	五二、〇六四	二三、三九三、八七〇	五〇、六六三
昭和七年末	一〇、五〇〇	五一、五五七	二三、七三六、三四一	四九、八二五
昭和八年末	一〇、二八一	四九、三〇二	二四、九二三、五〇四	

酌婦數（第十回警察統計報告に據る）

昭和八年末	八五、五九〇人	昭和七年末	八五、九五一人
		昭和六年末	八一、〇一九人

第三章　少年勞働者狀態

1　少年勞働者並に徒弟數

一、工場少年勞働者

工場法適用工場における少年勞働者の數については既に第二篇第一章第三に之を概說した。昭和八年「工場統計表によれば昭和八年末現在における十六歲未滿の少年勞働者は一八五、七二五人にして總職工の約九・八%に當り、これを前年に較ぶれば一八、一五九人（一〇・八%）の增加を見せてゐる。尙ほこの少年勞働者を男女別に見れば男子二六、四〇六人、女子一五九、三一九人であつて、少年工の大部分は女子である。男女職工各總數に對する少年工の割合は、男子二・七%、女子一七・一%、之を前年度に比すれば、男子は五、六九六人（二七・五%）、女子は一二、五六三人（八・六%）といづれも增加し、特に男子少年工の增加率は目立つてゐる。

次に少年勞働者數の割合を業務別に見れば次の如くである。

工場少年勞働者數及業態別割合

	男子	男子總數に對する割合	女子	女子總數に對する割合	各業態の勞働者總數に對する少年工の割合
紡織工業	七、六七八	二九・一	一四三、〇三八	八九・二	一六・五
金屬工業	二、二一五	八・四	五六七	〇・三	二・二
機械器具工業	七、二七一	二七・五	二、二八八	一・四	三・八
窯業	一、五八五	六・〇	九七一	〇・六	三・六
化學工業	九一六	三・五	六、二四三	四・〇	四・四
製材及木製品工業	一、五〇五	五・七	三三四	〇・二	二・八
印刷及製本業	一、八二一	六・九	五六八	〇・四	四・五
食料品工業	一、一七六	四・四	一、二四五	〇・八	一・七
瓦斯及電氣業	五	〇・〇	—	—	〇・〇
其の他の工業	二、二三四	八・五	四、九六五	三・一	六・四
計	二六、四〇六	一〇〇・〇	一五九、三一九	一〇〇・〇	九・八

〔備考〕―昭和八年「工場統計表」により計算。

二、鑛山少年勞働者

鑛山局調によれば昭和八年六月末現在における鑛山少年勞働者（十六歳未滿）は一、二八九人にして鑛夫總數の〇・六％に當り、そのうち男子九五〇人、女子三三九人にして前年同期に比すれば男子一九一人の增加に對し女子は四三人の減少を示してゐる。（尙鑛山勞働者の鑛山別、坑內外別數については第二篇第一章第三參照）

三、徒　弟

昭和八年中工場法施行令第二十八條の規定に基づき、地方長官の認可を受けたる規程に依り徒弟を收容しつゝある工場は、全府縣を通じて九工場であつてその收容徒弟數は五百九十六人である。之を前年に比すれば工場數に於いて一工場を減じたが徒弟數においては八十人の增加を見てゐる。本年は新に認可を受け徒弟を收容するに至つた工場は無く、之を廢止した工場が佐賀縣に一件（七名）ある。徒弟數八十名の增加を見たのは既設工場に於てその收容徒弟數を增加したものが七件あるためである。累年の狀況左の如し。

（昭和八年工場監督年報）

	收容工場數	徒弟數
昭和三年	一三	六四一
同　四年	一三	六八〇
同　五年	一三	六一〇
同　六年	一四	四九八
同　七年	一〇	五一六
同　八年	九	五九六

2　賃　銀

一、工場少年勞働者

「昭和五年勞働統計實地調査報告」によつて少年勞働者の一日平均賃銀を男女別に見るに次の如くである。

	總數		織維工業	
	男	女	男	女
十四歳未滿	〇・四九圓	〇・四〇圓	〇・三六圓	〇・三九圓
十四――十五歳	〇・六四	〇・五五	〇・四九	〇・五四
十六――十七歳	〇・九三	〇・六八	〇・七三	〇・六五

次に內閣統計局調により昭和九年六月の平均についてみれば、十六歳未滿男子職工の一日平均賃銀諸手當賞與額は五十九錢八厘、女子は四十七錢四厘である。これを少年勞働者の多い織維工業についてみれば男子四十九錢、女子四十五錢八厘で昨年同期に比すれば微かながら上昇を示してゐる。

二、鑛山少年勞働者

上揭調査によれば鑛山における少年勞働者の一日平均賃銀は次の如くである。

	總數		石炭鑛業	
	男	女	男	女
十四歳未滿	〇・七六圓	〇・六三圓	〇・八六圓	〇・六三圓
十四――十五歳	〇・八五	〇・七四	〇・九〇	〇・七七
十六――十七歳	一・一五	〇・八四	一・二一	〇・八九

內閣統計局調により昭和九年六月の平均についてみれば十六歳未

滿の男女鑛夫一日平均賃銀諸手當賞與額は次の如くである。

	總數	金屬鑛山	石炭鑛山	石油鑛山	其の他の鑛山
男	五六・五錢	五一・三錢	六〇・八錢	—	六〇・八錢
女	四九・六	四四・六	五二・四	六〇・〇	四六・五

第六篇　勞働移民狀態

第一章　海外移民狀態

第一　一般狀態

海外在留邦人總數　昭和五年第二回國勢調査と同時に行はれた在外本邦人國勢調査に據れば、昭和五年十月一日現在海外在留本邦人（朝鮮人、臺灣人を含む）は五一八、八六五人（內女二一七、四九七人即ち女子は總數の四一・九　に當る）にして、これを第一回國勢調査の結果たる四六四、五一八人に比較すれば五四、三四七人の增加を示してゐる。しかしこれら國勢調査による數字と每年外務省より發表される海外在留本邦內地人の數とは著しい開きがある。後者による昭和八年十月一日現在數は九一八、一七七人で、うち女子は四九五、八六三人である。今この外務省調にもとづき在留國別、職業別、民籍別に見、併せてその割合を算出すれば左の如くである。

在留地別本邦內地人　一萬人以上の本邦人在留國を擧ぐれば左の如し。（昭和八年十月一日現在、外務省調）

	男	女	計	總數に對する割合
海外在留本邦內地人總數	五三、三一四	四九五、八六三	九一八、一七七	一〇〇・〇〇
關東洲	七一、四一一	六五、六七三	一三七、一一四	一四・九三
南洋委任統治地域	一九、二五七	一三、六四八	三一、九〇五	三・四七
滿洲國	一〇二、七七一	七九、八三〇	一八二、六〇一	一九・八九
中華民國	二九、五二一	二五、五四三	五五、〇六四	六・〇〇
比律賓群島及グアム島	一四、五四二	五、八五三	二〇、四〇〇	二・二三
北米合衆國 本土	六三、五一五	四〇、二五〇	一〇三、七六五	一一・三〇
北米合衆國 布哇	七七、三一四	七一、八九三	一四九、二〇七	一六・二五
英領カナダ	一一、八九七	八、四九六	二〇、三九三	二・二三
ペルー國	一三、六六四	七、六一七	二一、二八一	二・三一
ブラジル國	九一、三七三	六六、一〇三	一五七、四七六	一七・一五

職業別海外在留本邦內地人　同じく外務省調による昭和八年十月一日現在は左の如し。

	關東州	南洋委任統治	海外各地	總數	同上割合
總數	一三七、一一四	三一、九〇五	七四九、一五八	九一八、一七七	一〇〇・〇
一、農業	一、七八一	九、三一八	八三、〇九七	九四、一九六	一〇・三
二、水產業	一、二六一	一、二四四	七、五三九	一〇、〇四四	一・一
三、鑛業	三一〇	二九	二、八八七	三、二三六	〇・四
四、工業	二九、四三〇	二、三九九	二八、三八七	六〇、二一六	六・六
五、商業	二五、四八六	二、一七〇	七五、〇三六	一〇二、六九二	一一・二
六、交通業	二五、三三五	五九〇	一七、〇八七	四二、九六二	四・七
七、公務自由業	三四、二二〇	八二四	二五、三六六	六〇、四一〇	六・六

八、家事使用人	二、六三六	三三一	一四、一五九	一七、一〇六	一・九
九、其他有業者	七、七九八	一、五八五	一二、八六五	三一、二四八	二・三
十、無業	八、八七七	一三、四六五	四八三、七三五	五〇六、〇七七	五五・一

民籍別海外在留本邦人　同じく右外務省調にもとづき海外在留本邦人をその民籍によつて分てば左の如し。

	男	女	計	割合
總數	八八二、六九五	八〇四、二六二	一、五八六、九五七	一〇〇・〇〇
內地人	五二三、三二四	三九五、八六三	九一八、一七七	五七・八五
朝鮮人	三五三、六四五	三〇三、二八四	六五五、九二九	四一・三三
臺灣人	七、七三六	五、二一五	一三、八五一	〇・八一

海外移民數　昭和八年中におけるわが海外移民數（渡航許可員數）は二九、三一七人（男子一五、九一九人、女子一一、三九八人）にて、前年より一〇、二八四人の增加であり、近年になき減少を示した昭和六年に比すれば約三倍弱の增加となつてゐる。最近數ヶ年の趨勢を見るに左の如くである。

	渡航許可員數 男	渡航許可員數 女	渡航許可員數 計	歸國移民數
昭和三年	一三、五〇二	七、三四八	一九、八五〇	一五、〇〇四
同四年	一六、三三〇	九、三七四	二五、七〇四	一四、〇七三
同五年	一四、一三〇	七、六九九	二一、八二九	一四、五四六
同六年	七、〇五二	三、三三二	一〇、三八四	一三、九六五
同七年	一一、四〇八	七、六二五	一九、〇三三	一三、一七〇
同八年	一五、九一九	一一、三九八	二九、三一七	一四、一四一

〔備考〕―第五十三回帝國統計年鑑による。

移民地別移民數累年表

	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同上割合
ブラジル	一三、七四一	五、五六五	一五、〇九二	二三、二九九	八五・三〇
フイリツピン島	二、六八五	一、一〇九	七四七	九四一	三・四四
ペルー	八三一	二九九	三六九	四八一	一・七六
英領カナダ	一三七	一〇六	九八	九一	〇・三三
ソヴイエト聯邦	一、五一三	一、三三六	一、〇九六	一、〇九五	四・〇一
馬來半島	八三五	五四九	三五六	三三二	一・一八
アルゼンチン	四八九	三六二	二三九	一三五	〇・四九
蘭領東印度	五五八	四四七	五三三	四六八	一・七一
メキシコ	四三四	二八三	一四九	八五	〇・三一
濠洲	七五	三四	九二	五九	〇・二三
其の他	五三一	三九二	二六二	三四一	一・二五
計	二二、八二九	一〇、三八四	一九、〇三三	二七、三一七	一〇〇・〇〇

〔備考〕―同右

第二　北米合衆國及び加奈陀

移民問題　昭和九年の北米合衆國に於ける我が移民事情並に我が移民に對する米當局の態度には變化はなかつた。從來の排日移民法を緩和し日本にも割當制を賦與すべしといふ移民制限緩和論は昨年米國合同通信社會長ロイ、ハワード氏によつて主張され、米國商業會議所の支持を得て可成の輿論を喚起し贊否兩方面に多大のセンセイションを起した。この移民法修正の主張に對する反對運動は本年も引續き行はれてゐる。殊に加州方面に執拗に行はれてゐる。即ち

本年一月加州代表並に同州選出上下兩議員は大統領に移民法修正反對の請願書を提出して居り、五月には米國出征軍人協會加州支部、加州勞働組合及び加州土着州民會の支持を有する移民問題加州共同委員會は同月二十一日の州民大會に於て移民割當反對の決議を行つてゐる。更に米國勞働總同盟は十月開催のその年次大會に於て日本人に割當制を適用する方針に斷呼反對する旨を決議してゐる。

本年は單に之等の消極的排日のみでなく、八月にはアリゾナ州フイニックス市に於て直接行動による日本人排斥運動が行はれた。この運動は同地方に九月十一日行はるべき同州上院議員選擧に利用せんがため一部地方政治家の煽動によるものであるが、八月十六日に勃發せる同運動は次第に惡化し、フエニックス農民は邦人農家の立退を要求し遂に邦人農家の襲擊等直接行動をとるに至つた。かくて我が駐米大使代理は我外務省の訓令に基き國務長官代理フイリップス氏に應急措置を講ずるやう要請した。フイリップス氏は八月二十一日州知事ムーア氏に對し紛議の圓滿解決策を講ずるやう要請、ムーア氏は直に排日暴徒取締を言明するとともに紛爭解決のため日米兩農民を委員とする調停委員會を設置した。然るに之等地方官憲の言明を裏切つて邦人農民壓迫は執拗に繼續され州外人土地法違反にて耕作禁止命令を受ける邦農が續出するに至つた。

北米への移民數　昭和八年度における北米合衆國、カナダ、ハワイへの我が移民數歸國移民數並に在留本邦人の送金額（昭和七年）は左の如くである。

	渡航許可員數	歸國移民數	送金額
北米合衆國			六、七六七（内、女二、七六二）
ハワイ	九二（内、女四九）	一、三九四（内、女 五八二）	一〇、七一四、一七七
カナダ			四、三六一（内、女一、九七一）
〔備考〕―第五十三回帝國統計年鑑による。但し送金額は昭和七年度。			四、六六〇、六三九

在留本邦人數　昭和八年十月一日現在において北米合衆國並に加奈陀において本邦人の多數在留せる地方を擧ぐれば左の如し。

北米合衆國本土總數	男	女	別
在紐育總領事館管内	六三、五一五	四〇、二五〇	一〇三、七六五
在シカゴ領事館管内	二、五九〇	九〇九	三、四九九
在ニューオルレアンス領事館管内	七三一	四二四	一、一五五
在ポートランド領事館管内	四八六	三二〇	八〇六
在シアトル領事館管内	三、七二六	二、六五〇	六、三七六
在桑港總領事館管内	九、五一二	六、八〇一	一六、三一三
在ロスアンゼルス領事館管内	二七、八五五	一六、六七四	四四、五二九
布哇（在ホノルル總領事館管内）	一八、六一五	一三、四七二	三一、〇八七
英領カナダ	七七、三一四	七一、八九三	一四九、二〇七
〔備考〕―外務省「海外各地在留本邦人人口表」。	二一、八九七	八、四九六	二〇、三九三

在留本邦人職業別數　同じく昭和八年十月一日現在における北米合衆國および加奈陀における本邦人の職業別數左の如し。

	北米合衆國本土	布哇	英領カナダ	總數
一、農業	二〇、五九〇	一七、一一〇	三七、七〇〇	一、七九三
二、水産業	八九六	一、一七三	二、〇六九	一、一五三

三、鑛業	五五八	—	五五八	八六
四、工業	三、〇二九	四、七一三	七、七四一	一、五〇〇
五、商業	一〇、六二〇	七、二四八	一七、九〇八	一、〇〇四
六、交通業	一、四七四	一、六五七	三、一三一	二三九
七、公務自由業	一、七〇四	一、四四七	三、一五一	一三一
八、家事使用人	一、四四七	五、五二八	六、九七五	一八三
九、其他有業者	二、〇〇六	四、五五〇	六、五五六	六二三
十、無業	六一、四〇一	一〇五、八七二	一六七、一八三	一三、六九一

第三　南米

南米は、現在に在住する本邦人數からいつても固より主要なる地方であるが、毎年我が移民の向ふ地方としては何といつてもこの地方が第一である。而して南米在留邦人の殆んど大部分がブラジル及びペルーに住んでゐる。

ブラジル　昭和八年度のわがブラジル移民は二三、三八九人で、飛躍的な增加を見た昭和七年に比し更に八三九七人の激增となつてゐる。このブラジル向け移民のわが海外移民總數中に占むる割合も昨年度において七九・三%であつたが本年度に於ては實に八五・二九%に達してゐる。

昭和七年ブラジル政情の安定並にわが財界好轉などの影響によつて同國向移民は上記の如くこの二年來躍進的發展を遂げつゝある矢先、昭和九年五月二十四日同國新憲法に附帶して左の如き移民制限條項が議會を通過した。

「移民は伯國領土への入國は人種的完成の保證並に移民の肉體的及文化的能力の保證に必要なる制限を受くべし、而して各國よりの毎年の移民の潮流は最近五十年間國内に定着したる當該國人總數の二パーセントの限度を超ゆることを得ず」

この條項によつて日本移民の一ヶ年入國數は二、七五五名に制限せらるゝことゝなり、昭和十年春同制限實施の曉には我伯國移民は大打擊を被ることになるのである。然しこの制限の嚴格なる實施は伯國産業上重大なる影響を與へる事となるので、同國内でも之が實施につき相當異論があるので何等かの緩和策が講ぜられるのではないかと見られてゐる。次に拓務省調査にもとづきブラジルにおける本邦人の分布狀態並に職業狀態を摘記して置かう。

邦人の分布狀況を觀るに總數九割三分はサンパウロ州に在留して居る。サンパウロ州は伯刺西爾の東南に位し、文化の最も發展した同國の中心地であり大珈琲産地であつて、邦人の大部分が珈琲園に勞働し或は珈琲園を經營して居る爲同州に斯く多數が在留して居るのである。サンパウロ州の約十五萬人に比較すればミナス・ジエラエス其の他南部三州の約五千人、パラー、リオ・デ・ジヤネイロ、アマゾーナスの諸州其の他の二千五百人等は言ふに足らぬ少數である。

在留者を職業別に觀ると伯刺西爾が大農業國であること、我が移民が殆んど全部農業の目的を以て渡航したこと等から農業に從事する者最も多數を占め、其の見込數十五萬三千八百餘に及んで居る。其の他には商業の約二千人工業の九百九十四人、公務自由業の四百二十二人、家事使用人の二百四十三人等が之に次いで居る。

ペルー　昭和八年中におけるペルーへの我が移民數は四八一人で

昭和六年以來漸增しつゝあるが、その前年の八六一人にはまだ遙に及ばない。最近における在ペルー本邦人の狀況は拓務省の調査發表するところに據れば在留本人數、その分布狀況、職業別在留邦人數等に僅少の變化を見たのみで他の事情には大した變化はない。即ち在秘邦人總數は昭和八年十月一日現在に於て二萬一千二百八十一人であつて、リマに約一萬七千人、其の他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有し、リマ市、カヤオ市及其の附近に集團して居る。

在留邦人を職業別に觀ると、商業五千八十六人、農業一千九百七十人、工業五百三人、公務自由業百四十三人である。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆んど商業に從事せる者であつて其の數一萬二百餘人にして、地方に於て商業に從事する者を合せると一萬七千二百餘人に達する。

第四　其他

フイリツピン　昭和八年におけるフイリツピン群島への我移民は九四一人で、前年の七四六人に比すれば一九五人の增加となつてゐるが、昭和四、五年のそれに比すれば甚しい減少である。最近に於ける同地の移民事情を拓務省調によつて見るに大要左の如くである。

フイリツピン移民數

	男	女	計
昭和五年	二、一八八	四九七	二、六八五
昭和六年	八一四	二九四	一、一〇九
昭和七年	四八一	二六六	七四七
昭和八年	六〇四	三三七	九四一

比律賓群島在留の邦人總數は昭和八年十日一日現在調で二萬四百人である。

此等の邦人はマニラ市に四千百七十九人、ルソン島（マニラ市を除く）に一千三百七十八人ダバオ、コダバト州に一萬三千九十八人でダバオに最も多數在住して居るが、之は後述の如く同地に邦人の麻栽培業者が多く又移民の大多數が此の麻耕地に勞働して居る爲である。

在留邦人の從事する職業に付て觀るに農業者が最も多く殆んど全部がダバオ、コダバト二州に住居し其の數六千人である。

邦人の栽培する農作物の最も重要なるものはマニラ麻である。元來麻はダバオに於て邦人の手で始められ又發達せるものであつて、現在の植付面積は四千餘英加に達する。

移民は入島後は主として邦人麻栽培會社に雇れ其の耕地で勞働に從事する。農業者中には椰子の栽培に從事する者、護謨砂糖等を栽培する者もあるが極めて少數である。

比律賓群島には漁業移住者が相當あり、ダバオ、マニラ等に在住し表南洋で漁獵するのであるが相當の成績を擧げて居る。

其の他には大工、左官の手先の職業と銀行、會社其の他小商業に從事する者が多い。

滿洲國　昭和七年三月滿洲國の創始を見、その內政の整備と產業の發展が着々として進められるに伴ひ、この地に於ける本邦人の狀況が萬端多大の變化を見ると同時に、移民としてこの地に渡航する本邦人の數も漸次增加するに至つたものと推察されるが、その移民數の總括的な數字は未だ明でない。いま關東廳調査課並に滿洲國々

務院統計處の發表により在滿邦人の狀況の一端を窺ふに、昭和八年末に於ける關東洲及び南滿鐵道附屬地における現在人口總數は一、四〇八、七五五人にて、之を昭和七年末に比すれば三六、五四七人の增加を示してゐる。また關東州及び滿鐵附屬地を除く滿洲國昭和八年末現在の人口は滿洲國々務院統計處統計によれば總數三〇、八七九、七一七人にて、うち日本人は五九〇、七六〇人である。之を前年末に比すれば二、四二八九人の增加となつてゐる。

關東州及び南滿鐵道附屬地現住人口（昭和八年末）

總人口	一、四〇八、七五五	一〇〇・〇〇%
滿洲人	一、〇九七、五四一	七七・九一
內地人	二七八、九八九	一九・八〇
朝鮮人	三〇、〇四〇	二・一三
外國人	二、一八五	〇・一六

（關東廳第二十八統計書）

同じく之を主要都市について見るに次の如くである。

	總人口	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人
旅順市	一三八、九六八	一三、五五六	一六二	一三六、一八〇	二一
大連市	二三〇、三九一	七五、〇一九	一、一一六	一五三、六一八	六三八
奉天市街地	五八、七六八	三八、二四四	一、三二一	一八、三八四	七七九
新京市街地	五二、一三六	二三、七一五	二、五九四	二四、三五六	四七一

滿洲國現住人口（關東洲及滿鐵附屬地を含まず）

	大同二年末（昭和八年）	大同元年末
總數	三〇、八七九、七一七	二九、六〇六、一一七
滿洲人	三〇、一九〇、五六	二八、九〇二、五九二
日本人	五九〇、七六〇	五六六、四七一
其他	九八、四三一	一三七、〇五四

（滿洲國々務院統計處編「滿洲國年報」）

昭和七年以來特別農業移民を入植せしめてゐる拓務省は本年十月第三次自衞移民團三百名を濱江省滔稜縣地方に入植させた。この拓務省の自衞移民は豫算の關係上每年僅かに五〇名以內を入植し得るに過ぎないので關東軍當局は本年十一月新京に滿洲移民會議を開催して滿洲移民の國策化のため種々對策を協議し、その結果移民實行機關として大移民會社を設立するの意見に大體一致を見た。拓務省立案の具體案によれば、會社は資本金五千萬圓の半官半民の日滿合辦日本法人とし、之によつて從來の自衞移民を廢し純然たる農業經濟移民二十五萬人を十五ヶ年に滿洲に送らんとするもので、同案は來春議會に提出の筈である。

拓務省の自衞移民以外民間の自由移民としては左の如きものがある。

鏡泊學園　昭和七年十月吉林省寧安樂鏡泊湖松乙溝に設立され、豫科三ヶ月乃至一ヶ年、本科二ヶ年、卒業生には土地を永代貸與する。現在職員十四名、學生百八十名、拓務省は昭和十年度に一萬圓の補助を計上。

天照村　東京深川埋立地の勞働者收容所出身の移住者を昭和八年以降通遼縣錢家店の東亞勸業株式會社農場に小作人として入植

させたもので。現在移住者八九十名、

天理教村　天理教團本部の經營でハルピン郊外阿什河にあり、昭和九年十一月第一回移民四十三戸二百五十人入植。

第二章　移入民狀態

第一　移入鮮人

1　移入鮮人數

內地臺灣および樺太に在留する朝鮮人の數は昭和六年十二月現在において三一八、二二一と報ぜられてゐる。次に慶尙南道警察部において調査せるところによれば、昭和七年一ヶ年間における釜山經由の內地渡航鮮人數は計六九、四八八人で一ヶ月平均五、七九一人に當る。渡航者は、勞働を目的とせるものは、三、四の兩月に多く、學生は四月が最も多數を示してゐる。在留鮮人一萬人以上の府縣を擧ぐれば左の如し。（昭和六年十二月末現在）

	男	女	合計
大阪	五六、〇八九	二七、四七八	八五、五六七
東京	二五、三三六	五、六七六	三一、〇〇二
愛知	一七、六八五	九、二一五	二六、八〇〇
福岡	一八、一三八	六、九九八	二五、一三六
兵庫	一四、二三三	七、〇五四	二一、二八七
京都	一四、〇二七	四、七六九	一八、七九七
山口	八、四六〇	三、五三六	一一、〇〇八

尙、當局の發表するところにより、鮮人の渡航および歸還の近年の趨勢を見れば次の如し。

	渡航	歸還	差引
昭和元年	九一、〇九二人	八三、七〇九人	七、三八三人
二年	一三八、〇一六	九三、九九一	四四、〇二五
三年	一六六、二八六	一二七、五三三	四八、七六四
四年	一五三、五七〇	九八、二七五	五五、二九五
五年	九五、四九一	一〇七、七二一	△一三、二三〇
六年	九三、六九九	七七、五七八	一六、一二一
七年	一〇一、八八七	六九、四八八	三二、三九九

2　移入鮮人生活狀態

移入鮮人の生活は多少とも內地人の生活と同一化されつゝあるが依然としてその大部分が下積の生活で著しい改善の跡は見出し難いであらう。いま內地鮮人の生活狀態に關し、大阪府社會課調「在阪鮮人の生活狀態」（昭和九年六月）に據りその要點を左に揭げて讀く。この調査は大阪府學務部社會課が昭和七年六月より同年十二月末迄七ヶ月に亘つて、市內二十六警察管轄區域に一戸を構へて居住する朝鮮人の世帶につき調査したものであつて、調査世帶總數は一一、八三五、この人口總數は五〇、八九六人である。

一、世帶關係　一世帶の人員は一人より最高四十人にまで及んで居るが三人世帶が最も多く、全數の二四・四一％を占め、次いで四人世帶のもの、二人世帶のもの五人世帶のものといふ順位である。而して十一人世帶より十六人世帶までは夫々一・〇〇％以下に過ぎず、十七人世帶より四十人世帶までは夫々〇・一〇以下の少數

である。

一世帶にある人員の中同居者を除いた家族のみの構成狀態では二人乃至五人家族の世帶が多く總世帶數の八四・五三%を占め、その中三人家族のもの三七・四二%で最も多く、次いで四人家族のもの二一・九七%、二人家族のもの二一・〇七%、五人家族のもの一四・一三%となつてゐる。家族人員が十一人以上に及ぶものは極めて少く最高は十三人となつてゐる。

世帶主一一、八三五人の中、配偶者を持たぬ者は僅かに一〇・四九%に當る一、二四二人であり、殘り八九・五一%に當る一〇・五九三人は配偶者を持つてゐる。

二、職業及賃銀　工業に屬するものは七、一三七人で最も多く、次が商業の二〇七人、日傭、雜役夫等人夫を主とする其の他の有業者一、〇六一人、公務自由業六三人、農業四九人、鑛業一五人、家事使用人二人となつて居り、水産業に從事する者は皆無である。而して無職の者は一、三〇一人あるが、これは大部分失業者又は未就職者と見られるのである。

各種職業の中比較的多數從事せるものを見ると鐵工が最も多く八九五人あり、次は土木人夫の六八六、土工の六二一、日傭人夫の四五三、手傳の四五二、仲仕の三五二、硝子職工の三〇〇、屠物商の二五六、ミシン裁縫職の二一六、製材職工の二一〇、下宿業の二一六人等であつて、その職業々態によつても略彼等の生活狀態の一面を知り得るであらう。

日給勞働者の賃銀は、五十錢以下のものより最高は二圓以上のものに至つて居るが、一圓より一圓五十錢までのものが最も多く總數の過半數五五・八二%を占め、次いで五十錢以上一圓以下のものが二五・〇七%、一圓五十錢以上二圓以下のもの一五・〇八%となつてゐる。又五十錢以下のものは一・二五%あり二圓以上のものは二・七八%あつてこの總平均賃銀は一圓三十四錢である。

三、居住　家屋の所有關係について見るに總世帶數一一、八三五の中最も多いのは借家の六、七八三世帶で總數の五七・三二%に當り、この中一通家屋に居住するものが大部分を占めて六、六〇九世帶、バラック小屋掛の類に居住するもの一七四世帶となつてゐる。次に多いのは借間の四、六六八世帶即ち三九・四四%でこの中普通家屋が四、六一八世帶、又バラック小屋掛の類は極めて稀で五〇世帶となつてゐる。而して持家に居住するものは三八四世帶で僅かに全體の三・二四%に過ぎない貧弱なもので、そのうち普通家屋が一五二世帶、バラック小屋掛の類が二三二世帶といふ狀態であり、しかも後者がその約六割餘を占めてゐる。尙借家の中無家賃のもの一九、借間の中無家賃のもの二三である。

四、生計

1　月收入　總世帶一一、八三五を調査前月の月收入額によつて分類すると二十五圓乃至三十圓のものが最も多くて一四・五八%を占め、次に多いのは三十五圓乃至四十圓の一〇・九二%、三十圓乃至三十五圓の一〇・五九%、二十圓乃至二十五圓の一〇・〇九%等で二十圓以上四十圓以下の月收入額の世帶で總數の約半數四六・一八%を占めて居り、二十五圓乃至三十圓のものを頂點として順次金額の高くなるに隨ひ又低くなるに隨つてその數を減じて居る。尙百圓以上月收入ある世帶は五七八あつて四・八八%に當り、

又二十圓以下と云ふ月收入の少い世帶も相當あつてその中十五圓乃至二十圓七六五世帶、十圓乃至十五圓が二八八世帶、十圓以下が六一世帶ある。而して總世帶を通じると一世帶當り四十六圓三十五錢の平均となるが月收入額の中にはその當月の借金額をも含んでゐるため實際の收入額は幾分これより少い譯である。

2　月支出　月支出額では世帶二十五圓乃至三十圓の世帶が最も多くて一五・八二%、これに次ぐものは二十圓乃至二十五圓の一五・三五%、三十圓乃至三十五圓の一二・七五%、三十五圓乃至四十圓九・九三%、十五圓乃至二十圓の九・二二%等で二十五圓乃至三十圓の月支出ある世帶を最多としてそれより金額の高くなるに隨ひ又低くなるに隨つて順次その數減少の傾向を示してゐる。又月支出百圓以上の世帶は三七四あつて、三・一六%に當り十圓以下と云ふ極めて少額な月支出の世帶は七七あつて〇・六五%に當つてゐる。而して一世帶當りの總平均額は三十九圓八十四錢となり、九條、新町、川口の五十七圓七十二錢を最高とし、住吉の三十圓七十六錢を最低としてゐる。尙國元への送金、貯金或は剩餘金ある世帶についてはこれらの金額を月支出額の中より除いてゐるため叙述の金額は之を純然たる生活費と解釋してよい譯である。

五、教育程度　世帶主の教育程度を見るとその大部分は無教育者であつて總數の過半數六一・五四%を占め殘り三八・四五%は教育のあるものであるが、その中普通學校卒業及退學者が二〇・六〇%、又漢文私塾に學んだ者が一四%あつて殘り三・五六%に當る四二一人がその他の學校に學んだ者となつてゐてその內譯を見と、小學校卒業又は退學者が七二人、中等學校及び高等普通學校卒業・退學或は在學者が三〇六人、專門學校及び大學卒業・退學或は在學者が三七人、各種職業學校卒業者が六人といふ狀態をなしてゐる。

3　移入鮮人に關する事件

移入鮮人に關する事件としては日鮮人間の衝突があり、鮮人同志の衝突がある。日鮮人間の衝突としては、賃銀支拂その他雇傭關係に由來するものが多く、單なる民族的感情にもとづく騷擾は著しく減少しつゝあるやうである。また鮮人同志の衝突としては思想的な左右對立に起因するものが多かつたが、かゝる衝突も減少したやうである。少くともその報導せられたものは著しく尠い。いま本年中依然多數の事例を見た雇傭關係にもとづく日鮮人間の衝突について一般に報導せられた主なるものを拾へば左の如くである。

▲福井縣南條郡南杣山村奥野々の硅石鑛に就業中の鮮人人夫十五名が經營者福田數太郎氏に暴行を加へんとして未然に鎭撫された。原因は鑛山閉鎖による涙金の要求を拒絶されたゝめ（六月）▲新潟縣西頸城郡小瀧村姫六發電所鮮人土工數十名は賃銀値上を下請負人に要求して容れられず同發電所を大擧襲擊（六月）▲新潟縣中頸城郡矢代村字岡崎地內第二發電所水路工事の鮮人三十餘名は日本曹達會社事務所を襲擊。原因は請負金の不拂による賃銀不拂を激昂したゝめ（六月）▲岩手縣氣越喜來村土工鮮人同志の亂鬪事件で負傷者十數名を出した。原因は飯場荒し（六月）▲阪急電鐵寶塚沿線豐中町東豐中住宅地工事の鮮人土工約百五十名は工事中止に關して要求事項を携へて工事場事務所に押寄す（七月）▲助川町日立製作所海岸工場の鮮人土工が現場監督の交代に際し

賃銀の支拂を要求したことに關して土工一名が刺され、その報復に同志の鮮人十數名押しかけて大亂鬪、助川署に二十名檢束された（八月）▲山梨縣西八代郡上九一色村精進湖畔において同湖水の周遊道路工事に從事中の日鮮土工四十名が大亂鬪を演じ重傷者十數名を出した。原因は鮮人土工が工事場に來た際飯場頭に挨拶をしなかつたのを內地人に唆かされたものと誤解したゝめ（十二月）▲横濱市鶴見區末廣町旭ガラス會社工事場で同町三菱油槽所飯場內松尾組配下四十餘名の人夫が仕事の割付けから內地人と朝鮮人の二派に別れて大亂鬪（十二月）

4　移入鮮人の運動

近年に於ける移入鮮人の運動としては、內鮮人間の融和、鮮人同志の相互救濟を目的とする相愛會、階級的運動、排日的運動等に大別し得るのであるが、このうち排日運動は時に兇激なる行動となつて現はれることあるも、概して表面化するものは稀であり、且つ次第に減少の傾向にあつて、本年度の如きは殆んどかゝる事例を見なかつた。階級的運動は鮮人獨自のものは尠く、概して內地人の一般的な勞働運動のなかに包括されて進められてゐる。相愛會風の融和運動は比較的盛んであるが、最近は內地人有志乃至は地方當局の援助を仰いで共同的に行はれるものが益々多い。從つてこゝに特記すべきほどの移入鮮人獨自の運動は極めて微弱であり、またその必要も次第に減少しつゝあるのであらう。いま內地人または地方當局の助勢のもとに行はれつゝある相愛會風の運動の本年度に於ける狀況を示す一端として、主なる事例を拾ひ上ぐれば次の如くである。

▲大阪府內鮮融和事業調査會創立に關する協議會が開かれた。（一月）尙同調査會は本年五月第一回打合會を開いた。▲內鮮國防青年團結團式を大阪天王寺公會堂において擧行（四月）▲相州勞働者向上會（本部小田原）湯河原支部發會式擧行（五月）▲相愛會兵庫縣本部發會式を神戶市青年會ホールで擧行、同夜反對派鮮人十數名は反對デモを行ひ、又同じ反對派は葦合區にて反對演說會を催し二十數名檢擧された（八月）▲門司市外松ケ枝村採石人夫により內鮮共濟會が結成された（九月）▲八幡市在住鮮人四千名の大同團結たる八幡親和會は十月五日中央區旭座で創立大會を開催した（十月）▲大阪府に於ては內鮮融和事業調査會の考究せるところに基き鮮人密住地域の十乃至三十世帶（五〇—一五〇人）を單位として生活改善組合を組織せしめ、先づ三百の組合を設置し各組合每に指導補助員を置いて自治的生活向上をはからしめる事となつた（十一月）▲名古屋市內鍋屋署管內の鮮人によつて管內在住者三、五〇〇人を包容する新團體中部日本經倫會の組織計畫がなされ、十五日第一回創立準備委員會が開かれた（十二月）

第二　移入中華民國人

本邦內地在留中華民國人は昭和八年末現在一九、九三二人（第五十三回帝國統計年鑑）にて、日支關係惡化のため在留中華人の激減せる昨年に比すれば二、一一三人の增加となつてゐる。この數を內地在留外國人總數二九・二六八人に對比すれば六八・一％にて、これまた前年の六六・四％より增加を示してゐる。謂ゆる移入中國人が每年幾何にのぼるかは分明でない。

第一部（勞働者狀態）統計表

第一表（其一）國勢調査に依る職業別人口（有業者）（昭和五年十月一日）

	總數（有業者）	總數	雇主	單獨	使用人 總數	使用人 男	使用人 女	各業總數一〇〇中 雇主	各業總數一〇〇中 單獨	各業總數一〇〇中 使用人
總數	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、二九五、八四五	二〇、〇七三、八五一	一〇、六七六、一〇九	九、三七七、七四二	九、三九八、三三四	二〇・七	一一・五	六七・八
農業	一四、一四〇、一〇七	四、二七七、一六六	七二九、三三四	九、一三三、六一七	三、一七三、二八三	五、九六〇、三三四	五、六八一、七一一	三〇・二	五・二	六四・六
農耕に從事する者	一三、五四九、四九一	四、一七六、七三一	六七三、一〇四	八、六九九、六五六	三、〇一七、九四五	五、六八一、七一一	一三、一三三	三〇・八	五・〇	六四・二
畜産に從事する者	六〇、六三〇	一三、二五一	一三、六九四	三四、六八五	二三、四六一	一三、一三三	二三六、九九六	二一・九	二〇・九	五七・二
蠶業に從事する者	三五四、六四四	五三、四五五	三〇、四〇三	二八八、〇六六	五一、〇七〇	二三六、九九六	一五・一	一五・一	三・七	八一・二
林業に從事する者	一七五、三四二	三三、七三九	一二六、四二六	一二一、二一〇	八一、八〇六	二九、四〇四	一九・二	一七・四	六三・四	
水産業	五四六、六二四	一二五、八二〇	二二六、四二六	三二四、三七八	二七一、二五八	四三、一二〇	二一・三	二一・三	五七・五	
漁業に從事する者	五四六、六二四	一二五、八二〇	二二六、四二六	三二四、三七八	二七一、二五八	四三、一二〇	二一・三	二一・三	五七・五	
鑛業	二五一、二二〇	四、四八〇	五、三二〇	二四一、四二〇	二〇〇、四九六	四〇、九二四	一・八	二・一	九六・一	
採炭に從事する者	一八二、五五八	四三五	一一九	一八二、〇〇四	一四六、五八四	三五、四二〇	〇・二	〇・一	九九・七	
採鑛に從事する者	三一、八七三	六一七	六〇八	三〇、六四八	二七、二〇六	三、四四一	一・九	一・九	九六・二	
石油鑛業に從事する者	二、八四五	三二	一四	二、七九九	二、七二四	七五	一・一	〇・五	九八・四	
土石採取に從事する者	三三、九四四	三、三九六	四、五六九	二五、九七九	二三、九八二	一、九九七	一〇・〇	一三・五	七六・五	
工業	五、六九九、五八一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、六八一	二、八〇八、九八五	一、三三八、六九六	三・一	一七・一	七〇・八	
窯業土石加工に從事する者	一六九、四一四	二一、八五四	九、七一五	一三七、八四五	一一〇、五三四	二七、三一一	一二・九	五・七	八一・四	
金屬工業、機械器具製造、造船運搬用具製造に從事する者	七〇五、三九五	七四、一三四	七八、七八〇	五五二、四八一	五三三、七六二	一八、七一九	一〇・五	一一・二	七八・三	

精巧工業に從事する者	五七、九三一	五、九七一	一一、一〇三	四〇、八四八	三八、五三〇	一、一九八	一〇・三	一九・二	七〇・五
化學製品の製造に從事する者	一三七、五三七	一一、五三〇	七、五〇一	一〇八、四六六	八四、〇八五	一四、四〇一	九・〇	五・九	八五・一
紡織工業に從事する者	一、三六一、一五三	九四、〇一六	九六、〇六一	一、一七一、〇七六	三〇九、一〇八	八六一、八六八	六・九	七・一	八六・〇
被服、身裝品製造に從事する者	四九七、六九五	七一、三四七	一五九、一一五	三六七、一三一	一七五、六九五	九一、四三八	一四・三	三二・〇	五三・七
紙工業印刷に從事する者	二六五、二六三	三四、五八一	三一、三一七	一九八、三五五	一六三、六四七	三一、七〇八	一三・〇	一一・二	七四・八
皮革、骨、羽毛類製造に從事する者	三二、一一九	四、六〇一	五、五三七	二一、九八一	一八、九六一	四、〇一〇	一三・九	一六・七	六九・四
木竹草蔓類製造に從事する者	七〇三、三三五	一一二、六一六	一〇三、四〇六	三六七、三〇二	二四七、〇八六	四〇、一一七	一六・〇	二八・九	五五・一
鹽製に從事する者	二一、八四六	二、一一二	九六	一九、五四〇	一五、九五四	三、五八六	一〇・一	〇・五	八九・四
飲食料品製造に從事する者	四四六、八〇二	一〇七、〇三〇	四〇、五九二	二九、一八一	一〇七、三一四	九一、六五七	一三・九	九・一	六七・〇
土木建築に從事する者	一、〇〇〇、〇六八	一三四、三五三	三〇九、七二三	三五、六二一	二五、六七四	三、三〇八	一三・四	三一・〇	五五・六
瓦斯、電氣、水道に從事する者	二八、六二四	一	一、七六八	二六、八五六	二六、七一八	一五六	一	一・四	九九・六
其の他の工業的職業	一八一、四〇六	二一、三五九	一九、四三二	一四九、六一四	二四、五六七	三五、〇二七	六・八	一〇・七	八二・五
商業	四、四七〇、〇九八	五九三、〇五六	六四、一四二、一	二、二二二、四〇六	一、二九八、三三一	九八二、三七二	二二・二	七・七	五一・〇
商業的職業	二、二五五、二二五	六九七、四七四	一、一〇一、六七六	一、四五五、〇六五	一、〇三六、七四四	四八、二二九	二一・四	三・九	四・七
金融保險に從事する者	六一、八四二	四、八一〇	二、八二四	四、一九五	四〇〇、〇四四	二、一九五	七・八	二〇・七	七一・五
接客業に從事する者	一、一六一、〇四〇	二三〇、七二二	二六、九六六	七八二、二一九	二二一、〇七三	五六、二二九	二一・六	一〇・九	六七・五
交通業	一、一〇七、五四四	六〇、九六八	二二、四〇八	九二五、二六八	八〇、〇二〇	七四、七七七	五・五	二一・〇	八三・五
運輸に從事する者	九三五、九二二	六〇、九六八	二二、四〇八	七三五、六一六	七四、一四七	二一、四五九	六・五	二・〇	八〇・五
通信に從事する者	一七一、六三二	—	—	一七一、六三二	一二、六三三	四七、九九	—	—	一〇〇・〇
公務、自由業	三、四四一、一五一	四八、九六八	一七、九六六	一、七二二、三七一	一、五三一、〇五一	二二、二二八	二・四	一・五	八九・一
官吏、公吏、雇傭員	四三六、三九二	—	—	四三六、三九二	四二〇、〇〇五	一六、三八八	—	—	一〇〇・〇

陸海軍現役軍人	二四二、七九六	—	—	二四二、七九六	二四二、七九六	—	—	—	一〇〇・〇
法務に從事する者	七、四九二	二、五三九	三、四七四	一、四八九	一、四八九	—	三三・七	四六・四	一九・九
教育に從事する者	三三七、一九二	一九六	六九九	三三六、二九七	三三四、六二三	一〇一、六七四	〇・一	〇・二	九九・七
宗教家	一五一、二四八	三八五	七、二八一	一四三、五八二	一三一、七九四	一一、七八八	〇・三	四・八	九四・九
醫療に從事する者	二六六、六三七	三七、八九六	九二、七〇七	一三六、〇三四	三七、三二九	九八、七〇五	一四・二	三四・八	五一・〇
書記的職業	四三九、四一八	九	七二	四三九、三三七	三九、三三三	四〇〇、〇〇四	〇・〇	〇・〇	一〇〇・〇
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一一四、七七三	五、二〇七	四五、二六九	六四、二九七	五四、三〇九	九、九八八	四・五	三九・五	五六・〇
其の他の自由業	五八、三〇二	二、七一六	二四、四七四	三一、一一二	三〇、三七三	七三九	四・六	四二・〇	五三・四
家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一一六	—	—	一〇〇・〇
家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一一六	—	—	一〇〇・〇
其の他の有業者	五七〇、九六六	二、八八二	三一、七一九	五三六、三六五	四五七、九八二	七八、三八三	〇・五	五・六	九三・九

第一表（其二）工場鑛山等に於ける勞働者數（昭和九年十二月末現在　社會局調）

(1)

	工場勞働者									鑛山勞働者		
	官營		公營		民營		計					
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計
北海道	三、三五七	二八一	一七〇		二九、二七八	九、八二七	三二、八〇五	一〇、一一一	四二、九一六	二九、三〇八	一、七二六	三一、〇三四
東京	一二、五六九	八、〇三九	四、〇〇四	五一〇	二六三、二一八	七七、二六八	二七九、七九一	八五、八一七	三六五、六〇八	一六二	—	一六二
京都	七、〇八七	一、二三〇	六八七	四七	四六、一三六	三六、五五〇	五三、九一〇	三七、八二七	九一、七三七	七二七	四六	七七三
大阪	九、三五四	一、七〇二	一、九〇一	一五三	二一五、九五三	一三〇、〇〇二	二二七、二〇八	一三一、八五七	三五九、〇六五	—	—	—
神奈川	一九、五六二	六一六	六七七	六七	四一、二二八	一五、七三五	六一、四六七	一六、四一八	七七、八八五	—	—	—
兵庫	一、四九九	一四七	四九〇	二五一	一一〇、〇二五	六八、〇三八	一一二、〇一四	六八、四三六	一八〇、四五〇	二、七三五	二四七	二、九八二
長崎	一二、二〇〇	五一六	三六	—	一五、五四四	四、三五三	二七、七八〇	四、八六九	三二、六四九	一五、二〇四	三、一〇五	一八、三〇九

新潟	一三九	一七七	一〇七	四八	一七、六五五	一〇、四八四	一八、〇一一	一〇、七〇九	三八、七一〇	一、七六七	三六六	一、一八三
埼玉	二、七〇一	五三	五五	一〇	一三、八一五	一四、一一〇	一五、五一一	一四、一七三	四九、八六四	六七四	一〇	六八四
群馬	五五〇	二六一	一九	一	一三、五六五	二六、〇〇八	一一、一三四	二六、一八九	四九、四一三	一、〇七一	六四	一、一三五
千葉	一三五	一	一一	五	一四、〇〇五	一、五一六	一四、〇四一	一、五一一	一七、五七三	一	一	一
茨城	一三三	四三五	一	一	八、一三九	五、八一六	八、四七一	六、一一五	一四、七一三	四、八五一	五五一	五、五六三
栃木	二六一	八六一	五	一	九、一七三	九、八六四	九、五六九	一〇、五四六	一〇、一一五	五、五一〇	三九一	五、九一三
奈良	一	一	一	一	五、六一九	六、六七一	五、六一九	六、六七一	一一、一一九	一三一	三一	一六四
三重	一三	一	一三	五七	一七、三〇一	一七、九〇九	一七、三四七	一七、九六六	四五、一一三	一一六	七三	一一九
愛知	二、一九七	八〇六	三四〇	四三	八一、五六三	一一一、七三一	八七、一九九	一一三、五一一	一〇〇、七八〇	六九五	五九	四五四
静岡	八六六	三四三	三一	二	三一、七〇七	四〇、一五一	三一、六〇六	四〇、四九五	七三、一〇一	一、七〇一	三三一	二、九五三
山梨	一	一	一六	一	五、四五三	一七、五三六	五、四七一	一七、五三六	二三、〇〇六	四六四	四六	五一〇
滋賀	一九五	一五五	二	二一	一一、〇九六	一九、五四〇	一一、一九三	一九、七一六	二一、〇〇九	五一	二五	七六
岐阜	一	一	六一	四四	一九、八八八	二九、六六四	一九、九四九	二九、七二六	五九、六七七	一、三〇一	六二	一、二六三
長野	五九〇	四	一七	一	一二、四三〇	六一、九二六	一二、〇三七	六一、九三一	七四、九九九	八六五	四一	九〇六
宮城	四四六	一、〇〇三	一九一	五〇	六、三七四	五、一三六	七、〇一一	六、一九一	一二、三〇一	一、〇五一	一六一	一、一一四
福島	一	一	一	一	一〇、七四四	一六、七一七	一〇、七四四	一六、七一七	一七、四七一	一二、〇一二	二、一四四	一五、一五七
岩手	四三九	二五六	一一四	四三〇	五、九六六	二、〇四九	六、五四九	二、七五五	一〇、三〇四	四、四一一	五六五	四、九六七
青森	一九二	一五	六	一	二、七四七	八九七	二、九四四	九一一	四、八五六	二六二	八二	四六五
山形	二六〇	二七八	四一	六四	六、三一〇	一五、八八〇	六、七一一	一六、三一一	二二、〇二二	一、五一六	七八五	二、二一一
秋田	七六五	七一	一一	二	五、八七九	一、三〇九	六、六五五	一、三六一	八、〇七七	八、〇〇七	九二八	八、九四五
福井	一〇二	二〇	五六	一二	一二、一九九	二五、八六一	一二、四五七	二五、九〇五	四八、二六一	一三二	二九	一九一
石川	四六六	六〇六	一一六	六	一七、七二五	二一、四八七	一八、三〇七	二一、〇九九	四一、四〇六	一、〇一九	一三一	一、一七一
富山	一	一	一一五	一六一	一〇、一一〇六	一四、七〇七	一〇、三一一	一四、八六八	二五、一八九	一五	一	一五
鳥取	二九七	一五九	一	一	二、五二〇	五、九四五	二、八一七	六、一〇四	八、九二一	六七一	七一	四二三

島根	四五	五一	三〇	一	五、一五三	八、九六七	五、三三八	九、〇一八	一四、二四六	五六五	一六〇	七二五											
岡山	一四〇	四六三	一	一	二一、三六一	三一、〇九三	二一、五〇一	三一、五五六	五三、〇五七	一、〇八六	一一五	一、二〇一											
廣島	三六、〇二九	二、四六六	一〇二	五八	三〇、〇一三	一七、九七四	六六、一四四	二〇、四九八	八六、六四二	三〇	六六	三八六											
山口	一、三〇一	六二	一四七	四	一八、三二〇	六、六八三	一九、七六八	六、七四九	二六、五一七	一三、〇二七	二、三三一	一五、三五九											
和歌山	一	一	三八	五	一三、八六一	一八、一二〇	一三、八九九	一八、一二五	三二、〇二四	五七四	一〇七	六八一											
徳島	三一四	五九六	二	二四	七、四五三	九、三四二	七、七六九	九、九六二	一七、七三一	七一〇	六八	七七八											
香川	一九六	二七六	一	六	八、三八四	六、八五四	八、五九一	七、一三六	一五、七二七	一〇六	三	一〇九											
愛媛	一七七	一六五	五八	九三	一四、四一五	三三、八四七	一四、六五〇	二三、一〇五	三七、七五五	三、七六八	三四四	四、一一三											
高知	四八七	一一七	七八	一五一	六、七六六	七、五九五	七、三三一	七、八六四	一五、一九五	八八四	一七五	一、〇五九											
福岡	三、一八五	九八〇	一八〇	一五	七二、五七〇	二四、六二八	七五、九三五	二五、六二三	一〇一、五五八	七八、九四七	九、三〇六	八八、二五三											
大分	一〇六	二六四	一四	二	五、八〇三	六、九六一	五、九二三	七、二二七	一三、一五〇	一、八三四	一八六	二、〇二〇											
佐賀	一	一	一	一	五、七七九	四、一〇四	五、七七九	四、一〇四	九、八八三	五、九〇三	八四九	六、七五二											
熊本	三四〇	九〇五	一	一	八、一八一	八、三九三	八、五二一	九、二九八	一七、八一九	五、四三五	四三六	五、八七一											
宮崎	三	一	六三	一〇	七、九六九	九、一四六	八、〇三五	九、一六六	一七、二〇一	一、六〇七	一六三	一、七七〇											
鹿児島	四四五	九八七	一〇二	二九	六、〇九〇	八、六八九	六、六三七	九、七〇五	一四、三四二	三、四四二	三三八	三、七八〇											
沖縄	一	一	一二五	五	一、三〇六	三四三	一、四二一	三四八	一、七六九	一、〇一九	三一九	一、三三八											
計	一三〇、四七二	二五、三二六	一〇、一八七	二、四〇〇	一、三〇八、三三四	一、〇七二、六七五	一、四八三、九八三	一、一〇〇、四〇一	二、五三九、三八四	三三〇、〇八四	二七、一〇二	二四七、一八六											
(2) 運輸交通通信勞働者																							
	北海道	二四、三九三	二、〇二〇	二六、四一三	一六、五八六	二四、八一七	一四一、四〇三	二〇三、〇九二	三八、六七四	二四一、七六六													
	東京	六九、三四三	九、二五八	七八、六〇一	二一、〇四一	一九、三四三	一四〇、三八四	四七〇、三三七	一一、四一八	五八四、七五五													
	京都	一五、四九七	二、二一三	一七、七一〇	四四、九八一	一〇、八六三	五五、八四四	一一五、一一九	五〇、九四九	一六六、〇六四													
	大阪	五四、七五九	八、九五七	六三、七一六	九七、四五五	二三、六六四	一三一、一一九	三七九、四三三	一五四、四七八	五三三、九〇〇													
第一部統計表																							

神奈川	一九、八三九	三、一七七	三、〇一六	六四、六九三	四、六七四	六九、三六七	一四五、九九九	三四、一六九	一七〇、一六八
兵庫	一九、九二七	三、九五五	三、六七三	六七、一二九	九、四三三	七六、七一四	三〇一、九五七	八一、八六一	一六三、八一八
長崎	三、六三一	五三〇	四、一五一	一五、七七六	六、六五七	三一、四三三	六一、三九一	一五、一五一	七七、四三一
新潟	九、三五四	一、八六八	一一、一三三	三六、六六三	一五、〇〇六	五一、六六九	六六、七三五	三七、九六九	一〇四、六五四
埼玉	八、三九九	七七三	九、一七三	四三、四五三	一一、五八六	五四、〇三九	七一、七七	三六、六四三	一一三、七五九
群馬	五、九三五	六四五	六、六七〇	三〇、五九七	五、八三三	三六、四四九	四〇、三一七	四三、九五〇	八三、六七七
千葉	八、七三三	七三〇	九、四六三	一七、五六七	七、三五〇	四一、九一五	四〇、三四九	一一、六〇一	五五、一五〇
茨城	五、七三一	七一四	六、四四五	三一、一六八	七、九五一	三九、一一九	四〇、三三三	一五、四四八	五五、六七〇
栃木	五、一三三	六四一	五、七六四	三三、五七八	三、三〇九	一五、八八七	三五、七七九	一三、八八九	五七、六八八
群馬	三、七三三	四一三	四、一八五	三五、三四〇	六、四三一	三一、七六一	三五、八四三	一三、五三八	四八、四〇一
愛知	八、三五九	一、一四八	九、〇五七	五四、八四八	一七、七三五	七一、五三三	八、七〇七	四八、九三三	一一四、七〇一
三重	一四、九五〇	三、一一六	一七、一六六	八九、三八一	一七、九五五	一〇七、三三六	一九、一一五	一三、八一一	三一六、〇三六
静岡	一六、一一七	一、四九九	一七、六〇六	六一、四五八	三一、三一四	七四、七五一	一一、八九三	五四、五一〇	一六八、四一一
山梨	三、三一七	五三一	三、八三九	一一、五五八	三、〇八一	三、六四〇	一一〇、八一〇	一一、一八八	四〇、九九六
滋賀	三、七四一	三一六	三、〇五八	一九、一三一	五、九三七	三五、〇六八	三三、一一七	一一五、九四四	五九、一一一
岐阜	七、八六三	六三〇	八、四九一	三六、四五八	八、四六一	四四、九一〇	六五、五七〇	四八、八八一	一一四、四三一
長野	八、三一一	一、一四五	九、四五六	五八、八六一	一一、七四九	七〇、三四〇	八一、〇七四	七五、五七七	一五六、六七一
宮城	一〇、一六一	三、一一三	一三、三九四	三六、四七五	一三、九四一	五〇、四一六	五一、八一九	一一、六〇七	七八、四一六
福島	八、一〇八	六六九	八、八七七	三〇、一一七	一三、五五〇	四三、八一七	六一、一四〇	三三、〇九一	五九、三三一
岩手	三、九六四	三五九	四、一一三	三一、一九五	九、一一三	四〇、四一七	四六、三三〇	一一、七〇一	五九、九三一
青森	六、五七六	五六〇	七、一三六	三八、一一〇	一〇、三六一	三八、五八九	三九、一一〇	一一、九三六	五一、〇四六
山形	四、六七七	六〇一	五、一六八	三八、九三一	四〇、一一四	五三、一三六	五一、八三六	三一、九一一	八三、七四八
秋田	四、一三一	一、一九九	五、三三〇	四六、〇五八	一七、五四一	六三、五九九	六四、八三一	一一、〇六〇	八五、九一一
福井	四、〇四七	五一〇	四、五五七	三三、九一七	五、六一八	三九、五三五	四〇、六七四	四一、〇七一	六四、七四六

石川	四、四五三	四一〇	四、六三	三、四五三	六、二二三	三、六六六	四六、三二一	三九、六四二	三六、一〇五	三六、一〇五
富山	四、四六四	六九四	五、一七六	三九、六四五	七、四一〇	四七、三五五	五四、六六五	三一、九七三	四七、六七七	四七、六七七
鳥取	四、〇九三	六〇九	四、七〇三	一、六九三	七、七五九	三六、四三三	三六、三六五	一四、五四三	四〇、八一六	四〇、八一六
島根	四、六九六	四三一	五、一二九	三六、三七四	一、〇三一	五六、四〇五	四六、六六五	三七、六四〇	三六、一〇五	三六、一〇五
岡山	九、四五五	三、九三九	二三、三九四	三六、〇二二	一、五二三	三七、五四四	六六、〇六四	三七、一三二	一〇五、一九六	一〇五、一九六
広島	二一、五二六	一、七三一	二三、二五九	四六、一三九	二三、九二三	一六二、〇五三	二六、二三一	三六、一〇六	一六二、三三九	一六二、三三九
山口	八、二五六	五四〇	八、七九六	二六、二二七	七、九二五	三六、一五三	六九、二七九	一七、五四五	八六、二四	八六、二四
和歌山	三、八〇五	六五九	四、四六四	三二、七六二	一四、七七二	四七、五六四	五一、〇七〇	三三、六六三	四、七三五	四、七三五
徳島	三、五七三	五四四	四、一〇六	二〇、六七一	六、一五六	三六、八二七	三三、七二二	一六、七二〇	四四、四二三	四四、四二三
香川	三、二二一	四七九	三、七〇〇	三三、六四六	八、九八七	四二、六三五	四四、五六四	一六、六〇五	六一、一六九	六一、一六九
愛媛	五、七六四	七六〇	六、五二四	六一、二三四	二二、七二五	八三、九四九	八五、四一六	四六、九二四	二二、五四〇	二二、五四〇
高知	四、五七五	九五	五、五七〇	四八、七一七	六、二九二	六五、〇〇九	六一、四〇七	二三、二六六	八六、八二三	八六、八二三
福岡	二、九七四	二、八一七	二〇、七九一	七七、六七一	一八、四二一	九六、〇九二	二六、〇七七	五六、二二七	二二、六六五四	二二、六六五四
佐賀	五、四九七	四二	五、九〇八	二四、九二二	四、五六三	二九、五〇五	二八、二六六	一四、四二七	五〇、五六三	五〇、五六三
大分	四、五七七	六一〇	五、一七七	一七、二八	五、二九六	二二、五二四	二二、二五四	二〇、九五五	四二、二六七	四二、二六七
熊本	四、六七七	七二九	五、四一六	一四、〇二七	五、五七九	一九、六〇六	二二、六六〇	一六、〇五二	四八、七二二	四八、七二二
宮崎	六、五二七	七六七	七、二九四	一六、一五九	五、九二八	二二、〇八七	二二、二二八	一六、〇二四	四八、二二二	四八、二二二
鹿児島	八、八二四	二九二	九、一二七	四二、〇六二	一二、六七〇	五六、七二二	六一、九七五	二四、〇〇六	八五、九八一	八五、九八一
沖縄	四、七二九	一〇	四、七二九	一四、八九八	二、二七〇	一七、二六八	二〇、六六七	二、四七	二二、二四	二二、二四
計	四八、八五四	六六、五〇	五五、一二四	一、九八、七二二	五〇二、八七二	二八、四二、五六二	四〇、六六、二二二	一六、七、五五四	五七、四二、七七七	五七、四二、七七七

第二表（其一）工場法適用工場及職工數（昭和八年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル、以下同斷）

			染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計
常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場	工場數		一二、四五九	六、三八四	三、九八	三、三九七	五、七二八	四一八	三一、三六四
	職工數	男	一五七、五九九	二八四、四九三	一四五、五七五	六一、八六二	一〇九、六八三	一三、六一四	七七一、八二六
		女	七〇四、八五〇	二六、四七四	七六、一四〇	一九、一一三	四五、六一一	二八六	八七二、三七四
		計	八六二、三四九	三一〇、九六七	二二一、七一五	八〇、九七五	一五五、二九四	一三、九〇〇	一、六四四、二〇〇
事業ノ性質危險又ハ衞生上有害ノ虞アルモノニシテ常時十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場	工場數		三、〇五二	九、一七四	三、五一〇	六九八	一二、八八五	三、〇二一	三二、三四〇
	職工數	男	五、二三七	三〇、一七七	一〇、三二九	二、五九九	三三、〇七六	一一、二五七	九二、六七五
		女	一、九九六	一、二一五	一、六四一	三四	一、八九二	三六	六、八一四
		計	七、二三三	三一、三九二	一一、九七〇	二、六三三	三四、九六八	一一、二九三	九九、四八九
小計	工場數		一五、五一一 （一四、九二〇）	一五、五五八	七、四八八	四、〇九五	一八、六一三	三、四三九	六四、七〇四
	職工數	男	一六二、八三六 （一三、〇七八）	三一四、六七〇	一五五、九〇四	六四、四六一	一四二、七五九	二三、八七一	八六四•五〇一
		女	七〇六、七四六 （五四、九〇三）	二七、六八九	七七、七八一	一九、一四七	四七、五〇三	三二二	八七九、一八八
		計	八六九、五八二 （六七、九八一）	三四二、三五九	二三三、六八五	八三、六〇八	一九〇、二六二	二四、一九三	一、七四三、六八九

備考　括弧內ノ數字ハ工場法一部適用工場（織物業ー工場一二、〇五二、男九、三〇一、女四八、四八八、撚糸業—工場二、八六八、男三、七七七、女六、四一五）ヲ示ス。

官營工場

		內閣	內務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農林省	商工省	遞信省	鐵道省	計
工場數		三	一七	四八	七二	二	一七	二	三	三五二	五二五
職工數	男	一、五四六	六九八	七、六八九	三、五三六	五四、〇七二	二九一	一六、四六九	一七九	一三、二一五	一一六、六九五
	女	一、四〇六	一	一五、三八一	四、六七七	八八七	五三	三五〇	三〇	五七二	二三、三五七
	計	二、九五二	六九九	二三、〇七〇	二七、二一三	五四、九五九	三四四	一六、八一九	二〇九	一三、七八七	一四〇、〇五二

第二表（其二）

常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場數業務別表（昭和八年十月一日現在）

職工數	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
五〇人未滿工場	九、三四〇	五、五六六	三、一二三	三、一二八	五、一七五	三七八	二六、六八九	二三一	二六、九二〇
五〇—九九人工場	一、五〇三	四二〇	四九三	一六九	三六七	一六	二、九六七	四四	三、〇二一
一〇〇—四九九人工場	一、二九八	三二五	三三〇	一〇四	一七九	二	二、二五七	一九九	二、四五六
五〇〇—九九九人工場	二〇九	三三	二六	六	四	二	二八〇	三〇	三一〇
一〇〇〇人以上工場	一一〇	四〇	一七	—	三	一	一七一	二一	一九二
計	三、四五九	六、三八四	三、九七八	三、三九七	五、七二八	四一八	三三、三六四	五二五	三三、八八九

第二表（其三）

常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工數業務別表（昭和八年十月一日現在）

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
五〇人未滿工場 男	四七、〇七五	九一、七八三	四二、八四四	四〇、七四一	六七、六三一	五、七四五	二九五、八一九	四、七〇二	三〇〇、五二一
五〇—九九人工場 男	一三五、一一四	七、七七四	一七、二七八	六、九一三	二一、七七八	九四	一八八、九五一	三八一	一八九、三三二
五〇—九九人工場 女	一九、七四四	二六、三五六	三三、七三一	七、九二〇	一六、七二三	一、一三七	九四、六二一	二、六一三	九七、二三四
一〇〇—四九九人工場 男	八三、六七二	三、六五五	一一、六〇九	三、六四六	八、〇五八	一九	一一〇、六五九	二二三	一一〇、八八二
一〇〇—四九九人工場 女	四二、九三一	六一、二三〇	四五、五八七	一一、二五八	二〇、九四六	三、五〇四	一八五、四五六	九、五四六	一九五、〇〇二
五〇〇—九九九人工場 男	二三五、二〇五	七、四二三	一九、九一六	六、六一一	一一、四七三	八九	二七〇、七一六	四、七九九	二七五、五一五
五〇〇—九九九人工場 女	二〇、一四七	二〇、九五九	一一、四一九	一、九四三	二、〇二九	一、一九四	五七、六九一	一三、〇〇四	七〇、六九五
一〇〇〇人以上工場 男	一三六、六三八	一、六六八	五、四三一	一、九四三	六一〇	一六	一三六、三〇六	九、二四四	一四五、五五〇
一〇〇〇人以上工場 女	二七、七〇二	八四、一六五	三三、九九四	—	二、三五四	一、〇三四	一三八、二四九	八六、八三〇	二三五、〇七九
計	一三四、一三一	五、九五五	二一、九〇六	—	三、六九二	六八	一六五、七四二	八、七一〇	一七四、四五二

	計 男	計 女	計 計	寄宿職工收容人員區分	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
合計	一五七、五九九	二八四、四九三	一四五、五七五										
	七〇四、七五〇	二六、四七四	七六、一四〇										
	八六二、三四九	三一〇、九六七	二二一、七一五										
一〇人未滿工場				工場	二、五五〇	三、六〇九	七八二	七二九	一、八〇一	三三六	九、八〇三	一五	九、八一八
				職工 男	五、一八二	一一、五〇〇	二、五二六	三、三八四	五、三九一	七六九	二八、七五二	六二	二八、八一四
				職工 女	七、二一一	二九	七八	六二	二九一	二	七、六七三	六	七、六七九
一〇—四九人工場				工場	二、七五〇	二三七	一三六	一、〇一五	二三〇	一〇	四、三五二	四	四、三五四
				職工 男	一一、二一〇	三、三一九	二、〇五八	一八、八三四	二、九三一	一四一	三八、四九三	九一	三八、五八四
				職工 女	四八、五三〇	二三	一四三	一三七	五四二		四九、三七五	二	四九、三七七
五〇—九九人工場				工場	五八四	七	八	三九	七		六四五	六	六五一
				職工 男	四、六二六	四〇四	四二六	二四、八七	二八二		八、二三五	二三一	八、五五六
				職工 女	三七、〇九九	三五	四一	六八	二四九		三七、四九二	五七	三七、五四九
一〇〇—四九九人工場				工場	七四七	二	四	一七	二		七七二	一	七七三
				職工 男	二一、五七九	二一四	六三	二、一七四	四		一四、〇三四	二一三	一四、二四七
				職工 女	一五七、一九八		一、〇三六	一七七	三一一		一五八、七二二		一五八、七二二
五〇〇人以上工場				工場	二二三		七				二三〇		二三〇
				職工 男	一〇、五〇九		三、二一四				一三、七二三		一三、七二三
				職工 女	一八〇、五六五		九、七九一				一九〇、三二六		一九〇、三二六

第二表（其四）寄宿舍ノ設アル工場及寄宿職工業務別表（昭和八年十月一日現在）

第二表（其五）臨時工・人夫ニ關スル統計（昭和九年末現在社會局調）

	臨時職工使用工場數	常傭職工 男	常傭職工 女	常傭職工 計	臨時職工 期限付 期限定メナキモノ又ハ一定作業完了ヲ條件トスルモノ	臨時職工 期限付 其ノ他	臨時職工 工業主ノ直接雇傭スルモノ 計	臨時職工 供給請負人ヲ通ジ雇傭スルモノ	臨時職工 雇入及賃銀等ニ關シ工業主ニ於テ特定スルモノ	臨時職工 工業主ニ於テ特定セザルモノ	臨時職工 計	臨時職工 全職工數ニ對スル臨時職工數ノ百分率	人夫（工場法ノ職工ニ非ザルモノ）工業主ノ直接雇傭スルモノ	人夫（工場法ノ職工ニ非ザルモノ）供給請負人ヲ通ジ雇傭スルモノ
染織工場	一三九	二四、二七八	九七、九六八	三二、〇三六	四七〇	五七九	二七七	四五四	二三二	二、〇一三	二六、二九〇	七・六五	七七三	一、二三四
機械器具工場	二八八	一三五、九八四	二八、六六六	一六三、六一四	二、九五七	七〇四	五〇三	一、四九七	四、四五七	二、四三〇	一八〇、二八九	二・二六	二一八	一、二七八
化學工場	二三三	五七、八四二	二、二三六	五九、九七八	六八七	二、四一六	八四二	四四八	一、二九九	三四九	六六、四五六	二・四九	二四九	一、二一四
飲食物工場	二七	六、一四七	七二三	七、八七〇	二一七	一〇八	八一	三三	一六四	二四	二七、五七二	九・七五	二六六	九〇四
雜工場	五五	二、五八〇	四七六	三、〇五六	一三七	四三八	三七	七七	二四	三〇	三、三二九	三三・五〇	五〇	四
合計	一、八一〇	二、〇三六	三三六	二、三七九	九二七	八二八	一〇三	一五、八二四	一〇、七四三	六	八、〇二一	一五・九九	一二三	—
第一部統計表	一三七	二六、八七九	八、六〇八	三四、四八七	一〇三、二三七	六九七	一〇三、九二四	一五、八二四	一〇、七四三	一五	二一	—	—	—

特別工場	三	男	三三、九八四	一五一	一一、〇九九	五九八	六三	一三	一一、九二四	三四、九〇八	三四・一六
		女	五〇五	—	七六六	二	六	一三	八〇六	一、三一一	六一・四八
計	七四	男	二五七、一一六	三二、七〇七	二一、八〇四	三、三五四	六、三〇三	四、七〇九	六八、八七七	三三五、九九三	二一・一三
		女	一四一、二七六	五、六八六	三、一三四	一、二〇八	七六三	四二九	一一、二一〇	一五二、四八六	七・三五
		計	三九八、三九二	三八、三九三	二四、九二八	四、五六二	七、〇六六	五、一三八	八〇、〇八七	四七八、四七九	一六・七四

備考　職工百人以上使用工場（官業ヲ除ク）ニツキ調査セルモノ

第三表（其一）鑛夫數累年表（昭和八年本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同斷）

	金屬山	石炭山	石油山	其他ノ非金屬山	砂鑛	計
大正十三年	四二、三六一	二五一、〇六九	六、九四〇	四、八八二	三九六	三〇五、六四八
同十四年	四四、八六一	二五二、八九八	七、三二〇	五、三四七	五四二	三一〇、九六八
昭和元年	四六、九二三	二三五、〇四四	六、四〇六	五、一八九	四二三	二九三、九八四
同二年	四五、六五六	二三九、一六七	五、八八九	四、九一七	三〇三	二九五、九三二
同三年	四四、六四六	二三七、八九〇	五、八一六	四、八二〇	二七六	二九三、四四八
同四年	四四、八六一	二三八、七六一	五、九〇〇	四、二九四	二六五	二八七、二二九
同五年	四五、〇二五	二〇四、五二六	四、九七三	三、九四五	三五三	二五八、八二二
同六年	三九、五九六	一五四、三九八	四、二五四	四、一〇七	三四八	二〇二、七〇三
同七年	三九、六九八	一三七、九七五	四、一〇三	四、〇六四	四七三	一八六、三一三
同八年	四九、三〇九	一四三、六〇二	四、一〇五	五、三〇四	—	二〇二、三二〇

備考　砂鑛ハ年末、他ハ六月末現在ヲ示ス

其三表（其二）業態別鑛夫數（昭和八年六月末現在）

山屬金（1）

合計	合計	合計	合計
製錬	外坑	内坑	
計	計	計	採鑛夫
雜作夫	雜作夫	雜作夫	支柱夫
工作夫	工作夫	工作夫	手子
機械夫	機械夫	機械夫	運搬夫
運搬夫	運搬夫	運搬夫	機械夫
製錬夫	選鑛夫	雜作夫	雜作夫
計	採鑛夫	計	計
男	男	男	男
九、七五三	九、七五四	一	四八、七二九
二、五〇〇	二、五〇〇	—	一七、一〇七
二、九五七	三、〇三七	八〇	一〇、八九五
五、七二三	五、七九四	七一	六、四三二
九五〇	九五〇	—	三三
六三	六三	—	五、一五四
二、九六二	三、〇二七	六五	二、九六二
二四、九〇八	二五、一二五	二一七	七、〇三五
三一四	三三八	一四	四九
二、四五二	五、三三三	二、八八一	六、五七〇
一、五五八	一、六二七	六九	五、九三九
二、〇六三	二、〇六三	—	六、五九〇
一、九五二	一、九五二	—	七、七八八
四、八二五	五、七三八	九一三	二、九一五六
一三、一六四	一七、〇四一	三、八七七	二七、五九二
三、三四四	三、五四七	二〇三	六八〇
九六三	一、〇四五	八二	一、五〇四
七三七	七三七	—	八
四〇六	四〇七	一	二八一
一、一二六	一、四〇七	二八一	二一四
六、五七六	七、一四三	五六七	三八九
四四、六四八	四九、三〇九	四、六六一	三、〇七六

山炭石（2）

合計	合計	合計
外坑	内坑	
計	計	採炭夫
雜作夫	雜作夫	支柱夫
工作夫	工作夫	後山
機械夫	機械夫	運搬夫
運搬夫	運搬夫	機械夫
選炭夫	雜作夫	雜作夫
採炭夫	計	計
男	男	男
四八、七二九	—	四八、七二九
一七、一〇七	—	一七、一〇七
一〇、八九五	六、四三二	一七、三三七
六、五五四	三三	六、五八六
五、一五四	—	五、一五四
二、九六二	一	二、九六三
七、〇三五	一〇八	七、一四三
九八、四三六	六、五七三	一〇五、〇〇九
四九	—	四九
二、二三〇	七、一六一	九、三八一
六、五七〇	二六七	六、八三七
五、九三九	—	五、九三九
六、五九〇	二	六、五九二
七、七八八	二、〇〇七	九、七九五
二、九一五六	九、四三七	三八、五九三
二七、五九二	一六、〇一〇	一四三、六、〇二
六八〇	—	六八〇
一、五〇四	四六	一、五五〇
八	五	一三
二八一	—	二八一
二一四	—	二一四
三八九	六七	四五六
三、〇七六	一八	三、一九四

山油石（3）

（ク除ヲ製精）外坑	
計	計
雜作夫	雜作夫
工作夫	工作夫
機械夫	機械夫
運搬夫	運搬夫
汲油夫	汲油夫
鑿井夫	鑿井夫

共（4）

	坑内 採鑛夫	坑内 支柱夫	坑内 手子	坑内 運搬夫	坑内 機械夫	坑内 工作夫	坑内 雜夫	坑内 計	合計	精製 製油夫	精製 運搬夫	精製 機械夫	精製 工作夫	精製 雜夫	精製 計
大正十二年度末 男	三〇六	一	一	一	一	一	一	一	三〇六	三〇六	一	一六七	一	一	三四九
大正十二年度末 女	三〇六	一	一	一	一六七	一	一	一	三〇六	三〇六	一	一六七	一	一	三四九
同 十三年度末 男	三、九〇七	一九八	一	一	一	六一	一	一	三、九〇七	四、一〇五	九二一	四二六	一	一	八〇
同 十三年度末 女	一、二六五	一、二六五	一	一	一	六一	一	一	一、二六五	一、二六五	六一	一	一	一	八〇

	他ノ非金屬山 坑外（ク除錬製） 採鑛夫	選鑛夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雜夫	計	錬製 製錬夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雜夫	計	合計
大正十二年度末 男	三八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
大正十二年度末 女	三八一	一七五	二四一	二六	七八	一四九	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
同 十三年度末 男	一、八一三	六五二	七三〇	一四九	七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
同 十三年度末 女	一、八一三	五二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇

第四表（其一）國有鐵道從業員統計

(1) 國有鐵道從業員累年表（第五三回統計年鑑ニ據ル）

	屬	書記	技手	鐵道醫	鐵道手	雇員	傭人	計	男女合計
大正十二年度末 男	八一七	八、七七九	四、九二三	九三	一、五二六	五六、二七七	一〇四、九六二	一七九、二八三	一八七、八五一
大正十二年度末 女	四	六	三	一	一	三、七二〇	四、八三四	八、五六八	
同 十三年度末 男	七三八	九、三〇二	五、一二三	一〇五	一、六四一	六一、六三九	一〇七、四七五	一八五、九一七	一九四、六五七
同 十三年度末 女	四	六	二	一	一	三、八〇〇	四、九二七	八、七四〇	

同	十四年度末	男	七八九	一〇、二一一	一四	一、七八〇	六二、六七〇	一〇五、一八七	一八六、三〇五	一九四、六五七
		女	一	七	一	一	三、八四二	四、七六五	八、六一八	
昭和	元年度末	男	八五八	一〇、七一六	一二七	一、七七三	六五、三二七	一〇五、九一六	一九〇、六二三	一九九、五二八
		女	一	一〇	一	三	四、二四六	四、六四三	八、九〇五	
同	二年度末	男	九一三	一一、五〇四	一三六	一、八〇五	六九、九五四	一〇五、三五九	一九六、一五一	二〇五、三三四
		女	一	一一	一	三	四、四〇九	四、七五七	九、一八三	
同	三年度末	男	九四八	一三、〇七九	一四六	二、一八三	七四、三八六	一〇三、六二一	二〇〇、三一二	二〇九、七六四
		女	二	一一	一	三	四、六三一	四、八〇三	九、四五一	
同	四年度末	男	九九九	一三、五八三	一五一	二、五五〇	七六、二四五	一〇〇、四二五	二〇〇、二四〇	二〇九、三三一
		女	二	一一	一	三	四、四〇一	四、六七二	九、〇九一	
同	五年度末	男	九七〇	一三、六五七	一五八	三、二〇八	七五、六七二	九四、九三五	一九四、九六四	二〇三、四三〇
		女	二	一一	一	三	四、〇八一	四、三七六	八、四六六	
同	六年度末	男	九〇〇	一三、四五四	一五九	三、八五九	七五、〇九〇	九〇、二七七	一九〇、一一二	一九七、七五八
		女	一	一〇	一	四	三、六五二	三、九七七	七、六四六	
同	七年度末	男	九一〇	一三、五三三	一四五	四、五九二	七五、一九八	八九、四三七	一九〇、二三三	一九七、九一五
		女	三	一〇	一	四	三、五三四	四、一三〇	七、六八二	

(2) 國有鐵道從業員職場別表（勞働統計要覽ニ據ル）

		昭和七年（年末）						昭和八年（年末）					
		鐵道手		雇及傭人		計		鐵道手		雇及傭人		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
驛		一、六三七	四	五六、〇六五	一、八七二	五七、七〇二	一、八七六	一、六九七	四	五六、六三九	一、九二二	五八、三三六	一、九二六
列車		一八九	—	一〇、〇五二	八	一〇、二四二	八	一九七	—	一〇、〇六八	八	一〇、二六五	八
機關庫		一、一九四	—	二七、四六六	四四	二八、六六〇	四四	一、二七九	—	二七、五七四	四二	二八、八五三	四二

検車所	二六四	—	五、三九五	三九六	五、六六〇	三九六	二八二	—	五、三七七	三七三	五、六五九	三七三
自動車庫	—	—	一三七	—	一三七	—	一	—	一二九	—	一三〇	—
自動車所	一	—	一〇四	—	一〇五	—	一	—	二五二	—	二五三	—
電車庫	三七	—	一、七二四	一八	一、七六一	一八	三二	—	一、九五二	一八	一、九八四	一八
電車區	三七	—	二、〇〇二	—	二、〇三九	—	三七	—	二、一三二	—	二、一六九	—
發電所	六	—	二六八	—	二七四	—	六	—	三三七	—	三四三	—
變電所	九	—	四〇八	—	四一七	—	一二	—	四八六	—	四九八	—
開閉所	四	—	五五	—	五九	—	—	—	一〇	—	一〇	—
車電所	三七	—	一、六二五	一〇	一、六六二	一〇	四三	—	一、六三六	一〇	一、六七九	一〇
瓦斯發生所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船舶	四三	—	一、八一〇	—	一、八五三	—	四三	—	一、八五四	—	一、八九七	—
桟橋	二二	—	二七八	—	三〇〇	—	一一	—	二六八	—	二七九	—
保線區	五九二	—	二四、六三三	一、四三五	二五、二二五	一、四三五	六二五	—	二五、二〇八	一、三八二	二五、八三三	一、三八二
通信區	八二	—	三、九四五	二	四、〇二七	二	八七	—	四、〇一二	二	四、〇九九	二
營業所	五	—	一〇二	—	一〇七	—	六	—	一〇三	—	一〇九	—
無線通信所	—	—	一五	—	一五	—	—	—	—	—	—	—
工場現場	三二六	—	一一、六七一	三二七	一一、九九七	三二七	三一一	—	一一、三五二	三〇三	一一、六六三	三〇三
計	四、四七六	四	一四七、七五六	四、〇一二	一五二、二三二	四、〇一六	四、六七〇	四	一四九、三八九	三、九六〇	一五四、〇五九	三、九六四

備考判任以上ヲ除ク

第四表（其二）(1) 地方鐵道職員數（第五三回統計年鑑ニ據ル）

	重役	庶務會計倉庫係	建設及保線係汽車係運輸係	計
昭和三年度	二、二四五	二、九五六	三四、五二〇	三九、七二一

(2) 地方鐵道從業員（鐵道省調、勞働統計要覽ニ據ル）

		蒸氣鐵道	蒸氣瓦斯倫併用鐵道	瓦斯倫鐵道	電氣鐵道	蒸氣電氣併用鐵道	總數
昭和四年（三月末）	建設	二五六	五	—	四三八	三二	一、〇七〇
	運輸	六、〇五七	一、五一〇	二	八、六五一	五、五〇一	二、七三〇
	保線	二、二九四	六二四	九	二、五九〇	一、九九一	七、五〇八
	電氣	一五	—	—	二、六〇九	一、五八八	四、二二
	總數	八、六二三	二、一八九	二〇	一四、二八八	九、四〇一	三四、五二〇
昭和五年	建設	二二二	一二七	—	四一七	四一	七八七
	運輸	五、一三一	二、三七七	五四	九、七五八	五、五五一	三三、八六一
	保線	一、八九五	九二一	四九	三、七八六	二、〇八八	八、七三九
	電氣	二四	七	—	一、六六七	一、六六七	五、〇〇〇
	總數	七、二五二	三、四二三	一〇三	一七、二六三	九、三四七	三七、三八七
昭和六年	建設	二〇一	一三五	一	四〇〇	七五	八一二
	運輸	三、五七七	三、五一八	六八	一一、九九五	三、五七一	二三、七二九
	保線	一、三四二	一、三三九	四三	四、四一二	一、四六四	八、六〇〇
	電氣	二八	—	—	三、八八九	一、一〇七	五、〇二四
	總數	五、一四八	四、九九二	一三	二〇、六九六	六、二一七	三七、一六五

同四年度	二、四四七	三、〇二三	三七、三八七	四二、八五七			
同五年度	二、四二七	三、二六〇	三七、一六五	四二、八五二			
同六年度	二、四一八	二、九二八	三六、九八六	四二、三三二			
同七年度	二、三四三	二、六七二	三六、五五七	四一、五七二			

第四表（其三）軌道從業員（勞働統計要覽ニ據ル）

	昭和七年 建設	運輸	保線	電氣	總數	昭和八年 建設	運輸	保線	電氣	總數	昭和四年（三月末） 電氣	蒸氣	瓦斯倫	馬力	人力	總數
	七二	一〇一	三	一九七	一一、八二八	七二	一〇一	三	一九七	一一、八二八	一〇一	一、三三〇	二八	一〇	三	一、三八一
	二、六九二	四、一三三	九七	四、九五六	四、〇九一	二、三三二	四、二〇四	九三二	一	五、九五八	二〇、二九三	五五四	三二八	九四	一八二	三一、四五一
	一、〇〇一	一、五九三	四三	一四	三、〇七二	九三二	一、七一四	四四	一四	三、〇七二	一、〇八一	三四	三	六三	一七	五、九一二
	三、七六六	五、八三〇	一四三	二	三、〇七二	三、二八五	五、九五八	一三六	二	三、〇七二	五、六五七	一四八	六三	二七	一七	五、九一二

備考　本表ノ數字ニハ少數ノ事務員技術者ヲ含ム

昭和六年					昭和五年				
總數	人力	馬力	瓦斯倫氣	蒸氣電氣	總數	人力	馬力	瓦斯倫氣	蒸氣電氣
三、三九二	二	二	一四	一六	三、一〇二	三	一六	二三	二〇
三四、二九六	一四六	五六	二六四	四二〇	三四、八四六	一六二	八四	二六四	五四〇
六、九五四	二二	二二	六九	二二〇	五、六四一	二二	三三	五五	一四四
七、三四〇	二九	一	一	一	八、四三三	一	四	一	四三
五、八四一	一	一	一	一	五、八四一	一	二二	五五	一四四
六、九三四	一	一	一	一	六、五九三	一	二二	六六	一四四
五〇、〇一四	一九五	八一	五四九	二二九	四五、三四三	一四五	一六八	二五四	三四〇

昭和八年					昭和七年				
總數	人力	馬力	瓦斯倫氣	蒸氣電氣	總數	人力	馬力	瓦斯倫氣	蒸氣電氣
七五六	二	四	一〇	五	六一	二	三三	一三	三
三〇、七六七	九三	六一	二五三	一九三	三、五九九	二二一	六一	二三五	二四四
六、〇一八	八	二三	七四	六三	六、〇九三	一〇	二二	六六	七二
七、〇〇一	一	一	一	一	六、五六二	一	一	一	九
一〇三	一	一	一	一	四七、〇八四	一	一	一	一
四、五三二	一二〇	三六	一	一	四三、七五五	一二〇	三六	一	一

備考　本表ノ數字ハ少數ノ事務員、技術者ヲ含ム

第四表（其四）船員累年表（海事摘要ニ據ル）

	船員手帳受有者					
	內國人		外國人		計	
昭和三年末	一七〇、六九六		三、六七三		一七四、三六九	
同四年末	一八九、四六五		四、五一七		一九三、九八二	
同五年末	二一二、九一七		四、八二三		二一七、七四〇	
同六年末	二三三、三四六		五、〇二〇		二三七、三六六	
同七年末	二三三、九一〇		五、〇九八		二三九、〇〇八	
同八年末	一七五、二五一		二、八七七		一七八、一二八	

第四表（其五）海技免狀受者種類別累年表（海事摘要ニ據ル）

	海技免狀受者								
	內國人				外國人				計
	甲種船長	甲種一二等運轉手	乙種船長	乙種一二等運轉手	丙種船長	丙種運轉手	機關長	一、二、三等機關士	合計
昭和三年末	三、一三七	四、六六五	一、七九四	九、九三九	一五一	二一、九七一	二、五一九	二三、八八四	六八、〇五〇
同四年末	三、二六五	四、八七四	一、八四九	一〇、三四二	一五〇	二三、八八〇	二、六四五	二五、七五七	七一、七六二
同五年末	三、四〇四	四、九〇〇	一、八六五	一一、四四三	一六三	二四、四〇五	二、六七二	二八、〇七七	七六、九一九
同六年末	三、四九四	五、〇七五	一、八八二	一二、九一三	一六三	二七、四三九	二、七七六	三三、二一一	八五、九五三
同七年末	三、五四七	五、二五三	一、八六九	一三、五七二	一六三	二八、〇七六	二、八六二	三三、九六七	八九、三〇九
同八年末	三、五三九	五、四八七	一、八五四	一四、二五〇	一六二	二八、九八七	二、八六二	三五、七四二	九二、八八三
	（一）	（五）					（七九）	（四七）	（一三二）

備考　括弧內數字ハ總數中ノ外國人數ヲ復示ス

第四表（其六）郵便電信電話局從業員累年表（勞働統計要覽ニ據ル）

		總數	通信事務員	電話事務員	通信工員	集配手 郵便部	集配手 電信部	集配手 保險部	集配手 計	遞送手	郵便手	信使	其他
大正十四年（三月末）	男	八〇、四四一	二九、二四〇	二	—	三一、一九〇	九、九六〇	—	四一、一五〇	五、九九八	二、六六八	一、〇九〇	二九三
	女	三〇、六五四	一三、七〇九	一六、八八九	—	—	—	—	—	—	二九	二七	—
	計	一一一、〇九五	四二、九四九	一六、八九一	—	三一、一九〇	九、九六〇	—	四一、一五〇	五、九九八	二、六九七	一、一一七	二九三
昭和元年	男	八二、六九四	三〇、一四三	二	六〇	三二、一六七	一〇、四五八	—	四二、六二五	五、六六一	二、八九六	一、一〇五	二〇三
	女	三三、〇四四	一四、六七一	一八、二九四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一二五、七三八	四四、八一三	一八、二九六	六〇	三二、一六七	一〇、四五八	—	四二、六二五	五、六六一	二、九二四	一、一五六	二〇三
同二年	男	八四、二九七	三〇、九二七	三	六三	三三、三〇四	一〇、四〇六	—	四三、七一〇	五、四六五	二、八二三	一、一二五	一九一
	女	三六、三二八	一五、五八六	二〇、六五七	—	—	—	—	—	—	三〇	五五	—
	計	一二〇、六二五	四六、五一三	二〇、六六〇	六三	三三、三〇四	一〇、四〇六	—	四三、七一〇	五、四六五	二、八五三	一、一七〇	一九一
同三年	男	八六、八〇三	三三、四一〇	四	七七	三四、四一〇	一〇、六四七	—	四五、〇五七	五、一五〇	二、七八九	一、一二七	一八九
	女	三九、三八六	一七、一一二	三三、一九〇	—	—	—	—	—	—	二八	五六	—
	計	一二六、一八九	四九、五二二	三三、一九四	七七	三四、四一〇	一〇、六四七	—	四五、〇五七	五、一五〇	二、八一七	一、一八三	一八九
同四年	男	八九、四八六	三三、五三七	二	八七	三五、八二〇	一〇、七五四	—	四六、五七四	五、〇六一	二、九〇四	一、一二九	一九二
	女	四一、五一四	一八、三五二	二三、〇八二	—	—	—	—	—	—	三〇	五〇	—
	計	一三一、〇〇七	五一、八八九	二三、〇八四	八七	三五、八二〇	一〇、七五四	—	四六、五七四	五、〇六一	二、九三四	一、一七九	一九二
同五年	男	九二、二四三	三四、八六五	一	一〇三	三七、〇六二	一〇、五六七	—	四七、六二九	五、〇〇六	三、三六二	一、〇五三	二二五
	女	四四、二三二	一九、五四三	二四、六二二	—	—	—	—	—	—	三一	四六	—
	計	一三六、四七五	五四、四〇八	二四、六二三	一〇三	三七、〇六二	一〇、五六七	—	四七、六二九	五、〇〇六	三、三九三	一、〇九九	二二五

同六年	男	九三、五六〇	三五、五八六	—	九七	三一、八一九	一〇、七三四	五、八一八	四八、三七一	三、三七三	一、〇三四
	女	四三、七七二	二〇、一一三	二三、五八二	—	—	—	—	—	—	二九
	計	一三七、三三二	五五、六九九	二三、五八二	九七	三一、八一九	一〇、七三四	五、八一八	四八、三七一	三、四〇二	一、〇八二
同七年	男	九一、九四八	三五、二三七	—	九一	三一、一五七	一〇、三〇〇	六、二六九	四七、七二六	三、二〇一	九〇八
	女	四〇、四〇六	二〇、三七四	一九、九六三	—	—	—	—	—	—	二〇三
	計	一三二、三五四	五五、六〇一	一九、九六三	九一	三一、一五七	一〇、三〇〇	六、二六九	四七、七二六	三、二二九	九四九
同八年	男	九一、九〇七	三三、六五三	—	一〇七	三一、七二一	一〇、三七四	六、九七三	四九、〇五八	三、四三〇	一、〇〇九
	女	四六、九二五	二一、九九八	二四、八五五	—	—	—	—	—	—	二一〇
	計	一三八、八三二	五五、六五一	二四、八五五	一〇七	三一、七二一	一〇、三七四	六、九七三	四九、〇五八	三、四三〇	一、〇〇九

備考　一、郵便電信及電話局職員中雇員現業傭人及技工傭人ヲ掲グ。
二、其他ノ欄ハ「船長及機關長」「馭者及馬丁（昭和四年以降ナシ）」「水夫及火夫」及「通信技工、通信工手（昭和五年以降）」ノ合計ナリ。

第五表（其一）工場勞働者年齢別數（昭和五年勞働統計實地調査）

		總數	未成年勞働者				成年勞働者				
			一二—一三歳	一四—一五歳	一六—一七歳	一八—一九歳	二〇—二四歳				
總數	男	六二六、三三六	一〇五、八六七	一八、四八三	三八、四六五	四六、四一三	五二〇、四六九	一二四、六六五	一三二、〇五〇	一四四、三九八	二三八、〇三九
	女	六七三、五三四	四三五、四九五	一三二、〇五〇	一四四、三九八	二二四、二五八	三〇、九六六	一三三、六〇四	一、五二七	二、八五五	三、一三一
窯業、土石加工業	男	三八、八三〇	七、八六四	一、五二七	二、八五五	三、一三一	五、〇九四	六、九六〇	七四四	八七〇	七、九五五
	女	七、八六〇	二、七六六	七四四	八七〇	七、九五五	八二、八一九	一、三一一	一、二七一	三、二七一	五、二七一
金屬工業	男	九二、六九〇	九、八七一	二九九	五八三	七、二五二	五、五六九	一、四九一	二九九	五八三	七、二五二
	女	七、二八二	一、七一三	一、八二六	三、九〇五	四、一六六	五一、三二七	九、三六三	六三六	一、一〇七	四、一〇六
機械器具製造業	男	六一、三四六	一〇、〇一九	一三三	一、一〇七	一、一〇五	四、一〇六	一、五三一			
	女	七、〇七七	二、九七一	一三三							

	運搬具製造業	精巧工業	化學工業	紡織工業	被服、身裝品製造業	印刷工業	皮革、骨、羽毛類製造業	竹ストル類製造業	飲食料品製造業	土木建築ス業	瓦斯、電氣業	其他ノ工業
男	一一〇、六六六	一〇、三六〇	四六、六三五	一三一、六四二	九、四四三	四五、九二一	二、一二九	四〇、六〇六	二六、七〇二	一三、九〇七	五、七五一	五、二〇八
女	一、六一〇	一、六七一	三二、九一八	五六、六〇〇	一六、二八九	一四、〇一七	五〇九	四、三二八	二六、四八八	一、六四〇	一一一	二、六四〇
男	一一、四三六	一、六七六	六、九六〇	三一、九六三	一、六一七	一〇、一一〇	一三三	一、三二七	三、四六六	一、五七六	二〇三	六七四
女	一四一	一、〇三三	九、六七四	三六、四六六	一〇、一六八	六、一四一	一六九	一、三二七	一三、三三四	三五	二	一、四九〇
男	三五	九七	一一	一、一一三	八三	一四七	五	一〇九	三、四六	一六三	一	一一
女	四	九〇	七四一	四一、四三五	六七三	一三四	一六	一〇四	五〇九	九	一	九四
男	一、〇〇九	九六三	一、四一三	六、一三一	九五〇	一、一三〇	三五	七七〇	三、七〇六	一七七	五	一六三
女	一一六	七〇七	一一六	一一、七九九	一一、一六三	一、六〇六	一六	一、三二七	三、〇六六	九	一	三六三
男	五一七	九六三	一、四一三	一四、一一三	九五〇	一、六四三	三六	一、五六六	三、一五	五一七	四四	三一五
女	九七	三四七	三四三	一〇、七九一	一、六一六	一、一六五	五九	三九一	四、九七九	一七	一	三四五
男	一、一〇四	八八七	一一〇、一一四	九、一一一	一、〇一九	四、一六六	六五	一、六三〇	四、七七六	八五〇	一五三	五五五
女	一一〇	一一一	一一一	一〇、一一一	一、〇一七	一、〇一五	五九	四〇一	四、七七六	一三	二	三七
男	九、二二〇	七、六四四	一〇、一一一	九、六一一	六、一一六	三五、一一一	一、〇〇六	一六、五三九	一五、一三四	二、一三一	五、四八	四、三三四
女	一、四九一	一、六一一	一、一一一	一、一一一	一一一	一一一	一四〇	三、一〇一	一五、一三四	一一五	一〇九	一、五九一
男	一四八	一、九五五	九、一一一	三〇、七七九	三、一一六	九、六三七	二九	三、六七七	五五、九七九	四八	六二九	九二一
女	一七一	三四	三三	一〇九、一一一	一、三五九	一、六三〇	一一〇	一、七七九	七〇一、二	二、八五〇	三	六五〇

		二五—二九歲	三〇—三四歲	三五—三九歲	四〇—四四歲	四五—四九歲	五〇—五四歲	五五—五九歲	六〇歲以上
總數	男	一三三、九三一	九八、八九七	七一、六九八	五〇、二九六	三六、九二七	一六、一四〇	三、九二三	一、九九二
	女	四〇、六四五	三三、四三〇	一四、八七五	一一、〇九六	九、四七六	四、二五六	一、六七六	九四五
窯業、土石加工業	男	七、四八二	五、七八四	四、一九六	二、七五五	二、一六八	九五四	四二三	二四四
	女	九二三	七五三	六〇七	五四一	五一三	二八三	一〇六	五七
金屬工業	男	三、〇七三	一六、六六三	三、〇七二	八、〇一八	五、七五六	二、七〇	五一五	二〇六
	女	一、一二八	九〇七	七一一	五四六	五一六	一八八	五一	二一
機械器具製造業	男	二一、六三三	九、七〇〇	七、五八七	五、六九九	四、六八九	二、一二六	三三九	一九一
	女	六七六	五二七	四五六	四四一	三六八	七四	二三	一二
造船運搬用具製造業	男	一八、一八四	一九、五八九	一七、二七七	一三、二二三	一二、〇五一	四、一二六	二六一	八一
	女	一六五	二二〇	二〇一	二二九	二六四	一〇五	二	三
精巧工業	男	一、七四六	一、四〇二	一、〇二四	六八四	五五九	二八一	一八	七五
	女	一一八	八〇	六五	六三	四六	二六	一	五
化學工業	男	一〇、四二四	八、〇三七	五、四五八	三、七六七	二、七四三	一、三五五	四四一	二〇九
	女	二、七〇六	一、八六五	一、二八一	九五〇	七七一	三六五	一四四	八七
紡織工業	男	二七、三九二	一七、二〇六	一〇、二三〇	六、二八一	四、三〇一	一、六七〇	六四九	三五九
	女	二八、五九四	一三、九九五	八、五一四	五、九三九	四、九〇一	二、一三二	一七九	五六〇
被服、身裝品製造業	男	一、七八一	一、一二七	七二九	四五一	三七六	一七九	四五	九七九
	女	一、一一七	五七六	三七三	二六三	二三一	六九	三三	二〇
紙工業印刷業	男	八、六四九	六、三六八	四、一七六	二、九八九	二、二七四	一、〇八四	二九八	二三六
	女	一、四四九	九四八	七四二	六二三	五七三	三三九	一五五	九〇
皮革、骨、羽毛品類製造業	男	四四二	四〇五	三一五	二四一	一七七	九八	二九	一〇
	女	七〇	四六	四二	三〇	二五	九	五	三

木竹草莫類ニ關スル製造業	男	三、六六五	三、〇五七	一、五四二	一、三七九	六九一	二八七	一四七	五八六	四八二	三三〇	二九七	五九八	一五三	五九	三七	飲食料品製造業	男	六、一三四	四、九〇一	二、四七九	一、九〇六	八三八	一五三	一〇三	土木建築ニ關スル業	男	二、七七四	一、七六六	九六八
	女																	女									女		
瓦斯、電氣水道業	男	三、一九二	二、五一八	一、〇二八	六六九	二六	一三	四	三五	三五	二〇	七九一	七六〇	五二三	二九	三七	其他ノ工業	男	一〇	六	二三	一三	一五	一六九	一六二	二九四	二三四	一四一	一七九	六〇九
	女																	女	九七九	八四八	三八九	三五〇	二五	七五	五〇	四九	二九四	一〇七	一七九	八四八

備考　調査工場勞働者一、三〇〇、二六三中年齡不詳ノ者三九三（男二五七、女一三六）ヲ除ク。

第五表（其二）常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工年齡別數

（昭和八年十月一日現在工場監督年報ニ據ル）

	男						女						合計
	一四歲未滿	一四歲以上一五歲未滿	一五歲以上一六歲未滿	一六歲以上	計		一四歲未滿	一四歲以上一五歲未滿	一五歲以上一六歲未滿	一六歲以上	計		
染織工場	六一三	一、八三三	四、八三八	一五〇、三一六	一五七、五九九		二八、六六六	四九、七〇一	七四、二三二	五五二、一五一	七〇四、七五〇		八六二、三四九
機械及器具工場	四六三	二、二三九	六、六一七	二七五、一八四	二八四、四九三		四六七	九九九	一、八四一	二三、一六七	二六、四七四		三一〇、九六七
化學工場	二〇四	六一一	二、〇六九	一四二、六九一	一四五、五七五		一、〇六九	二、三〇四	五、〇五五	六七、六三二	七六、一四〇		二二一、七一五
飲食物工場	一五	八四	三〇一	六一、四六二	六一、八六二		二三八	五二三	九四八	一七、四〇四	一九、一一三		八〇、九七五
雜工場	三三	八六四	二、三〇四	一〇六、二九三	一〇九、六八三		七八四	一、六一二	二、七八八	四〇、四二七	四五、六一一		一五五、二九四
特別工場	—	—	一四	一三、六〇〇	一三、六一四		—	—	三	二八三	二八六		一三、九〇〇
第一部統計表													一五一

第五表（其三）職工五人以上使用工場種類別ニ依ル職工年齢別（昭和八年末現在、工場統計表ニ據ル）

	工場數	從業員總數	職工・一六歳未滿 男	職工・一六歳未滿 女	職工・一六歳未滿 計	職工・一六歳以上 男	職工・一六歳以上 女	職工・一六歳以上 計	職工合計
計	一、五一七	五、六二〇	一六、一四三	七四八、五四六	七七一、八二六	三一、二三四	五五、二二九	八四、八六七	七〇一、〇五四
官營工場	一一	二九一	六六八	一一五、七二五	一一六、六九五	九五	三一九	四七四	二三、四六九
總計	一、五二八	五、九二一	一六、八二一	八六四、二七一	八八八、五二一	三一、三一九	五五、五四八	八五、三四一	七二三、五二三
紡織工業	三三、一八〇	九六二、七七一	一四二、〇三八	七、六七八	一四九、七一六	一六二、九〇三	五九五、〇一三	七五七、九一五	九〇七、六三一
金屬工業	五、五四二	一四二、七二一	五六七	二、二一五	二、七八二	一一三、三八七	九、四八三	一二三、八七〇	一三五、六五二
機械器具工業	七、八五〇	二九一、六五五	二、二八八	七、二七一	九、五五九	三二一、二六九	一八、四九五	二三九、七六四	二四九、三二三
窯業	三、三五五	八〇、二〇五	九七一	一、五八五	二、五五六	五六、三四五	一二、二九四	六八、六三九	七一、一九五
化學工業	四、〇一三	一九三、一一五	六、三四三	九一六	七、二五九	一〇五、三五六	五一、〇九一	一五六、四四七	一六三、七〇六
製材及木製品工業	五、九七三	七六、二八三	三三四	一、五〇五	一、八三九	五九、三一〇	五、二九〇	六四、六〇〇	六六、四三九
印刷及製本業	三、〇四九	六四、三二三	五六八	一、八二一	二、三八九	四五、七一〇	五、五八〇	五一、二九〇	五三、六七九
食料品工業	一二、八六八	一六七、六九一	二、四二一	一、一七六	三、五九七	一一六、四六二	二三、三五四	一三九、八一六	一四二、二三七
瓦斯及電氣業	五五六	一〇、九九六	五	—	五	八、二五二	六三	八、三一五	八、三二〇
其ノ他ノ工業	六、五五四	一三三、一〇九	四、九六五	七、一九九	一二、一六四	五二、二五九	五二、四五一	一〇五、七一〇	一一二、九〇九
計	七一、九四〇	二、一二三、八六九	一五九、三一九	一八五、七二五	三四五、〇四四	九四一、二五三	七七四、一一三	一、七一五、三六六	一、九〇一、〇九一

第六表　鑛山勞働者年齢別數（昭和五年勞働統計實地調査）

	總數 總數	總數 男	總數 女	金屬鑛業 男	金屬鑛業 女	石炭鑛業 男	石炭鑛業 女	石油鑛業 男	石油鑛業 女	其ノ他ノ鑛業 男	其ノ他ノ鑛業 女
總數	三三六、九一五	一九〇、三七六	三六、五七五	三一、四八五	三、五四四	一五三、八二三	三二、六七〇	三、〇三三	一〇一	二、〇三六	二六〇

未成年勞働者	二九、三七三	三三、五七六	六、七九七	三、七五二	六三六	一八、一六一	六、〇八七	三八二	八	二八一	六六
一二—一三歳	二五五	一五二	一〇三	四一	一一	一一一	九一	—	—	—	—
一四—一五歳	三、七七四	二、七一八	一、〇六五	五五三	一〇三	二、〇九四	九四一	二六	二	四五	二
一六—一七歳	一一、〇〇一	八、三九九	二、六〇二	一、三七五	二三六	六、七八一	二、三四三	一五六	二	八七	二
一八—一九歳	一四、三四三	一一、三〇七	三、〇三六	一、七八三	二八七	九、一七五	二、七一二	二〇〇	四	一四九	三三
成年勞働者	九七、五七八	一六七、八〇〇	二九、七七八	二七、七三三	二、九〇八	一三五、六六一	二六、五八三	二、六五一	九三	一、七五五	一九四
二〇—二四歳	三七、〇二〇	三〇、七三二	六、二八八	四、八七九	五八五	二五、〇九九	五、六三一	四二九	一七	三三五	五五
二五—二九歳	四〇、六〇九	三四、七九三	五、八一六	五、七二〇	四五一	二八、一七三	五、三一九	五六二	一七	三三八	二九
三〇—三四歳	三七、八九九	三一、九一五	五、九八四	五、〇四四	五一〇	二六、一〇九	五、四一六	四八二	一六	二八〇	四二
三五—三九歳	三一、四一五	二六、六二八	四、七八七	四、四五一	四六六	二一、四〇三	四、二六八	四七八	一三	二九六	四〇
四〇—四四歳	二三、四六〇	二〇、一二三	三、三三七	三、四四五	三七六	一六、〇一八	二、九三五	四二〇	二	二四〇	一五
四五—四九歳	一七、八二九	一五、二八五	二、五四四	二、六〇四	三一七	一三、三〇七	二、二〇六	二一六	一五	一五八	六
五〇—五四歳	六、七三七	五、九五六	七八一	一、〇一八	一三八	四、八一五	六三三	四七	四	七六	六
五五—五九歳	二、〇三四	一、八三四	一〇〇	四〇八	四五	一、三九〇	一五五	一〇	一	一	—
六〇—六四歳	四四八	四一六	三二	一三五	一五	二七五	一六	四	一	三	—
六五—六九歳	九一	八四	七	三四	五	四四	二	一	—	四	—
七〇歳以上	三六	三四	二	五	—	二八	二	一	—	—	—

備考　調査鑛山勞働者二二七、〇二五中年齢不詳ノ者七四（男六二、女一二）ヲ除ク

第七表（其一）　工場勞働者異動月別表（社會局調）

昭和九年

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇	四〇、四〇一	四七、四七八	四一、三〇二	四二、六〇九	四二、四五〇	四〇、三四一	三七、九三五	四〇、一五七	四二、五八一	三八、五一六	二六、五五九	四七、三七八	五六、七四〇
雇入	七七、七三一	六八、六八六	七〇、五二六	一〇〇、七六三	四八、一六六	四六、九九一	六三、〇五〇	四九、一四八	五九、三五七	二八、八一六	二六、五六五	四一、〇七七	五六、七四〇

解雇超過	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雇入超過	三七、三三〇	二一、二〇八	二九、三三四	五八、一五四	五、七一六	六、六五〇	二五、一一五	八、九九一	一六、七七六	一二、三九〇	一一、九五一	七二、四八二	—
前月末現在勞働者	一、一三〇、八九四	一、一六八、一七四	一、一九三、四一五	一、二〇三、九一九	一、二八三、五五八	一、二九二、九八二	一、三〇一、七七八	一、三二八、六〇八	一、三六八、三八五	一、三五九、五八九	七七一、二七七	七七四、三四五	一、一八〇、三三七	九、三六二
一〇〇ニ付解雇ノ割合	三・六	四・一	三・五	三・五	三・三	三・一	二・九	三・〇	三・〇	三・〇	五・〇	一四・七	四・〇

備考　本調査ハ工場法適用工場中常時職工五〇人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セルモノ、以下同ジ

第七表（其二）工場勞働者解雇者歸趨月別表（同前）

昭和九年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇總數	四〇、四〇一	四七、四七八	四一、三〇二	四二、六〇九	四二、四五〇	四〇、三四一	三七、九三五	四〇、一五七	四二、五八一	四一、二〇六	三八、五一六	二二三、五五九	四七、三七八
同種工業ニ轉職セル者	六、七八九	一〇、四七七	八、八〇三	九、五二五	八、四七七	九、五七八	九、〇五二	九、九七二	一〇、五二七	九、九四四	一〇、三一六	七、九〇二	九、二八〇
他種工業ニ轉職セル者	三、二〇九	三、五五五	三、四二四	三、八一三	三、二〇一	三、二一七	三、九六九	三、八五六	四、四一九	四、七九六	三、七〇一	三、五〇〇	三、七〇五
歸農セル者	一四、〇六〇	一八、一五二	一四、六〇六	一七、一五三	一六、九四一	一四、八三七	一一、六九六	一三、二八八	一三、六七七	一二、〇八五	一二、〇六四	五七、七五四	一八、〇二六
其ノ他ニ轉職セル者	七、五〇八	六、六二九	五、一七八	四、九一五	五、五三九	四、九八六	五、六七七	五、一五八	五、三八七	五、三九二	五、二二八	一六、四一五	六、五〇一
未從業者	三、一八二	三、一四九	二、九六六	二、一一五	二、二一三	二、四〇六	二、一四六	一、九六〇	二、二五七	二、一六九	一、九八二	一七、七一〇	三、六八八
不詳	五、六五三	五、五一六	六、三二五	五、〇八八	六、〇七九	五、三一七	五、三九四	五、九二三	六、三二四	七、〇二〇	五、二三五	一〇、二七八	六、一七八

第八表（其一）鑛夫異動月別表（社會局調）

昭和九年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇	一三、〇六七	一〇、一三二	一三、一七六	一三、四三一	一三、〇四一	一二、三四七	一一、二四四	一一、三七七	一三、八九四	一三、八二六	一二、五一八	一〇、五四三	一二、八〇〇

雇入	一四、三八五	一一、〇〇五	一三、三九六	一三、六九八	一三、七三三	一一、六九一	一一、五一五	一四、一〇六	一四、〇三一	一三、四二一	一三、九五七	一三、七八四
解雇超過	—	—	—	—	三八	—	—	—	—	—	—	—
雇入超過	二、三一八	八七二	一、三三〇	一、二六七	—	三六	四四七	一三八	一、一〇七	九〇三	二、四一四	九八四
前月末現在勞働者	二〇五、八四一	二一〇、一一七	二一〇、八七一	二一二、八三六	二一三、四七五	二一三、〇三一	二一三、五八九	二一四、四二四	二一四、五六六	二一六、二七六	二一七	二一八、六七九
前月末現在勞働者一〇〇ニ付解雇ノ割合	五・九	四・八	五・八	五・八	六・一	五・三	五・三	五・三	六・〇	五・九	五・三	四・八
												五・五

備考　常時鑛夫五〇人以上ヲ使用スル鑛山ニ付調査

第八表（其二）鑛夫解雇者歸趨月別表（同前）

昭和九年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	月平均
解雇總數	二、九八〇	一〇、一〇四	一三、一五〇	一三、〇二四	一三、八九四	一二、三四七	一二、二四四	一二、三七七	一三、八九四	一二、五一八	一〇、五四三	一二、七八五	
同種鑛山ニ轉職セル者	五、二八四	四、五五四	四、九五二	五、三〇六	五、五六六	四、六三三	四、六一六	四、八九四	五、五七七	五、六六九	四、三六二	四、九九四	五、〇三四
他種鑛山ニ轉職セル者	九二	八九	一七〇	一三〇	一四〇	一八七	一六九	一四一	二五五	一九一	一五五	一一八	一五三
歸農セル者	一、五〇六	一、六五三	二、〇六一	二、五一六	二、四九一	二、〇四〇	一、七五三	一、八五〇	一、九七八	一、八四四	一、五五五	一、七〇七	一、九一三
其ノ他ニ轉職セル者	二、七〇六	八五八	一、三〇一	一、三二〇	一、三〇〇	九二七	一、三二六	一、一〇七	一、〇七八	一、一五六	一、八四五	七四八	一、三〇六
未從業者	五四三	四七三	五一九	五四三	五四五	五三四	四五一	四三七	四八四	四八七	四九九	三七七	四九一
不詳	一、八四九	二、四七八	三、一四七	二、六〇二	二、九八二	三、〇二六	二、九二九	二、九四八	三、五二三	三、四七九	三、一〇二	二、五九九	二、八八九

第九表（其一）全國失業者數（昭和五年十月一日）（國勢調査結果ノ概觀ニ據ル）

(1) 職業別

	總數	男	女	男女各失業者一萬中	女百ニ付男
	總數	男	女	總數	男	女	
總數	二八六、〇〇〇	二六七、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—
農業	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	—	五九四	六三七	—	—
水産業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	七〇	七五	—	—
鑛業	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	一七五	一八七	—	—
工業	一〇七、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三、七四一	三、七四五	三、六八四	一、四二八・五七
商業	二八、〇〇〇	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	九七九	九七四	一、〇五三	一、三〇〇・〇〇
交通業	二九、〇〇〇	二七、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇一四	一、〇一一	一、〇五三	一、三五〇・〇〇
公務自由業	四〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、三九八	一、三四八	二、一〇五	九〇〇・〇〇
家事使用人	一一、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	三八五	三〇〇	一、五七六	二六六・六七
其ノ他ノ有業者	四七、〇〇〇	四六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六四三	一、七二三	五二六	四、六〇〇・〇〇

(2) 年齢別

〇—一四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三五	三七	—	—
一五—一九	一九、〇〇〇	一五、〇〇〇	四、〇〇〇	六六四	五六二	二、一〇五	三七五・〇〇
二〇—二四	四九、〇〇〇	四七、〇〇〇	二、〇〇〇	一、七一三	一、七六〇	一、〇五三	二、三五〇・〇〇
二五—二九	五六、〇〇〇	五一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九五八	一、九一〇	二、六三二	二〇〇・〇〇
三〇—三四	三五、〇〇〇	三二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、二二四	一、一九九	一、五七九	一、〇六六・六七

三五―三九	三四,000	三三,000	三,000	一,一六九	一,一九九	一,〇三三	一,六〇〇・〇〇
四〇―四四	三三,000	三二,000	一,000	八〇四	八二四	五三六	二,二〇〇・〇〇
四五―四九	三〇,000	二九,000	一,000	一,〇四九	一,〇八六	五三六	二,九〇〇・〇〇
五〇―五四	一六,000	一五,000	一,000	五五九	五六三	五三六	一,五〇〇・〇〇
五五―五九	九,000	九,000	—	三一五	三二七	—	—
六〇―六四	一〇,000	一〇,000	—	三五〇	三七五	—	—
六五―六九	三,000	三,000	—	一〇五	一一二	—	—
七〇歳以上	一,000	一,000	—	三五	三七	—	—

(3) 府縣別

北海道	八八七	新潟	五,四三五	奈良	三,四九
青森	二,六三	富山	一,九四八	和歌山	六,六三
岩手	二,二四九	石川	二,二四三	岡山	四,九七三
宮城	二,二四九	福井	一,〇七五	広島	八,六五一
秋田	二,七三	山梨	一,八二六	山口	四,七四四
山形	二,六一五	長野	六,〇一六	徳島	二,二二七
福島	五,二六九	岐阜	二,七〇五	香川	二,一六二
茨城	二,二七四	静岡	七,七四九	愛媛	五,四三五
栃木	二,〇七七	愛知	二,八五七	高知	四,二五六
群馬	二,〇七〇	三重	六,一〇〇	福岡	一七,二七七
埼玉	四,〇〇二	滋賀	一,二六二	佐賀	一,九七二
千葉	一,九五一	京都	七,八〇八	長崎	四,六七
東京	六二,五七	大阪	二六,八〇九	鳥取	一,七二二
神奈川	二〇,〇七四	兵庫	一六,二五	島根	一,六二六

熊本	四、三九四	宮崎	二、〇〇八
大分	二、一九九	鹿兒島	二、七〇一
		沖縄	八五四
		全國	三三、五二七

備考 1 本調査ニ於テハ給料生活者又ハ勞働者タリシモノニシテ現ニ失業セル者ヲ失業者トス
2 本調査ニ於テ失業トハ就業ノ能力及意思ヲ有スルニ拘ラズ就業ノ機會ヲ得ザル狀態ヲ謂フ

第九表（其二）失業狀況（推定）

（中央職業紹介所事務局調）

昭和九年月別表

	俸給生活者			日傭勞働者			其ノ他ノ勞働者			合計		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
昭和九年												
一月	一、七一四、三五八	六八、五四六	四・〇〇	一、六七、二四九	一八五、一〇二	一〇・三六	三、九〇九、一三六	三八、六六七	三・二九	七、四一〇、七三三	三八二、三一五	五・一六
二月	一、七二三、一九二	六九、四九八	四・〇四	一、七九〇、二一三	一九〇、九九七	一〇・六七	三、九二八、一七九	二三九、二四八	三・三〇	七、四四〇、五八四	三九〇、二四三	五・二四
三月	一、七二五、〇二六	六八、八五四	三・九九	一、七九八、二二八	一九〇、五三五	一〇・六〇	三、九二九、七三六	二二五、九五四	三・二一	七、四五二、九九〇	三八五、三四三	五・一七
四月	一、七二一、一四五	六八、六二六	四・〇一	一、七八三、二三五	一八八、一一五	一〇・五五	三、九二一、一八〇	二二四、三七三	三・一七	七、四一五、五六〇	三八一、一一四	五・一四
五月	一、七二六、一五四	六九、一九三	四・〇一	一、七七九、三二九	一八七、九一五	一〇・五六	三、九五六、五五八	二二五、八六九	三・一八	七、四六二、〇四一	三八二、九七七	五・一三
六月	一、七三一、九四七	六九、六三五	四・〇二	一、七八六、六〇〇	一八四、九五〇	一〇・三五	三、九五二、六九八	二二三、四八〇	三・一二	七、四七一、二四五	三七八、〇六五	五・〇六
七月	一、七三二、一七八	六八、九六〇	三・九八	一、七八〇、八〇二	一八三、五五六	一〇・三一	三、九六九、〇六〇	二一九、五五四	三・〇一	七、四八一、〇四〇	三七二、〇七〇	四・九七
八月	一、七三三、七二〇	六八、三四一	三・九四	一、七八〇、二〇二	一八一、八四五	一〇・二一	三、九七五、四六三	二一七、七六四	三・九六	七、四八九、三八五	三六七、九五〇	四・九一
九月	一、七三五、三八九	六七、八七三	三・九一	一、七八四、八四二	一八一、二五九	一〇・一六	三、九八七、〇三三	二一六、四六四	三・九二	七、五〇七、二五四	三六五、五九六	四・八七
十月	一、七三七、三六二	六八、〇一三	三・九一	一、七八九、七八六	一八〇、四五七	一〇・〇八	三、九八五、七二一	二一六、八二一	三・九三	七、五二二、八五九	三六五、二九一	四・八六
十一月	一、七三九、五六一	六七、四五五	三・八八	一、七八七、〇八四	一七七、七七二	九・九五	三、九八九、三三八	二一四、八七七	三・八八	七、五一五、九八三	三六〇、一〇四	四・七九
十二月	一、七三八、九三三	六七、五五七	三・八八	一、七八五、三六七	一七六、六四二	九・八九	三、九九二、八八八	二一六、五五一	三・九二	七、五一七、一一八	三六〇、七五〇	四・八〇

第十表（其一）昭和九年勞働賃銀指數月別表

（商工省調）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
纖維工業（一八種）	七八・四	七八・三	七八・三	七九・四	九九・八	一〇〇・〇	一〇〇・六	一〇〇・二	一〇〇・〇	一〇一・八	一〇一・四	一〇三・〇
金屬工業（四種）	九一・二	九一・六	九二・〇	九二・六	九八・八	九八・〇	一〇一・八	一〇〇・〇	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇三・三	一〇一・八
機械器具工業（九種）	—	—	—	—	一〇〇・〇	九八・六	九七・七	九五・八	九八・一	九七・一	九八・七	一〇三・九
窯業（五種）	八三・〇	八三・二	八二・四	八一・四	一〇〇・〇	一〇二・八	九八・八	九九・四	九九・四	一〇二・六	一〇一・八	一〇三・八
化學工業（九種）	八五・九	八五・六	八五・六	八六・〇	一〇三・三	一〇一・一	一〇一・七	九九・七	一〇〇・一	一〇〇・九	一〇一・七	一〇三・八
食料品工業（七種）	九六・五	九六・七	九六・五	九六・七	一〇〇・三	九九・三	一〇〇・七	九七・七	九九・七	一〇〇・一	九九・六	一〇〇・〇
被服及身廻品製造業（四種）	七六・〇	九五・七	七九・七	七七・三	一〇〇・〇	九八・五	九九・三	九三・三	九三・五	九九・〇	一〇三・八	一〇八・八
製材及家具類製造業（四種）	七九・〇	七九・二	七九・〇	七九・八	一〇〇・〇	一〇一・三	九九・〇	九七・三	一〇〇・〇	一〇三・〇	一〇五・三	一一〇・八
印刷製本業（二種）	九三・〇	九四・五	九三・五	九四・〇	一〇〇・〇	九五・五	九四・〇	九二・五	九四・〇	九六・〇	一〇〇・〇	一一一・五
土木建築業（七種）	六九・五	六九・七	六九・八	七〇・〇	一〇〇・〇	一〇一・三	一〇一・四	一〇一・九	一〇二・六	一〇一・九	一〇二・〇	一〇二・〇
仲仕及日傭人夫（四種）	六六・〇	六六・三	六六・七	六八・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇一・五	一〇〇・八	一〇一・八	一〇二・三	一〇二・〇	一〇二・三
總平均	八二・二	八二・三	八二・五	八二・九	一〇〇・〇	一〇〇・三	九九・八	一〇〇・一	九八・九	九九・六	一〇〇・八	一〇一・四	一〇三・七

備考　三月迄ハ大正十年乃至十二年全三ヶ年平均賃銀基準、四月以降ハ調査法ノ改正ニ伴ヒ昭和九年四月ヲ一〇〇トス

各職業種類數モ改正後ノ分ヲ示ス

第十表（其二）昭和九第東京勞働者賃銀指數月別表

（東京商工會議所調）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
紡織工業（七種）	八六・九	八八・二	八九・二	八七・九	八四・九	八八・六	八七・六	八七・四	八八・六	九〇・二	八八・五	八八・二
機械工業（五種）	一一九・〇	一一三・一	一一三・〇	一一四・三	一一三・〇	一一三・九	一一六・九	一一七・八	一一三・〇	一一九・二	一一三・一	一一七・四

化學工業(一二種)	九〇・〇	九〇・二	九〇・〇	八九・七	九〇・四	九一・〇	九〇・六	九二・二	九二・〇	九二・六	九三・二	九三・四	
飲食物工業(六種)	一一九・五	一一九・四	一一九・三	一一九・四	一一八・九	一一八・九	一一九・七	一一九・六	一一九・〇	一一九・六	一一九・六	一一九・九	
雜工業(四種)	八六・四	九〇・四	八九・六	九二・一	九〇・八	八八・五	九二・四	九四・五	九四・一	九三・一	九二・一	九一・三	
其ノ他(一七種)	八六・〇	八五・七	九一・三	八六・〇	八五・八	八四・八	八四・四	八五・二	八五・九	八三・五	八五・一	八五・六	
總平均(五一種)	九四・三	九四・〇	九六・九	九五・三	九六・一	九五・八	九五・二	九五・一	九五・八	九五・一	九六・七	九七・三	

備考　大正九年下半期ノ平均ヲ一〇〇トス。

第十表（其三）昭和九年大阪市諸職業賃銀月別表

（大阪商工會議所調）

(1)

實數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	一七〇錢	一七〇錢	一八一錢	一八四錢	一八六錢	一八四錢	一六二錢	一八一錢	一八一錢	一八一錢	一九五錢	一五六錢
紡績女工	七〇	七一	七五	七五	七五	七五	七四	七五	七五	七一	七五	七六
精煉	二五九	二七〇	二六六	二七四	二六七	二七九	二六一	二一九	二六九	二七〇	二八七	二八七
旋盤	二一〇	二三六	二三四	二三四	二三二	二三〇	二一八	二三一	二三四	二三八	二三八	二三八
製紙	一七三	一七三	一七三	一七一	一七一	一七一	一七一	一七〇	一七〇	一七〇	一六八	一七二
印刷	二七三	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五
大工	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
左官	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
石工	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
日雇人夫	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
造幣局(男工)	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
造兵工廠(男工)	三〇七	三〇七	三一五	三一一	二八二	二八二	二九五	二九八	二八七	三〇一	三二五	三〇六

(2) 指數（大正九年七月ヲ一〇〇トス）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	九七	九七	一〇三	一〇五	一〇六	一〇五	九三	一〇三	一〇三	一〇三	一一	九九
紡績女工	六九	七二	七四	七四	七四	七四	七三	七三	七三	六九	七三	七四
精煉	一三四	一四〇	一三八	一三四	一三八	一四〇	一三五	一三九	一三九	一四〇	一四九	一四九
旋盤	九五	一〇二	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇〇	九九	一〇〇	一〇一	一〇三	一〇三	一〇三
製紙	九九	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九七	九七	九七	九六	九九
印刷	九六	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九六	九六	九六	九六	九六
大工	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八〇	八〇	八一	八一
左官	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
石工	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
日雇人夫	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
造幣局（男工）	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
造兵工廠（男工）	一三一	一三一	一三四	一三三	一三〇	一三〇	一三四	一三六	一三三	一三八	一三八	一三四

第十一表（其一）昭和九年工場鑛山勞働者賃銀指數月表（昭和二年基準、內閣統計局調、以下同斷）

(1) 職工

（昭和九年）	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和九年
總數	九八	一〇〇	一〇〇	九六	九五	九六	九四	九四	九五	九五	九七	九九	九七
窯業、土石加工業	八三	八一	八〇	七九	七八	七七	七七	七七	七七	七七	七六	七九	七六
金屬工業	一〇六	一〇一	一〇五	一〇五	一〇三	一〇三	一〇一	一〇一	一〇三	一〇四	一〇六	一〇八	一〇四

機械器具製造業	九三	九六	九六	九一	九〇	九一	九〇	九〇	九〇	八九	八九	九二	九三	九六	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二
造船業、運搬用具製造業	一〇三	一〇一	一〇三	九九	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	八九	八九	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一
精巧工業	一〇〇	一〇一	一〇三	一〇三	九七	九九	九六	九二	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
化學工業	九六	九七	九六	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
紡績工業	九三	九六	九六	九一	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
被服、身裝品製造業	八六	八八	九〇	八六	八七	八六	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
紙工業、印刷業	一〇三	一〇二	一〇三	一〇四	一〇〇	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
皮革、骨、羽毛品類製造業	八八	八七	九〇	八八	九四	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
木竹草蔓類ニ關スル製造業	七四	七五	七五	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
飲食料品製造業	一〇二	九五	九七	九九	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
瓦斯、電氣、水道業	一〇三	九八	九八	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
其他ノ工業	一〇五	一〇五	一〇〇	一二五	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
(2) 交通勞働者																							
總數	一一三	一一四	一一三	一一六	一一六	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
通信業	一〇〇	一〇二	一〇〇	一〇一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
運輸業	一二五	一二五	一二五	一二八	一二八	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七
(3) 鑛夫																							
總數	九二	九二	九二	九一	九〇	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一
金屬鑛業	九三	九二	九二	九三	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二
石炭鑛業	九二	九二	九二	九一	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
石油鑛業	九六	九四	九三	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二
其他ノ鑛業	八二	八一	八〇	八三	八二	八四	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二

第十一表（其二）昭和九年産業別一日平均賃銀諸手當賞與額月表

(1) 工場勞働者

		昭和九年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	工場	九三三	九五八	九五九	九六〇	九五四	九五四	九五七	九五五	九五二	九七四	九七六	九七三
	總平均	一、九二七厘	一、九六一厘	一、九五〇厘	一、八八三厘	一、八六四厘	一、八七二厘	一、八四七厘	一、八四七厘	一、八五二厘	一、八六六厘	一、八九八厘	一、九四六厘
	男平均	二、五六九	二、五七七	二、五八九	二、五二九	二、四五四	二、四二二	二、四二二	二、四〇八	二、四〇三	二、四四五	二、四八二	二、五四〇
	女平均	七三一	七四七	七三二	七一七	七一三	七二二	七〇九	七一四	七二一	七二四	七二九	七四一
窯業、土石加工業	工場	五四	五四	五四	五四	五五	五六	五六	五六	五六	五五	五五	五四
	總平均	一、八一六	一、七七三	一、七五二	一、七二六	一、六八七	一、六九九	一、六八三	一、六八〇	一、六八〇	一、六九六	一、七四	一、七三八
	男平均	二、〇七九	二、〇四一	二、〇二五	二、〇〇七	一、九七九	一、九八七	一、九五八	一、九六〇	一、九六三	一、九七八	二、〇〇一	二、〇二四
	女平均	七七二	七八〇	七八二	七七二	七五二	七六二	七六〇	七四九	七四九	七三二	七三一	七七〇
金屬工業	工場	七七	七七	七七	七六	七六	七七	七七	七七	七七	七八	七八	七八
	總平均	三、〇八八	三、〇七八	三、〇六七	三、〇七八	三、〇二八	三、〇二二	二、九五九	二、九六二	二、九七〇	二、九三二	三、〇九八	三、一六七
	男平均	三、一八三	三、一九二	三、一六七	三、一八一	三、一一六	三、一一三	三、〇五八	三、〇五七	三、〇六四	三、一三三	三、二〇四	三、二七五
	女平均	一、二〇三	一、二六六	一、一九六	一、一七四	一、一七四	一、一三六	一、一〇四	一、一四一	一、一五九	一、一三一	一、一七九	一、一九二
機械器具製造業	工場	八八	八八	八八	八七	八七	八七	八八	八八	八八	九〇	九〇	九〇
	總平均	二、六五四	二、七六一	二、七六六	二、六一八	二、五八一	二、六一一	二、五九四	二、五五三	二、五九一	二、六三四	二、六七九	二、六七四
	男平均	二、八〇八	二、九三四	二、九三三	二、七七四	二、七三二	二、七六三	二、七四五	二、六九四	二、六九七	二、七八五	二、八四三	二、八一四
	女平均	一、二〇九	一、二三九	一、二三八	一、二三三	一、二一七	一、二四〇	一、二一九	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇八	一、二一六	一、二二八

	化學工業			紡織工業			製被服、造身裝品業			紙工業、印刷業		
	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均	女平均	男平均	總平均
一九二〇	一、六二五	二、〇九六	一、八三二	一、〇二一	一、四一六	七九五	八八六	一、六九五	一、二二六	一、一〇三	二、一〇五	一、六九六
一九二一	一、六二四	二、一二七	一、八四五	一、〇二三	一、四一三	七九〇	九〇四	一、七三六	一、二二六	一、〇八九	二、〇三五	一、六四六
一九二二	一、六二九	二、一二九	一、八二九	一、〇二五	一、四一四	七九六	九一四	一、七八七	一、二四一	一、〇九八	二、〇九六	一、六二九
一九二三	一、六二三	二、〇一〇	一、八二三	一、〇二五	一、四二四	七九一	八八二	一、七四八	一、二一〇	一、一一〇	二、一〇六	一、六九一
一九二四	一、六二三	二、一〇四	一、八二三	一、〇二〇	一、四二一	七九六	九一〇	一、七四一	一、二一九	一、〇九八	二、〇九九	一、六九〇
一九二五	一、六四八	二、一〇七	一、八四七	一、〇二四	一、四二七	七九九	九一八	一、七五二	一、二二四	一、〇九六	二、〇九七	一、六九六
一九二六	一、七八一	二、〇四九	一、八二一	一、〇二〇	一、四二三	七九六	九一〇	一、七四九	一、二一七	一、〇九〇	二、〇九四	一、六九〇
一九二七	一、七二三	二、〇四三	一、八二三	一、〇二四	一、四二四	七九六	九一三	一、七四三	一、二一四	一、〇九四	二、〇九二	一、六九四
一九二八	一、七〇六	二、〇二六	一、八〇六	一、〇二一	一、四二一	七九六	九一四	一、七四四	一、二一四	一、〇九四	二、〇九〇	一、六九四
一九二九	一、七一一	二、〇八八	一、八一一	一、〇二〇	一、四二〇	七九四	九一一	一、七四一	一、二一〇	一、〇九一	二、〇八九	一、六九一
一九三〇	一、七一〇	二、〇九二	一、八一〇	一、〇二一	一、四二一	七九五	九一〇	一、七四〇	一、二一〇	一、〇九一	二、〇八八	一、六九〇
一九三一	一、七一一	二、〇八八	一、八一一	一、〇二〇	一、四二〇	七九六	九一一	一、七四一	一、二一一	一、〇九一	二、〇八八	一、六九一

皮革、骨羽、毛品製造業	工場	一三	一四	一三	一三
	總平均	二、六七二	二、六四〇	二、七三一	二、六六〇
	男平均	三、〇一九	二、九七八	三、一二九	三、〇三一
	女平均	八三三	九二四	八五二	八〇七
木竹草茛類ニ關スル製造業	工場	四一	四一	四一	四一
	總平均	一、三八一	一、三九六	一、四〇一	一、三七八
	男平均	一、五三三	一、五四五	一、五五七	一、五三〇
	女平均	七二九	七六三	七六一	七六八
飲食料品製造業	工場	一〇八	一〇八	一〇九	一〇四
	總平均	一、六七六	一、五六五	一、五八九	一、五五五
	男平均	二、一二〇	二、〇一四	二、〇二九	二、〇二一
	女平均	一、〇七六	九七八	一、二〇四	九四一
瓦斯、電氣水道業	工場	二一	二二	二〇	二一
	總平均	二、五六七	二、四四二	二、四五五	二、四六〇
	男平均	二、五八六	二、四五九	二、四七三	二、四七五
	女平均	一、二六四	一、二七〇	一、二〇六	一、二九五
其他ノ工業	工場	一四	一四	一四	一三
	總平均	一、七四六	一、七四五	一、六七五	一、七二四
	男平均	二、一〇三	二、一〇四	二、〇一五	二、一二五
	女平均	七九三	八〇六	七九〇	七六八

(2) 交通勞働者

	工場	一三	一四	一三	一三
	總平均	二、六七二	二、六四〇	二、七三一	二、六六〇
	男平均	三、〇一九	二、九七八	三、一二九	三、〇三一
	女平均	八三三	九二四	八五二	八〇七
	工場	四一	四一	四一	四一
	總平均	一、三八一	一、三九六	一、四〇一	一、三七八
	男平均	一、五三三	一、五四五	一、五五七	一、五三〇
	女平均	七二九	七六三	七六一	七六八
	工場	一〇八	一〇八	一〇九	一〇四
	總平均	一、六七六	一、五六五	一、五八九	一、五五五
	男平均	二、一二〇	二、〇一四	二、〇二九	二、〇四八
	女平均	一、〇七六	九七八	一、二〇四	九四一
	工場	二一	二二	二〇	二一
	總平均	二、五六七	二、四四二	二、四五五	二、四七四
	男平均	二、五八六	二、四五九	二、四七三	二、四八八
	女平均	一、二六四	一、二七〇	一、二〇六	一、二九五
	工場	一四	一四	一四	一三
	總平均	一、七四六	一、七四五	一、六七五	一、七二四
	男平均	二、一〇三	二、一〇四	二、〇一五	二、一二五
	女平均	七九三	八〇六	七九〇	七六八

	事業場	總平均	男平均	女平均
總數	四四四	一、九四四	二、〇五三	一、〇四四
通信業	四四六	一、九五二	二、〇六〇	一、〇四一
	四四七	一、九五四	二、〇五〇	一、〇三〇
運輸業	四四二	一、九八九	二、一〇三	一、〇六六
	四四八	一、九八八	二、一〇〇	一、〇六五
	四五〇	一、九八〇	二、〇九五	一、〇五五
	四四九	一、九三六	二、〇四〇	一、〇五七
	四四六	一、八七三	一、九七五	一、〇一七
	四四六	一、八七五	一、九七七	一、〇一九
	四四五	一、八七三	一、九七四	一、〇一七
	四四七	一、八八〇	一、九八三	一、〇二三
	四五三	一、八九六	一、九九八	一、〇三三

(3) 鑛山勞働者

	鑛山	總平均	男平均	女平均
總數	八二	一、六四三	一、七二〇	七一三
	八七	一、六三七	一、七〇四	七一〇
	八七	一、六三四	一、七〇一	七〇九
	八九	一、六二六	一、六九二	七〇九
	八八	一、六〇六	一、六七四	七〇二
	八七	一、六二五	一、六八四	七〇二
	八七	一、六二八	一、六九九	七〇六
	七六	一、六三三	一、七〇四	七一一
	八五	一、六三七	一、七〇八	七〇七
	八五	一、六五二	一、七二三	七一六
	八四	一、六六六	一、七三七	七三三
	八八	一、六六五	一、七三六	七二〇

	鑛山	總平均	男平均	女平均
金屬工業	三	一、六五六	一、七二六	六五五
	三	一、六五一	一、七二〇	六五二
	三	一、六五三	一、七二三	六五三
	三	一、六五九	一、七二八	六五八
	三	一、六三七	一、七〇六	六五三
	三	一、六五〇	一、七一七	六五五
	三	一、六三〇	一、七〇三	六四六
	三	一、六二三	一、七〇四	六四五
	三	一、六二七	一、七〇七	六四二
	三	一、六二四	一、六九五	六四五
	三	一、六四一	一、七〇九	六四九
	三	一、六一九	一、六九二	六四二

第十一表（其三）勞働人員及勞働賃銀指數（日本銀行調査局調）

(1) 總指數及男女別重要事業別

	昭和九年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
總指數 勞働人員	八六・二	八六・七	八七・八	九〇・五	九一・〇	九一・二	九一・六	九二・一	九三・五	九四・一	九四・九	九五・五	九一・三
總指數 定額賃銀	八四・一	八三・七	八三・五	八三・〇	八二・八	八二・七	八二・八	八二・七	八二・六	八二・六	八二・三	八二・二	八二・九
總指數 實收賃銀	八七・八	九二・九	九四・〇	九〇・七	九〇・七	八九・六	八九・九	八九・七	九〇・〇	九一・一	九二・四	九五・〇	九一・二
男 勞働人員	九三・〇	九三・七	九四・八	九六・七	九七・四	九八・一	九八・九	九九・八	一〇〇・八	一〇一・七	一〇二・六	一〇三・四	九八・四
男 定額賃銀	八五・二	八四・八	八四・六	八四・二	八三・九	八三・八	八三・九	八三・八	八三・七	八三・六	八三・三	八三・一	八四・〇
男 實收賃銀	九三・〇	九七・八	九八・六	九六・四	九五・八	九五・七	九四・七	九四・五	九四・九	九六・一	九七・八	一〇〇・五	九六・三
石炭鑛業 總平均	一、六三七	一、六三三	一、六三〇	一、六二五	一、六二〇	一、五九一	一、六〇二	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇三	一、六〇一	一、五九一	一、六二七
石炭鑛業 男平均	一、七〇三	一、七〇〇	一、六九七	一、六八二	一、六七三	一、六五八	一、六七三	一、六七〇	一、六七〇	一、六七四	一、六七七	一、六五八	一、六七〇
石炭鑛業 女平均	七三一	七二五	七二四	七二三	七二〇	七一六	七一四	七一九	七一九	七一九	七一六	七一六	七一九
石油鑛業 總平均	一、六八二	一、六五一	一、六二七	一、六〇四	一、六〇四	一、七二九	一、六〇四	一、六〇四	一、六〇六	一、六〇七	一、七二七	一、七二七	一、七二七
石油鑛業 男平均	一、七二四	一、六九四	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六四七	一、六七三	一、六七二	一、六七二	一、六七一	一、六七一	一、六四七	一、六七一
石油鑛業 女平均	八三〇	八四一	八三二	八三〇	八二九	八二一	八二九	八二九	八二九	八二九	八二一	八二九	八二九
其他ノ鑛業 總平均	一、六一七	一、六〇六	一、五七九	一、六二七	一、六二七	一、六二三	一、六二六	一、六二六	一、六二六	一、六二六	一、六二六	一、五六一	一、六二六
其他ノ鑛業 男平均	一、六九五	一、六八五	一、六六四	一、六三二	一、六三二	一、七一七	一、七四九	一、七四九	一、七四九	一、七四九	一、七四六	一、五八九	一、七四九
其他ノ鑛業 女平均	六八〇	六四七	六四五	六五三	六五四	六二七	六五四	六五四	六五四	六五四	六六七	六六三	六五四

第一部統計表

女	勞働人員	七九・六	七九・八	八〇・九	八四・三	八四・三	八四・六	四八・四	八四・七	八六・三	八六・七	八七・五	八七・七	八四・三
	定額賃銀	七八・九	七八・七	七八・五	七七・九	七七・八	七七・七	七七・九	七七・八	七七・八	七七・八	七七・七	七七・六	七八・〇
	實收賃銀	六七・〇	六八・〇	六七・六	六六・九	六六・五	六六・九	六六・五	六七・〇	六七・二	六七・六	六八・二	六八・二	六七・三
備考　製絲業ハ含マズ														

(2)　重要事業別

	昭和九年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
製絲業	勞働人員	五五・八	五七・六	六一・一	六三・九	六二・六	六一・二	六一・七	六二・〇	六一・六	六一・五	六一・三	五一・八	六〇・二
	定額賃銀	六〇・六	六〇・三	五九・七	五九・一	五九・六	五九・五	六〇・〇	六〇・六	六一・二	六一・七	六一・四	六一・四	六〇・四
	實收賃銀	六二・五	六〇・七	六〇・二	五九・三	五九・六	五九・四	六一・三	六一・三	六一・七	六二・九	六三・〇	六二・四	六一・三
紡績業	勞働人員	六五・八	六五・九	六六・五	六九・五	六九・九	六九・七	六九・四	六九・三	七一・一	七一・九	七二・四	七二・一	六九・四
	定額賃銀	六九・五	六九・六	六九・四	六八・一	六七・六	六七・六	六七・六	六七・六	六七・三	六七・八	六七・九	六八・三	六八・二
	實收賃銀	六二・〇	六二・四	六一・九	六〇・九	六〇・四	六〇・三	六〇・〇	六〇・六	六〇・九	六一・四	六一・七	六一・六	六一・二
織物業	勞働人員	七二・七	七二・九	七三・七	七六・三	七六・三	七六・三	七六・一	七六・三	七七・五	七七・四	七七・六	七七・五	七七・九
	定額賃銀	七一・四	七一・九	七一・九	七一・〇	七一・一	七一・五	七二・一	七二・四	七二・〇	七二・九	七三・〇	七三・二	七二・一
	實收賃銀	六五・四	六六・一	六五・九	六五・七	六五・七	六六・一	六六・四	六七・一	六七・二	六六・八	六七・四	六七・四	六六・四
機械製造業	勞働人員	一五四・五	一五六・九	一六〇・三	一六五・二	一六五・五	一六六・八	一七七・九	一七九・八	一七一・七	一七五・二	一七九・八	一八三・〇	一六八・八
	定額賃銀	八二・七	八三・八	八二・八	八一・九	八一・一	八〇・三	七九・九七	七九・四	八〇・三	八〇・二	八〇・一	八〇・五	八一・一
	實收賃銀	九四・〇	九八・二	一〇〇・一	九七・九	九四・六	九六・二	九六・〇	九四・〇	九三・八	九五・二	九六・〇	一〇三・四	九六・五
船舶製造業	勞働人員	八九・二	九一・八	九四・六	九九・二	一〇一・二	一〇二・六	一〇八・四	一〇三・七	一〇三・七	一〇五・八	一〇八・四	一〇三・四	一〇一・九
	定額賃銀	九〇・五	九〇・七	九〇・七	九〇・二	八九・九	八九・八	八九・二	八八・七	八八・〇	八九・三	八九・四	八八・七	八九・七
	實收賃銀	九六・八	一〇一・一	一〇〇・七	九八・六	九六・三	九六・三	九七・六	九五・〇	九六・五	九六・五	九七・三	九五・〇	九八・四

車輛製造業 勞働人員	九三・七	九五・七	九八・八	一〇二・八	一〇四・五	一〇六・〇	一〇六・一	一〇八・二	一〇八・九	一〇九・五	一一〇・四	一一〇・三	一〇四・六
車輛製造業 定額賃銀	八三・九	八三・四	八二・八	八一・九	八〇・九	七九・九	七九・六	七九・五	七九・五	七九・四	七九・一	七九・一	八〇・八
車輛製造業 實收賃銀	八七・四	九〇・二	九三・三	九〇・九	八九・一	八六・〇	八四・六	八三・三	八四・六	八三・九	八四・八	九一・八	八七・五
金屬品製造 勞働人員	一〇九・八	一一〇・八	一一三・〇	一一三・六	一二四・七	一二五・九	一二八・一	一二九・三	一三〇・七	一三三・四	一三三・九	一三四・九	一一七・二
金屬品製造 定額賃銀	八七・四	八七・三	八七・五	八六・七	八六・五	八六・六	八六・六	八六・六	八六・六	八六・五	八五・六	八五・二	八六・六
金屬品製造 實收賃銀	九二・九	九九・三	九八・八	九八・八	九八・一	九七・九	九六・二	九六・七	九六・七	九八・六	一〇〇・一	一〇一・九	九八・〇
窯業 勞働人員	七七・二	七七・七	七九・〇	八〇・一	八〇・七	八一・二	八一・八	八二・〇	八二・一	八一・八	八二・二	八二・五	八〇・七
窯業 定額賃銀	八五・五	八五・二	八四・七	八四・四	八四・二	八四・二	八四・三	八四・三	八四・一	八四・二	八三・七	八三・六	八四・四
窯業 實收賃銀	八三・〇	九八・二	一〇〇・一	九七・九	九四・六	九六・二	九四・〇	九三・八	九五・二	九六・〇	九八・一	一〇〇・八	九六・六
製紙業 勞働人員	七九・一	七九・五	七九・五	七九・六	八〇・〇	八〇・二	八〇・六	八〇・六	八〇・八	八一・三	八一・四	八二・三	八〇・四
製紙業 定額賃銀	八九・八	八九・四	八九・〇	八九・〇	八八・八	八八・七	八八・七	八八・六	八八・五	八八・三	八七・一	八七・八	八八・六
製紙業 實收賃銀	九四・九	九一・八	九一・五	九一・三	九一・五	九一・〇	九一・三	九一・七	九一・三	九一・四	九一・〇	九三・三	九一・八
人造肥料業 勞働人員	七九・〇	七九・三	七九・九	八二・一	八二・九	八三・五	八三・三	八四・四	八四・八	八五・五	八七・五	八八・四	八三・四
人造肥料業 定額賃銀	九九・七	九九・八	九九・三	九八・五	九八・三	九八・五	九八・九	九八・七	九八・五	九八・七	九八・五	九七・九	九八・八
人造肥料業 實收賃銀	九五・七	九五・五	九六・四	九三・三	九四・三	九五・四	九四・五	九三・八	九二・五	九四・〇	九四・九	九五・五	九四・六
飲食物工業 勞働人員	八四・四	八二・九	八三・〇	八四・〇	八三・七	八三・四	八三・五	八三・五	八四・六	八七・〇	八七・六	八七・一	八四・五
飲食物工業 定額賃銀	九二・四	九三・〇	九一・九	九一・四	九一・六	九一・五	九一・四	九一・三	九一・〇	九〇・六	八九・七	八九・六	九一・三
飲食物工業 實收賃銀	九五・三	九二・二	九一・二	九一・五	九二・〇	九二・四	九三・一	九三・四	九一・九	九二・二	九二・三	九一・七	九二・四
印刷製本業 勞働人員	九四・三	九四・六	九四・五	九五・〇	九五・〇	九五・一	九四・九	九五・二	九五・八	九六・二	九七・二	九六・八	九五・四
印刷製本業 定額賃銀	八二・五	八二・三	八一・八	八一・二	八〇・九	八〇・七	八一・〇	八一・〇	八〇・五	八〇・四	八〇・三	八〇・一	八一・一
印刷製本業 實收賃銀	九〇・八	九二・八	九四・二	九一・二	八七・五	八七・七	八七・五	八六・六	八九・三	八九・二	九二・四	九五・〇	九〇・三

備考

一、大正十五年中ノ平均ヲ一〇〇トス、但シ製絲業ニ限リ大正十五年三月ヨリ十一月マデノ平均ヲ一〇〇トス

一、賃銀指數ハ※印ヲ附セルモノニアリテハ女工ノ賃銀ニヨリ、其他ニアリテハ男工ノ賃銀ニヨル

第十二表　家計調査（內閣統計局調査）

第十二表（其一）俸給生活者家計調査（自昭和七年九月至昭和八年八月）

(1)　收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入內譯

	總數	未滿六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	以上一〇〇圓
世帶總數	五三八	一三	四五	八七	九五	一〇〇	一九八
世帶人員（總數）	二、一二八・八五人	四七・八九人	一五五・七八人	三三二・四五人	三六二・〇三人	四四三・九四人	七八六・七六人
世帶人員（一世帶平均）	三・九六	三・六八	三・四六	三・八二	三・八一	四・四四	三・九七
實收入　總額	九三・五九円	五五・七七円	六五・六一円	七五・四五円	八四・七二円	九五・二三円	一二三・八四円
勤勞收入　全額	八四・〇〇	五一・五七	六〇・八一	六九・一五	七七・三九	八五・六九	一〇〇・二五
勤勞收入　世帶主ノ收入	八二・三一	四八・二四	六〇・五五	六七・七四	七六・二四	八四・三三	九七・七八
勤勞收入　世帶主ノ配偶者收入	〇・七八	〇・五一	〇・二五	〇・八六	〇・六四	一・一三	〇・七九
勤勞收入　家族收入	〇・九一	一・八二	〇・〇一	〇・五五	〇・五一	〇・二四	一・六八
勤勞外收入　全額	九・五九	四・二〇	四・八〇	六・三〇	七・三三	九・五三	一三・五九
勤勞外收入　財產收入	〇・五二	〇・一三	〇・一三	〇・二〇	〇・三四	〇・三四	〇・九四
勤勞外收入　受贈	七・三八	三・〇六	三・七四	五・二九	六・二一	七・五〇	九・九一
勤勞外收入　其他	一・六九	一・〇二	〇・九三	〇・八一	〇・七八	一・六九	二・七三
實支出	八三・〇二	五四・三三	六〇・二七	六八・三二	七五・四三	八四・三六	九九・五〇
勤勞收入過不足	〇・九八	—	〇・五四	〇・八三	一・九六	一・三三	〇・七五
勤勞收入過不足	—	二・七六	—	—	—	—	—

實收入	一〇・五七	一・四四	五・三四	七・一三	九・二九
對實支出	—	—	—	—	—
過不足	—	—	—	—	—

(2) 收入階級一世帶一ケ月平均實支出內譯

一世帶平均消費單位	總數	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
總額	二・九七円	二・九一円	二・六五円	二・八一円	二・八六円	三・二五円	三・〇三円
飲食物費	八三・〇二	五四・三三	六〇・二七	六八・三三	七五・四三	八四・三六	九九・五〇
米麥費	二六・五九	二一・八二	二一・二三	二三・九〇	二四・七九	二七・九四	二九・九二
副食物費	七・五六	七・三一	六・八二	七・二二	七・〇四	八・五四	七・六六
嗜好品費	一〇・〇五	八・五八	八・三三	八・五九	九・七一	一〇・四三	一一・一五
其ノ他費	六・一六	四・五三	四・三六	四・九七	五・四五	六・二七	七・四八
住居費	二・八二	一・四〇	一・七二	二・一二	二・五九	二・七〇	三・六三
光熱費	一五・九二	一〇・〇七	一二・一七	一三・一七	一五・二二	一六・三一	一八・五六
被服費	四・〇三	三・三三	三・二三	三・五一	三・八三	四・二一	四・四八
其ノ他ノ諸費	一〇・六六	五・二四	七・一八	八・六三	九・七四	一〇・三二	一三・三一
保健衛生費	二五・八二	一三・八七	一六・六七	二〇・一一	二一・八五	二五・五八	三三・二三
育兒費	五・八一	二・九五	四・七五	五・一一	五・二七	五・八二	六・八一
教育費	〇・六五	〇・四一	〇・四六	〇・六九	〇・五七	〇・六九	〇・七一
交通費	一・一八	〇・二三	〇・七五	〇・七〇	〇・七五	〇・七五	一・五六
通信運搬費	一・四四	〇・九九	〇・九二	〇・九五	一・二三	一・四九	一・八九
文房具費	〇・四一	〇・一八	〇・二八	〇・三〇	〇・三九	〇・三六	〇・五四
負擔費	〇・一六	〇・一一	〇・一六	〇・一三	〇・一三	〇・一八	〇・一八
	〇・六三	〇・四七	〇・四一	〇・五一	〇・五九	〇・六〇	〇・七八

(3)

収入階級別一ケ月平均總收入及總支出

	總數	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
總收入	一六一・三一円	一〇八・二七円	一二三・〇〇円	一三一・七一円	一四八・一八円	一六六・〇五円	一九二・六七円
實收入	九三・五九	五五・七七	六五・六一	七五・四五	八四・七二	九五・二三	一二三・八四
總收入額	六七・七二	五二・五〇	四七・三九	五六・二六	六三・四六	七〇・八三	七八・八三
繰越額	四二・四七	二九・三二	二八・八二	三四・八二	四二・五三	四四・三二	四八・八三
貯金引出	一〇・一四	六・三三	六・七七	八・七三	七・〇八	一〇・七七	一三・九四
無盡取金	〇・七一	〇・四五	〇・二〇	〇・三二	〇・二五	一・三二	〇・九一
保險金	〇・二六	〇・〇二	〇・〇九	〇・一六	〇・〇九	〇・一四	〇・五〇
貸金受入	〇・九六	〇・六四	〇・四九	一・二一	〇・三五	〇・八三	一・三五
質入	〇・〇三	—	〇・〇四	〇・〇五	—	〇・〇二	〇・〇四
負債	一・三三	二・一六	一・六三	一・〇三	一・六九	一・〇三	一・二九
掛買	二・四〇	一三・四三	九・二八	九・七七	一二・二三	一二・七九	一三・三九
其他	〇・四三	〇・二六	〇・〇七	〇・一八	〇・三五	〇・六一	〇・五八
交際費	七・四七	四・四五	四・五二	五・九八	六・七六	六・六三	九・七六
修養娯樂費	四・七八	三・一九	三・一五	三・七八	三・八三	四・九〇	六・〇八
旅行費	一・一〇	〇・六五	〇・六八	一・一四	〇・八八	〇・七〇	一・五三
其他	二・〇四	〇・三三	〇・五四	〇・七六	一・二六	二・四八	三・二〇
記入不備	〇・一五	〇・〇二	〇・〇五	〇・〇六	〇・二〇	〇・一五	〇・一九

第十二表（其二）勞働者家計調査（自昭和七年九月至昭和八年八月）

レ (1) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入內譯

	總數	未滿五〇圓	未滿六〇圓	未滿七〇圓	未滿八〇圓	未滿九〇圓	未滿一〇〇圓	以上一〇〇圓
世帶總數	一、〇六八人	一四人	六人	一五六人	二八人	一九八人	一五八人	二五五人
世帶人員（總）	四、四八五・九二	五二・〇一	二六八・〇九	六二八・四九	八六九・五二	八二九・九三	六九三・〇〇	一、一四五・八八
一世帶平均	四・二〇	三・七二	三・八九	四・〇三	三・九九	四・一九	四・三九	四・四九

第一部統計表

	總實收入	實支出	繰越金	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金	負債返還	掛買拂	共他
總額	一六一・三一	一〇八・二七	一三・〇〇	一三一・七一	一四八・一八	一六六・〇五	一九二・六七				
出支額	八三・〇二	四三・三三	六〇・二七	六八・三三	七五・四三	八四・三六	九九・五〇				
出支額	七八・二九	五三・九四	五二・七三	六三・三九	七二・七五	八一・六九	九三・一三				
出支ノ外以出支實收	四二・九八	二八・八七	二九・一一	三四・九九	四二・九一	四五・一一	四九・五二				
全繰貯金	一五・三七	五・三三	八・五八	一三・一四	一三・一〇	一五・二五	二〇・六一				
無盡掛金	一・〇六	〇・八五	〇・六三	〇・九三	〇・七五	一・二一	一・三一				
保險料	三・九八	一・六九	二・七二	二・九三	三・三〇	四・三七	四・九八				
貸金	一・〇一	一・五一	〇・五五	〇・八七	〇・四三	〇・六六	一・六〇				
質受金	〇・〇二	—	〇・〇六	—	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇三				
負債返還	一・三八	二・一八	一・四〇	〇・九三	一・六六	一・四七	一・五四				
掛買拂	二・五一	二・二九	九・三七	九・九八	二・二三	二・九四	三・四五				
共他	〇・九八	〇・二三	〇・三一	〇・五七	〇・七五	一・六七	一・二				

	未五〇圓滿	未六〇圓滿	未七〇圓滿	未八〇圓滿	未九〇圓滿	未一〇〇圓滿	以一〇〇圓上
實收入 勤勞收入 世帶主收入	八六・一八円	五六・七一円	六五・一六円	七四・七八円	八四・八五円	九四・七一円	一一四・七五円
世帶主ノ配偶者收入	四五・二一円	五二・九七	六〇・九二	六九・九一	七九・五一	八七・六八	一〇五・七〇
家族收入	七六・九九	五一・一〇	五八・九七	六八・二一	七七・二四	八三・七六	一〇〇・一四
勤勞外收入 全額	一・六五	一・七一	一・四四	一・二六	一・五三	一・八五	二・一三
財產收入	〇・三九	〇・一六	〇・五一	〇・四四	〇・七四	二・〇七	三・四三
受贈	一・一九	二・八九	四・二四	四・八七	五・三四	七・〇三	九・〇五
其他	〇・六三	〇・〇八	〇・〇五	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・六一
實支出	五・五二	五・二〇	三・七一	四・二三	四・三一	六・二六	七・三二
勤勞收入過不足	七四・五七	〇・六三	五八・五三	六五・五七	七四・九〇	八一・九四	九〇・六〇
實收入過不足	四五・五〇	〇・二三	二・九九	四・三四	六・六三	五・七四	一三・七七
實支出	三・一八	〇・二九	三・四五	九・二一	九・九五	一一・一〇	二〇・一五
實收入過不足	〇・二九	三・四五	六・〇九	七・八〇	八・一八	九・六一	一一・三一

(2) 收入階級別一世帶一ケ月平均實支出內譯

一世帶平均消費單位	總數	未五〇圓滿	未六〇圓滿	未七〇圓滿	未八〇圓滿	未九〇圓滿	未一〇〇圓滿	以一〇〇圓上
總額	三・〇八円	二・八〇円	二・九〇円	二・九三円	二・九四円	三・〇八円	三・二三円	三・二八円
飲食物費	七四・五七	四五・五〇	五三・二六	五八・五三	六五・五七	七四・九〇	八一・九四	九四・六〇
米麥費	二六・五三	二〇・四二	二三・一九	二三・一四	二四・〇二	二六・二九	二八・七七	三一・〇六
副食物費	八・五八	七・七〇	八・二一	八・三九	八・二〇	八・五二	八・九九	八・九六
嗜好品費	九・六九	七・八〇	八・一八	八・四四	八・八九	九・六一	一〇・五二	一一・三三
	六・一三	三・八三	四・五〇	五・三五	五・三五	六・一四	六・八七	七・六四

(3) 收入階級別一世帶一ケ月平均總收入及總支出

	總數	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
其ノ他	二・一四	一・〇九	一・三〇	一・五〇	一・五八	二・〇三	二・三九	三・二四
住居費	一三・八四	八・三三	九・七三	一〇・三三	一一・五一	一三・二四	一三・七〇	一五・七七
光熱費	三・三八	二・一〇	二・七〇	二・九五	三・一八	三・四二	三・六四	三・八六
被服費	九・二二	四・七四	五・六八	六・八二	七・八六	九・二五	一〇・一三	一三・二八
其ノ他ノ諸費	一三・六一	九・九一	一三・九六	一五・三〇	一九・〇〇	二三・七〇	二五・六一	三一・五三
保健衛生費	五・七〇	三・三八	四・〇四	四・一四	五・〇一	五・八四	六・三七	七・二八
育兒費	〇・六一	〇・三八	〇・三四	〇・五一	〇・五八	〇・五六	〇・六七	〇・七九
教育費	〇・九五	〇・三六	〇・五三	〇・六四	〇・五八	〇・九七	一・一〇	一・四九
交通費	〇・九〇	〇・三五	〇・五四	〇・五八	〇・七八	〇・八一	〇・九九	一・三五
通信運搬費	〇・二一	〇・〇七	〇・一三	〇・一三	〇・一八	〇・一三	〇・二四	一・二七
文房具費	〇・一一	〇・〇四	〇・〇八	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇九	〇・一三	〇・一四
負擔費	〇・六二	〇・二二	〇・三三	〇・四七	〇・五一	〇・五七	〇・六四	〇・九二
交際費	六・七五	二・二六	三・六五	四・四三	五・七六	六・九〇	七・九四	九・二六
修養娛樂費	三・八三	一・五〇	二・二九	二・六九	三・二三	三・八八	四・〇四	五・四二
旅行費	〇・七四	〇・三七	〇・二四	〇・四六	〇・三八	〇・八二	〇・九五	一・一八
其他	二・〇三	〇・三九	〇・六三	一・〇五	一・七九	一・八八	二・二三	三・二三
記入不備	〇・一六	〇・四七	〇・〇八	〇・一〇	〇・一一	〇・一六	〇・一三	〇・二〇
總額	一四九・七六円	八四・五六円	一〇四・四〇円	一一七・八一円	一三三・五六円	一四六・八五円	一六三・一三円	一九三・六七円

總入收			實收入	實收入以外入收												總出支			實支出	實支出以外出支											
				全額繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	質入	負債	掛買	其ノ他								全額繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金	負債返還	掛買拂	其ノ他			
八六・一八	四五・二一	五六・七一	六五・一六	七四・七八	八四・八五	九四・七一	一二四・七五	六三・六〇	三九・三五	四七・六九	五二・六五	六七・四一	七八・九二	四〇・五五	三三・三〇	三三・三〇	五二・六五	三〇・五七	四二・六七	四一・二〇	二・六五	三・三二	五・五九	五八・八〇	三九・〇一	四五・四五	五三・二六	五一・一四	三〇・八四	四・六一	一・三三
四〇・五五	二・六五	三・三二	五・九五	六・四四	八・七四	九・七一	一二・七五	〇・七七	〇・一九	〇・八九	〇・五五	〇・八九	〇・九九	〇・四五	〇・四五	〇・四四	〇・四四	〇・四六	〇・四六	〇・五五	〇・五五	〇・五三	〇・五五	〇・五三	〇・五二	〇・四五	〇・五二	〇・五二	〇・三一	〇・三一	〇・三一
一・三七	—	〇・七七	一・三六	一・三六	二・五三	一・一九	二・五二	〇・四四	〇・二〇	〇・一六	〇・一六	〇・一八	〇・一三	〇・一四	一〇・一四	一一・九二	一一・九二	一〇・七二	一一・六八	一一・〇三	二・八七	二・〇三	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇六
二・六四	二・八七	二・〇六	二・〇六	二・〇六	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三
一一・五六	一一・〇三	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・六八
〇・二四	—	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七	〇・七七
一四九・七八	八四・五六	一〇四・四〇	一三三・五八	一四六・八五	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇	一四・四〇
七四・五七	四五・五〇	五三・二六	六五・五七	七四・九〇	八一・九四	九四・六〇	一六二・一二	五八・五三	六八・〇一	七一・九五	八〇・一八	九九・〇七	一九三・六七	一〇・六五	九・五三	二・三五	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一	二・一一
三九・〇一	三九・〇六	五一・一四	六八・〇一	七一・九五	八〇・一八	九九・〇七	一九三・六七	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五	一〇・六五
三三・九〇	三三・八四	三〇・八四	三三・七七	三九・五四	四三・四〇	五一・五五	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九	一三・〇九
二・八七	四・六一	一・三三	二・二五	二・一一	二・七七	二・九三	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七	二・二七
〇・四一	〇・九七	二・四八	三・一七	三・四七	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二	三・九二
〇・二四	〇・一一	〇・三一	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六
〇・〇三	〇・〇三	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
〇・〇七	〇・六七	一・一四	二・八九	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三	二・〇三
一一・一一	二・一一	一〇・一八	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九	一三・二九
〇・二八	—	〇・二五	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・二四

第十二表（其三）農業者家計調査（自大正十五年九月至昭和二年八月内閣統計局調査）

(1) 收入階級別一世帶一ケ月平均實收入内譯

	世帶總數	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
世帶總數			六七〇	一〇六	一三六	一六三	一七二	二一八	二二一	二五	一五
世帶人員 總數	三、九〇五・三一人		四五八・三一人	七七〇・九四人	九五〇・三九人	七三八・八二人	四五二・二九人	二五五・八四人	一三五・二三人	三二・八〇人	一二〇・四七人
實收入 總額	五・八三		四・三三	五・六七圓	五・三八圓	六・三一圓	六・五五圓	七・七三圓	六・四四圓	六・五六	七・三六圓
農業純收入	九六・一六		四七・一〇	七〇・二一	八九・四八	一〇九・八二	一三〇・九四	一四八・三〇	一六七・三四	一八九・三九	一三一・一一
勤勞收入 全額	六一・五七		二九・〇七	四四・八九	五六・六八	七一・五六	八三・五七	九六・三	一二七・九一	一二四・一九	二九〇・二一
世帶主收入	一一・〇三		六・四九	八・九〇	一一・四六	一二・八五	一四・〇七	一一・六五	八・八八	一五・三	一四・七〇
世帶主ノ配偶者收入	五・三〇		四・〇七	四・三六	五・一四	五・九五	六・〇三	五・五六	三・六三	一三・七一	〇・九九
家族收入	〇・八三		〇・九三	一・二三	〇・八七	〇・五二	〇・六二	〇・六六	〇・二一	〇・二一	一三・五二
勤勞外收入 全額	四・九〇		一・四九	三・三五	五・四五	六・三八	七・四二	五・四三	五・〇四	一・二一	六二・八二
財產收入	二三・五六		一一・五四	一六・三八	二一・三四	二五・四一	三三・三〇	四〇・四三	四〇・五五	五〇・七一	三七・〇三
受贈	一三・〇〇		六・〇一	八・八六	一三・〇三	一四・三一	一七・二三	二二・五二	三三・五六	三三・三六	三七・〇三
其ノ他	七・一八		三・五九	四・八七	六・五二	七・四八	一〇・三九	一三・四六	一〇・〇九	一五・一一	二〇・八六
實支出	三・三八		一九・四	二・六五	二・七九	三・六二	五・六九	四・四五	七・九〇	三・二四	四・九三
	九七・三九		五九・七九	七五・八一	九三・〇五	一〇七・六七	一二六・二八	一三八・八八	一四〇・〇九	一三九・三二	一六九・四八
農業純收入對實支出 過	三四・八二		三〇・七二	三〇・九〇	三六・三七	三六・一〇	四三・七二	四二・六六	三三・一八	一五・一三	四〇・四〇
不足	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業純收入及勤勞收入對實支出 過	二三・七九		二四・二三	二一・九八	二四・九二	二三・二五	二八・六五	三一・〇〇	一三・三〇	〇・一〇	一一・一九
不足	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—

		總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
實收入對實支出	過	—	—	—	—	2.15	4.66	9.43	27.25	50.61	51.62
	不足	0.13	12.69	5.60	3.57	—	—	—	—	—	—
農業純收入		10.56	6.72	7.92	9.72	11.23	13.75	14.29	18.32	18.93	17.53
農業外收入	勤勞收入	1.89	1.50	1.58	1.97	2.04	2.15	1.73	1.38	2.29	3.97
	勤勞外收入	4.04	2.67	2.19	3.66	4.02	5.08	6.01	6.30	7.73	8.53
實支出		16.54	13.83	13.37	15.96	17.05	19.27	20.63	21.76	21.24	25.02
一人當 農業純收入對實支出	過	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不足	5.98	7.10	5.46	6.24	5.72	6.51	6.34	3.45	2.31	5.49
農業純收入及農業外勤勞收入對實支出	過	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不足	4.08	5.60	3.88	4.27	3.68	4.37	4.60	2.07	0.02	2.53
實收入對實支出	過	—	—	—	—	0.34	0.71	1.40	4.33	7.72	7.01
	不足	0.04	2.93	0.99	0.61	—	—	—	—	—	—

(2) 收入階級別一世帶一ケ月平均實支出內譯

		總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
總額		96.39	円 59.79	円 75.81	円 93.05	円 107.67	円 136.28	円 138.88	円 140.09	円 139.13	円 169.48
飲食物費	全額	44.01	30.02	38.58	42.39	48.82	54.53	55.94	57.49	51.28	61.42
	米麥費	26.40	18.45	23.63	25.96	29.42	32.86	32.68	32.83	29.85	33.46
	嗜好品費	4.23	2.85	3.57	4.38	4.59	5.01	6.13	6.61	5.45	7.82
	其ノ他	13.38	8.72	11.38	13.05	14.81	16.66	17.13	18.25	15.98	20.14
住居費		14.64	7.97	10.65	14.32	16.26	19.51	23.20	24.21	26.09	27.24
光熱費		5.89	4.38	4.96	5.67	6.84	7.38	7.16	7.40	6.77	7.63
被服費		7.59	4.50	5.53	7.19	8.61	9.63	12.13	12.08	13.26	15.68

	總收入							
	總額	實收入	實收入以外					
			總額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	
	總數	未滿一〇圓	未滿八〇圓	未滿一〇〇圓	未滿一二〇圓	未滿一四〇圓	未滿一六〇圓	未滿一八〇圓
	円	円	円	円	円	円	円	円
保健衛生費	二・七一	一・七五	二・三〇	二・四七	二・七一	三・五九	四・三七	四・〇一
育児費	〇・三七	〇・二三	〇・二六	〇・三三	〇・四九	〇・五九	〇・四六	〇・三六
教育費	一・〇一	〇・四七	〇・五八	一・二四	一・〇三	一・四六	一・六四	一・五七
交通費	一・一五	〇・五六	〇・七一	一・一三	一・三一	一・四四	二・〇二	一・七三
通信運搬費	〇・一六	〇・〇八	〇・〇八	〇・一六	〇・二〇	〇・二三	〇・二七	〇・二三
文房具費	〇・一五	〇・一一	〇・一一	〇・一五	〇・一六	〇・一七	〇・二三	〇・二四
負擔費	一・三一	〇・六八	〇・九四	一・一九	一・六〇	一・八〇	二・一〇	二・〇八
交際費	七・五八	四・〇一	四・七七	六・九八	八・五一	一〇・八八	一三・七三	一三・八五
修養娯樂費	二・一六	一・二三	一・五四	一・九五	二・三三	二・八一	三・三三	三・八七
旅行費	〇・五八	〇・二三	〇・三五	〇・四五	〇・八〇	〇・九七	〇・四八	一・六七
傭人料	〇・一六	〇・〇七	〇・〇五	〇・一一	〇・二〇	〇・一九	〇・四五	〇・三五
其ノ他	六・〇五	三・二五	四・〇八	五・七一	六・四一	九・六八	一〇・三七	九・三一
記入不備	〇・八七	〇・二四	〇・三〇	〇・六二	一・三九	一・四三	一・九一	〇・九五
	二・四七	二・七一	二・三〇	一・七五	五・八五	四・〇一	四・六九	五・八五
	〇・三三	〇・四九	〇・六八	〇・三三	〇・三七	〇・三六	〇・六三	〇・三七
	一・二四	一・〇三	〇・五八	一・四七	一・二四	一・五七	二・〇一	一・二四
	一・一三	一・三一	〇・七一	一・三五	一・四六	一・七三	二・〇二	一・四四
	〇・一六	〇・二〇	〇・〇八	〇・二三	〇・二三	〇・二三	〇・二七	〇・二三
	〇・一五	〇・一六	〇・一一	〇・二四	〇・一七	〇・二四	〇・二三	〇・二四
	一・一九	一・六〇	〇・六八	二・〇八	一・八〇	二・〇八	二・一〇	二・〇八
	六・九八	八・五一	四・七七	一三・八五	一〇・八八	一三・八五	一三・七三	一三・八五
	一・九五	二・三三	一・三三	三・八七	二・八一	三・八七	三・三三	三・八七
	〇・四五	〇・八〇	〇・三三	一・三五	〇・九七	一・三五	〇・四八	一・六七
	〇・一一	〇・二〇	〇・〇七	〇・三五	〇・一九	〇・三五	〇・四五	〇・三七
	五・七一	六・四一	三・二五	九・三一	九・六八	九・三一	一〇・三七	九・三一
	〇・六二	一・三九	〇・二四	〇・九五	一・四三	〇・九五	一・九一	〇・九五
	四・〇一	五・八五	四・六九	四・〇一	三・五九	四・〇一	四・六九	四・〇一
	〇・三六	〇・三七	〇・六三	〇・三六	〇・五九	〇・三六	〇・六三	〇・三六
	一・五七	〇・二四	二一・三	一・五七	一・四六	一・五七	一・六四	一・五七
	一・七三	〇・八一	四・二三	一・七三	一・四四	一・七三	二・〇二	一・七三
	〇・二三	〇・一三	〇・五九	〇・二三	〇・二三	〇・二三	〇・二七	〇・二三
	〇・二四	〇・一五	〇・四〇	〇・二四	〇・一七	〇・二四	〇・二三	〇・二四
	二・〇八	二・八一	二・一九	二・〇八	一・八〇	二・〇八	二・一〇	二・〇八
	一三・八五	一三・四九	一九・八六	一三・八五	一〇・八八	一三・八五	一三・七三	一三・八五
	三・八七	六・〇三	五・六四	三・八七	二・八一	三・八七	三・三三	三・八七
	一・三五	二・二〇	一・六七	一・三五	〇・九七	一・三五	〇・四八	一・六七
	〇・三五	一・二三	〇・三七	〇・三五	〇・一九	〇・三五	〇・四五	〇・三七
	九・三一	六・二四	一三・二三	九・三一	九・六八	九・三一	一〇・三七	九・三一
	〇・九五	三・三八	二・八八	〇・九五	一・四三	〇・九五	一・九一	〇・九五
	一七九							

(3) 收入階級別一世帯一ヶ月平均總收入及總支出

	收入ノ貸金受入	負債	掛金	其ノ他	總額	出支總實支	以外ノ出支實支	總繰越金	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	負債返還	掛買拂	其ノ他
	二・八五	九・八九	一三・〇八	〇・三九	二八・二八	九六・三九	一三一・八九	八一・二九	一三・四四	五・四二	一・〇六	二・四四	八・七六	一〇・三九	〇・〇九
	〇・九五	九・四六	一一・三七	〇・一八	一三四・〇三	五九・七九	七四・二四	五〇・八二	五・一五	三・一八	〇・五二	〇・六六	五・五九	八・三〇	〇・〇二
	一・九二	九・〇四	一〇・七八	〇・一七	一七〇・二〇	七五・八一	九四・三九	六三・六九	七・八八	四・九八	〇・七四	一・四二	六・三四	九・三〇	〇・〇四
	二・五三	九・七六	一一・七三	〇・六四	二〇七・一三	九三・〇五	一一四・〇七	七五・九三	一一・七一	四・八〇	一・〇六	二・七五	七・七三	九・八一	〇・二八
	三・三〇	八・八九	一一・九七	〇・三三	二三六・三八	一〇七・六七	一二八・七一	八六・〇三	一四・〇四	六・四六	〇・九六	二・八四	八・二一	一〇・一六	〇・〇一
	六・八一	九・五〇	一四・〇三	〇・五四	二九一・八一	一二六・二八	一六五・五三	一二一・五九	一五・二三	七・七九	二・〇一	五・四五	一〇・一三	一三・三三	〇・〇二
	三・二〇	四一・五九	一四・七四	〇・一八	三〇八・五〇	一三八・八八	一六九・六二	一二五・六一	一五・六七	五・八八	一・四一	二・三八	一六・二四	二・四二	〇・〇一
一八〇	三・一八	一三・五九	一〇・四五	〇・二三	三三〇・六五	一四〇・〇九	一八〇・五六	一二六・三二	二〇・四六	八・二五	二・四〇	三・七二	一七・六三	一一・二九	〇・四九
	〇・五八	一三・五二	一一・五五	二・五〇	四〇九・九五	一三九・三二	二七〇・六三	一八七・四八	四三・四二	九・六九	二・九七	三・〇四	一八・七八	五・〇一	〇・二四
	五・五六	九・九七	二〇・一四	一・〇六	四五五・七〇	一六九・四八	二八六・二三	一六六・五六	五八・〇九	六・三七	〇・八六	一・九四	二七・四一	二四・九七	〇・〇二

第十三表（其一）業態別工場災害者數累年表（工場監督年報ニ據ル、以下同ジ）

	昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡
染織工場	五、三七一	三七	五、五八七	三七	五、七九〇	三五	七、一七〇	一七	八、九五五	六〇
機械器具工場	三三、三七七	一二七	一六、九六八	七五	一七、二九八	七六	二一、四五二	八一	二五、六九一	一〇六
化學工場	七、一九四	八五	六、三三九	五一	六、六七七	七四	八、二八七	六三	八、六七五	一〇三
飲食物工場	九五一	二三	八七九	八	一、〇七八	三〇	一、一六九	一二	一、一四一	一六

雜工場	三、九七三	五七	三、六八五	四二	三、四七五	四四	四、二一四	四九	三、八〇九	六二							
特別工場	一、〇九七	二五	八八五	三七	八八九	二五	九七八	三	九三三	三三							
計	四一、九六三	三五四	三四、二三三	二五〇	三五、二〇七	二八四	四三、二七〇	二四三	四九、二〇四	三七九							
官營工場	六、四〇〇	五〇	五、四八七	二七	六、一〇九	三一	七、七一四	五九	八、九一〇	三一							
總計	四八、三六三	四〇四	三九、七二〇	二七七	四一、三一六	三一五	五〇、九八四	三三〇	五八、一二三	四二							

備考　總數中ニ八死亡數ヲ含ム、工場法適用工場（但シ第二七條適用工場ヲ除ク）ニツキ休業三日以上及其見込ノモノニツキ調査セルモノナリ

第十三表（其二）業態別工場災害者數

（昭和八年）

		染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
死亡	男	三	一三五	七八	三	五三	二五	三三四	五〇	三八四
	女	六	二	七	—	五	—	二〇	—	二〇
重傷	男	八〇一	四、五八二	一、四五一	二三四	一、一七七	二一四	八、四四九	一、五三七	九、九八六
	女	五六一	七二	七二	三三	六七	三	七九八	一八	八一六
輕傷	男	一、九二四	一八、四〇八	五、三六九	五九四	二、五七一	八五〇	二九、七一六	四、七〇五	三四、四二一
	女	二、〇四八	一八八	二一七	八七	一〇一	五	二、六四六	九〇	二、七三六

第十三表（其三）業態別工場災害原因調（昭和八年）

運轉中ノ原動機ニ因ルモノ		染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官營工場	總計
死亡		—	一	—	—	一	—	二	—	二
重傷		六	一五	二	—	五	四	四一	二	四三
輕傷		三〇	三七	一〇〇	—	二一	二	一八〇	一八	一九八

機械及動力傳導裝置ニ因ルモノ

	死亡	重傷	輕傷
調帶、調索、調帶車類ニ因ルモノ	九	一〇一	一七八
車軸ニ因ルモノ	五	八四	一五
齒輪類ニ因ルモノ	六	四八	一四
轉子又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	一	九	一
死亡	一	一三〇	二〇九
重傷	二	二	一九九
輕傷	六七	二三	三五四
鋸機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	二	一〇	一五六
死亡	一	一	一〇一
重傷	四四	四	一五三
輕傷	二八	二九	一三六
壓機若ハ壓穿機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	三九	三九	九二
死亡	一四	一	一四
重傷	八八	四四	一七八
輕傷	四八	一一	一〇一
研磨機ニ因ルモノ	六	一	九
死亡	一	一	一七
重傷	九	一	一八四
輕傷	一七	一〇	八〇
揚重機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	二七		五
死亡			四
重傷			一
輕傷			一〇九
	二八〇	一三	二九三
	五七	一	五七六
	二〇八	五	二一三
	二三六	一六	二四三
	三六七	二五	三九二
	五三〇	三七	五六七
	五三五	二	五三六
	六九九	九八	七九七
	五		六
	二三	二三	二三
	五一〇	二五	五三五
	六一九	三九	六五八
	二八七	九	二九六
	三六六	一一九	四八五
	三	三	三
	七八	一八	九六
	三七七	四六	四二三
	一八	一〇	二八
	三七一	一三三	四九四
	五四五	一九五	七四〇

	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷
運搬機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	一	四	四四	一	三七〇	七一五	—	三三	八四	—	一一六	四二一	一	七二	二七三	三	五五	一三九
其ノ他	八	四七	一五二	一〇	六一九	一、〇〇四	五	二三〇	五一四	三	八九九	三、二九三	一	四四三	二、六九四	一四	二七三	五一四
動力ヲ用ヒザル運搬機（重力ニ依ルモノヲ含ム）吊揚機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	五	四〇	二	五	二〇七	二〇八	一	八八	二四九	—	二三五	八九二	—	九二	六七八	二	一三〇	二三六
機械ヲ用ヒザル運搬又ハ取扱中ノ物體ニ因ルモノ	二	七	六	四	四〇	四一	—	一四	二六	—	三六	一七三	—	四一	三七	三	二四	五二
自己使用中ノ工具又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	一	三	一	一四	一四七	一九一	—	六五	一三	一	一八八	四六八	五四	三三	四	三	三三	五七
高所ヨリ墜落ニ因ルモノ	二	二	—	一三	九	一六	一	二	一六	一	三〇	一三五	八	一〇一	四	四一	五一	一七六
物體ノ落下顚倒又ハ飛來ニ因ルモノ	一五	一二	三三一	一四	一、二九二	一、四六〇	七	二、一七五	一四六	一	八七	四四〇	一、〇〇一	九八	一、四九四	五	一、〇四九	五六一
物體ニ擊突シタルニ因ルモノ	九	六〇	一三五	一二	一六八	一四〇	一	二、一七五	一四六	八	五二七	一、〇九九	六	一、七六二	一、二七三	一五	七〇七	四、八八三
	二四	一七二	四五六	一六	一、四六〇	二、三二一	八	五二七	一、〇〇九	九八	一、四九四	五、三八二	二	七九三	四、九九七	一四	五五五	一、〇四九
	一五	一二	三三一	一四	一、二九二	一、二七五	七	四四〇	八七	一	二六八	七六一	—	一五五	七五八	二	一五二	三四
	一八三	八七四	一三一	一五一	二〇	三六一	—	九四九	一六八	三	五八〇	四、八八三	—	一五一	六四八	一五	七〇七	一、二七三

電氣ニ因ルモノ	死亡	二	一六	八	二	二	一五	四五	一	四六
	重傷	三	二七	一〇	—	三	四四	八七	二四	二一
	輕傷	二七	一一〇	三八	一	二	一四	一九二	七〇	二九二
毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ	死亡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重傷	七	二六	七〇	二	一	五	二一	八	二九
	輕傷	二六	五三	二〇七	一	一	三	二九〇	二七	三七
有害瓦斯ニ因ルモノ	死亡	一	一	二	四	—	—	八	一	九
	重傷	—	一	九	一	三	一	一五	二	一七
	輕傷	三	三八	一〇一	一	—	三	一四六	三五	一八一
爆發性發火性又ハ引火性料品ニ因ルモノ	死亡	—	八	八	—	二	一	一九	七	二六
	重傷	二〇	六六	八七	六	三	七	一八九	二三	三三
	輕傷	三	四一	五三	三	一	一八	一二九	六三	一八一
熱湯其他高熱物體ニ因ルモノ	死亡	二	六	五	—	二	—	一五	二	一七
	重傷	四三	二五三	八三	一九	一九	三	四二九	五〇	四七九
	輕傷	一六一	一、六二一	三九五	四四	四一	九九	二、三五一	一八九	二、五四〇
火災ニ因ルモノ	死亡	—	一	三	九	—	—	一三	—	一三
	重傷	—	二	五	一	一	一	一〇	—	一〇
	輕傷	三	一七	六	三	一	—	三〇	二	三三
汽罐其他壓力ヲ有スル容器ノ破裂ニ因ルモノ	死亡	—	—	一	—	—	一	二	—	二
	重傷	—	一	二五	—	—	一	二七	二	二九
	輕傷	三	一四	一七	一	—	三	三八	四	四二
工場附屬建築物煙突又ハ高架槽ノ倒壞ニ因ルモノ	死亡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重傷	五	一	一	—	—	—	七	—	七
	輕傷	六	二	八	二	二	—	二〇	二	三

第十四表（其一）鑛山災害死傷人員累年表（本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同ジ）

	災害回數	死亡 男	死亡 女	死亡 計	重傷 男	重傷 女	重傷 計	輕傷 男	輕傷 女	輕傷 計	合計 男	合計 女	合計 計
昭和四年	一三九、六四九	八九六	六八	九六四	二、九二七	四四六	二、三七三	一一、四〇四	一四、六四二	一二六、〇四六	一二五、二三七	一五、一五六	一三〇、三八三
同五年	一〇七、三四六	八一八	五六	八七四（二一）	二四、一七二	二、七七一	二六、九四三（一九八）	七三、七四三	七、一五〇	七九、八九三（三四三）	九七、七三三	九、九七七	一〇七、七一〇（五六二）
同六年	七八、三一〇	六七〇	二四	六九四（二二）	二〇、一四八	一、四七九	二一、六二七（一六六）	五二、八〇八	三、五二〇	五六、三二八（二三二）	七三、六二六	五、〇二三	七八、六四九（四二〇）
同七年	六五、七二四	六六三	二三	六八六（三一）	一七、六〇四	九二四	一八、五二八（一七〇）	四四、五三八	二、三〇八	四六、八四六（一五四）	六二、八〇五	三、二五五	六六、〇六〇（三五五）
同八年	六六、九二九	八〇三	三〇	八三三（四四）	一九、〇五六	九一四	一九、九七〇（一九八）	四四、二六五	二、一〇五	四六、三七〇（一七五）	六四、一二四	三、〇四九	六七、一七三（四一七）

備考　昭和五年以降平字ハ鑛夫、括弧内ハ職員ノ罹災者數ヲ示ス、休業二週間以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ重傷トシ、休業三日以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ輕傷ト看做セリ

	死亡	重傷	輕傷	計 重傷	計 輕傷	合計
其ノ他	死亡	二	一	一八	一	一八
	重傷	六一	二〇	二四三	一〇七	五五六
	輕傷	二四三	四一	一四九	九	四四九
計	死亡	七	二	二七	二	二〇
	重傷	二四七	一、二四四	二一七	九、二四七	一、五五五
	輕傷	一、二六二	二、六七二	八五五	三、三六二	四、七九五
合		一八、五九六	一八、五九六	三七、一五七	三七、一五七	三七、一五七

第十四表（其二）鑛山種別災害死傷人員數（昭和八年）

		死亡			負傷									合計		
					休業二週間以上			休業三日以上								
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
金屬山	坑内	四、四九三	六四	一、一三〇（五）	一、一二六	四	一、一三〇（五）	三、三〇三	二	三、三二五（四）	四、四八三	一七	四、五〇〇（二二）
	坑外	三、二四〇	一八	八八八（六）	七九七	九一	八八八（六）	二、一四八	一九三	二、三四一（五）	二、九六三	二八四	三、二四七（二二）
	計	七、七三三	八二	八三一（二二）	一、九一三	九五	二、〇〇八（一一）	五、四五一	二〇五	五、六五六（九）	七、四四六	三〇一	七、七四七（二三）
石炭山	坑内	五三、八八二	六八〇	七〇八（三九）	一五、七三二	六六〇	一六、三九二（一六一）	三五、五五一	一、四八七	三七、〇三八（一四六）	五一、九六三	二、一七五	五四、一三八（三四六）
	坑外	四、四一三	三一	三三（一）	一、一二四	一四四	一、二五八（二四）	二、七〇一	三八九	三、〇九〇（二〇）	三、八四六	五三四	四、三八〇（四五）
	計	五八、二九四	七一二九	七四〇（四〇）	一六、八四六	八〇四	一七、六五〇（八五）	三八、二五二	一、八七六	四〇、一二八（一六六）	五五、八〇九	二、七〇九	五八、五一八（三九一）
石油山		二四一	四	二四五	九一	二	九三（二）	一四七	三	一五〇	二四二	五	二四七（二）
其ノ他ノ非金屬山	坑内	三三三	五	三三八（一）	二一〇	四	二一四（一）	二〇二	二	二〇四（一）	三一七	六	三二三（一）
	坑外	三三八	一	一（一）	九六	九	一〇五（一）	二一三	一九	二三二（一）	三一〇	二八	三三八（一）
	計	六六一	六	六（一）	二〇六	一三	二一九（一）	四一五	二一	四三六（一）	六二七	三四	六六一（一）

第十四表（其三）鑛山災害事故事由別死亡者數累年表

	落磐		坑内坑車ノ爲		機械ノ爲		瓦斯炭塵爆發		發破又ハ爆發藥ノ爲		鑛車又ハ架空索道ノ爲		通計		備考
	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	回數	死亡者數	坑内	坑外	計
昭和四年	四四、二四一	四六二	一三、三四四	六九	二、二八五	一三	四〇	一三七	二三八	二	三、一三	一〇	五六、七六三	七、三六一	六四、一二四
總死亡者數ニ對スル割合（割）		四・六二		〇・六九		〇・一三		一・三六		〇・二一		〇・一〇			
同　五年	三九、〇五四	四七五	一一、七一〇	六八	一、八二八	二九	三九	五七	二六五	二〇	二、七四九	一五	一、五〇一（一五〇）	五、八一三（二五）	三、〇四九
總死亡者數ニ對スル割合（割）		五・三一		〇・七六		〇・三三		〇・六四		〇・二三		〇・一七			
同　六年	二九、二一三	三九八	八、二四九	三八	一、四三一	一〇	三八	七三	二〇五	一六	一、八九〇	一一	四〇、五五七（一五〇）	八、二一二（五八）	六七、一七三（四一七）
總死亡者數ニ對スル割合（割）		五・五六		〇・五三		〇・一四		一・〇一		〇・二三		〇・一五			
同　七年	二五、〇七三	三五三	七、二三二	四九	一、三六三	一〇	三五	一八	二〇二	一八	一、五六四	八			
總死亡者數ニ對スル割合（割）		四・九二		〇・六八		〇・一四		一・六五		〇・二五		〇・一三			
昭和八年	二四、七六五	四四五	七、二三二	七七	一、六五〇	二三	二八	一一〇	二二五	二六	一、六三九	九			
總死亡者數ニ對スル割合（割）		五・〇七		〇・八八		〇・二六		一・二五		〇・三〇		〇・一〇			

備考　昭和五年以降ノ死亡者數ハ職員ヲ含ム

備考　平數字ハ鑛夫ヲ、括弧内ハ係員其ノ他ノ職員ヲ示ス

第十五表（其一）昭和九年主用日用品卸賣物價各都市比較（商工省調）

		東京市	大阪市	神戸市	京都市	名古屋市	横濱市	一三都市平均
内地玄米（上）一石	一月	二三・一四円	二三・六四円	二三・五〇円	二三・六九円	二三・五九円	二三・四〇円	二三・四八円
	七月	二六・六九	二七・〇五	二六・一六	二六・八六	二五・九九	二七・一〇	二五・七七
	十月	二九・七三	二八・六五	二九・一〇	三〇・三一	二九・三六	二九・〇〇	二八・八六
小麦粉（一袋）五九〇〇匁	一月	三・四四	三・三七	三・四二	三・四二	三・三八	三・四八	三・四五
	七月	三・〇〇	二・九六	三・〇〇	三・〇二	三・〇一	二・九八	三・〇三
	十月	三・二一	三・二四	三・二三	三・二六	三・一六	三・一九	三・二四
内地牛肉十貫	一月	三九・二七	五八・五〇	三七・九〇	三一・三六	三一・六七	三四・二五	三五・〇四
	七月	三九・八一	五九・〇〇	三九・五六	二九・八三	二九・〇四	三六・七五	三五・六八
	十月	四二・一一	五九・〇〇	四一・〇三	三一・五〇	三五・九七	三六・七五	三六・三二
醤油（一樽）九升	一月	三・〇五	三・二三	三・九〇	三・七八	二・九〇	三・八〇	三・二九
	七月	三・〇五	三・二三	三・九〇	三・七八	二・七五	三・八〇	三・二七
	十月	三・〇五	三・二三	三・九〇	三・五五	三・〇五	三・八〇	三・二九
味噌一貫	一月	〇・六〇	〇・六五	〇・四六	〇・五五	〇・二三	〇・五六	〇・四九
	七月	〇・六一	〇・六〇	〇・四二	〇・六三	〇・二〇	〇・四四	〇・四八
	十月	〇・六四	〇・七〇	〇・四七	〇・六五	〇・二三	〇・五八	〇・五一
清酒一石	一月	一〇九・三七	七八・〇〇	一五〇・〇〇	七五・〇〇	九〇・〇〇	一一七・〇〇	九二・八六
	七月	一〇九・一七	七五・〇〇	一五〇・〇〇	七二・〇〇	八五・〇〇	一二五・二五	九〇・七四
	十月	一一三・五〇	八二・〇〇	一五三・七五	七八・〇〇	九〇・〇〇	一一九・〇〇	九六・〇三

白木綿一反（一月～十二月）：〇・六一　〇・五二　〇・五九　〇・五七
（七月～十二月）：〇・六七　〇・五五　〇・六〇　〇・六〇

セメント一樽（一月～十二月）：四・五〇　四・三〇　四・三三　四・三〇
（七月～十二月）：四・五〇　四・二〇　四・三八　四・四二
（一月～十二月）：四・一七　四・五〇　四・二六　四・二八
（一月～十二月）：二・三三　一・七六　二・四六　二・一三
（七月～十二月）：二・二〇　一・九八　二・一三　二・一三
（七月～十二月）：二・二五　二・二三　一・九〇　二・五二

木十貫炭：二・六〇　二・八〇　二・七〇　二・五七　二・〇八　二・六五　二・二三

備考　内地玄米名古屋十二月八（中）一石ノ價ナリ

第十五表（其二）東京物價總平均十ヶ年對照表（日本銀行調査局調）

	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年	大正十四年
一月	一七五・五	一八五・〇	一五九・五	一五八・五	二〇一・四	二三七・九	二二四・一	二三四・四	二五四・二	二八二・七
二月	一七七・五	一七九・六	一六一・四	一五八・〇	一九九・八	二三六・二	二二三・九	二三六・八	二四九・二	一七七・九
三月	一七六・九	一七七・四	一五八・五	一五八・三	一九五・九	二三六・二	二二三・九	二三六・六	二四三・九	二七〇・三
四月	一七六・九	一七六・二	一五四・一	一五七・九	一九二・八	二三五・一	二二四・五	二三五・一	二三八・九	二六六・九
五月	一七六・二	一七六・八	一五〇・三	一五四・〇	一八九・四	二三三・〇	二二六・九	二三四・六	二三四・六	二六三・八
六月	一七四・五	一七九・六	一四六・四	一五〇・七	一八一・二	二三一・七	二三三・五	二三七・一	二三四・八	二六四・四
七月	一七四・一	一八二・一	一四七・七	一五二・八	一七六・六	二二九・六	二三三・二	二三四・六	二三六・五	二六二・四
八月	一七六・九	一八〇・〇	一五五・八	一五一・八	一七五・六	二二八・四	二三五・〇	二三一・六	二三四・〇	二六四・八
九月	一七九・二	一八二・四	一六七・四	一四九・六	一七一・四	二二七・五	二三九・八	二三三・六	二三二・二	二六六・一
十月	一八一・八	一八〇・四	一六九・一	一四六・九	一六四・六	二二六・二	二三九・七	二三四・七	二三〇・四	二六五・一

十一月	一八一・一	一七八・七	一七七・九	一四七・〇	一六二・二	二二一・一	三三九・一	三三二・九	二六一・五	
十二月	一八一・一	一七五・五	一八四・六	一五一・〇	一六〇・八	二〇五・〇	三三九・八	三三三・三	二五六・二	
平均	一七七・六	一七九・五	一六一・一	一五三・〇	一八一・〇	二一九・八	三三六・一	三三四・六	二三六・七	二六六・八

備考　明治三十三年十月ヲ一〇〇トス

第十五表（其三）昭和九年東京主要商品指數表（日本銀行調査局調）

	米	小麥	砂糖	生絲	綿絲	木材	洋鐵	銅	洋紙	石炭
一月	一九〇	一八一	二六七	一七一	一九四	二〇〇	一一	一一九	二〇七	二八〇
二月	一九三	一八六	二七二	一七九	一九五	二〇五	一一〇	一二〇	二〇七	二八〇
三月	一九三	一八六	二七三	一七〇	一九〇	二一五	一一一	一一八	二〇七	二八〇
四月	二〇〇	一八五	二五二	六六	一九三	二一七	一一〇	一二〇	二〇七	二八二
五月	二〇八	一八四	二四七	六四	二〇三	二一七	一一三	一二〇	二〇七	二八〇
六月	二一三	一八〇	二四九	六〇	二一三	二一三	一一三	一一八	二〇七	二八〇
七月	二一九	一五九	二六〇	五八	二一五	二一三	一一五	一一四	二〇七	二八〇
八月	二一三	一六七	二六七	五七	二一七	二一四	一一五	一一一	二〇七	二八〇
九月	二四二	一七四	二八〇	五七	二一一	二四三	一一四	一〇八	二〇七	二八三
十月	二五七	一七八	二八〇	六三	二〇七	二四五	一一〇	一〇八	二〇七	二八五
十一月	二五二	一七八	二八二	六七	二〇一	二四一	一一八	一〇九	二〇七	二八五
十二月	二四六	一七六	二八九	七三	二〇四	二三七	一二四	一一〇	二〇七	二八八

備考　明治三十三年十月ヲ一〇〇トス

第十五表（其四）昭和九年月別東京小賣物價指數表（日本銀行調査局調）

(1)

食料品	燃料燈火	服飾用品	其他	總平均
一六三	一八六	一〇六	一四六	一四七・三
一六四	一八四	一〇八	一四六	一四八・〇
一六六	一八四	一〇九	一四六	一四九・〇
一六六	一八三	一〇八	一四六	一四九・二
一六六	一八三	一〇七	一四七	一四九・〇
一六二	一八三	一〇九	一四七	一四七・九
一六二	一八三	一〇九	一四七	一四七・三
一六二	一八三	一〇八	一四八	一四八・〇
一六六	一八三	一〇七	一四九	一四九・四
一六四	一八七	一一一	一四九	一五〇・一
一六四	一八五	一〇八	一四九	一四九・三
一六六	一八五	一〇八	一四九	一四九・九

(2)

	食料品	燃料	服飾	其他	總平均
一月	一三〇	一三六	一四〇	一六〇	一四〇
二月	一三三	一四五	一四〇	一六〇	一四〇
三月	一三三	一四五	一四〇	一六〇	一四〇
四月	一二七	一四五	一四〇	一六〇	一四〇
五月	一三四	一四五	一四〇	一六〇	一四〇
六月	一四一	一三六	一四〇	一六〇	一四〇
七月	一四一	一三六	一四〇	一六〇	一四〇
八月	一五七	一三六	一四〇	一六〇	一四〇
九月	一五七	一三六	一四〇	一七三	一四〇
十月	一六八	一四五	一四〇	一八七	一四〇
十一月	一六八	一四五	一四〇	二一三	一四〇
十二月	一六四	一四五	一四〇	二三七	一四〇

	食料品	燃料	服飾	其他	總平均
一月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
二月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
三月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
四月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
五月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
六月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
七月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
八月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
九月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
十月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
十一月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八
十二月	一四七	一四八	一四八	一四八	一四八

	食料品	燃料	服飾	其他	總平均
一月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
二月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
三月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
四月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
五月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
六月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
七月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
八月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
九月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
十月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
十一月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
十二月	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八

	食料品	燃料	服飾	其他	總平均
一月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
二月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
三月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
四月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
五月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
六月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
七月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
八月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
九月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
十月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
十一月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
十二月	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九

白木綿	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
打綿眞綿	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
日本酒	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三	二一三

備考　大正三年七月ヲ一〇〇トス

第十五表（其五）昭和九年各月大阪市內日用品並通小賣價格及指數表（大阪商工會議所調）

	一月二十六日	二月三十六日	四月五日	六月十六日	七月二十六日	八月十六日	九月十七日	十月十六日	十一月十六日	十二月十七日
白米一瓩（攝津赤三等）價格（厘）	一九五	二〇〇	二〇〇	二〇五	二一五	二三〇	二三〇	二五五	二五五	二五〇
指數	七五	七七	七七	七九	八三	八五	八九	九八	九八	九七
平麥一升 價格	一六〇	一六〇	一七〇	一七五	一六五	一六〇	一六〇	一七〇	一七〇	一七〇
指數	八五	八五	九〇	九三	八八	八五	八五	九一	九一	九一
砂糖一瓩（S.T.上四溫）價格	三六五	三八五	三八五	三七五	三六五	三九五	四〇五	四二〇	四二〇	四二〇
指數	五五	五八	五八	五六	五五	五九	六一	六三	六三	六三
味噌百匁（上赤）價格	九七	九七	九七	九五	九五	九五	九五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
指數	九七	九七	九七	九五	九五	九五	九五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
清酒二立瓶（白鶴）價格	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇
指數	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
醬油一升（小豆島產上物）價格	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
指數	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
鷄卵一百匁（養鷄大和泉州）價格	三三〇	三二〇	三二〇	二七〇	三三〇	三八〇	三八〇	三五〇	三五〇	三三〇
指數	六八	七一	六六	五七	七〇	八一	八一	七四	七四	七〇

澤庵百匁(伊勢)	價格	六〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一〇〇	八〇	九〇	九〇	一一〇	一一〇	七〇
	指數	七三	八六	八六	八六	八六	一二三	九八	一一〇	一一〇	一三五	一三五	八六
牛肉百匁(ロース)	價格	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	指數	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八三	八三	八三
鷄肉百匁(上等)	價格	八五〇	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇	八五〇	八五〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
	指數	六一	五四	五四	五四	五四	六一	六一	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
木炭一貫匁(土佐雜小丸)	價格	二六〇	二六〇	三二〇	三二〇	三五八	三五八	三五八	三五八	三八〇	四二〇	四五〇	四五〇
	指數	三九	三九	四八	四八	五四	五四	五四	五四	五七	六三	六八	六八
薪一貫匁(雜木上枯)	價格	一三〇	一三〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	一〇〇	一〇〇	一三〇	一三〇	一三〇
	指數	六七	六七	八八	八八	八八	八八	六六	五〇	五〇	六七	六七	六七
馬鈴薯一貫匁(上物)	價格	二五〇	二五〇	二五〇	二七〇	二七〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二三〇	二五〇
	指數	五一	五一	五一	五五	五五	五一	四一	四一	四一	四一	四五	五一
茶一斤(煎茶中)	價格	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	指數	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
晒木綿一反(河内十二貫匁)	價格	六四〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	五九〇	五九〇	六二〇	六二〇	六二〇	六二〇	六二〇
	指數	五八	五〇	五〇	五〇	五〇	五四	五四	五六	五六	五六	五六	五六
綿一貫匁(丸首六長)	價格	四、六〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、七〇〇	四、七〇〇	四、七〇〇	四、九〇〇	四、九〇〇	四、九〇〇	四、九〇〇	四、九〇〇	四、九〇〇
	指數	八〇	八〇	八二	八二	八二	八二	八六	八六	八六	八六	八六	八六

備考 一、指數ハ大正十年一月十七日現在價格ヲ一〇〇トシテ算出セリ
一、砂糖欄ニ於テハ五月迄 No.2 上四溫ヲ以テシ六月以降ハ S. T. 上四溫ヲ以テス

第十五表（其六）內外物價指數對照表（日本銀行調査局調）

(1) 各年平均比較（大正三年七月ヲ一〇〇トス）

	昭和九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年	大正十四年
東京	一四一・三	一四二・七	一三八・一	一三一・七	一四三・九	一七四・八	一七九・八	一七八・六	一八八・二	二二二・二
倫敦	九九・一	九五・二	九四・八	九八・〇	一一七・四	一三九・六	一四八・二	一五一・〇	一五七・〇	一六九・二
紐育	一〇六・五	九二・二	八〇・六	九八・九	一三一・三	一四四・三	一五二・〇	一四七・五	一四八・四	一六〇・二
巴里	三六六・二	三八八・三	四〇七・〇	四六一・八	五四三・五	六二三・三	六三三・七	六三〇・三	七二二・六	五六一・三

(2) 昭和八年各月平均比較

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
東京	一四〇	一四一	一四一	一四一	一四〇	一三九	一三八	一四一	一四三	一四五	一四四	一四四
倫敦	九九	一〇〇	九九	九九	九九	九九	一〇〇	一〇一	九九	九九	九七	九九
紐育	一〇四	一〇六	一〇五	一〇五	一〇五	一〇六	一〇七	一〇九	一〇九	一〇七	一〇七	一〇九
巴里	三八八	三八四	三八〇	三七八	三七二	三六三	三六一	三六三	三六〇	三五二	三四九	三四四

備考　大正三年七月ヲ一〇〇トス

第十六表 (1) 郵便貯金狀態累月表（貯金局統計月報ニ據ル）

	預入		拂戻		月末現在	
	新規人員	金額	全拂人員	金額	人員	金額
昭和九年一月	五七〇、〇六八	二一、四三三、九五四円	三三五、二九五	一七五、五四八、一九〇円	四一、一三〇、九六七	二、八三七、二七四、九四二円
二月	六三三、九九七	一六六、七二七、〇一四	三六七、一五一	一五八、三〇三、九七九	四一、三七六、八一三	二、八四五、六九七、九七七

第十六表 (2) 郵便貯金職業別及産業別調（昭和七年度末、貯金局年報ニ據ル）

	人員	金額	預ケ人一人當リ預金額	百分比 人員	百分比 金額
職業別					
農業	六、六三八、三〇三	四七一、八一三、六九四円	七一、〇七四円	一八・九五	一七・六一
水産業	二九〇、六〇六	一九、〇四九、三五九	六六、五五〇	〇・八三	〇・七一
鑛業	一一、〇六九	六、一八〇、〇三五	五五、六四一	〇・三〇	〇・二三
工業	三、六四八、〇四八	二六四、三一〇、〇八六	七二、四五二	一〇・四二	九・八七
商業	三、三四六、二八四	三五四、一九四、九二一	一〇五、八四七	九・五六	一三・二三
交通業	一、一二七、九三三	八五、二九九、八五三	七五、六二五	三・二二	三・一八
第一部統計表					

	人員	金額	預ケ人一人當リ預金額	百分比 人員	百分比 金額
産業別					
農業	六、六四二、八六六	四五七、七〇三、七六二円	六八、九〇二円	一八・九六	一七・〇八
水産業	二七三、八七〇	二〇、八三三、一二一	七六、〇六六	〇・七八	〇・七八
鑛業	一三六、九三五	八、二八〇、九八一	六〇、四七四	〇・三九	〇・三一
工業	三、八二八、六〇〇	二七九、六九五、六四九	七三、〇五四	一〇・九三	一〇・四四
商業	三、一六〇、六六一	三三九、二八八、六三一	一〇七、三四七	九・〇三	一三・六六
交通業	三三、一一七	六七、七二八、八七八	八二、三八四	二・三五	二・五三
第一部統計表					

三月	六六〇、三九四	一六七、五八九、五六九	四二七、五六五	一六四、六一四、二五九	四一、六〇九、六四二	二、八四八、六七三、二八七
四月	六〇六、〇三五	一六三、四八七、六八〇	四五〇、三三六	一六八、七八五、五八二	四一、七六五、三四一	二、八四三、三七五、三八五
五月	八四七、八八五	二六一、一七七、九一五	四三四、九二三	一八一、三七三、一三三	四三、一七八、三〇四	二、九二三、一八〇、一六七
六月	五六一、八四一	一五八、三四四、四五五	四六九、二九七	一四五、一八〇、一九七	四二、二七〇、八四八	二、九三六、三四四、四二五
七月	四九三、六八〇	一七六、七七一、九六七	三九三、四三一	一四三、〇一八、二二四	四二、三七一、〇九七	二 九七〇、〇九八、一六九
八月	四〇三、六六七	一四七、八七四、九六一	二九九、七八二	一五八、四八六、八七六	四二、四七四、九八二	二、九五九、四八六、二五四
九月	四五九、五九七	一五一、七九四、九一九	三〇八、〇一四	一三六、一五五、二八二	四二、六二六、五六五	二、九七五、一二五、八九〇
十月	四八五、四六二	一六二 四八三、七六〇	三六五、四二八	一六一、三四二、六九一	四二、七四六、五九九	二、九七六、二六六、九五九
十一月	四八九、四九一	一五二、一〇二、五八四	三三八、二〇八	一六三、〇八九、三八八	四二、九〇七、八八二	二、九六五、二八〇、一五五
十二月	四〇八、九七七	一五三、八三七、九五七	三四七、〇二三	一六八、九二九、七四七	四二、九六九、八三七	二、九五〇、一八八、三六五
昭和八年計	六、六一〇、〇八四	二、〇七三、六一五、七三五	四、五一六、四四一	一、九二四、八二七、五四八		
	五、九六四、一四五	一、九二七、二四三、三九九	四、四六三、四〇一	一、八二〇、三二五、三〇四		

公務、自由業	二、三八五、二〇四	二七三、一四六、九八七	一一四、五一七	六・八一	一〇・二〇	公務、自由業	二、五九一、一一三	三〇七、〇〇三、四五三	一一八、四八三	七・四〇	一二・四六
家事使用人	四五一、八八五	二四、八四五、七四四	五四、九八二	一・二九	〇・八五	家事	四三二、六一三	二三、八一四、七四〇	五二、七三七	一・二四	〇・八五
其他ノ有業者	三六九、二一七	二八、七三〇、二三〇	七七、八一四	一・〇五	一・〇七	其他ノ產業	四七九、七七九	二四、二三二、六七五	五〇、四八七	一・三七	〇・九〇
無業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五	一〇九、八四四	一七・六一	二五・二八	無業	六、一六五、六二三	六七七、二五七、一九五	一〇九、八四四	一七・六一	二五・二九
學生、生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五三、七三三	一五・六三	一〇・九八	學生、生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五三、七三三	一五・六三	一〇・九八
社寺、學校其ノ他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三、七一六	一・〇四	二・五〇	社寺、學校其ノ他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三、七一四	一・〇四	二・五〇
不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五二、九八四	二四、三三〇	一三・二七	四・二三	不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五二、九八四	二四、三三〇	一三・二七	四・二三
計	三五、〇二〇、三五一	二、六七九、〇六五、七六〇	七六、五〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	計	三五、〇二〇、三五一	二、六七九、〇六五、七六〇	七六、五〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第十七表　工場主ノ管理スル職工貯蓄金調（昭和八年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル）

	工場數	人員	貯蓄金額（圓） 郵便貯金	銀行預金	工場貯金	其他	計
染織工場	一、七〇二	三三八、六一三	四、六四九、六八二	六九一、五四五	一一、五四〇、九八五	一三三、一三五	一七、〇〇五、三三七
機械器具工場	七〇二	六八、四二〇	一、七二三、五九二	四九七、九八四	一〇、五二九、六七二	四二三、六八七	一三、一七四、九三五
化學工場	五七〇	六六、一四六	一、二九四、〇六二	三〇五、一八五	七、一七四、七六三	九一、六三六	八、八六五、六四六
飲食物工場	三一八	一二、七八九	二五六、七七〇	九三、六五七	二、八八一、一九七	一五、八一五	三、二四七、四三九
雜工場	五四六	一四、二〇六	三〇五、七三五	一三七、六三四	四九〇、六八五	一〇、九七六	九四五、〇三〇
特別工場	一、一三三	一〇、五六三	一一八、三七四	三、〇〇二、五六八	二、二八五、五四九	七七、〇一六	五、四八三、五〇七
計	四、九七一	五一〇、七三七	八、三四八、二一五	四、七二八、五七三	三四、九〇二、八五一	四四二、三五五	四八、七二一、八九四
官營工場	三七二	六一、〇二四	二、八八五、五八五	九四、八六六	七、六〇三、三二九	三三、九六六	一〇、五八七、七四六
總計	五、三四三	五七一、七六一	一一、二〇三、八〇〇	四、八二三、四三九	四二、五〇六、一八〇	七七六、二三一	五九、三〇九、六四〇

第十八表　農業統計（農林省統計表ニ據ル）

第十八表（其一）耕地面積

(1) 實數

	總數（町）			田（町）			畑（町）		
	總數	自作	小作	自作	小作		自作	小作	
年末現在 大正十三年	六、〇六五、一六四・九	三、二七九、四二四・一	二、七八五、七四〇・八	一、四九六、八〇六・五	一、五八五、九〇八・七		一、七八二、六一七・六	一、二九、八三二・一	
同　十四年	六、〇六七、〇一五・〇	三、二八六、四一七・〇	二、七八〇、五九八・〇	一、五一二、九五三・三	一、五八九、〇五八・六		一、七七三、四六三・七	一、一九一、五三九・四	
昭和元年	六、〇八〇、〇五二・〇	三、二九五、九六九・六	二、七八四、〇八二・四	一、五二五、二六一・四	一、五九三、二四四・八		一、七七〇、七〇八・二	一、一九〇、八三七・六	
同　二年	六、〇七八、四〇六・三	三、二九七、二三一・四	二、七八一、一八四・九	一、五三四、五二四・六	一、五九五、二四二・一		一、七六二、六九六・八	一、一八五、九四二・八	
同　三年	六、〇八五、四六四・九	三、二九七、四三七・五	二、七八八、〇三七・四	一、五四二、二五二・九	一、六〇五、三四九・〇		一、七五五、一七四・六	一、一八二、六八八・四	
同　四年	五、八九七、四三四・三	三、〇八四、九三三・〇	二、八一二、五一二・三	一、四八〇、三八七・九	一、七一二、一六七・六		一、六〇四、五三四・一	一、一〇〇、三四四・七	
同　五年	五、九一五、九九三・六	三、〇九一、六九八・二	二、八二四、二九五・四	一、四八三、八七九・三	一、七二〇、三五一・五		一、六〇七、八一八・九	一、一〇三、九四五・九	
同　六年	五、九五四、一三七・二	三、一四六、七六一・五	二、八〇七、三七五・七	一、四九七、七〇〇・二	一、七一四、八三七・五		一、六四九、六九一・三	一、〇九二、五三八・二	
同　七年	五、九九二、〇三六・四	三、一六四、一五四・二	二、八二七、八八二・二	一、五〇二、八二九・一	一、七一七、一〇六・三		一、六六一、三三五・一	一、一一〇、七七三・九	
同　八年	六、〇二八、七六四・四	三、一八五、八八二・一	二、八四三、〇八二・三	一、五一八、八三五・〇	一、七一六、七九三・二		一、六七六、八四七・一	一、二六、二八九・〇	

(2) 百分比

	總數			田		畑	
	總數	自作	小作	自作	小作	自作	小作
年末現在 大正十三年	一〇〇	五四・〇七	四五・九三	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三

第一部　統計表

同十四年	一〇〇	五四・一七	四五・八三	四八・七七	五一・二三	五九・八一	四〇・一九
昭和元年	一〇〇	五四・一七	四五・八三	四八・九一	五一・〇九	五九・七九	四〇・二一
同二年	一〇〇	五四・二三	四五・七八	四九・〇三	五〇・九七	五九・七八	四〇・三三
同三年	一〇〇	五四・二三	四五・七八	四九・〇一	五〇・九九	五九・八八	四〇・一三
同四年	一〇〇	五二・三一	四七・六九	四六・三七	五三・六三	五九・三三	四〇・六八
同五年	一〇〇	五二・二六	四七・七四	四六・三一	五三・六九	五九・一六	四〇・四八
同六年	一〇〇	五二・六八	四七・三二	四六・六一	五三・三九	五九・七一	四〇・二九
同七年	一〇〇	五二・八一	四七・一九	四六・六七	五三・三三	五九・九三	四〇・〇七
同八年	一〇〇	五二・八四	四七・一六	四六・七八	五三・二二	五九・八二	四〇・一八

第十八表（其一）農家戸數

(1) 自作小作別農家戸數

年末現在	總數	專業	兼業	自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作兼小作
	專業兼業別			自作小作別			百分比		
	戸	戸	戸	戸	戸	戸			
大正十三年	五、五三二、四二九	三、八五七、四八六	一、六七四、九四三	一、七二五、八二八	一、五三一、一一七	二、二七五、四二四	三一・一九	二七・六八	四一・一三
同十四年	五、五四八、五五九	三、八八〇、二八四	一、六六八、三二五	一、七二五、〇三四	一、五二五、六五六	二、二九七、九〇九	三一・〇九	二七・五〇	四一・四一
昭和元年	五、五五五、一五七	三、九〇〇、五八四	一、六五四、五七三	一、七三二、一八〇	一、五〇八、五三九	二、三一四、四三八	三一・一八	二七・一六	四一・六六
同二年	五、五六一、六〇八	三、九二一、四三六	一、六四〇、一七二	一、七三七、一九三	一、四九五、六七六	二、三二八、七三九	三一・二四	二六・八九	四一・八七
同三年	五、五七五、八八一	三、九五二、二四九	一、六二三、六三二	一、七四八、〇七一	一、四八二、八五六	二、三四四、九五四	三一・三六	二六・五八	四二・〇七
同四年	五、五七五、五八三	二、九九〇、一三五	一、五八五、四四八	一、七三七、四三八	一、四七八、二一四	二、三五九、九三一	三一・一六	二六・五一	四二・三三
同五年	五、五九九、六〇〇	四、〇四一、六八二	一、五五七、九八八	一、七四二、九九三	一、四八八、一三三	二、三七〇、五四四	三一・一三	二六・五四	四二・三三
同六年	五、六一三、八〇〇	四、〇九〇、五八五	一、五四三、二一五	一、七五六、三九九	一、四九五、三一〇	二、三八二、〇九一	三一・一八	二六・五四	四二・二八

同　七　年	五、六四二、五〇九	四、二一六、六七八	一、五二五、八三一	一、七五四、五三七	一、四九八、五九六	二、三八九、三七六	三一・〇九	二六・五六	四二・三五
同　八　年	五、六三二、五三五	四、一三六、〇五二	一、四九五、四八三	一、七四五、八四七	一、四九六、八五五	二、三七五、八三三	三一・〇六	二六・六八	四二・二六

(2)　耕作耕地廣狹別農家戸數

年末現在	五段未満	一町未満	二町未満	三町未満	五町未満	五町以上	百分比 五段未満	百分比 一町未満	百分比 二町未満	百分比 三町未満	百分比 五町未満	百分比 五町以上
大正十三年	一、九四四、六六三戸	一、八六八、七九四戸	一、一八一、一一三戸	三三三、六六六戸	一三八、〇一二戸	七六、一六三戸	三五・一五	三三・七八	二一・三五	五・八五	二・四九	一・三八
同　十四年	一、九五一、一五六	一、八七七、一八五	一、一八五、三六四	三三三、八五〇	一三七、〇八四	七四、九六〇	三五・一七	三三・八三	二一・三六	五・八二	二・四七	一・三五
昭和元年	一、九五一、三八〇	一、八八五、七二三	一、一九〇、二二三	三二一、五四八	一三四、一一六	七二、一五七	三五・一三	三三・九四	二一・四三	五・七九	二・四一	一・三〇
同　二　年	一、九四四、五二三	一、八九五、八三七	一、一九五、三三二	三二一、七四一	一三三、六六一	七〇、五一四	三四・九六	三四・〇九	二一・四九	五・七九	二・四〇	一・二七
同　三　年	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一、二〇九、八〇九	三二一、二〇二	一三三、〇七四	七〇、四二九	三四・九一	三三・九八	二一・七〇	五・七六	二・三九	一・二六
同　四　年	一、九三八、一一五	一、八九九、八四二	一、二二〇、一一三	三一八、〇三七	一三〇、一六九	六九、二四八	三四・七六	三四・〇七	二一・八八	五・七二	二・三三	一・二四
同　五　年	一、九三九、四〇四	一、九一六、三六七	一、二三七、四一七	三一六、五二五	一二九、〇五六	七〇、九〇一	三四・六五	三四・二二	二一・九二	五・六五	二・三二	一・二七
同　六　年	一、九四一、四八八	一、九三三、一七二	一、二三六、三八〇	三一九、七四七	一三〇、〇七八	七二、九三五	三四・四六	三四・三一	二一・九五	五・六八	二・三一	一・二九
同　七　年	一、九三六、四一九	一、九三三、二一九	一、二四二、八六三	三二四、二九四	一二九、五三三	七六、一九一	三四・三三	三四・二六	二二・〇三	五・七五	二・二九	一・三五
同　八　年	一、九二〇、六四三	一、九二七、六六〇	一、二四七、五一七	三一九、三五一	一二九、五二九	七六、八三五	三四・一七	三四・二九	二二・一九	五・六八	二・三〇	一・三七

第十八表（其三）耕地所有者戸數

(1)　實　數

年末現在	總數	五段未満	一町未満	三町未満	五町未満	十町未満	五十町未満	五十町以上
大正十三年	四、九七〇、四四四	二、四七〇、一六二	一、二〇七、〇五二	八九〇、五七四	二三二、九二三	一一七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇
同　十四年	四、九七九、〇一八	二、四七八、五六〇	一、二一八、一四四	八八八、六二三	二三七、七一三	一一五、三五五	四六、三三〇	四、二九三

昭和元年	四、九七五、三二	三、四九二、三五	一、三二一、三六一	八八九、八一四	三三〇、一〇六	一一四、一一四	四五、九一七	四、一四五
同二年	五、〇〇八、七五一	三、四六四、七〇八	一、三六六、六二七	九〇三、三五七	三三九、九五七	一一四、三五七	四五、五一〇	四、〇五五
同三年	五、〇四五、〇六〇	三、五〇四、二九三	一、三四〇、〇三六	九〇九、九九九	三三八、九五三	一一三、八五一	四一、一七三	四、〇五五
同四年	五、〇四〇、六四九	三、五〇八、九三三	一、三四六、二四五	八九九、五六〇	三三二、九八四	一一三、四二五	四五、四四五	四、〇五七
同五年	五、〇六四、九四五	三、五三四、六三三	一、三五六、八九九	八九五、九三三	三三四、八四四	一一三、九四一	四五、八一二	三、八八四
同六年	五、〇九五、四四七	三、五三五、四三八	一、三五三、二二四	八九九、一二八	三三四、九八三	一一三、八六九	四六、〇五二	三、七六三
同七年	五、一二〇、三三八	三、五四六、〇八九	一、三六六、〇五〇	九〇三、四一五	三三二、三三七	一一三、四四九	四六、二七〇	三、七三八
同八年	五、一一九、九三六	三、五五〇、四三七	一、三六四、〇七六	八九九、五〇六	三三二、七七九	一一三、一〇四	四六、四〇〇	三、六三四

(2) 百分比

年末現在	總數	五段未滿	一町未滿	三町未滿	五町未滿	十町未滿	五十町未滿	五十町以上
大正十三年	100	四九・七〇	三四・二八	一七・九三	四・六九	二・三六	〇・九六	〇・〇九
同十四年	100	四九・七八	三四・四六	一七・八六	四・五七	二・三三	〇・九三	〇・〇八
昭和元年	100	四九・八七	三四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二八	〇・九二	〇・〇八
同二年	100	四九・六一	三四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二八	〇・九一	〇・〇八
同三年	100	四九・六一	三四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二四	〇・九一	〇・〇八
同四年	100	四九・七七	三四・七三	一七・八五	四・四二	二・二五	〇・九〇	〇・〇九
同五年	100	四九・八五	三四・八一	一七・六九	四・四五	二・二三	〇・九〇	〇・〇七
同六年	100	四九・七六	三四・九九	一七・六五	四・四二	二・二一	〇・九〇	〇・〇七
同七年	100	四九・七三	三五・一二	一七・六四	四・三四	二・一〇	〇・九〇	〇・〇七
同八年	100	四九・八一	三五・〇八	一七・五七	四・三五	二・二一	〇・九一	〇・〇七

第十九表（其一）水産業者數（農林省統計表ニ據ル、以下同斷）

		本業					副業				
		漁撈	養殖	製造	計	總數	漁撈	養殖	製造	計	總計
昭和八年末	業主 總數	二三三、六八一	七、九二一	二三、七七三	二六四、三七五	六三五、八四九	二五一、四〇九	八〇、八七七	三九、一八八	三七一、四七四	六三五、八四九
	業主 男	三八、二五六	七、五三三	三三、七一五	二五八、五〇四	六〇四、〇八〇	三三五、七一三	七八、三六八	三一、四九五	三四五、五七六	六〇四、〇八〇
	業主 女	四、四二五	三八八	一、〇五八	五、八七一	三一、七六九	一五、六九六	二、五〇九	七、六九三	二五、八九八	三一、七六九
	被傭者 總數	四一一、一二四	一七、四八六	九四、一一六	五三三、七二六	八六三、三二六	二〇二、〇四〇	三八、三七一	一〇〇、一八九	三四〇、六〇〇	八六三、三二六
	被傭者 男	三四七、六七四	三、八〇四	四八、一九一	四〇八、六六九	六一二、三五四	一四七、一七九	二〇、八六八	三五、六三八	二〇三、六八五	六一二、三五四
	被傭者 女	六三、四五〇	四、六八二	四五、九二五	一二四、〇五七	二五〇、九七二	五四、八六一	一七、五〇三	六四、五五一	一三六、九一五	二五〇、九七二

第十九表（其二）遭難漁船

(1) 遭難漁船累年表

	動力ヲ有セザルモノ						動力ヲ有スルモノ					
	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲	行衛不明	其他	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲	行衛不明	其他
昭和四年	一、一四一	三七	七三八	三	一三	二三	三六二	四五	一七三	六	一三	六三
同五年	二、五七八	一二八	一、八四九	一三七	一三二	三六二	六一九	六八	三七三	五五	一四	一〇九
同六年	一、〇七六	八三	五九五	二	五	三三	五一〇	七三	一九九	五八	二六	一五四
同七年	二、三三九	八四	一、五三三	四	三四八	二七〇	七七〇	七三	五六五	六四	一五	五四
同八年	一三、〇八三	三二六	六、七九五	六二九	三、五四三	八〇〇	一、四四四	七五	九三九	一七六	一三七	一三七

(2) 遭難漁船乘組員累年表

	昭和八年			昭和七年			昭和六年			昭和五年			昭和四年		
	乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者		乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者		乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者		乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者		乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者	
總數	五、八二九人	七一四人		二、二三一人	五九六人		四、〇一四人	一、一七四人		三、三五〇人	四七九人		三、一九三人	四一九人	
沈沒	四〇〇	一二三		四五三	二七三		五二九	一六三		五一六	一〇三		三七三	七四	
破壞	二、七五二	二一七		七七四	一四三		一、七八八	六七三		一、五一七	一五〇		一、三五五	一三九	
坐礁又ハ坐洲	三三三	八		三三三	一五		四一四	五		三五六	一		五三一	二八	
行衛不明	一、四一一	二九一		一五一	八五		二八五	二五五		二〇一	一四		一三三	八五	
其ノ他	九四四	七五		五一一	五三		九九八	七八		七六〇	七一		八〇二	九三	

第二十表　林業勞働者業務別數（農林省調）

	總數	伐木造材	製材（挽材ヲ含ム）	貯材	運材（炭運搬ヲ含ム）	造林	苗圃	製炭	森林土木	其ノ他
大正十三年度	四一五、四七二	二一、一三五	一、二六八	二、二五三	二三、八八一	二五一、八七八	六〇、二九三	五、三三八	三三、五七五	一五、八六一
大正十四年度	三七八、九五三	一三、五八二	四一二	一、八四〇	一五、七九七	二四二、七八五	五五、三八五	四、三三〇	三一、二〇一	一四、六三一
昭和元年度	四〇〇、七一七	一八、四八六	五二五	二、一六〇	一八、五三九	二四四、五一三	五三、七七三	四、四六八	四三、三七二	一四、八八一
昭和二年度	三九八、七八七	一五、一六九	四四三	二、三〇一	二〇、八七四	二四八、〇三九	四一、一九三	四、七三九	四七、〇九七	一八、九四二
昭和三年度	三九九、四九八	一八、三五四	四一八	二、〇三一	一七、九六四	二五一、六七四	四一、〇三三	五、四六九	四一、六九七	二〇、八七九
昭和四年度	四二八、六二六	二〇、五三一	五六六	二、三〇七	二三、七七〇	二六七、八四八	三九、九一〇	五、五八九	四七、三九二	二〇、六四九
昭和五年度	四四六、六六一	二一、九五二	一、一〇五	三、一三〇	四〇、五八二	二四七、四三六	三七、四四八	六、一九七	六六、九二九	二一、八八二

昭和六年度	四四五、二五七	二、三三三	一、五八三	二、九一五	三三、九五四	二五三、九三六	三九、三七四	六、七七四	六二、五一四	二三、三七四
昭和七年度	五九九、五二一	一八、四三〇	二、一六九	五、一三〇	三三、二七六	三六四、六九六	四二、三二〇	六、九七七	一〇五、六四二	二〇、九二一
昭和八年度	五七七、九二五	一七、六八〇	二、八一〇	四、三五四	三一、〇九一	三五九、五八六	四二、七三五	七、一三二	九〇、九五一	二一、五九六

第二十一表　俸給生活者統計

第二十一表（其一）官吏數及一年平均俸給額（第五回統計年鑑ニ據ル）

官吏	官數					一人一年平均俸給額（圓）				
	文官	武官	宮内官	合計		文官	武官	宮内官		
昭和八年										
勅任官	一、五三五	三六九	五〇	一、九五四		五、一三五	五、二九九	四、七六三		
奏任官	一四、四四七	一九、四〇八	二八六	三四、一四一		二、六〇一	一、七三三	一、〇九一		
判任官	一二七、〇〇五	二四、二三四	一四三、三三〇	二、一〇九		九七五	—			
雇	三五九、一七四									
傭	……					……				
合計	四九二、一六一	四四、〇二一	二、一〇九	四、五三六	五四〇、七〇八	七二一	一、七八九	九三二		
昭和七年	四八五、七九八	一八、八八三		四、五一八	五〇九、一九九	七二一	一、八一三	九三九		
昭和六年	四七二、五一一	四三、六〇五		四、四九九	五二〇、六一五	六四八	一、七九二	九五一		
昭和五年	四七五、六二六	四三、三七四		四、五一六	五二三、七四七	七三八	二、〇二三	九八九		
昭和四年	七一〇、三〇九	四二、七〇一		四、四七〇	七五七、四四八	六四三	一、八五三	一、〇〇四		

備考　一、昭和四年文官ニハ傭員ヲ含ム
二、地方費支辨ニヨルモノハ本表中之ヲ含マズ
三、宮内官ニハ無給ノモノヲ除ク
四、武官判任官ハ海軍ノミ

五、武官中平均俸給ハ陸軍ノミニ就イテ算出セリ

昭和八年末	警視	警部	警部補	巡査	計	巡査一人ニ付人口
内地	三九	一、五四	三、五四五	五六、八九八	六二、三二六	一、一八二
朝鮮	五七	四二四	七五八	一八、〇七六	一九、三一五	一、一四〇
臺灣	三	二四六	二九一	七、三九九	七、九五八	六六七
樺太	三	一五	三	四九八	五三九	五八九
關東州及滿鐵附屬地	一四	三	一六	四、三〇二	四、五〇五	三〇九
南洋	一	九	三	一〇三	一一六	七三七
合計	四六	二、二九一	四、七五六	八七、二七六	九四、七五九	

備考　内地以外ハ昭和七年末（南洋ハ同年八月）現在、關東州巡査中巡捕一、三七四ヲ含ム

第二十一表（其二）有給公吏員數及一年平均俸給額（第五三回統計年鑑ニ據ル）

		人員	年平均俸給額（圓）
昭和七年末			
府縣吏員		一三、八七五	五六六
市吏員	市長、助役、收入役、區長	四九四	
	其他ノ吏員及雇傭	三七、八八四	八六九
	計	三八、三七八	
町村吏員	町村長、助役及收入役	一三、八八二	四三〇
	其他ノ吏員及雇傭	四七、九八一	
	計	六一、八六三	
合計		一二四、一一六	五九四
昭和六年		一〇九、三三三	六〇八
昭和五年		一〇九、七一四	六二七

第二十一表（其三）官公私立學校別教員數（第五回統計年鑑ニ據ル）

昭和六年度	官立	公立	私立	計
幼稚園	一四	一、七〇五	三、二九三	五、〇一二
小學校	九三	二三二、九七六	七九三	二三三、八六二
盲學校	四八	三三三	二五五	六二五
聾唖學校	三六	三三五	一三九	五〇〇
師範學校	—	二、五二五	—	二、五三五
高等師範學校	二九七	—	—	二九七
臨時教員養成所	二四〇	—	—	二四〇
中學校	五九	一〇、九九四	二、七四九	一三、八〇二
高等女學校	四八	九、五九五	四、二五三	一三、八九六
實科高等女學校	八	一、〇九一	二六二	一、三六一
專門學校	三八三	一九七	四、四九九	五、〇七九
高等學校	一、〇七二	八七	一二九	一、二八八
大學	二、九七三	一二三	二、八九九	五、九八四
實業專門學校	一、七七八	四二	二三八	二、〇四八
實業學校	—	一〇、三五五	四、八五八	一五、二一三
實業補習學校	—	一九、八七八	四七三	二〇、三五一
實業教員養成所	—	—	—	—
實業補習學校教員養成所	—	九八	一六、一四〇	一六、四五七
各種學校	—	三一七	四〇、九七〇	三三八、六六八
計	七、〇四九	二九〇、六一九	一〇五	
第一部統計表				

第二十一表（其四）小學校教員數（第五三回統計年鑑ニ據ル）

昭和年度		本科正教員 尋常	本科正教員 高等	專科正教員 尋常	專科正教員 高等	准教員 尋常	准教員 高等	代用教員 尋常	代用教員 高等	合計 尋常	合計 高等	合計 計	小學校一ニ付本科正教員數	男女割合
昭和五年度												二九〇、〇三〇	四〇、二九二	三三七、三五四
昭和二年度	男	九三、二六七	一、九七五	三、〇二一	一、六三三	八、〇三五	一五八	一二、八四四	一、三〇七	一二六、一五七	三五、〇七二	一五一、二二九	六・九	六七・〇
	女	四九、二〇三	二、七八一	六、六九七	一、三五八	五、三五三	一六	八、七〇九	三四六	六九、九六二	四、五〇一	七四、四六三		三三・〇
昭和三年度	男	九六、〇六六	三三、九八一	三、二一八	一、七九八	七、七一〇	一四七	一二、二二一	一、三六七	一二八、二〇五	三六、二九三	一五四、四九八	七・一	六七・四
	女	四九、六九一	二、七六五	六、八〇八	一、四五五	四、九一五	二一	八、六九三	三四二	七〇、一〇七	四、五八三	七四、六九〇		三二・六
昭和四年度	男	一〇一、三二二	三三、五二三	三、四六七	一、八三二	六、六一五	三二	九、八四一	一、二二〇	一二一、二四五	三六、六九七	一五七、九四二	七・四	六七・六
	女	五一、六〇九	二、七四三	六、八九九	一、三七〇	四、〇九〇	七	八、四九三	三二三	七一、〇九一	四、四四三	七五、五三四		三二・四
昭和五年度	男	一〇六、一二七	三三、二四〇	三、五一八	一、八六七	五、四五五	九二	八、二九八	九九二	一二三、三九八	三六、一九一	一五九、五八九	七・六	六七・九
	女	五二、九三七	一、五八六	六、七二三	一、二六四	三、二四一	一三	八、一一五	三三一	七一、〇一六	四、一九四	七五、二一〇		三二・一
昭和六年度	男	一一〇、〇二四	三三、四七六	三、四四八	一、七八三	四、二五五	八一	七、一五六	七四五	一二四、九一九	三五、〇八五	一六〇、〇〇四	六・四	六八・四
	女	五三、二四三	二、三八四	六、四三三	一、三一六	二、四九四	六	七、七一四	二六九	六九、八八三	三、九七五	七三、八五八	三一・六	三一・六
	計	一六三、二六七	三四、八六〇	九、九一七	三、〇九九	六、七四九	八七	一四、八七〇	一、〇一四	一九四、八〇二	三九、〇六〇		七・七	一〇〇・〇

第二十一表（其五）中等學校教員數（第五三回統計年鑑ニ據ル）

		昭和六年度	同 五年度	同 四年度	同 三年度	同 二年度
師範學校		二、三一九（二〇六）	二、六七二（二四五）	二、七八四（二六九）	二、八二七（三一七）	二、七八〇（三三五）
中學校		一一、九二七（一、八七五）	一三、八四三（二、〇一〇）	一三、七四四（二、二八九）	一三、三七七（二、四六三）	一三、九八九（二、六一一）

	昭和六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度
高等女學校	二、〇六九 (二、六二七)	二、六六八 (二、二二二)	二、五九二 (二、四三三)	二、〇五〇 (二、四四)	二、三六六 (二、八四六)
實科高等女學校	一、〇五八 (三〇三)	一、三五五 (三四九)	一、三五三 (三六二)	一、二六〇 (三九八)	一、三三六 (四五八)
甲種工業學校	二、一四一	二、〇五五	一、九七九	一、九七七	一、七九六
乙種工業學校	三七三	三二七	三二一	三三三	二九二
甲種農業學校	二、七四四	二、六三七	二、五四四	二、四五一	二、二二三
乙種農業學校	八〇〇	七〇三	八四五	八六七	八八一
甲種商業學校	五、九八一	五、七二三	五、二五五	五、〇二〇	四、八〇二
乙種商業學校	三六七	三四八	三四三	三三七	三九二
甲種水産學校	一四五	一三五	一四七	一三五	一二六
甲種商船學校	一六一	一五四	一五九	一五七	一四五
甲種職業學校	二、三九	二、一四五	一、九八四	一、七八三	一、五四九
計	四二、三三 (四、二二)	四六、〇八 (五、七二四)	四五、一〇〇 (五、六三)	四二、四七九 (五、八二)	四一、七七五 (六、一四〇)

備考　括弧内ハ總數中ノ無資格數ナリ

第二十一表（其六）實業補習學校教員數（第五三回統計年鑑ニ據ル）

	昭和六年度	同五年度	同四年度	同三年度	同二年度
工業補習學校	四〇	三九二	三六六	三三	三三
農業補習學校	五、二六六	四、四三六	三、七〇六	三、七二三	二、五六三
水産補習學校	一六五	一四三	一四一	一三三	一〇八
商業補習學校	九五〇	八八九	八五二	八七六	四三
計	六、八〇一	五、八四九	五、〇五六	四、九四三	三、七六六

第二十一表（其七）其他諸學校教員數（第五三回統計年鑑ニ據ル）

	昭和六年度	同　五年度	同　四年度	同　三年度	同　二年度
盲聾唖學校	一、一二	一、〇一八	九四七	九〇七	八五一
幼稚園	五、三三	四、六五七	四、三〇一	三、九一九	三、五九八
各種ノ學校	一六、四四九	一六、四〇一	一五、九四四	一五、一一〇	一四、三一五
內譯					
小學校ニ類スル學校	九一四	九七六	九九五	一、〇三二	一、〇八二
中學校ニ類スル學校	一、三九一	一、二八三	一、三三一	一、二八二	一、二六四
高等女學校ニ類スル學校	一、一五一	一、二三八	一、一九七	一、二三四	九七二
專門學校ニ類スル學校	二四五	二三三	二三三	二四五	一八〇
實業學校ニ類スル學校	五、五二八	一、〇三〇	一、一〇五	一、一二九	一、一九三
盲聾唖學校ニ類スル學校	四八	五三	六五	六〇	五七
其他各種學校	七、一七二	一二、五九八	一二、〇一九	一〇、三三八	九、五六七
合計	三三、八九三	三三、〇七六	三二、一九二	一九、九三八	一八、七六四

第二十一表（其八）學校教員平均月俸額累年表（地方學校職員待遇調査ニ據ル）

	市町村立小學校教員平均月俸（圓）				道府縣立中等學校教員月俸（圓）			
	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	總平均	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校
昭和三年度	六三・〇〇	四五・九九	三九・〇六	三七・二九	五八・一三	一三三・〇〇	一二四・〇〇	一三一・〇〇	一〇九・〇〇
同　四年度	六三・〇九	四六・三七	三九〇・六	三六・二四	五八・五五	一三七・〇〇	一二九・〇〇	一三二・〇〇	一〇七・〇〇
同　五年度	六二・四七	四六・六六	三六・〇八	三六・〇三	五八・五一	一三八・〇〇	一二七・〇〇	一三二・〇〇	一〇八・〇〇

第二十二表（其一）女職工數累年表（工場統計表ニ據ル）

年度	女職工數	男女全職工ニ對スル割合%	紡織工業女職工數	男女全職工數ニ對シ	女職工ニ對シ	紡織男女職工ニ對シ
同六年	六一・〇九	四五・六九	三七・九三	三三・九七	一二五・〇〇	一〇八・〇〇
同七年	六〇・六二	四五・九三	三六・八二	三五・七六	一二八・〇〇	一〇〇・〇〇
昭和四年末	九六九、八三五	五三	八一四、五〇一	四五	八四	八二
同五年末	八八七、二八一	五三	七七〇、三四三	四四	八三	八二
同六年末	八八六、二六六	五三	七四〇、五一一	四五	八四	八二
同七年末	八八七、二〇四	五一	七二〇、〇五一	四二	八一	八二
同八年末	九三三、四三二	四九	七三七、〇五〇	三九	七九	八一

第二十三表（其二）工場少年勞働者數累年比較（工場統計表ニ依ル）

年度	十六歳未滿職工 男	十六歳未滿職工 女	十六歳未滿職工 計	各職工千人中少年工ノ占ムル割合‰ 男工中	女工中	男女工中
昭和四年末	二八、六七八	一九七、六一六	二二六、二九四	三四	二〇四	二三四
同五年末	三三、四六九	一五八、一二五	一八〇、五九四	二八	一七八	一〇七
同六年末	一九、二三九	一六一、四五一	一八〇、六八〇	二五	一八二	一〇九
同七年末	二〇、七一〇	一四六、八五六	一六七、五六六	二四	一六六	九七
同八年末	二六、四〇六	一五九、三一九	一八五、七二五	二七	一七一	九八

第二十二表（其二）女給、藝妓、酌婦、娼妓及其他（第十回警察統計報告ニ據ル）

	カフェー バー	カフェー バー女給	藝妓 置屋	藝妓	酌婦	女髪結	貸座敷 營業者	娼妓	貸座敷 女雇人	遊客
北海道	二、三八二	四、五四九	三三六	三、三三	二、一四三	二六二	一、二四〇	一八〇	三五七、一〇九
青森	一三七	八一七	一八四	三六三	六〇〇	一一六	三七八	一一四	五四、四四三
岩手	一五一	五六八	三〇	三六五	四二一	八五	二九八	七五	六九、九三二
宮城	一九九	六七〇	一二八	三九七	一、六五三	四八七	三三三	九七	一二五、四八三
秋田	一三三	二六二	二〇二	四五五	五二八	二九五	—	—	—
山形	一二九	二六九	二七〇	五〇五	一、二七五	六八三	一三五	四九八	二三五、七一五
福島	二四九	六九〇	四九一	一、一八四	一、四四八	一、〇〇三	七二	三三四	一四四、一五四
茨城	五四七	八〇六	三三五	七七七	一、八八四	五六二	一八	五七	三三、九四二
栃木	三三六	八六四	四四一	九一九	九八〇	九三七	七四	四一三	一五五
群馬	二七七	一、二九八	五六四	一、二四四	八二六	七八九	—	—	一六九、四九六
埼玉	八〇九	一、四三二	三一八	七七六	八四四	七五八	—	—	—
千葉	四二九	七七七	四〇五	六七八	一、二四六	九五〇	五二	四一七	一六四
東京	九、七二〇	二七、二六〇	三、五七一	九、九九二	七、九四九	七、〇三八	八〇六	七、三八八	二、三四〇
神川	一、四九一	三、四一六	七〇〇	二、〇〇九	六、八九九	一、七七一	一七六	一、二三八	三五七
奈									
新潟	六〇九	一、五一九	一、〇〇三	三、〇〇六	—	九一二	二五九	一、〇七六	三一五
富山	二〇〇	五六三	四三一	一、二四五	九〇六	六八九	一九〇	二九一	三五四
石川	二一二	八一七	—	一、八九六	七〇二	四八六	四〇六	二六	二四三
福井	一三四	四六二	二四八	一、一〇六	四七九	五二〇	一九九	三八五	一〇五
山梨	二九六	四〇九	一三七	三七〇	九六七	三四五	二四	一四九	九八、六四一

長野	三六〇	六一六	九三	二、一六九	一、二二一	一、四六八	一〇九	四八六	二〇〇	二八、七九二
岐阜	二三九	六九八	五七五	二、〇四九	一、一七四	一、五九七	九一	五八二	二三〇	五四九、七四二
靜岡	五八六	一、八四三	四八二	一、九四六	四、五六六	一、四〇三	九三	七六六	三〇七	四七六、四一四
愛知	一、九二八	六、一七六	一、六四四	六、八〇二	五、三五一	三、六一八	二九〇	三、一一四	一、三七二	二、〇五二、〇四一
三重	四八四	一、一五一	三三五	一、三七三	一、四五七	八六一	二四五	一、〇九八	四六三	六四二、六一七
滋賀	一七八	三四〇	一〇	四四五	六三八	四八一	二七三	三七九	二九七	三三七、一四五
京都	九七〇	三、三九五	四五三	二、〇六〇	四八四	一、七八五	二、一八五	四、六九七	三、五二七	一、七七一、六〇二
大阪	五、七〇〇	一七、二三五	四〇九	六、八六一	七二五	五、九七〇	一、五六五	九 〇二〇	五、一七五	五、五三三 四一九
兵庫	一、九五一	六、九三六	六八七	三、〇三六	七、五九五	二、三三三	三三七	二、五〇一	九四三	一、四八八、五〇九
奈良	三一二	五九二	一一五	五〇一	一、四六七	五一二	七九	七六六	九一七	四三四、四三六
和歌山	三二八	一、二九八	四五三	一、〇二八	一、一五五	五一八	一七	一二六	七一	三一、二一四
鳥取	一五八	三〇二	一九三	三五九	二一二	三六三	六七	九九	四九	七六、四六七
島根	一八四	四六六	二八六	七六六	六六	四七六	四五	一〇〇	五五	五五、一一五
岡山	三四八	一、三六二	一三〇	八二一	二、八〇三	一、二九九	二一七	九八五	三七二	三二〇、二八三
廣島	四二八	一、九二二	四四三	一、九三六	三、六九九	二、一三六	三七二	二、三九一	六三三	四五九、八二八
山口	二八九	九一六	三三六	一、二〇一	二、一八五	一、一一三	二三八	九七八	四三七	一九〇、五五〇
德島	一五四	三六八	二五六	六二六	一、八〇四	八〇二	一〇二	三八六	八八	二三四、七七一
香川	一八〇	五一〇	一七五	七六五	八〇〇	七五九	一三三	五五四	二〇一	二六〇、五六四
愛媛	二七六	七八一	二八七	一、〇〇九	九七二	八五五	三八	一二五	六一	四二、二四八
高知	八五	三五二	四六	三一五	八七二	二一六	四三	三三三	五四	一一八、五八九
福岡	六〇七	二、五七一	一、〇八六	三、二一六	六、四七三	二、三三九	一六三	一、四七七	五九五	二九二、一〇〇
佐賀	六六	二四〇	一八	三八九	七〇四	三二四	八一	四〇〇	二九二	五九、八四七
長崎	一〇五	三三二	五五八	九七七	一、六八四	六〇三	一六四	一、一六二	二七一	一七四、八八八
熊本	一一〇	三〇九	一八四	九三三	一、一九四	六四四	八七	八三三	四三三	一三八、三八四

大分	一三三	六〇一	三九二	五六六	一、四一七	六八五	七四	三七五	一五六	六六、四九〇
宮崎	六六	二三八	三五九	七七四	九八二	二三八	二七	二四八	七五	四八、九〇一
鹿兒島	六二	三四八	一〇一	四五九	八九九	二九四	三	三六三	一一四	九二、六一七
沖縄	九	一六	二四〇	三〇七	二六二	一四	三二九	四五七	四八四	九五、九四七
合計	三五、二〇〇	九九、三一二	二〇、九四九	七四、二〇〇	八五、五九〇	五五、〇九五	一〇、二八一	四九、三〇二	二三、一三九	二四、九二三、五〇四

第二十三表（其一）海外在留本邦內地人口比較表（外務省通商局調、以下同斷）

	昭和八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	大正十五年	同十四年	同十三年
在留人口	九一八、一七七	八三五、一〇〇	七七七、九四六	七四〇、七七四	七五九、四三九	七〇九、八三八	六七六、二六二	六四〇、〇九九	六一八、四二九	五九四、六一一
對前年增加數	九三、〇七七	四七、一五四	三七、一二七	減一八、六六五	四九、六〇一	三三、五七六	三六、一六三	二一、六七〇	二三、八一八	一二九、六一

備考　大正十三年分迄八各六月現在調、大正十四年以降八十月一日現在調

第二十三表（其二）海外在留各地本邦內地人數（昭和八年十月一日現在）

	總數	男	女														
總數	九一八、一七七	五三三、三一四	四九五、八六三	佛領印度支那	二四五	一二九	一二六	濠洲大洋洲諸島	新西蘭	一一、六七七	二、二九一	三八六
關東州	一三七、一一四	七一、四四一	六五、六七三	英領馬來	五、七二九	三、四〇一	二、三二八	北米合衆國		一〇三、七六五	六三、五一五	四〇、二五〇
南洋委任統治地域	三一、九〇五	一九、三五七	一三、六四八	英領北ボルネオ	六四〇	四六〇	二一〇	本土		一四九、二〇七	七七、三一四	七一、八九三
極東露領	二、二八五	二、〇七〇	二一五	英國保護サラワク				布哇		二〇、三九三	一一、八九七	八、四九六
滿洲國	一八二、六〇一	一〇二、七七一	七九、八三〇	英領印度及錫蘭	一、四七三	八四八	六二五	英領カナダ		五、二九七	三、二九四	二、〇〇三
中華民國	五五、〇六四	二九、五二一	二五、五四三	ペルシア國	二五	一七	八	メキシコ國		七六一	五六〇	二〇一
英領香港及隨領澳門	一、四〇八	七四七	六六一	蘭領東印度	六、九四九	四、六八八	二、二六一	キューバ國		三四一	二五三	八八
暹羅國	三二	二二	九九	比律賓群島	二〇、〇四九	一四、三六三	五、六八六	パナマ國		一四四	九七	四七
				グアム島	三五一	一七九	一七二	コロンビア國				

ヴエネスエラ國	七	七	—	アルゼンテイン國	五、三三四	四、〇五三	一、二八一	埃及國	七〇	四二	二八
ペルー國	二、二八一	一、六六四	七、六一七	パラグアイ國	五	四	一	南阿聯邦	二九	一五	一四
ボリヴイア國	六二七	四三九	一八八	ウルグアイ國	三七	二七	一〇	英領阿弗利加	五四	三三	三
チリー國	六三五	四一三	三三	歐洲諸國	三、八八六	二、九五七	九二九	佛領アルジエリー	二	二	—
ブラジル國	一五七、四七六	九一、三七三	六六、一〇三								

第二十三表（其三）主要地別職業別（大分類）海外在留內地人數（昭和八年十月一日現在）

	總數	關東州	南洋委任統治地域	海外各地	滿洲國	中華民國	比律賓群島	グアム	北米本土	布哇	英領カナダ	ペルー	ブラジル
總數	九一八、一七七	一三七、一一四	三一、九〇五	七四九、一五八	一八二、六〇一	五五、〇六四	二〇、四〇〇	一〇三、七六五	一四九、二〇七	二〇、三八三	二一、二八一	一五七、四七六
1 農業	九四、一九六	一、七八一	九、三一八	八三、〇九七	七三、九二九	三三、三七〇	一一、六四二	六、五六一	二〇、五九〇	四二、三六四	四三、四三五	三三、七一三	
2 水産業	一〇、〇四四	一、二六一	一、二四四	七、五三九	一、八三三	三一	六、五六一	二〇、五九〇	一七、一一〇	一、七九三	六、七〇二	八、二四〇	三〇、〇五一
3 鑛業	三、三六	三一〇	二九	二、八八七	三三	二七八	一、一二八	八九六	一、一七三	一、一五三	一、一五〇	一、九七〇	四
4 工業	六〇、二二六	二九、四三〇	二、三九九	二八、三八七	一、四七一	一七	三	五五八	—	八六	一、五〇〇	一、九七〇	一五九
5 商業	一〇三、六九二	二五、四八六	二、一七〇	七五、〇三六	一二、三〇〇	二〇一五	一、二二四	三、〇二九	四、七一三	一、〇〇四	五〇三	九九四	
6 交通業	四二、九六二	二五、三三五	五五〇	一七、〇八七	二五、三八	一四、〇四六	二、一六五	一〇、六六〇	七、二四八	五、〇八六	一、三二四		
7 公務自由業	六〇、四一〇	三四、二三〇	八二四	二五、三六六	一一、七八六	四一〇	一一九	一、四七四	一、六五七	二三九	三一	三五一	
8 家事使用人	一七、一〇六	二、六二六	三二一	一四、一五九	一五、四五三	三、三八四	二二五	一、七〇四	一、四四七	一三一	一四三	四二三	
9 其ノ他ノ有業	二二、二四八	七、七九八	一、五八五	一一、八六五	四、四七七	一、〇一六	一〇三	一、四四七	五、五二八	一八三	二四八	二四三	
10 無業（主トシテ從屬者）	五〇六、〇七七	八、八七七	一三、四六五	四八三、七三五	二、三六〇	一、一七三	一三五	二、〇〇六	四、五五〇	六一三	二五五	一六七	
					一〇八、六七二	三三、六九四	八、七五八	六一、四〇一	一〇五、七八二	一三、六九一	一三、〇四一	一三三、七六三	

第二十三表（其四）海外各地在留朝鮮人及臺灣人數（昭和八年十月一日現在）

	朝鮮人			臺灣人	
	總數	男	女	總數	男	女
總數	六五五、九二九	三五三、六四五	三〇三、二八四	一、二八五一	七、七三六	五、一二五
關東州	二、二五九	一、一三八	一、一二一	—	—	—
南洋委任統治地域	三〇七	二二五	八二	一	一	—
極東露領	一、四二八	一、三七九	四九	—	—	—
滿洲國	六三八、八三三	三四一、二八二	二九七、四九五	六八	四六	三
中華民國	四、六〇五	二、六八八	一、九一七	二、六八〇	六、九五四	四、七二六
英領馬來	二〇	一八	二	一〇四	七四	三〇
蘭領東印度	二四	二二	二	七二五	四五六	二六九
北米本土	六、四一七	四、三九二	二、〇二五	—	—	—
布哇	一二四	六四	五〇	—	—	—

備考　朝鮮人ハ本表ニ掲ゲタルモノノ外滿洲國ニ五十萬內外極東露領ニ九萬內外ヲ算スル見込